# 山梨地方最低賃金審議会追 加 配 付 資 料

(第1回本審議会)

# 令和7年度 第1回審議会 (R7.7.14)

1	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(関係部分抜粋)	1
2	経済財政運営と改革の基本方針2025 (関係部分抜粋)	27
3	足下の経済状況等に関する補足資料(令和7年度中央最低賃金審議会目安に関 する小委員会(第1回)資料)	33
4	主要統計資料(令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1 回)資料)	117
5	山梨県弁護士会会長声明(写)	179
6	山梨県労働組合総連合 要請署名 (写)	181
【参 <sup>注</sup> 1	考資料】 最低賃金に関する調査研究(令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委 員会(第1回)資料)	183

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 (令和7年6月13日閣議決定)

### <関係部分抜粋>

# I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

# 1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33 年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600 兆円を超える名目 GDP など、30 年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手にしている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である。

2029 年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム(社会通念)の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーションカの強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

# 2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」において、① 働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格(医 療・介護・保育・福祉等)の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

(略)

### Ⅱ.中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均 1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5年間で集中的に実施する。

### ~国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善~

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需(17.4 兆円(2023 年度))及び国・独立行政法人等の官公需(11.0 兆円)において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

~5年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援~

2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029年度までの5年間でおおむね60兆円程度(中小企業実態基本調査ベース)の生産性向上のための投資を実現する。このため、12業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約500機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

### ~336万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A等を相談できる支援体制の構築~

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

### ~地域で活躍する人材の育成と処遇改善~

国民生活を支えている就業人口の約6割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー(デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー)の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

### ~地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し~

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

# |1.官公需も含めた価格転嫁・取引適正化|

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジする ためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保すること のできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者

にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

# (1) 官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GDP に占める割合が高く、地方経済において官公需は 重要な役割を果たしている 5。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の 観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のた めの施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

### ① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

### ② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の 60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、 履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査 実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

# ③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の 自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている。

また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。

工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情 や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を 確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確 な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

### ④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請 負契約とする。

- 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の 変化に応じて必要な費用(レベニューキャップ)を適切に変更する。
- ・ NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。 また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、 その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

# (2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

# ① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法(中小受託取引適正化法)の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に 業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員 会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取 引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を 通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省 庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

# ② パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年5月には約7万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の8割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体

### への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

# ④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準 監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署(全国で321か所)が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

# ⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

# (3)中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク(特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み)を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

# 2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の7割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から2029年度までの5年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定

した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029 年度までの 5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

# (1)業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種(飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業(理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業)、その他サービス業(自動車整備業、ビルメンテナンス業)、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業)については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i)各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii)各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029 年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や 融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような 効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための 関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

# (2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な 伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業(ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金)や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力 化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投 資促進プランの対象業種に追加する。

### (3)12業種における省力化投資の具体策

### ①飲食業

### i)目標

飲食業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す (2024 年度比・名目値)。

### ii)課題と省力化事例

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

### iii)省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック (業界行動計画)を 2025 年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積 極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パ

ッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

### v) 主な KPI

2025 年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の7割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。

### ②宿泊業

# i )目標

宿泊業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す (2024 年度比・ 名目値)。

# ii)課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化する PMS(予約等管理システム)やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

### iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業(設備投資補助)の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和(2025年3月通知改正)により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への 資金繰り支援の活用も推進する。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係 省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導 センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

### v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度において、補助制度活用件数を年 900 件、施策ホームページ 閲覧数を年 40 万PV、説明会・相談会の参加人数を年 500 人達成する。

### ③小売業

### i)目標

小売業の労働生産性を 2029 年度までに 28%向上することを目指す (2024 年度比・名目値)。

# ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジで

の精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POS レジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接 客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

### iii)省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、I T導入、外注、協働、人的投資等の 省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。 さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界 紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

### v) 主な KPI

2026 年度以降、業界団体等との懇談会を年に5回程度行い、各回延べ約 4,300 社に 適時情報発信する。補助制度活用件数を年 1,000 件達成する。

### ④生活関連サービス業(理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業)

### i )目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を 2029 年度までに 29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す (2024年度比・名目値)。

### ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POS レジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

### iii)省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、I T導入等の 省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会 等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への 資金繰り支援の活用も推進する。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

### v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年 250 回開催する。また、伴走型の相談支援を年 1,000 件実施する。 冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均 110 件以上とする。

# ⑤その他サービス業(自動車整備業、ビルメンテナンス業)

### i )目標

自動車整備業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す (2024 年度比・名目値)。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す (2024 年度比・名目値)。

# ii)課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が8割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続き、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業者やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

# iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

### v) 主な KPI

2029 年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を 100%にする。

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年 2,800 回とする。

# ⑥製造業

## i)目標

製造業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す (2024 年度比・名目値)。

### ii)課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化や IoT システム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効

率化などの省力化の優良事例がある。

### iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、I T導入 補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニ ーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、も のづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

### v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度までにおいて、I T導入補助制度活用件数を年平均 7,500 件以上とする。2030 年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を 9,000 社とする。

### ⑦運輸業

### i)目標

運輸業の労働生産性を 2029 年度までに、鉄道分野 18%、自動車(物流)分野 25%、自動車(旅客運送)分野 26%、水運分野 22%、造船・舶用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野 21%向上することを目指す(2024 年度比・名目値)。また、航空分野では、2029 年度までに労働生産性を 5%向上することを目指す(2024 年度比・実質値)。

### ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車(物流・旅客運送)分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、DX化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

### iii)省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

# iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたDX化の支援を実施する。

### v) 主な KPI

鉄道分野では、2029 年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門 50%、電気部門 45%にする。自動車(物流・旅客運送分野)では、DX等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

### 8建設業

### i)目標

建設業の労働生産性を 2029 年度までに 9 %向上することを目指す (2024 年度比・実質値)。

### ii)課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者における ICT 活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

### iii)省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意 すべき点をまとめた指針(ICT指針)及び優良事例集(ICT事例集)を建設業者に 広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事 業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解増進・普及拡大を 図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置につい て周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

# iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

### v) 主な KPI

2029 年度までに年間実労働時間(1人当たり)を全産業平均並みまで減少させる(2023年度の建設業は2,018時間に対し全産業は1,956時間)。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

### 9医療

### i )目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置 基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金 1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

### ii)課題と省力化事例

85 歳以上を中心に高齢者数は 2040 年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、

生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

### iii) 省力化促進策

・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資する ICT 機器の導入支援、中小・小規模事業者に対する I T導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療 D X 推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

# v) 主な KPI

2030年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする(現状は1,860時間)。

### 10介護・福祉

### i )目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに 8.1%、2040年までに 33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を 2029年に 90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金 1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

### ii)課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

### iii)省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都

道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

### v) 主な KPI

2029 年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。 また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、 ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

### ①保育

### i)目標

保育現場への ICT の導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、 2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

# ii)課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済(いわゆる4機能)など保育の周辺業務や補助業務を ICT 活用により解決する優良事例もある。

### iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT 等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育 ICT ラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT導入補助金の活用を推進する。

### iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT 化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域の ICT 導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

### v) 主な KPI

2026 年度までに登降園管理機能を始めとする4機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029 年度までに事務作業等時間を2026 年度比で10%減少させる。

### ⑫農林水産業

### i )目標

農業では1経営体当たりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を2022年比で5割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030年に漁業就業者1人当たりの漁業生産量を2020年比で3割向上することを目指す。

# ii)課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

### iii)省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、 地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点(デジタル林業戦 略拠点)を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、 スマート機器導入支援を行う。

# iv)サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

### v) 主な KPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

### (4)成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

### ①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100 億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高 100 億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援(成長加速化補助金等)を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

### ②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、

海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

### ③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

### (5)地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」(都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること)といった取組10を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

## ①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業(金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」。)・プロフェッショナル人材事業(内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業)・先導的人材マッチング事業(内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業)といった人材マッチング支援を行う既存の3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

### ②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

# ③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するといった先進事例の横展開を促す。

# ④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118 か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

### ⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

# 3. 事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100 万者では経営者の年齢が70歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&A に関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&A に関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A 後の不安を解消するスキーム等の M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化、M&A を仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&A を積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制(特例措置)に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A 時において、 労働者の保護に関する法令等にのっとった対応を徹底する。

# (1) M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化

M&A の売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそも M&A の検討を躊躇(ちゅうちょ)する場合が多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者が M&A を経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

# ①M&A 後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

# ②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

### ③中小企業・小規模事業者の M&A 市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者の M&A における取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A 支援機関登録制度を通じて M&A の取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

### ④全国各地での事業承継・M&A キャラバン(仮称)の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&A にどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&Aの意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

### ⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関(事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等)への橋渡しを促進する。

### ⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国 47 都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

# (2)経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営で関わりのない民間の M&A アドバイザーの専門知識 や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中 小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

### ①M&A アドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&A の実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&A アドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えて M&A アドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

# ②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。

また、同センターによる都道府県のエリアを越えた M&A のマッチングを促進する。

# (3)経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した 企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A 後の事業の成長加速の観点から、 経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続 M&A、計画的な事業統合 (PMI (Post Merger Integration)) を推進する。

### ①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人が M&A を行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

# ②計画的な PMI の推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合 (PMI) が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

### (4)地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含む M&A 支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&A を含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

### (5)事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制(特例措置(措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来))に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

# (6)経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という3要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち5割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記3要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&A や事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&A の際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

# 4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

### (1)アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきている。

人手不足の現場(自動車運転業(物流・人流)、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業(修理・検査を含む。)、介護業、観光業、飲食業等)で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場

人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

VI. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー(デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー)の育成に取り組む。

# (2) A I 等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022 年度から 2026 年度末までの 230 万人のデジタル人材の育成(「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定)に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通した推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、 2028 年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、 技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成 を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

# (3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト(job tag)等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト(しょくばらぼ)、職業情報提供サイト(job tag)の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにば

らばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択 肢となるための労働市場の整備にも努める。

# (4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に 1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、 離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る 必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつ つ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における 力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働 く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

# 5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均 1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べ

て、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏ま え、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境 も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論い ただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正 を図る。

(略)

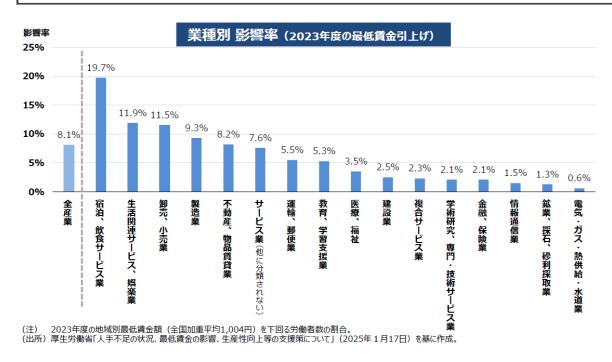
# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 基礎資料

### <関係部分抜粋>

(略)

# 業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引上げの影響率(賃金を引き上げなければ、その年の引上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合)は 全国平均で8.1%(大企業を含む全企業規模での平均)。
- 宿泊・飲食業 (19.7%)、生活関連・娯楽業 (11.9%)、卸売・小売業 (11.5%) が大きい。



(略)

# 海外の最低賃金における指標

● EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟 国に示されている。

EU指令(「適正な最低賃金に関する指令」) ※2

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

- 4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of adequacy of statutory minimum wages. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as 60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage, and/or indicative reference values used at national level.
- 4. 加盟国は、法定最低賃金の適正性を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

(略)

### 経済財政運営と改革の基本方針 2025

(令和7年6月13日閣議決定)

<関係部分抜粋>

# 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

### 1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や 甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靭な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30 年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

### 2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働

移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。 足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつ つ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況 に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加して おり、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは 600 兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で 1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均 1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生 2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。 「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取 組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税 政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済 政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、 定期的に検証する。

### 3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの 20 年で 1,500 万人弱、2割以上が減少する。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化す

る中にあっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する 2030 年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針 2024 で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済 あっての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、 歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソース からより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化 対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整 備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあって、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊かになる、活力ある経済社会を築いていく。

(略)

# 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

### 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ~賃上げ支援の政策総動員~

### (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029 年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の 12 業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029 年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029 年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制(特例措置)に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の 生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町 村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活 用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議 会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上 を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等 を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、 最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏ま え、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

### (2)三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990 年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続

的な賃上げにつなげていくことが求められる。

### (三位一体の労働市場改革)

生成AIが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。具体的には、AIを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「人的資本可視化指針」の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト(job tag)の機能を強化する。ハローワークの体制強化やAIの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

### (多様で柔軟な働き方の推進)

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択 的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者22に届く就労支援 に取り組む。

いわゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める。

### (個別業種における賃上げに向けた取組)

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・ 検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

# (中堅・中小企業による賃上げの後押し)

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のIT化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業のロールアップを促進する。事業者

選択型経営者保証非提供制度の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。 企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤(セカマチ)の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

(略)

# 第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

### 1. 当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和6年度補 正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

(略)



# 足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2025年1月~6月)

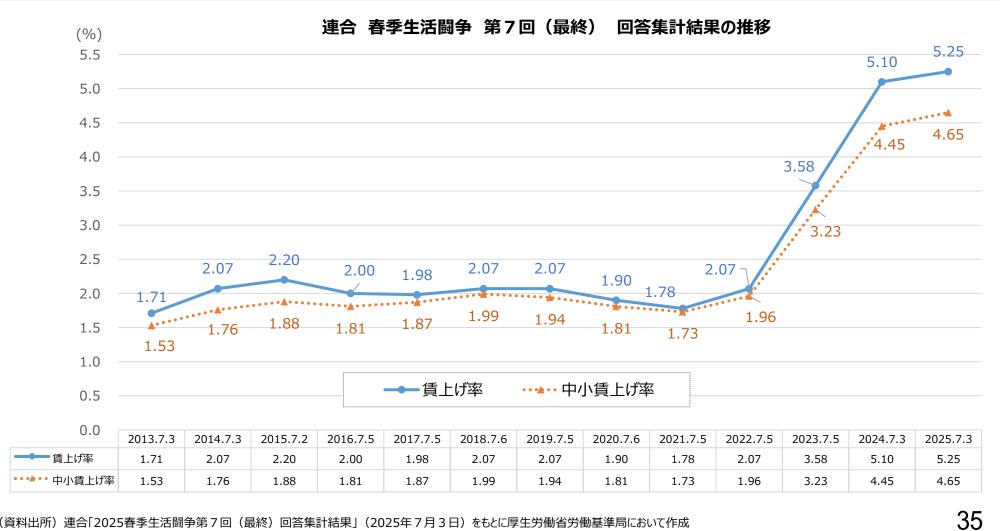
○ 2025年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やか に回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続く ことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の 継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価 上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する 必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やか に回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、 <u>通商政策など</u> アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
3月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
4月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通 商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
5月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
6月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通 商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」 をもとに厚生労働省労働基準局において作成。 (注) 下線は前月からの主な変更点

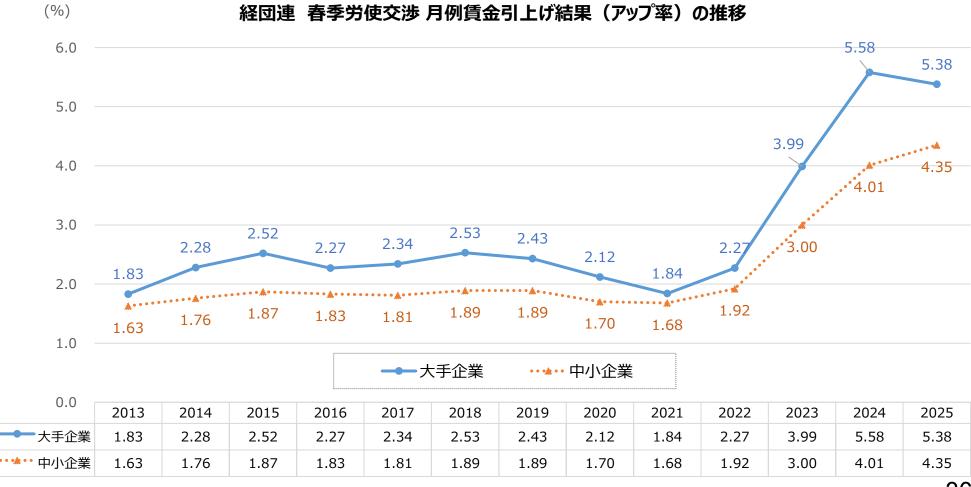
### 連合 春季賃上げ妥結状況

連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.25%(中小4.65%)と なっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



### 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%(第1回集計)、中小企業4.35%(第1回集計)となっている。

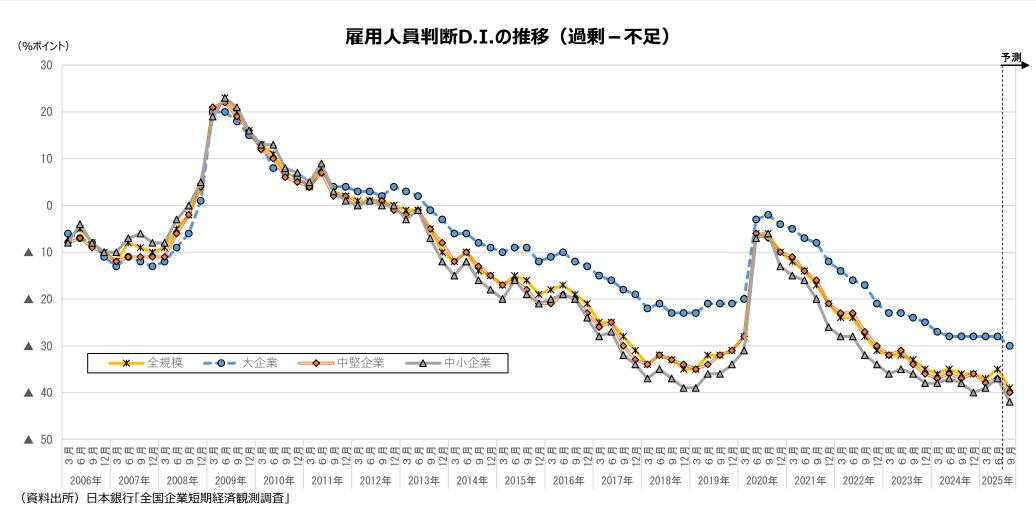


(資料出所)経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中**36** 企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

<sup>(</sup>注) 2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

### 雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。



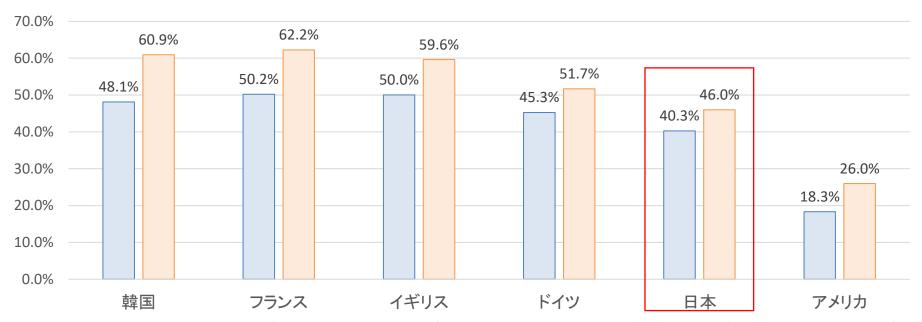
(注) 1. 全産業の数値。

<sup>2.</sup> 大企業:資本金10億円以上、中堅企業:資本金1億円以上10億円未満、中小企業:資本金2千万円以上1億円未満。

### フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

### フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合(2023年)



□フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 □フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

(資料出所)OECD Data Explorer "Minimum relative to average wages of full-time workers"

- (注1)各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用 対象)、単純比較はできないことに留意が必要。
- (注2)アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- (注3)OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

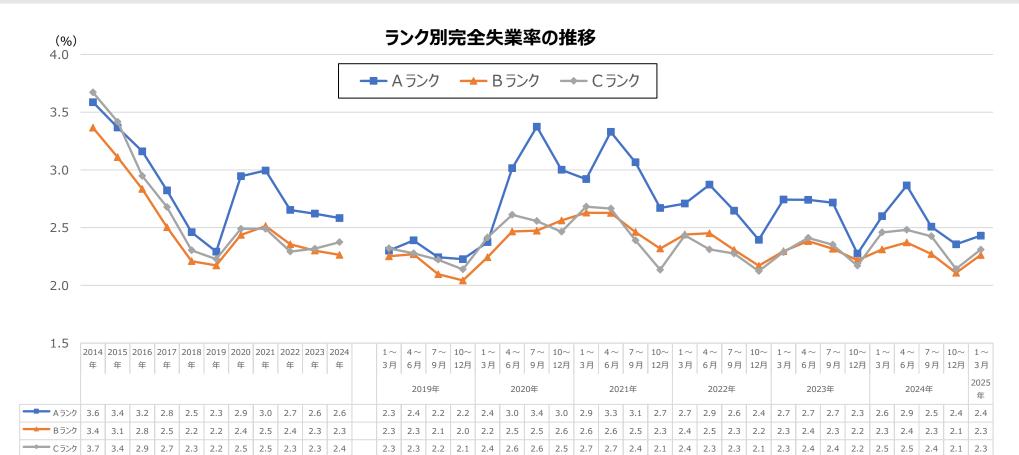
6

地域別の状況



### ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4~6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、 緩やかに改善し、このところ横ばいである。

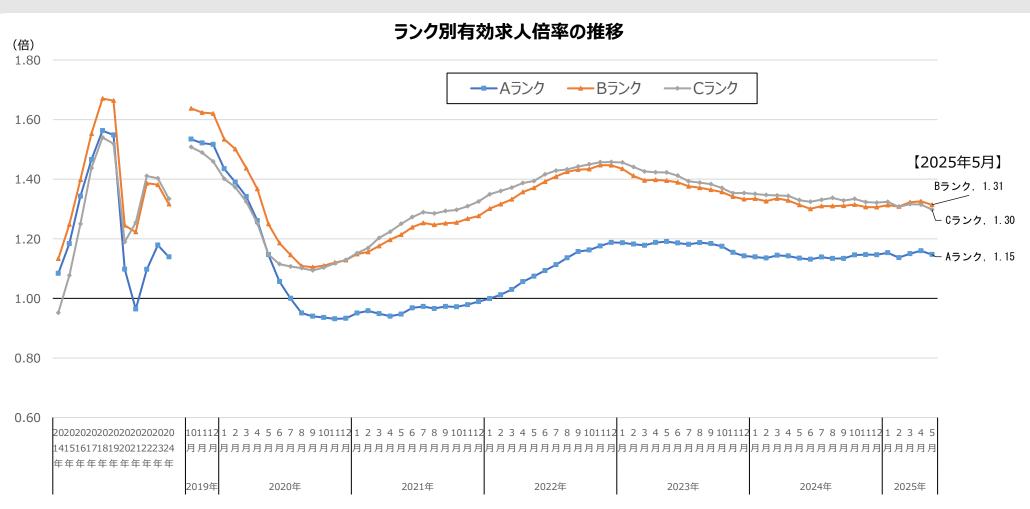


(資料出所)総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
  - 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
  - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

### ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。

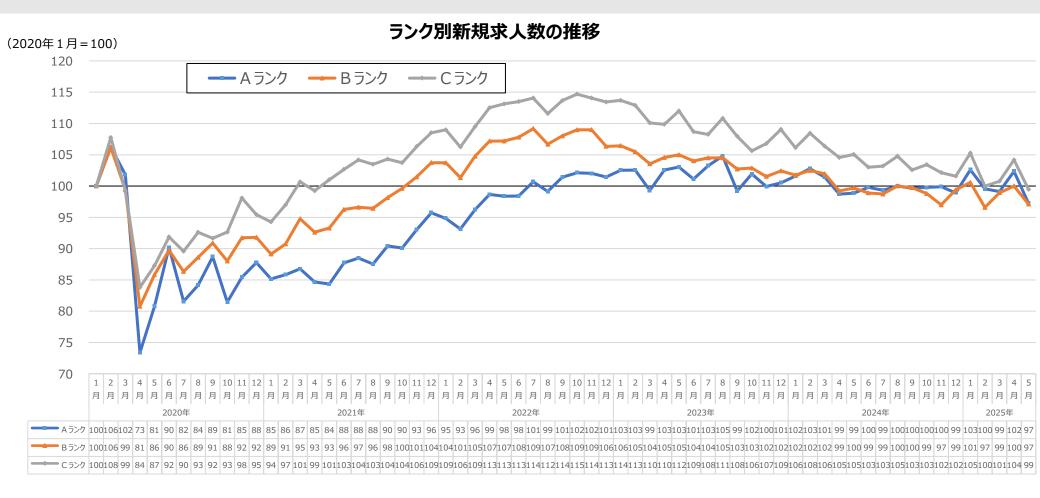


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
  - 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
  - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

### ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクとも おおむね横ばいで推移している。



#### (資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

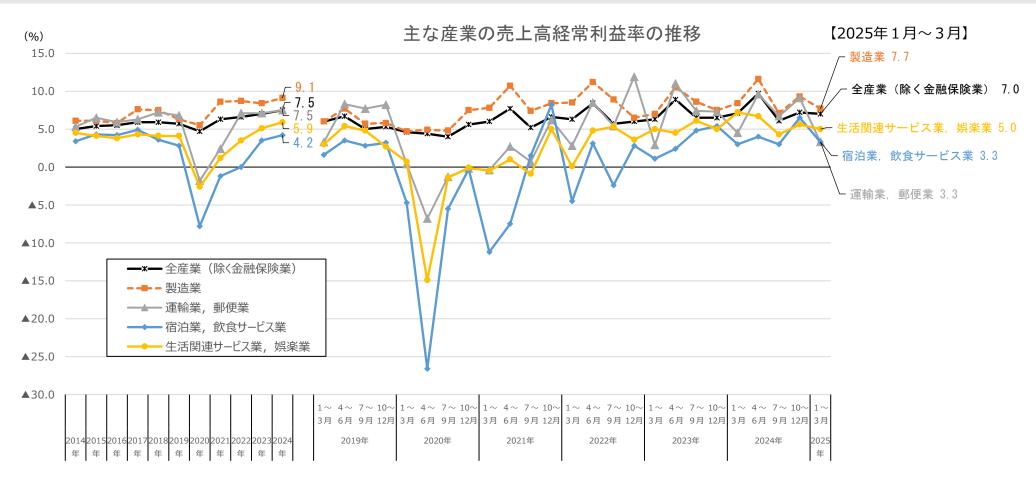
- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
  - 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
  - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況



### 主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4~6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期 ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいである。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

- (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
  - 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

## (参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

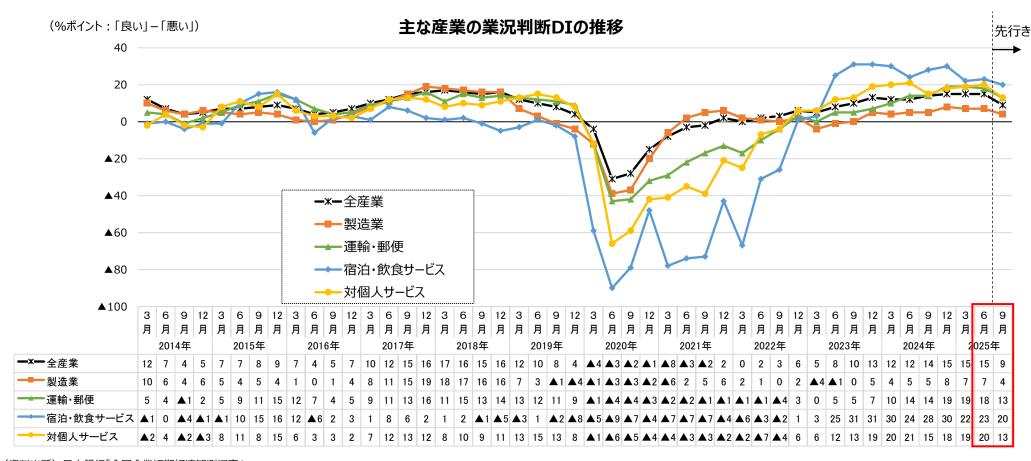
											2021年					2022年					2023年					2024年			2025年
	(単位:%)		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		1~3 月		7~9 月	10~12 月		1~3 月	4~6 月	7~9 月	10~12 月		1~3 月	4~6 月				1~3 月	4~6 月	7~9 月		1~3 月
全産業(除く金	金融保険業)		5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
製造業			6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	7.7
非製造業			5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	6.8
	農林水産業		3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	1.6
	  鉱業、採石業、		24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	24.7
	· 建設業 		5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	11.6
	電気業		5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	<b>▲</b> 3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	<b>▲</b> 6.0	<b>▲</b> 4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	1.7
	ガス・熱供給・水		9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	<b>▲</b> 4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	5.6
	;  情報通信業 		8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	9.0
	運輸業、郵便業		6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	3.3
	卸売業·小売業		2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.7
	- 不動産業、物品 	3賃貸業 	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9
	- サービス業 -	F	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	9.7
		宿泊業、飲食 サービス業	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	<b>▲</b> 7.8	▲1.2	<b>▲</b> 11.2	<b>▲</b> 7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	<b>▲</b> 2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	3.3
		生活関連サービス業、娯楽業	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	<b>▲</b> 2.6	1.2	<b>▲</b> 0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	5.0
		学術研究、専 門・技術サービス 業	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	20.9
		教育、学習支援	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	11.4
	1	医療、福祉業	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	4.4
		職業紹介・労働	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	3.6
		-    その他のサービス  業	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.1

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

- (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
  - 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

### 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移 し、直近では横ばいである。



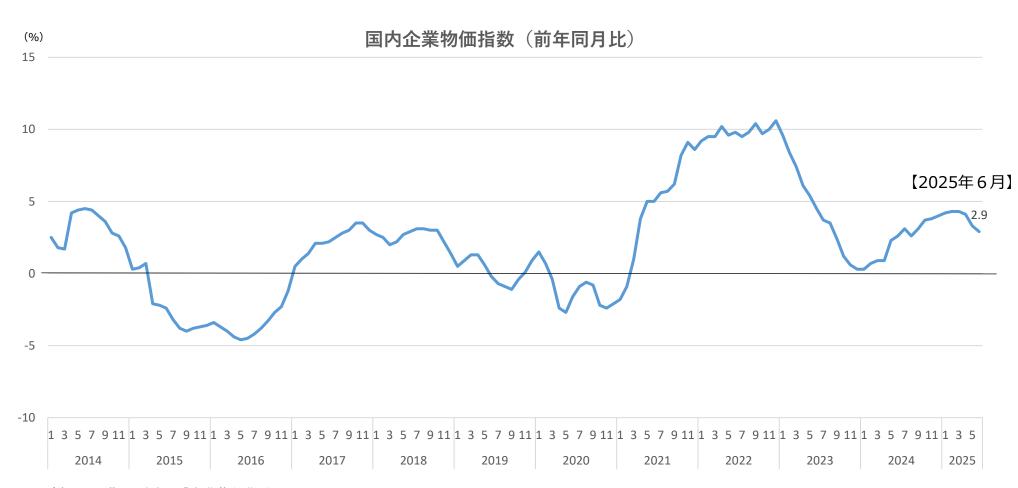
(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

- (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業,純粋持株会社」を除く)。

  - 1. 調査対象では、具本地で 1.2025年6月調査による「先行き(3か月後)の状況」の数値。 2. 2025年9月の数値は、2025年6月調査による「先行き(3か月後)の状況」の数値。 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」かます。 14

## 国内企業物価指数(前年同月比)の推移

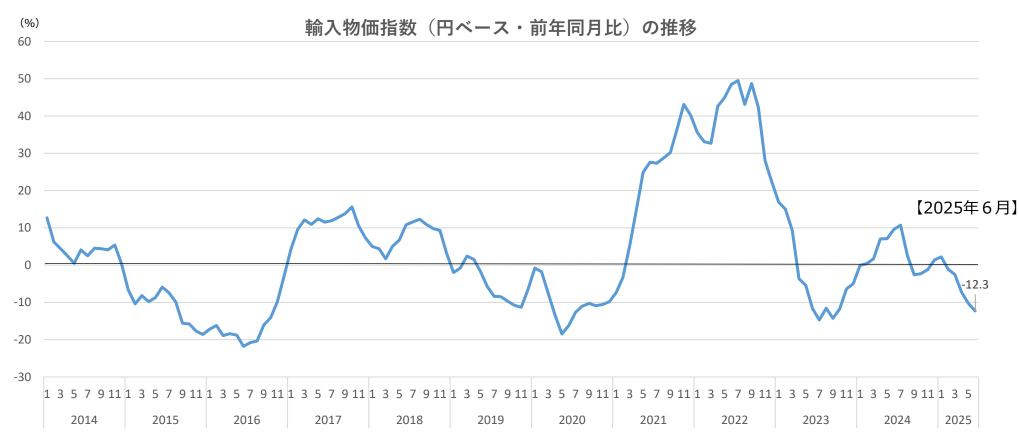
○ 国内企業物価指数については、2023年に減少傾向にあったが、直近では上昇傾向にある。



(資料出所)日本銀行「企業物価指数」 (注) 2025年6月速報値。

## 輸入物価指数(円ベース・前年同月比)の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2025年6月は-12.3%であり、足下では減少傾向である。



(資料出所)日本銀行「企業物価指数」 (注) 2025年6月速報値。 消費者物価の動向



### 消費者物価指数の指標

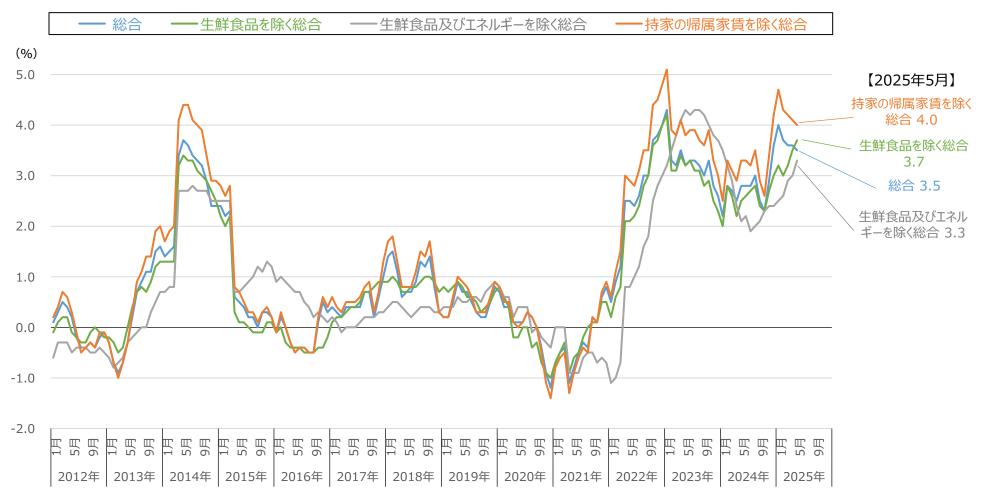
○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト(家計の消費支出に占める割合)により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」(電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン)を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。  ※「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。  ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

(資料出所) 総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A(回答)」「家計調査に関するQ&A(回答)」、 総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する 消費者物価とは」(2018年4月19日)を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

### 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

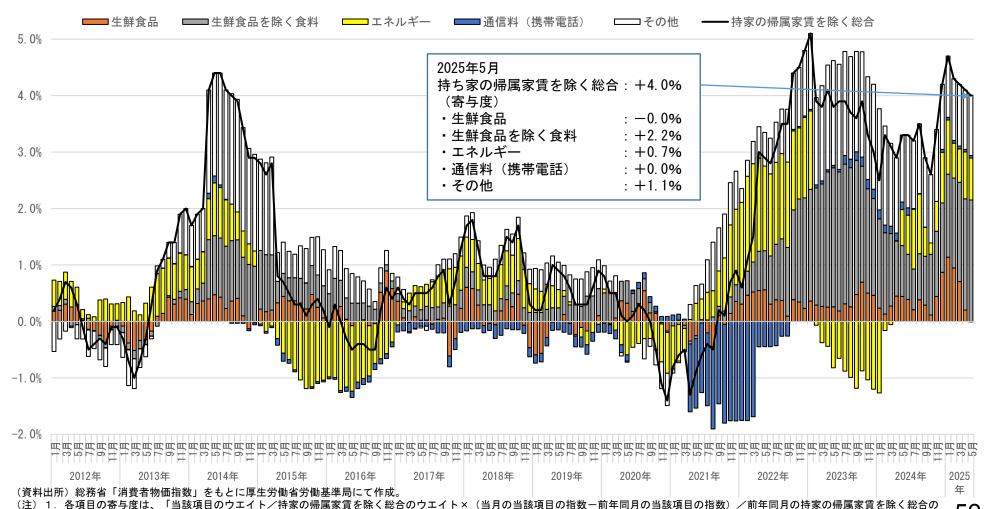
○ 2025年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.5%、「生鮮食品を除く総合」は+3.7%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+3.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+4.0%となっている(いずれも対前年同月比)。



51

## 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(対前年同月比)の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2025年5月に+4.0%となっているが、主な項目別の 寄与度をみると、生鮮食品を除く食料、エネルギーの寄与度が大きい。



<sup>2. 「</sup>その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

指数」により算出。

<sup>3. 「</sup>エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

### 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」(対前年同月比)の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」(対前年同月比)を見ると、2025年5月では、「基礎的支出項目」は+5.2%、「選択的支出項目」は+2.1%となっている。

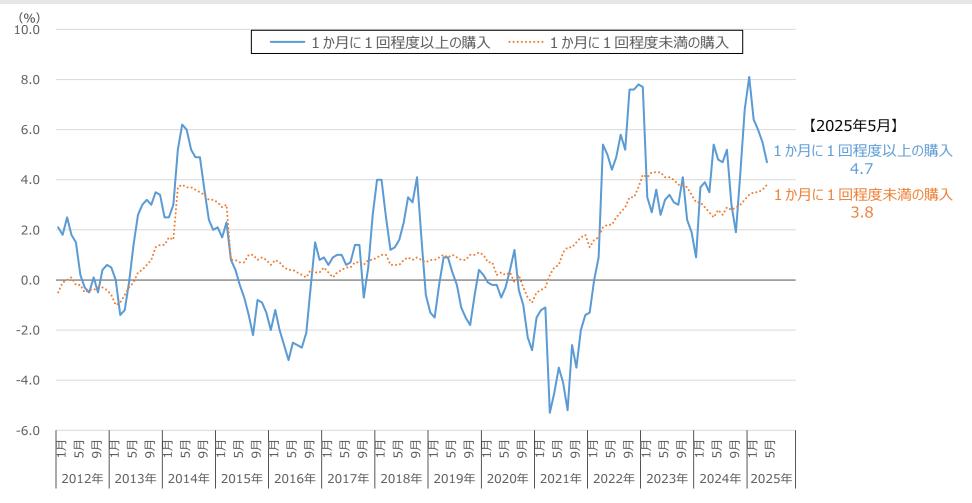


#### (資料出所)総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 基礎的支出項目(必需品的なもの)とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。 選択的支出項目(贅沢品的なもの)とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
  - 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス(支出項目)が何%変化するかを示した指標。
  - 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

### 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2025年5月では、「1か月に1回程度以上の 購入」は+4.7%、「1か月に1回程度未満の購入」は+3.8%となっている。



#### (資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
  - 2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

### 消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

○ 電気・ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2024年		2025年							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
電気・ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33	-0.17	-			

資料出所 総務省「消費者物価指数」

### 〈電気・ガス料金支援 値引き単価〉

酷暑乗り切り緊急支援(2024年8~10月使用分)

2024年8・9月使用分 低圧契約は1kWh当たり4円、高圧契約は1kWh当たり2円、都市ガス料金は1㎡当たり17.5円

2024年10月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金は1㎡当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業(2025年1~3月使用分)

2025年1・2月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、

都市ガス料金は1㎡当たり10円、LNGは1t当たり12,156円

2025年3月使用分 低圧契約は1kWh当たり1.3円、高圧契約は1kWh当たり0.7円、

都市ガス料金は1m<sup>3</sup>当たり5円、LNGは1t当たり6.078円

※都市ガスは家庭及び年間契約量1,000万㎡未満の企業等が対象。LNGは年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

### 2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%~4.7%で推移し、2024年10月~2025年5月平均の対前年同期の上昇率は3.9%となっている。

(単位:%)

			2024年			2025年							
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	~2025年5月 平均			
全	田	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9			
	A ランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8			
	Bランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.9			
	Cランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	4.1			

### 資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
  - 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
  - 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

## 消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別 に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位:%)

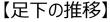
		2024年			2024年10月				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	~2025年5月 平均
頻繁に購入	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	4.4

【参考】「頻繁に購入する品目」の	· )構成		
豚肉 鶏肉 ハム ソーセ 牛乳 ヨーグ	ン キャベツ ねぎ じん レタス もやし にんじん まねぎ にんじん まねらり (輸入品) トマト しめじ 豆腐 油揚げ	せんべい ポテンス チョコレクリーム お 調 理 が	

倒産の動向

### 倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。





### 【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

27

### 原因別倒産状況の推移

原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわよせ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237

(資料出所)中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/">https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/</a>)

<sup>(</sup>注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理(取引停止処分、内整理)も倒産に含まれる。

<sup>3.</sup> 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

### 物価高倒産の状況

### 全国企業倒産集計(2024年報)(抜粋)

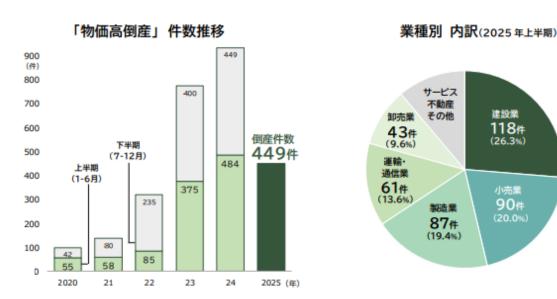
物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件(前年775件、20.4%増)判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』(250件)が最も多く、『製造業』(194件)、『運輸・通信業』(155件)が続いた。 資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」(81件)は前年(46件)から7割増となった。

### 全国企業倒產集計(2025年上半期報)(抜粋)(下図)

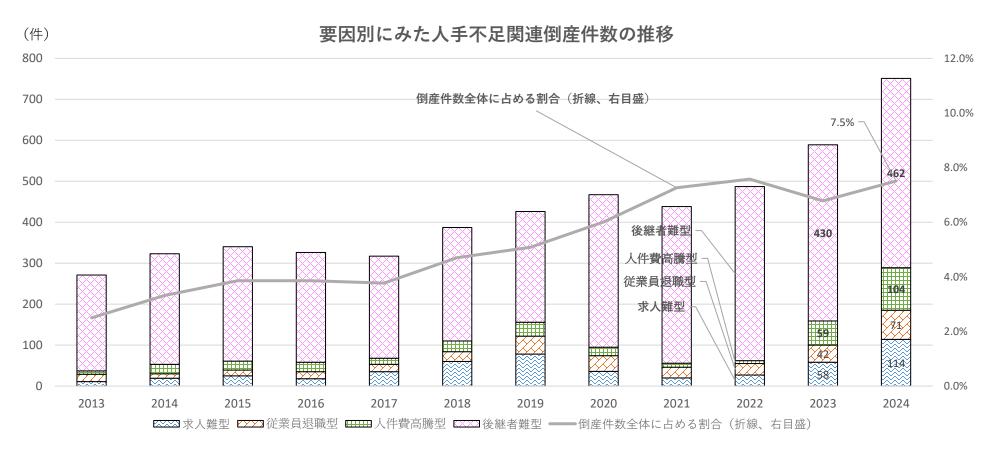
物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件(前年同期484件、7.2%減)判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』(118件)が最も多く、『小売業』(90件)、『製造業』(87件)が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。



### 要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所:東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

# 2024年度全国加重平均51円引上げ後の状況



### 最低賃金の影響率の推移

厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

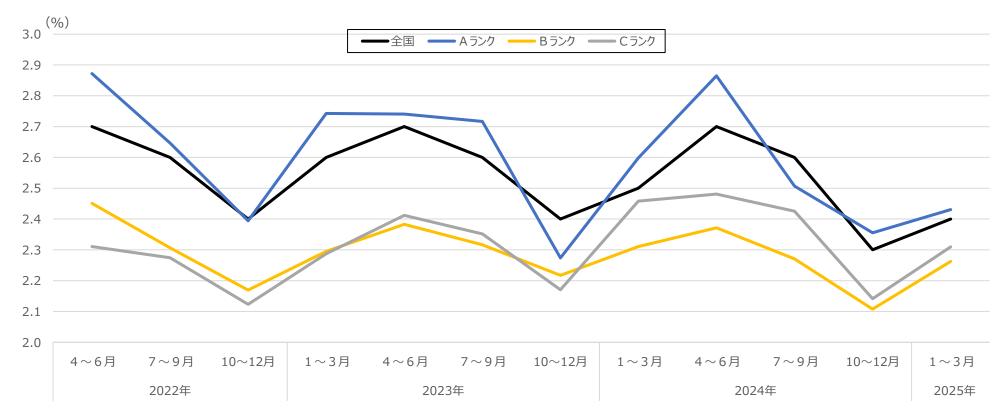
○ 最低賃金の影響率(最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合)は、 上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



(注)調査対象事業所には、事業所規模1~4人は含まれていない。

### 完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。

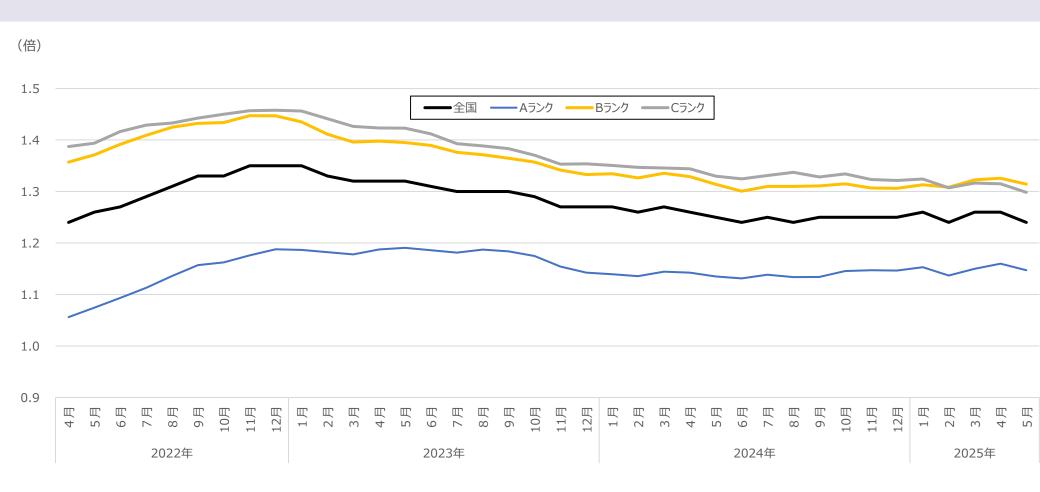


(資料出所)総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。
  - 2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
  - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

## 有効求人倍率 (季節調整値)

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。

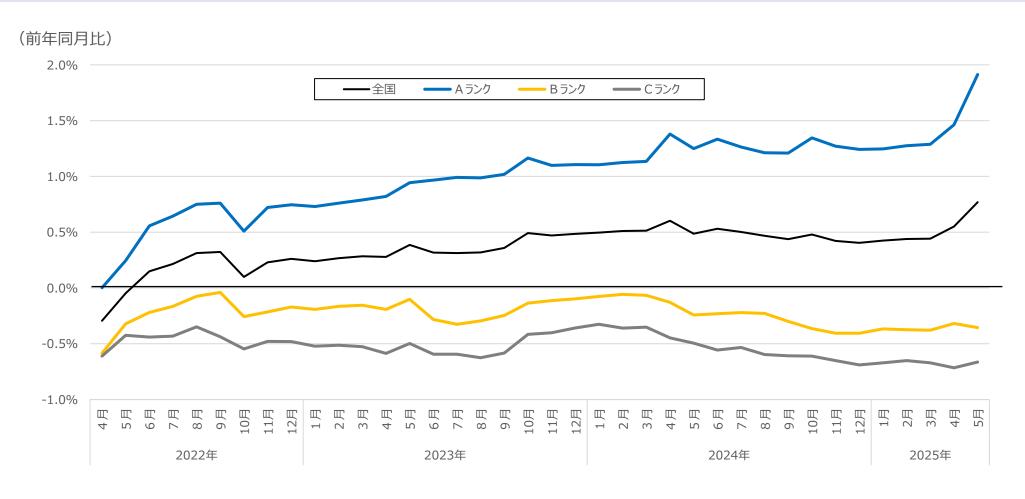


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
  - 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
  - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

### 雇用保険 被保険者数(前年同月比)

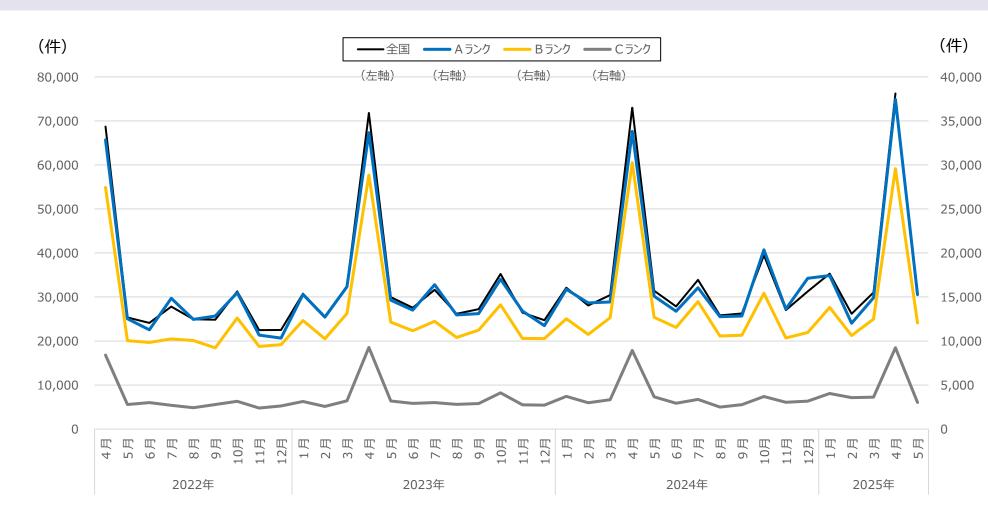
・雇用保険の被保険者数(前年同月比)は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



出所:厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

### 雇用保険 事業主都合資格喪失者数 (原数値)

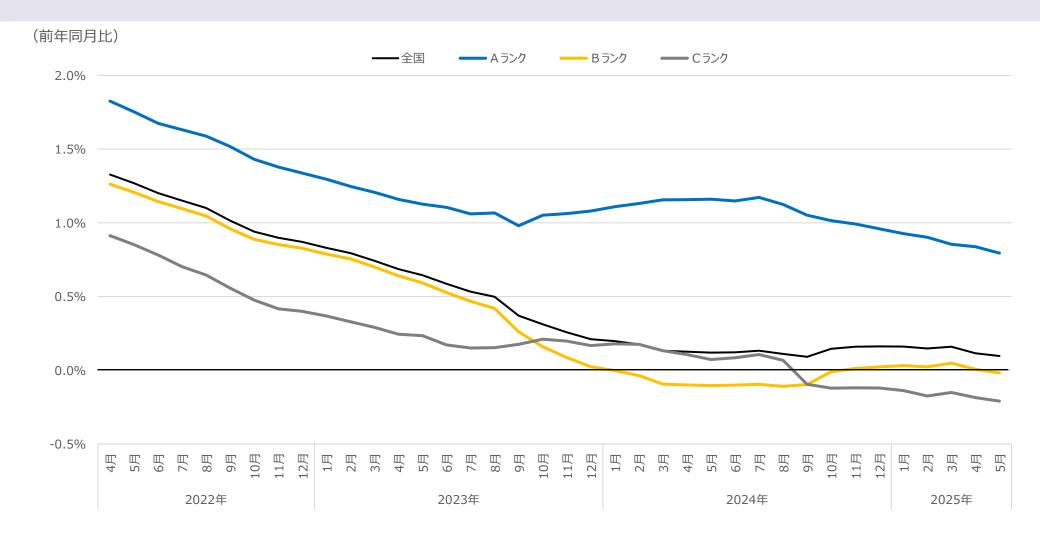
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所:厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

### 雇用保険 適用事業所数(前年同月比)

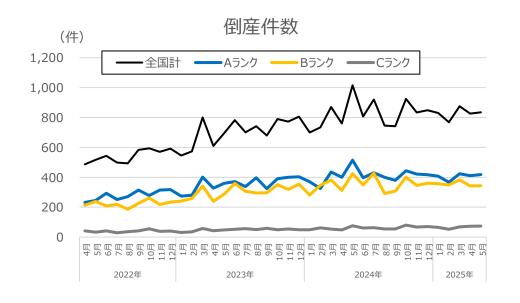
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。

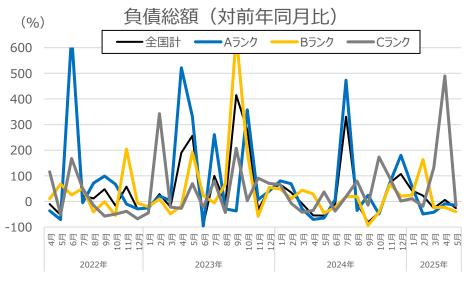


出所:厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

### 倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。





※以下の値は600%を超える。 2022年4月 全国計:1,669%、Aランク:4,445%、2023年9月 Bランク:1,911%

出所:帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

### 完全失業率

1・ショ   4・6月   7・9月   10・12月   1・3月   4・6月   7・9月   10・12月   1・3月   4・6月   7・9月   10・12月   1・3月   6月   1・12月   1・3月															
日報												_		2025年	
技術性   3.1   3.7   3.1   2.7   2.6   3.2   2.8   2.7   2.4   3.0   2.6   2.6   2.6   59	^ =														
日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日															
接手順 2.2 2.3 2.3 2.3 2.0 2.3 2.1 2.3 2.1 2.8 2.3 2.5 2.1 2.4 59  歴報順 2.5 2.8 3.1 2.9 2.9 2.9 3.2 3.2 3.2 3.3 3.1 3.4 3.1 3.1 50  歴知順 2.5 2.0 2.5 2.1 3.0 2.1 2.5 2.7 3.2 2.6 2.7 2.5 3.0 54  歴知順 2.5 2.0 2.5 2.1 3.0 2.1 2.5 2.7 3.2 2.6 2.7 2.5 3.0 54  歴祖順 2.5 2.0 2.5 2.1 3.0 2.1 2.5 2.7 3.2 2.6 2.7 2.5 3.0 54  歴編編 2.3 2.2 2.4 2.3 2.5 2.3 2.4 2.6 2.5 2.6 2.5 2.6 2.4 2.5 55  邓林昭 2.6 2.6 2.4 2.3 2.4 2.7 2.5 2.4 2.4 2.5 2.5 2.4 2.2 2.1 2.4 3.5 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6															
野山田															
野田田   2.5   2.0   2.5   2.1   3.0   2.1   2.5   2.7   3.2   2.6   2.7   2.5   3.0   54     山原田   2.1   1.8   1.8   1.5   1.9   1.7   1.5   1.7   2.1   1.7   1.9   1.6   1.8   55     福田田   2.3   2.2   2.4   2.3   2.5   2.3   2.4   2.6   2.6   2.5   2.6   2.4   2.6   2.5   55     野城田   2.6   2.6   2.4   2.3   2.4   2.7   2.5   2.4   2.4   2.5   2.2   2.4   2.2   2.5   2.5   2.0   2.2   2.6   2.5   2.2   2.1   2.4   2.4   1.9   2.1   59     野田田   2.2   1.9   1.8   1.7   2.0   2.0   2.0   2.1   2.1   1.9   2.0   1.9   1.8   59     埼玉田   2.9   2.8   2.6   2.4   2.7   2.8   2.7   2.4   2.6   2.6   2.4   2.6   2.5   2.3   2.2   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.6   2.5   2.5   2.6   2.5   2.5   2.6   2.5   2.5   2.6   2.5   2.5   2.6   2.5   2.5   2.6   2.5   2.5   2.6   2.5															
山下原															
福島県   2.3   2.2   2.4   2.3   2.5   2.3   2.4   2.6   2.6   2.5   2.6   2.4   2.6   2.5   2.8   2.5   2.4   2.2   2.1   32   32   32   4   2.7   2.5   2.2   2.1   2.4   2.4   2.2   2.1   32   32   32   4   2.7   2.5   2.2   2.1   2.4   2.4   2.9   2.5		-	-	_							-		-		
安成県   2.6   2.6   2.4   2.3   2.4   2.7   2.5   2.4   2.4   2.5   2.4   2.2   2.1   50															
藤朴葉  2.4   2.5   2.5   2.0   2.2   2.6   2.5   2.2   2.1   2.4   2.4   1.9   2.1   50     日本県   2.9   2.8   2.6   2.4   2.7   2.8   2.7   2.4   2.8   2.9   2.6   2.5   2.6   50     日本県   2.9   2.8   2.6   2.4   2.7   2.8   2.7   2.4   2.8   2.9   2.6   2.5   2.6   50     日本県   2.9   2.8   2.6   2.4   2.4   2.6   2.6   2.4   2.4   2.6   2.5   2.3   2.2   50     田東県   2.8   2.8   2.5   2.4   2.4   2.6   2.6   2.6   2.4   2.4   2.6   2.5   2.3   2.2   50     田東県   2.9   3.0   2.9   2.5   2.9   3.2   3.0   2.4   2.7   2.9   2.5   2.1   2.3   50     田林県   2.1   1.9   1.6   1.4   2.0   1.9   1.6   1.6   1.8   2.0   1.6   1.6   1.8   2.2     田井県   2.1   1.9   1.6   1.4   2.0   1.9   1.6   1.6   1.8   2.0   1.6   1.6   1.8   51     田井県   1.7   1.4   1.7   1.4   1.7   1.4   1.5   1.5   1.5   1.5   1.0   0.7   1.2     田井県   1.7   1.4   1.7   1.4   1.7   1.4   1.5   1.5   1.5   1.5   1.0   0.7   1.2     日井県   1.5   2.0   1.8   1.6   2.0   1.6   2.2   2.2   2.0   2.0   2.2   1.8   1.1   1.5     田井県   1.5   2.0   1.8   1.6   1.8   2.0   1.7   1.6   1.9   2.2   1.8   1.7   2.0     田井県   1.5   2.0   1.8   1.6   1.8   2.0   1.7   1.6   1.9   2.2   2.1   1.7   1.6   1.8   50     田井県   1.7   2.4   2.0   1.8   3.0   2.1   2.1   2.0   1.7   2.0   2.1   2.1   2.1   2.0   2.3   50     田井県   1.7   2.4   2.0   1.8   3.0   2.1   2.1   2.0   1.7   3.0   2.2   2.4   2.1   2.0   2.3   50      田井県   1.7   2.4   2.0   1.8   3.0   2.1   2.0   1.7   3.6   1.9   1.7   1.6   1.8   50      田井県   2.2   2.4   2.2   2.0   2.3   2.3   2.1   2.0   2.2   2.4   2.1   2.0   2.3   50      田井県   1.5   2.0   3.8   3.3   2.8   3.7   3.0   3.4   2.6   3.3   3.2   3.2   3.2   2.2   2.2   2.2   2.2   2.2   2.3   2.3   2.1   2.0   2.2   2.4   2.1   2.0   2.3   50      田井県   2.4   2.2   2.2   2.3   2.2   2.1   2.4   2.3   2.4   2.1   2.4   2.2   2.2   2.3   50      田井県   2.4   2.2   2.2   2.3   2.2   2.1   2.4   2.3   2.4   2.1   2.4   2.2   2.2   2.3   50      田井県   2.4   2.5   2.5   2.4   2.1   2.5   2.4   2.1   2.4   2.3   2.2   2.2   2.3   50      田井県															
野田原   2.2   1.9   1.8   1.7   2.0   2.0   2.0   2.1   2.1   1.9   2.0   1.9   1.8   59     野田原   2.9   2.8   2.6   2.4   2.7   2.8   2.7   2.4   2.8   2.9   2.6   2.5   2.6   2.5     東京郎   2.8   2.6   2.5   2.4   2.4   2.6   2.6   2.4   2.4   2.6   2.5   2.3   2.2     東京郎   2.8   2.8   2.5   2.4   2.4   2.6   2.6   2.4   2.4   2.6   2.5   2.3   2.2     東京郎   2.8   2.8   2.5   2.4   2.4   2.6   2.6   2.1   2.5   3.0   2.4   2.4   2.5   50     東京郎   2.9   3.0   2.9   2.5   2.9   3.2   3.0   2.4   2.7   2.9   2.5   2.1   2.3   50     新潟県   2.6   2.2   2.0   2.0   2.4   2.3   1.9   2.0   2.3   2.2   1.8   1.8   2.2   54     田山原   2.1   1.9   1.6   1.4   2.0   1.9   1.6   1.6   1.8   2.0   1.6   1.6   1.8   50     田川原   2.3   2.1   1.9   1.9   2.1   2.1   1.1   1.8   1.8   2.0   1.9   1.9   1.8   1.8   51     田井原   1.7   1.4   1.7   1.4   1.7   1.4   1.4   1.5   1.5   1.5   1.0   0.7   1.2     田東原   1.8   1.8   1.6   2.0   1.6   2.2   2.2   2.0   2.0   2.2   1.8   1.1   1.5     野田原   2.3   2.1   1.7   1.8   2.1   2.1   1.8   1.9   2.0   1.9   1.7   1.6   1.8   50     野田原   2.2   2.4   2.2   2.0   2.3   2.3   2.1   2.0   2.2   2.4   2.1   2.0   2.3   50     野田原   2.2   2.4   2.2   2.0   2.3   2.3   2.1   2.0   2.2   2.4   2.1   2.0   2.3   50     野田原   2.2   2.4   2.2   2.0   2.3   2.3   2.1   2.0   2.2   2.4   2.1   2.0   2.3   50     野田原   2.2   2.4   2.2   2.0   2.3   2.3   2.1   2.0   2.2   2.4   2.1   2.0   2.3   50     野田原   2.4   2.2   2.2   2.3   2.2   2.1   2.0   2.2   2.4   2.1   2.0   2.3   50     野田原   2.4   2.0   2.0   1.8   1.9   1.9   1.8   1.7   1.8   1.9   1.9   1.7   1.9   50     野田原   2.4   2.0   2.3   2.3   2.2   2.1   2.4   2.2   2.2   2.5   2.4   2.3   2.4   2.5   2.5   2.4   2.3   2.4   2.5   2.5   2.4   2.3   2.4   2.5   2.5   2.4   2.5   2.5   2.4   2.5   2.5   2.4   2.5															
与玉県							-								
子医   日本日本   日本日本日本   日本日本   日本日本日本   日本日本   日本日本日本   日本日本日本日本															
東京都   2.8   2.8   2.5   2.4   2.6   2.6   2.6   2.1   2.5   3.0   2.4   2.4   2.5   50   持条川県   2.9   3.0   2.9   2.5   2.9   3.2   3.0   2.4   2.7   2.9   2.5   2.1   2.3   50   50   50   50   50   50   50   5															
神奈川県   2.9   3.0   2.9   2.5   2.9   3.2   3.0   2.4   2.7   2.9   2.5   2.1   2.3   50   新潟県   2.6   2.2   2.0   2.0   2.4   2.3   1.9   2.0   2.3   2.2   1.8   1.8   2.2   54   50   50   50   50   50   50   50															
新潟県 2.6 2.2 2.0 2.0 2.4 2.3 1.9 2.0 2.3 2.2 1.8 1.8 2.2 54															
盛山県         2.1         1.9         1.6         1.4         2.0         1.9         1.6         1.6         1.8         50           石川県         2.3         2.1         1.9         1.9         2.1         2.1         1.8         1.8         2.0         1.9         1.8         1.8         51           福井県         1.7         1.4         1.7         1.4         1.7         1.4         1.7         1.4         1.5         1.5         1.5         1.0         0.7         1.2         53           世界県         1.8         1.8         1.6         2.0         1.6         2.2         2.2         2.0         2.0         1.9         1.7         1.6         1.8         50         6         50         6         50         6         6         2.2         2.2         2.0         1.8         1.6         1.8         2.0         1.7         1.6         1.9         2.2         1.8         1.7         2.0         2.4         1.8         1.9         2.0         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.0         1.9         1.8         1.9         1.0         1.7         1.9         50         3.0 <td></td> <td>54</td>															54
福井県 1.7 1.4 1.7 1.4 1.7 1.4 1.7 1.4 1.5 1.5 1.5 1.0 0.7 1.2 53 山東県 1.8 1.8 1.6 2.0 1.6 2.2 2.2 2.0 2.0 2.0 1.9 1.7 1.6 1.8 50 長野県 2.3 2.1 1.7 1.8 2.1 2.1 1.8 1.9 2.0 1.9 1.7 1.6 1.8 50 接岸県 1.5 2.0 1.8 1.6 1.8 2.0 1.7 1.6 1.9 2.2 1.8 1.7 2.0 51 静岡県 2.2 2.4 2.2 2.0 2.3 2.3 2.1 2.0 2.2 2.4 2.1 2.0 2.3 50 受知県 1.9 2.4 2.0 1.8 2.0 2.1 2.0 1.7 2.0 2.4 1.8 1.9 2.0 50 三重県 1.8 2.0 1.9 1.8 1.9 1.9 1.9 1.8 1.7 2.0 50 三重県 1.8 2.0 1.9 1.8 1.9 1.9 1.9 1.8 1.7 1.8 1.9 1.9 1.7 1.6 50 交換課 2.4 2.2 2.2 2.3 2.2 2.1 2.4 2.3 2.4 2.1 2.4 2.2 2.2 50 交換課 2.4 2.2 2.2 2.3 2.2 2.1 2.4 2.3 2.4 2.1 2.4 2.2 2.2 2.5 50 交換解 2.4 2.2 2.2 2.3 2.2 2.1 2.4 2.3 2.4 2.1 2.4 2.2 2.2 2.5 50 交換解 2.4 2.2 2.2 2.3 2.2 2.1 2.4 2.3 2.2 2.5 2.4 2.1 2.1 2.6 50 大炭保育 2.9 3.6 3.3 2.8 3.7 3.0 3.4 2.6 3.3 3.2 3.2 3.2 2.8 2.8 50 大炭保育 2.9 3.6 3.3 2.1 2.2 2.4 2.1 2.5 2.4 2.3 2.2 2.2 2.3 50 利歌山県 2.6 1.9 2.1 2.3 1.7 1.9 2.3 2.1 2.5 2.4 2.3 2.2 2.2 2.3 50 利歌山県 2.6 1.9 2.1 2.3 1.7 1.9 2.3 2.1 2.4 2.3 2.2 2.2 2.2 2.3 50 利歌山県 2.6 1.9 2.1 2.3 1.7 1.9 2.3 2.1 2.4 1.3 2.1 1.7 2.4 51 局歌県 2.3 2.0 1.3 1.6 2.1 2.7 1.4 1.8 2.2 2.4 1.7 1.4 2.1 57 局報県 1.1 0.8 1.6 1.6 1.7 1.4 2.0 1.2 1.5 1.4 1.8 2.4 1.7 1.4 2.1 57 局報県 1.1 0.8 1.6 1.6 1.7 1.4 2.0 1.2 1.5 1.4 1.8 2.4 1.7 1.4 2.1 57 日報県 2.3 2.2 2.2 2.0 2.0 2.1 2.2 2.0 2.0 2.2 2.3 2.0 2.0 2.3 2.0 2.0 2.3 50 山口県 1.6 1.9 1.7 1.6 1.4 1.8 1.7 1.8 1.5 1.9 1.8 1.6 1.5 51 極陽県 2.3 2.2 2.2 2.0 2.0 2.1 1.2 2.0 2.0 2.2 2.3 2.1 2.4 1.9 2.1 59 長媛県 2.3 2.2 2.2 2.0 2.0 2.1 1.2 2.0 2.0 2.2 2.3 2.1 2.4 1.9 2.1 59 長媛県 2.3 2.2 2.2 2.0 2.0 2.1 1.9 2.2 2.0 2.0 2.2 2.3 2.1 2.4 1.9 2.1 59 長媛県 2.2 1.9 2.9 2.9 2.6 2.6 2.6 2.8 2.7 2.8 2.9 3.0 2.8 2.7 51 55 54 54 2.4 2.7 2.2 2.1 1.8 2.0 1.7 55 55 54 2.4 2.4 2.7 2.2 2.1 1.8 2.0 1.5 55 54 54 2.4 2.7 2.2 2.1 1.8 2.0 1.5 55 54 54 2.4 2.7 2.2 2.1 1.8 2.0 2.0 2.1 1.8 2.0 1.8 1.9 1.5 55 55 54 2.1 2.2 2.0 2.0 2.0 1.9 2.2 2.0 2.0 1.9 2.2 2.0 2.0 1.9 2.0 2.3 1.4 2.0 1.8 1.9 1.5 55 55 54 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55		2.1	1.9	1.6	1.4	2.0		1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6		50
山梨県		2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	51
長野県         2.3         2.1         1.7         1.8         2.1         2.1         1.8         1.9         2.0         1.9         1.7         1.6         1.8         50           岐阜県         1.5         2.0         1.8         1.6         1.8         2.0         1.7         1.6         1.9         2.2         1.8         1.7         2.0         51           勝岡県         2.2         2.4         2.0         1.8         2.0         2.1         2.0         1.7         2.0         2.4         1.8         1.9         2.0         50           三里県         1.8         2.0         1.9         1.8         1.9         1.9         1.7         1.9         50           蒸費期度         2.4         2.0         1.8         1.9         1.9         1.8         1.7         1.8         1.9         1.9         1.7         1.9         50           五間県         2.4         2.2         2.2         2.3         2.2         2.1         2.4         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2         2.2 <t< td=""><td>福井県</td><td>1.7</td><td>1.4</td><td>1.7</td><td>1.4</td><td>1.7</td><td>1.4</td><td>1.4</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.7</td><td>1.2</td><td>53</td></t<>	福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	53
映印	山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	50
静岡県         2.2         2.4         2.2         2.0         2.3         2.3         2.1         2.0         2.2         2.4         2.0         2.3         50           愛知県         1.9         2.4         2.0         1.8         2.0         2.1         2.0         1.7         2.0         2.4         1.8         1.9         2.0         50           遊園県         1.8         2.0         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.8         1.9         1.9         1.3         2.4         2.1         2.2	長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	50
愛知県       1.9       2.4       2.0       1.8       2.0       2.1       2.0       1.7       2.0       2.4       1.8       1.9       2.0         重量県       1.8       2.0       1.9       1.8       1.9       1.8       1.7       1.8       1.9       1.7       1.9       50         蒸費機円       2.4       2.2       2.2       2.3       2.2       2.1       2.4       2.2       2.2       2.2       2.5       2.4       2.1       2.4       2.2       2.2       2.5       2.4       2.1       2.1       2.6       50         大阪府       2.9       3.6       3.3       2.8       3.7       3.0       3.4       2.6       3.3       3.2       2.8       2.8       2.5       2.4       2.6       2.7       2.6       2.4       2.5       2.4       2.3       2.2       2	岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	51
三重県       1.8       2.0       1.9       1.8       1.9       1.9       1.8       1.7       1.8       1.9       1.9       1.7       1.9       50         滋賀県       2.4       2.2       2.2       2.3       2.2       2.1       2.4       2.1       2.4       2.2       2.2       2.5       50         大阪府       2.9       3.6       3.3       2.8       3.7       3.0       3.4       2.6       3.3       3.2       2.8       2.8       50         兵庫県       2.6       2.8       2.5       2.4       2.6       2.7       2.6       2.4       2.5       2.5       2.4       2.3       2.1       2.2       2.4       2.1       2.5       2.5       2.4       2.3       2.1       2.2       2.4       2.1       2.5       2.4       2.3       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.3       50         日歌山県       2.6       1.9       2.1       2.3       1.7       1.9       2.3       2.1       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.2       2.	静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	50
滋賀県       2.4       2.2       2.2       2.3       2.2       2.1       2.4       2.3       2.4       2.1       2.4       2.2       2.2       2.6       50         京都府       2.8       2.6       2.2       2.2       2.6       2.4       2.3       2.2       2.5       2.4       2.1       2.1       2.6       50         兵庫県       2.6       2.8       2.5       2.4       2.6       2.7       2.6       2.4       2.5       2.5       2.4       2.3       2.4       2.1       2.5       2.4       2.5       2.5       2.4       2.3       2.4       2.3       2.1       2.2       2.4       2.1       2.5       2.4       2.3       2.2       2.2       2.3       50         和助山県       2.6       1.9       2.1       2.3       1.7       1.9       2.3       2.1       2.4       1.3       2.1       1.7       2.4       51         鳥取県       2.3       2.0       1.3       1.6       2.1       2.7       1.4       1.8       2.2       2.4       1.7       1.4       2.1       57         島根県       1.1       0.8       1.6       1.6       1.7       1.4	愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	50
京都府         2.8         2.6         2.2         2.2         2.6         2.4         2.3         2.2         2.5         2.4         2.1         2.1         2.6         50           大阪府         2.9         3.6         3.3         2.8         3.7         3.0         3.4         2.6         3.3         3.2         3.2         2.8         2.8         50           兵庫県         2.6         2.8         2.5         2.4         2.6         2.7         2.6         2.4         2.5         2.5         2.4         2.3         2.2         2.2         2.2         2.2         2.3         50           和歌山県         2.6         1.9         2.1         2.3         1.7         1.9         2.3         2.1         2.4         1.3         2.1         1.7         2.4         51           鳥取県         2.3         2.0         1.3         1.6         2.1         2.7         1.4         1.8         2.2         2.4         1.7         1.4         2.1         57           島根県         1.1         0.8         1.6         1.6         1.7         1.4         2.0         1.2         2.5         2.6         2.5         2.1 <th< td=""><td>三重県</td><td>1.8</td><td>2.0</td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>1.7</td><td>1.8</td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>1.7</td><td>1.9</td><td>50</td></th<>	三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	50
大阪府 2.9 3.6 3.3 2.8 3.7 3.0 3.4 2.6 3.3 3.2 3.2 2.8 2.8 50 兵庫県 2.6 2.8 2.5 2.4 2.6 2.7 2.6 2.4 2.5 2.5 2.4 2.3 2.4 51 奈良県 2.4 2.3 2.1 2.2 2.4 2.1 2.5 2.4 2.3 2.2 2.2 2.2 2.2 2.3 50 和歌山県 2.6 1.9 2.1 2.3 1.7 1.9 2.3 2.1 2.4 1.3 2.1 1.7 2.4 51 鳥取県 2.3 2.0 1.3 1.6 2.1 2.7 1.4 1.8 2.2 2.4 1.7 1.4 2.1 57 島根県 1.1 0.8 1.6 1.6 1.7 1.4 2.0 1.2 1.5 1.4 1.8 2.4 1.7 58 岡山県 2.7 2.5 2.3 2.1 2.2 2.6 2.3 2.1 2.5 2.6 2.5 2.1 2.6 50 広島県 2.3 2.2 2.0 2.0 2.1 2.2 2.6 2.3 2.1 2.5 2.6 2.5 2.1 2.6 50 広島県 2.3 2.2 2.0 2.0 2.1 2.2 2.0 2.0 2.0 2.2 2.3 2.0 2.0 2.3 50 山口県 1.6 1.9 1.7 1.6 1.4 1.8 1.7 1.8 1.5 1.9 1.8 1.6 1.5 51 徳島県 2.8 2.2 2.2 1.7 2.0 1.7 1.9 1.1 2.0 1.7 1.7 1.1 1.4 84 香川県 2.1 2.2 2.0 2.0 1.9 2.2 2.0 2.1 1.9 2.0 1.8 1.9 1.5 52 愛媛県 2.2 1.9 2.2 2.0 2.3 2.0 2.3 2.0 2.1 1.9 2.0 1.8 1.9 1.5 52 愛媛県 2.2 1.9 2.2 2.0 2.3 2.0 2.3 2.0 2.3 2.1 2.2 2.0 2.1 1.9 2.0 1.8 1.9 1.5 52 愛媛県 2.2 1.9 2.2 2.0 2.3 2.0 2.3 2.0 2.3 2.1 2.2 2.3 2.1 2.4 1.9 2.1 59 高知県 2.3 2.2 1.4 2.0 2.0 2.3 1.4 2.0 1.8 2.0 1.4 1.4 1.4 1.5 52 養媛県 2.1 2.2 1.4 2.0 2.0 2.3 1.4 2.0 1.8 2.0 1.4 1.4 1.4 1.5 52 養媛県 2.1 2.2 1.4 2.0 2.0 2.3 1.4 2.0 1.8 2.0 1.4 1.4 1.4 1.5 52 養媛県 2.1 2.2 1.4 2.0 2.0 2.3 1.4 2.0 1.8 2.0 1.4 1.4 1.5 1.9 2.1 59 高知県 2.3 2.2 1.4 2.0 2.0 2.3 1.4 2.0 1.8 2.0 1.4 1.4 1.5 1.9 56 長崎県 2.1 2.2 1.7 1.8 1.8 1.8 2.1 2.1 1.7 2.1 2.2 2.1 1.8 2.0 55 熊本県 2.7 2.6 2.5 2.0 2.4 2.7 2.5 1.9 2.6 2.6 2.6 2.6 2.6 2.2 2.5 54 鹿崎県 2.1 2.2 1.7 1.8 1.8 1.8 2.1 2.1 1.7 2.1 2.2 2.1 1.8 2.0 55 産崎県 2.4 2.4 2.7 2.2 1.9 2.9 2.9 1.8 2.2 2.0 2.9 1.8 2.2 2.5 55 産崎県 2.4 2.4 2.7 2.2 1.9 2.9 2.9 1.8 2.2 2.0 2.9 1.8 2.2 2.0 2.9 1.8 2.2 55 産崎県 2.4 2.4 2.7 2.2 1.9 2.9 2.9 1.8 2.2 2.0 2.9 1.8 2.2 2.0 2.9 1.8 2.2 2.5 55 産崎県 2.4 2.4 2.7 2.2 1.9 2.9 2.9 2.9 1.8 2.2 2.0 2.7 2.7 2.7 2.4 2.0 2.9 1.8 2.2 55 産崎県 2.4 2.4 2.7 2.2 1.9 2.9 2.9 2.9 2.8 2.9 2.9 1.8 2.2 2.0 2.9 1.8 2.2 2.0 2.9 1.8 2.2 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9	滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	
兵庫県       2.6       2.8       2.5       2.4       2.6       2.7       2.6       2.4       2.5       2.5       2.4       2.3       2.4       51         奈良県       2.4       2.3       2.1       2.2       2.4       2.1       2.5       2.4       2.3       2.2       2.2       2.2       2.3       50         和歌山県       2.6       1.9       2.1       2.3       1.7       1.9       2.3       2.1       2.4       1.3       2.1       1.7       2.4       51         鳥取県       2.3       2.0       1.3       1.6       2.1       2.7       1.4       1.8       2.2       2.4       1.7       1.4       2.1       57         島根県       1.1       0.8       1.6       1.6       1.7       1.4       2.0       1.2       1.5       1.4       1.8       2.4       1.7       58         岡山県       2.7       2.5       2.3       2.1       2.2       2.6       2.3       2.1       2.5       2.6       2.5       2.1       2.6       50         広島県       2.3       2.2       2.0       2.0       2.0       2.0       2.0       2.0       2.0       2.0 </td <td></td> <td></td> <td>2.6</td> <td>2.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>			2.6	2.2				2.3							
奈良県       2.4       2.3       2.1       2.2       2.4       2.1       2.5       2.4       2.3       2.2       2.2       2.2       2.3       50         和歌山県       2.6       1.9       2.1       2.3       1.7       1.9       2.3       2.1       2.4       1.3       2.1       1.7       2.4       51         鳥取県       2.3       2.0       1.3       1.6       2.1       2.7       1.4       1.8       2.2       2.4       1.7       1.4       2.1       57         島根県       1.1       0.8       1.6       1.6       1.7       1.4       2.0       1.2       1.5       1.4       1.8       2.4       1.7       58         岡山県       2.7       2.5       2.3       2.1       2.2       2.6       2.3       2.1       2.5       2.6       2.5       2.1       2.6       50         広島県       2.3       2.2       2.0       2.0       2.0       2.2       2.3       2.0       2.0       2.3       50         山口県       1.6       1.9       1.7       1.6       1.4       1.8       1.7       1.8       1.5       1.9       1.8       1.6       1.5 </td <td></td> <td></td> <td>3.6</td> <td></td>			3.6												
和歌山県 2.6 1.9 2.1 2.3 1.7 1.9 2.3 2.1 2.4 1.3 2.1 1.7 2.4 51 鳥取県 2.3 2.0 1.3 1.6 2.1 2.7 1.4 1.8 2.2 2.4 1.7 1.4 2.1 57 島根県 1.1 0.8 1.6 1.6 1.7 1.4 2.0 1.2 1.5 1.4 1.8 2.2 2.4 1.7 58 岡山県 2.7 2.5 2.3 2.1 2.2 2.6 2.3 2.1 2.5 2.6 2.5 2.1 2.6 50 広島県 2.3 2.2 2.0 2.0 2.1 2.2 2.0 2.0 2.0 2.2 2.3 2.0 2.0 2.0 2.3 50 山口県 1.6 1.9 1.7 1.6 1.4 1.8 1.7 1.8 1.5 1.9 1.8 1.6 1.5 51 0.9 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0															
鳥取県       2.3       2.0       1.3       1.6       2.1       2.7       1.4       1.8       2.2       2.4       1.7       1.4       2.1       57         島根県       1.1       0.8       1.6       1.6       1.7       1.4       2.0       1.2       1.5       1.4       1.8       2.4       1.7       58         岡山県       2.7       2.5       2.3       2.1       2.2       2.6       2.3       2.1       2.5       2.6       2.5       2.1       2.6       50         広島県       2.3       2.2       2.0       2.0       2.0       2.2       2.3       2.0       2.0       2.3       50         山口県       1.6       1.9       1.7       1.6       1.4       1.8       1.7       1.8       1.5       1.9       1.8       1.6       1.5       51         徳島県       2.8       2.2       2.2       1.7       2.0       1.7       1.9       1.1       2.0       1.7       1.1       1.4       84         香川県       2.1       2.2       2.0       2.0       1.9       2.2       2.0       2.1       1.9       2.0       1.8       1.9       1.5       52 <td></td>															
島根県       1.1       0.8       1.6       1.7       1.4       2.0       1.2       1.5       1.4       1.8       2.4       1.7       58         岡山県       2.7       2.5       2.3       2.1       2.2       2.6       2.3       2.1       2.5       2.6       2.5       2.1       2.6       50         広島県       2.3       2.2       2.0       2.0       2.1       2.2       2.0       2.0       2.2       2.3       2.0       2.0       2.3       50         山口県       1.6       1.9       1.7       1.6       1.4       1.8       1.7       1.8       1.5       1.9       1.8       1.6       1.5       51         徳島県       2.8       2.2       2.2       1.7       2.0       1.7       1.9       1.1       2.0       1.7       1.7       1.1       1.4       84         香川県       2.1       2.2       2.0       2.0       1.9       2.2       2.0       2.1       1.9       2.0       1.8       1.9       1.5       52       28       2.2       2.3       2.1       1.9       2.0       1.8       1.9       1.5       52       3.0       2.3       2.2											_				
回山県   2.7   2.5   2.3   2.1   2.2   2.6   2.3   2.1   2.5   2.6   2.5   2.1   2.6   50     広島県   2.3   2.2   2.0   2.0   2.1   2.2   2.0   2.0   2.2   2.3   2.0   2.0   2.3   50     山口県   1.6   1.9   1.7   1.6   1.4   1.8   1.7   1.8   1.5   1.9   1.8   1.6   1.5   51     徳島県   2.8   2.2   2.2   1.7   2.0   1.7   1.9   1.1   2.0   1.7   1.7   1.1   1.4   84     香川県   2.1   2.2   2.0   2.0   1.9   2.2   2.0   2.1   1.9   2.0   1.8   1.9   1.5   52     愛媛県   2.2   1.9   2.2   2.0   2.3   2.0   2.3   2.2   2.3   2.1   2.4   1.9   2.1   59     高知県   2.3   2.2   1.4   2.0   2.0   2.3   1.4   2.0   1.8   2.0   1.4   1.4   1.5   55     福岡県   2.9   2.9   2.9   2.6   2.6   2.6   2.8   2.7   2.8   2.9   3.0   2.8   2.7   51     佐賀県   1.4   1.8   1.3   1.5   1.3   1.3   1.6   1.6   1.2   1.8   1.1   1.6   1.9   56     長崎県   2.1   2.2   1.7   1.8   1.8   2.1   2.1   1.7   2.1   2.2   2.1   1.8   2.0   55     熊本県   2.7   2.6   2.5   2.0   2.4   2.7   2.5   1.9   2.6   2.6   2.6   2.2   2.5   54     大分県   2.0   2.0   1.8   1.9   2.4   2.4   2.1   2.2   2.4   2.7   2.2   2.2   2.1   55     庭明県   2.4   2.4   2.7   2.2   1.9   2.9   2.9   1.8   2.2   2.0   2.9   1.8   2.2   2.5     庭児島県   1.8   2.5   2.4   2.4   2.1   7   2.2   2.6   2.4   2.0   2.7   2.7   2.4   2.0   56															
広島県   2.3   2.2   2.0   2.0   2.1   2.2   2.0   2.0   2.2   2.3   2.0   2.0   2.3   50     山口県															
山口県															
徳島県   2.8   2.2   2.2   1.7   2.0   1.7   1.9   1.1   2.0   1.7   1.7   1.1   1.4   84   84   84   84   84   84   84															
香川県       2.1       2.2       2.0       1.9       2.2       2.0       2.1       1.9       2.0       1.8       1.9       1.5       52         愛媛県       2.2       1.9       2.2       2.0       2.3       2.0       2.3       2.2       2.3       2.1       2.4       1.9       2.1       59         高知県       2.3       2.2       1.4       2.0       2.0       2.3       1.4       2.0       1.8       2.0       1.4       1.4       1.5       55         福岡県       2.9       2.9       2.6       2.6       2.6       2.8       2.7       2.8       2.9       3.0       2.8       2.7       51         佐賀県       1.4       1.8       1.3       1.5       1.3       1.3       1.6       1.6       1.2       1.8       1.1       1.6       1.9       56         長崎県       2.1       2.2       1.7       1.8       1.8       2.1       1.7       2.1       2.2       2.1       1.8       2.0       55         大分県       2.0       2.0       2.4       2.7       2.5       1.9       2.6       2.6       2.6       2.6       2.2       2.5       54 <td></td>															
愛媛県     2.2     1.9     2.2     2.0     2.3     2.0     2.3     2.2     2.3     2.1     2.4     1.9     2.1     59       高知県     2.3     2.2     1.4     2.0     2.0     2.3     1.4     2.0     1.8     2.0     1.4     1.4     1.5     55       福岡県     2.9     2.9     2.9     2.6     2.6     2.6     2.8     2.7     2.8     2.9     3.0     2.8     2.7     51       佐賀県     1.4     1.8     1.3     1.5     1.3     1.3     1.6     1.6     1.2     1.8     1.1     1.6     1.9     56       長崎県     2.1     2.2     1.7     1.8     1.8     2.1     2.1     1.7     2.1     2.2     2.1     1.8     2.0     55       熊本県     2.7     2.6     2.5     2.0     2.4     2.7     2.5     1.9     2.6     2.6     2.6     2.2     2.5     54       大分県     2.0     2.0     1.8     1.9     2.4     2.4     2.1     2.2     2.4     2.7     2.2     2.1     55       宮崎県     2.4     2.4     2.7     2.2     2.6     2.4     2.0     2.7     2.7						-									
高知県     2.3     2.2     1.4     2.0     2.0     2.3     1.4     2.0     1.8     2.0     1.4     1.4     1.5     55       福岡県     2.9     2.9     2.6     2.6     2.6     2.8     2.7     2.8     2.9     3.0     2.8     2.7     51       佐賀県     1.4     1.8     1.3     1.5     1.3     1.3     1.6     1.6     1.2     1.8     1.1     1.6     1.9     56       長崎県     2.1     2.2     1.7     1.8     1.8     2.1     2.1     1.7     2.1     2.2     2.1     1.8     2.0     55       熊本県     2.7     2.6     2.5     2.0     2.4     2.7     2.5     1.9     2.6     2.6     2.6     2.6     2.2     2.2     55       大分県     2.0     2.0     1.8     1.9     2.4     2.4     2.1     2.2     2.4     2.7     2.2     2.2     2.1     55       宮崎県     2.4     2.4     2.7     2.9     2.9     1.8     2.2     2.0     2.9     1.8     2.2     2.5       鹿児島県     1.8     2.5     2.4     2.4     1.7     2.2     2.6     2.4     2.0     2.7 <td></td>															
福岡県 2.9 2.9 2.9 2.6 2.6 2.6 2.8 2.7 2.8 2.9 3.0 2.8 2.7 51 佐賀県 1.4 1.8 1.3 1.5 1.3 1.3 1.6 1.6 1.2 1.8 1.1 1.6 1.9 56 長崎県 2.1 2.2 1.7 1.8 1.8 2.1 2.1 1.7 2.1 2.2 2.1 1.8 2.0 55 熊本県 2.7 2.6 2.5 2.0 2.4 2.7 2.5 1.9 2.6 2.6 2.6 2.6 2.2 2.5 54 大分県 2.0 2.0 1.8 1.9 2.4 2.4 2.1 2.2 2.4 2.7 2.2 2.2 2.1 55 宮崎県 2.4 2.4 2.7 2.2 1.9 2.9 2.9 1.8 2.2 2.0 2.9 1.8 2.2 55 鹿児島県 1.8 2.5 2.4 2.4 1.7 2.2 2.6 2.4 2.0 2.7 2.7 2.4 2.0 56					-										
佐賀県     1.4     1.8     1.3     1.5     1.3     1.6     1.6     1.2     1.8     1.1     1.6     1.9     56       長崎県     2.1     2.2     1.7     1.8     1.8     2.1     2.1     1.7     2.1     2.2     2.1     1.8     2.0     55       熊本県     2.7     2.6     2.5     2.0     2.4     2.7     2.5     1.9     2.6     2.6     2.6     2.6     2.2     2.5     54       大分県     2.0     2.0     1.8     1.9     2.4     2.4     2.1     2.2     2.4     2.7     2.2     2.2     2.1     55       宮崎県     2.4     2.4     2.7     2.2     1.9     2.9     2.9     1.8     2.2     2.0     2.9     1.8     2.2       鹿児島県     1.8     2.5     2.4     2.4     1.7     2.2     2.6     2.4     2.0     2.7     2.7     2.4     2.0															
長崎県     2.1     2.2     1.7     1.8     1.8     2.1     2.1     1.7     2.1     2.2     2.1     1.8     2.0     55       熊本県     2.7     2.6     2.5     2.0     2.4     2.7     2.5     1.9     2.6     2.6     2.6     2.2     2.5     54       大分県     2.0     2.0     1.8     1.9     2.4     2.4     2.1     2.2     2.4     2.7     2.2     2.2     2.1     55       宮崎県     2.4     2.4     2.7     2.2     1.9     2.9     2.9     1.8     2.2     2.0     2.9     1.8     2.2     55       鹿児島県     1.8     2.5     2.4     2.4     1.7     2.2     2.6     2.4     2.0     2.7     2.7     2.4     2.0     56				-						-	-		-		
熊本県     2.7     2.6     2.5     2.0     2.4     2.7     2.5     1.9     2.6     2.6     2.6     2.6     2.2     2.5     54       大分県     2.0     2.0     1.8     1.9     2.4     2.4     2.1     2.2     2.4     2.7     2.2     2.2     2.1     55       宮崎県     2.4     2.4     2.7     2.2     1.9     2.9     2.9     1.8     2.2     2.0     2.9     1.8     2.2     55       鹿児島県     1.8     2.5     2.4     2.4     1.7     2.2     2.6     2.4     2.0     2.7     2.7     2.4     2.0     56	1-0								-		-				
大分県     2.0     2.0     1.8     1.9     2.4     2.4     2.1     2.2     2.4     2.7     2.2     2.2     2.1     55       宮崎県     2.4     2.4     2.7     2.2     1.8     2.2     2.0     2.9     1.8     2.2     55       鹿児島県     1.8     2.5     2.4     2.4     1.7     2.2     2.6     2.4     2.0     2.7     2.7     2.4     2.0       56															
宮崎県     2.4     2.4     2.7     2.2     1.9     2.9     2.9     1.8     2.2     2.0     2.9     1.8     2.2     55       鹿児島県     1.8     2.5     2.4     2.4     1.7     2.2     2.6     2.4     2.0     2.7     2.7     2.4     2.0     56															
鹿児島県 1.8 2.5 2.4 2.4 1.7 2.2 2.6 2.4 2.0 2.7 2.7 2.4 2.0 56															
								-							
/ I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	56

低←→高

7

出所:総務省「労働力調査」 都道府県別完全失業率(モデル推計値)

### 有効求人倍率(季節調整値)

(単位:倍) 2022年 2023年 2024年 2025年 2024年度 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 全国 1.26 1.27 1.29 1.31 1.33 1.33 1.35 1.35 1.35 1.33 1.32 1.32 1.32 1.31 1.30 1.30 1.30 1.29 1.27 1.27 1.27 1.26 1.27 1.26 1.25 1.24 1.25 1.24 1.25 1.25 1.25 1.25 1.26 1.06 1.05 1.05 1.03 1.03 青森県 1.19 1.20 1.19 1.20 1.21 1.19 1.17 1.17 1.16 1.18 1.16 1.15 1.15 1.15 1.13 1.13 1.11 1.23 1.24 1.23 1.22 1.21 1.22 1.22 1.21 1.19 1.21 1.20 1.33 1.26 1.25 1.20 1.20 宮城県 1.42 1.41 1.42 1.39 1.40 1.39 1.39 1.37 1.36 1.35 1.34 1.31 1.30 1.31 1.29 1.31 1.27 1.25 1.24 1.23 1.23 1.23 秋田県 1.50 1.52 1.47 1.41 1.35 1.37 1.36 1.37 1.35 1.34 1.31 1.32 1.30 1.29 1.28 1.27 1.29 1.30 1.28 1.26 1.26 1.25 1.26 1.25 1.24 1.24 山形県 1.45 1.42 1.38 1.38 1.36 1.30 1.33 1.32 1.32 1.33 1.33 1.32 1.32 1.35 福島県 1.34 1.32 1.42 1.40 1.37 1.39 茨城県 1.45 1.39 1.40 1.38 1.39 1.39 1.36 1.34 1.33 1.34 1.35 1.36 1.33 1.32 1.23 1.20 1.19 1.17 1.16 1.15 1.13 1.12 1.09 1.11 1.11 1.13 群馬県 1.52 1.52 1.52 1.49 1.44 1.41 1.41 1.45 1.41 1.43 1.42 1.40 1.39 1.36 1.37 1.37 1.38 1.41 1.39 1.35 1.33 1.33 1.33 1.33 1.33 埼玉県 1.07 1.06 1.02 1.06 千葉県 1.00 東京都 神奈川県 新潟県 1.55 1.58 1.61 1.63 1.55 1.53 1.49 1.49 富山県 1.60 1.50 1.43 1.43 1.40 1.42 1.38 1.38 1.38 石川県 山梨県 1.44 1.40 1.35 1.35 1.33 1.29 1.26 1.25 1.24 1.21 1.23 1.23 1.27 1.25 1.27 1.28 1.28 1.50 1.45 1.45 1.45 1.43 1.41 1.39 1.37 1.36 1.32 1.31 1.30 長野県 1.49 1.49 1.35 1.34 1.31 岐阜県 1.58 1.56 静岡県 1.24 1.25 1.27 1.24 1.21 1.20 1.19 1.19 1.20 愛知県 1.42 1.34 1.36 1.36 1.43 1.42 1.43 1.41 1.40 1.38 1.35 1.33 1.32 1.31 1.28 1.27 1.28 1.27 1.26 1.25 1.25 1.23 1.22 1.20 1.16 1.14 1.13 二重信 滋賀県 1.13 1.20 1.19 1.17 1.13 1.14 1.12 1.10 1.09 1.08 1.06 1.04 1.03 1.01 1.00 0.99 京都府 1.20 1.22 1.24 1.26 1.25 1.21 1.22 1.23 1.22 1.23 1.22 1.22 1.17 1.21 1.24 1.25 1.26 1.25 大阪府 1.31 1.30 1.32 1.32 1.29 1.23 1.23 1.22 1.22 1.30 兵庫県 1.02 1.01 1.02 奈良県 1.27 1.24 1.21 1.20 1.19 1.18 1.14 1.16 1.16 1.17 1.18 1.15 1.15 1.15 1.13 1.13 1.13 1.13 1.13 1.12 1.11 1.13 1.14 1.15 和歌山県 1.16 1.15 1.15 1.16 1.15 1.16 1.13 1.12 1.12 1.13 1.12 1.10 1.11 1.13 1.13 1.13 1.13 鳥取県 1.38 1.27 1.30 1.25 1.38 鳥根県 1.61 1.60 1.56 1.53 1.50 1.48 1.45 1.49 1.48 1.47 1.49 1.46 1.45 1.45 1.44 1.43 1.43 1.42 1.40 1.38 1.36 広島県 1.56 1.57 1.57 1.54 1.53 1.51 1.50 1.50 ココロ信 1.56 1.57 1.52 1.50 1.50 1.50 1.50 1.49 1.49 1.50 1.50 1.50 1.49 1.47 1.48 1.45 1.47 徳島県 1.29 1.19 1.17 香川県 1.52 1.55 1.54 1.50 1.49 1.44 1.43 1.45 1.45 1.44 1.43 1.39 1.38 1.38 1.39 1.41 1.42 1.44 1.44 1.43 1.44 1.44 1.46 1.46 1.45 愛媛県 1.46 1.38 1.39 1.37 1.36 1.36 1.34 1.34 1.37 1.33 高知県 1.16 1.08 1.14 1.19 1.20 1.21 1.22 1.23 1.25 1.25 1.26 1.27 1.27 1.27 1.18 1.16 1.15 1.19 1.18 1.19 1.17 1.19 福岡県 1.18 佐賀県 1.37 1.38 1.38 1.35 1.33 1.35 1.32 55 54 55 55 56 56 2 1.22 長崎県 1.18 1.20 1.22 1.25 1.23 1.23 1.24 1.24 1.22 1.19 1.23 1.23 1.22 1.20 1.20 1.19 1.19 1.20 1.20 1.19 1.19 1.42 1.42 1.39 1.37 1.34 1.32 1.29 1.27 1.26 1.27 1.25 1.26 1.23 1.23 1.22 熊本県 1.35 1.32 1.26 1.25 1.23 大分県 1.43 1.40 1.42 宮崎県 1.40 1.34 1.34 1.45 1.47 1.45 1.42 1.44 1.46 1.45 1.45 1.44 1.43 1.42 1.36 1.35 1.33 1.31 1.31 1.30 1.29 1.28 1.30 1.30 1.31 1.29 鹿児島県 1.26 1.22 1.23 1.23 1.22 1.20 1.21 1.19 1.16 1.18 1.20 1.18 0.79 0.80 0.80 0.83 0.85 0.89 0.89 0.93 0.94 0.97 1.00 1.00 1.02 1.00 1.05 1.07 1.08 1.08 1.07 1.06 1.04 1.02 1.02 1.02 1.03 1.03 1.02 0.99 0.97 0.99 0.99 0.99 0.96 0.95 0.97

都道府県(受理地)別有効求人倍率(季節調整値)(パートタイムを含む一般) 出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

51

50 55

59

50 50

50

50

51

50

51 50 51

57 58

50 50 51

84 52 59

55

51

56

### 雇用保険 被保険者数(前年同月比)

	2023年												2024年												2025年					2024年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	51
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	50
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	55
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	59
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	50
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	54
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	55
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	55
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	52
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	50
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	50
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	50
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	50
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	50
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	50
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	54
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	50
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	51
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	53
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	50
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	50
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	51
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	50
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	50
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	50
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	50
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	50
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	50
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	51
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	50
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	51
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	57
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	58
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	50
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	50
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	51
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	84
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	52
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	59
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	55
福岡県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	51
佐賀県	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	56
長崎県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.5%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	55
熊本県	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.0%	0.2%	0.6%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	54
大分県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	55
宮崎県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	55
鹿児島県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	最適引上が   51   50   5
沖縄県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	56
																											•	0	2	

出所:厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

### 雇用保険 事業主都合資格喪失者数 (前年同月比)

																														•
	2023年												2024年												2025年					2024年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	51
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	50 55
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	55
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	59
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	50
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	54
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	55
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	55
茨城県	-20,4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	52
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	55 55 55 52 50
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	50
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	50
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	50
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	50
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%		-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	50
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-21.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%		5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	50
														-1.7%								72.5%								54 50
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%		-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%		64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	50
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%		-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	51 53
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	53
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	50 50
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	50
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%		-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	51
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	50
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	50
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	50
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	50
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	50
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	50
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	51
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	50
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	51
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	57
島根県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	58
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	50
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	50
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	51
徳島県	16.3%	-25.2%	21.1%	-27.9%	-22.7%	63.6%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	-43.3%	49.1%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	84
香川県	81.1%	73.3%	15.4%	19.3%	-27.9%	75.9%	-4.8%	21.9%	-18.7%	58.2%	12.9%	0.7%	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	52 59
愛媛県	42.0%	1.0%	-3.5%	20.4%	8.3%	42.5%	17.9%	-3.4%	23.1%	-41.6%	-1.4%	1.4%	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	59
高知県	5.0%	-15.2%	-32.6%	24.2%	52.6%	20.7%	-25.6%	54.0%	37.2%	-17.7%	-7.9%	-3.4%	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	55 51
福岡県	5.9%	13.9%	6.3%	-15.9%	1.2%	-13.6%		-13.9%	11.0%	15.2%	1.5%	-3.4%	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	51
佐賀県	-29.3%	26.0%	24.4%	15.2%	25.8%	101.4%	43.0%	-52.3%	-13.7%	21.1%	2.9%	-9.4%	-3.1%	-40.5%	-7.8%		-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	56
長崎県	-43.9%	-30.1%	5.1%	-2.3%	-35.8%	-40.9%	-40.2%	-18.8%	-6.7%	-17.9%	-13.7%	69.4%	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	55
熊本県	6.4%	28.9%	-2.4%	33.9%	39.4%	-10.4%	24.0%	50.8%	25.7%		-14.2%	-9.0%	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	54
大分県	16.8%	-33.2%	-8.1%	-5.1%	45.0%	11.9%	-27.8%	60.6%	25.4%	11.4%	19.5%	-36.6%	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	55
宮崎県	24.3%	0.7%	146.3%	3.0%	6.4%	13.1%	5.2%	5.6%	15.8%	16.9%	18.1%	47.2%	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	56 55 54 55 55 55
鹿児島県	-17.2%	0.7%	30.2%	42.0%	19.1%	40.7%	12.1%	15.0%	7.9%	19.0%	-1.7%	-16.7%	48.1%	65.7%	2.5%	6.9%	45.6%	-34.7%	11.2%	-13.7%	5.0%	-14.1%	7.2%	-1.6%	-25.8%	16.4%	-27.0%	-27.0%	-13.7%	56
沖縄県	1.7%	-1.7%	2.5%	-9.4%	37.6%	19.2%	39.1%	11.0%	-23.8%	49.1%	-3.3%	9.1%	10.7%	55.1%	3.0%	-13.2%	-3.8%	-8.9%	-29.1%	21.0%	-9.5%	20.7%	18.1%	-23.0%	-5.9%	-19.4%	9.4%	29.3%	13.9%	56
/作靶宗	1./7/0	-1./7/0	2.370	-9.470	37.0%	19.2%	39.170	11.070	-23.0%	49.170	-3.370	9.170	10.7%	33.170	3.0%	-13.270	-3.0%	-0.970	-29.170	21.0%	-9.5%	20.7%	10.170	-23.0%	-5.5%	-19.4%	9.470	29.3%	13.9%	

出所:厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

### 雇用保険 適用事業所数(前年同月比)

																														2024年度
	2023年												024年												2025年					2024年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	51 50
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	50
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	55
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	59
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	50
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	54
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	55
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	55
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	52
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	50
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	50
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	50
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	50
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	50
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	55 59 50 54 55 55 50 50 50 50 50 50 51 53 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	54
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	50
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	51
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	53
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	50
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	51
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	50
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	50
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	50
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	50
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	50
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	50
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	51
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	50
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	51
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	57
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	58
岡山県	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	50 50 50 50 51 51 57 58 50 51 51 84 52 59 55 51 56 55 55 55
広島県	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	50
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	51
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	84
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	52
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	59
高知県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	55
福岡県	1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	51
佐賀県	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	56
長崎県	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	55
熊本県	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	54
大分県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	55
宮崎県	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	55
鹿児島県	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	56
沖縄県	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	56

出所:厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

低← →高

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等



### 中小企業の生産性向上等に係る支援策

|2025年度当初予算額(2024年度当初予算額)| <2024年度補正予算額>

#### 賃金引き上げに関する支援

#### 業務改善助成金 | 15億円(8.2億円) | <297億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

#### <u>キャリアアップ助成金|1,025億円(1,106億円)|</u>

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

#### 人材確保等支援助成金 | 2.0億円(2.9億円) |

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成。

#### 人材開発支援助成金等による支援 | 545億円(629億円) |

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に 関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に 沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

#### 働き方改革推進支援助成金|92.3億円(71.0億円)|

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

#### 相談窓口

#### 働き方改革推進支援事業 | 30.1億円(31.4億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を 実施。

#### よろず支援拠点等の支援体制の充実

#### |34億円の内数(35.0億円の内数)| <112億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き 方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対 応するため、支援体制を充実。

#### 生産性向上に関する支援

#### 中小企業省力化投資補助事業 <3,000億円 ※既存基金を活用>

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

#### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.00億円 | <10.00億円 >

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

#### 中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

- ① **中小企業成長加速化補助金**(補助上限額:5億円、補助率:1/2)
- …賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい 売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- ② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)

(補助額:100万~4,000万円、補助率:1/2~2/3)

- ··· 革新的な新製品・新サービス開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築を支援
- ③ 小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

(補助上限額:原則50万円、補助率:2/3等)

- … 小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援
- ④ サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)

(補助額:5万~450万円、補助率:1/2~4/5)

- …中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援
- ⑤ 事業承継・M&A支援事業(事業承継・M&A補助金)

(補助額:150万~2,000万円、補助率:1/3~2/3)

…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援

#### <u>新事業進出補助金 <1,500億円 ※既存基金を活用></u>

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

### 2025年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

# 金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

#### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。 中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。 ※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資に かかった費用に対し最大100万円が助成されます。

Marie Carlo Santa Santa Santa	
賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30~130万円
45円コース	45~180万円
60円コース	60~300万円
90円コース	90~600万円

#### 活用のポイント 賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資す る計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者 数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

#### キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。 パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した 場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

#### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアッ プ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業とちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃 金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給 制度を新たに規定した場合は助成額を加算
- (※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

#### 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコン サルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を 引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25~550万円が助成されます。

コース区分	助成_ 基本 部分	上限額 貫上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25~ 550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~200万円	6~360万円
勤務間インターバル導入コース	50~	,

#### 活用のポイント

#### 労働時間削減等の取組 (賃上げ)+設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ
- 額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う
- (※2)労働者数30人以下の場合は信額を加算 (※3)別途団体向けのコースあり(助成上版額1,000万円)

#### 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練 経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、 訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成制練)の場合
※2 5%以上の着上げ又は資格等手当を放棄規則等に提定し、制練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	貫上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
Construction of the	1人1コースあたり

12万円~25万円

#### 活用のポイント

#### 職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働 局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施し
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定
- ※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

#### 人材確保等支援助成金(雇用管理制度·雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度 職場活件化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の 導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、 最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)	1
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)	ľ
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)	

#### 活用のポイント

#### 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する 機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- (※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。 (※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

#### より高い処遇への労働移動等への支援

#### 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を 継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に 従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5% 賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

#### 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇 入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ た場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当 該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

#### 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた 場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

#### √ 支援策の詳細はHPをチェック

https://www.mhlw.go.ip/stf/seisaku 原生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku filtsuite/bunya/package\_00007.html initsuite/bunya/package\_00007.html





## 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2024年度 応募·申請数(件) ※一部暫定値	2024年度 実績(件) ※一部暫定値	2024年度 執行額(億円) ※一部暫定値
中小企業省力化投資補助事業	2,235	_	_
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	6,406	2,255	_
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	23,321	10,591	_
サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	71,767	50,175	_
事業承継·M&A支援事業(事業承継·M&A補助金)	2,107	1,285	_
中小企業等事業再構築促進事業	7,664	2,031	_
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、雇用管理制度・雇用環境整備助成コース(R7より受付再開)、 テレワークコース	64	42	0.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等 リスキリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	<sup>67.9</sup> <b>79</b>

### 業務改善助成金の執行状況

(億円)

						( 1/6/1 )		
	当初予算額①	前年度からの繰越額	<b>補正予算額</b> ③	次年度へ の繰越額 ④	<b>予算現額</b> \$= (1+2+3-4)	<b>執行額</b> ⑥	<b>執行率</b> (%) ⑥/⑤	執行件数(件)
2024年度	6.2 (8.2)	94.0 (101.9)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	257.9 (268.7)	233.5	90.5	18,601
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0	13,603
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6	5,672

<sup>※</sup> 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。

<sup>※</sup> 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

<sup>()</sup> 内の数値は、事業費を含めた金額。

### 業務改善助成金の執行状況(都道府県別執行件数)

	2022年度	2023年度	2024年度
北 海 道	201	645	953
青森	62	169	248
岩手	124	254	240
宮城	59	196	241
秋 田	55	95	144
山形	74	147	219
福島	84	255	346
茨 城	101	217	302
栃木	104	205	351
群馬	76	187	230
埼玉	105	359	432
千 葉	121	242	356
東京	440	699	1,007
神奈川	274	437	591
新潟	86	326	381
富山	58	158	206
石 川	78	189	257
福井	91	254	342
山梨	33	128	111
長野	106	248	339
岐阜	101	312	439
静岡	181	324	730
愛知	361	1,090	1,315
三重	72	249	292

	2022年度	2023年度	2024年度
滋賀	131	239	273
京 都	85	186	462
大 阪	358	1,042	1,363
兵 庫	260	577	919
奈 良	72	163	252
和 歌 山	89	176	233
鳥取	94	177	192
島根	45	161	163
岡山	104	266	201
広島	169	403	429
ЩП	107	241	301
徳島	84	130	333
香川	98	241	323
愛媛	96	173	302
高知	37	196	172
福岡	219	539	863
佐賀	32	211	210
長崎	83	216	255
熊本	123	155	298
大 分	161	231	299
宮崎	54	153	169
鹿児島	42	122	163
沖縄	82	220	354
全国計	5,672	13,603	18,601

(件)

### 賃上げを後押しする予算措置 [2024年度補正予算]

- 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置(補助上 限・補助率の引上げ等)を設けている。
- 事業承継・M&A補助金(事業承継促進枠・PMI促進枠)については、現在公募なし。

### <中小企業省力化投資補助金> 【既存基金を活用 3,000億円】

**□事業概要**:人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する 「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

口補助率:1/3~2/3

ロ補助上限:最大8000万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大1億円に引き上げ

# <事業承継·M&A補助金>

# 【生産性革命推進事業 2024年度補正 3,400億円の内数】

- 事業承継促進枠 PMI推進枠
- 事業概要 承継前の設備投資等に係る費用を補助
- M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助
- PM I 専門家活用類型: 1/2 補助率  $1/2 \sim 2/3$
- 事業統合投資類型 : 1/2~2/3 PMI専門家活用類型:最大:150万円 最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額 事業統合投資類型 : 最大800万円 ⇒ 一定水準以上
- 補助上限 を最大1,000万円に引上げ の賃上げで上限額を最大1,000万円に引上げ 82
- 加点措置 事業場内最低賃金+30円の場合実施予定 事業場内最低賃金+30円の場合実施予定 50

# 中小企業省力化投資補助事業

3,000億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 2024年に再編)

#### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人 手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。 これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃 上げにつなげることを目的とする。

### 事業概要

#### (1)カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

#### (2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。





### 2024年度補正予算 事業承継・M & A 補助金の概要

- **早期の事業承継を促す**ため、事業承継促進枠により**5年以内に事業承継する事業者の設備投資を支援**。
- M&Aにおいて成立後のトラブル防止のため、専門家活用枠におけるデュー・ディリジェンス実施の際の費用を補助額に加算。また、100億企業要件を満たす場合、専門家活用枠の補助上限額を拡大。
- **M&Aの統合効果を最大化させるため**、PMI専門家費用や事業統合投資を支援する「PMI推進枠」を新設。

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃棄・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承 継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又 は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける中小企 業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴っ て廃業等を行う者
補助上限	800〜1,000万円 <sup>*</sup> *一定の賃上げを実施する場合、補 助上限を1,000万円に引き上げ	600〜800万円* <sup>1</sup> 、2,000万円 <sup>*2</sup> *1:800万円を上限に、DD費用の申請 する場合200万円を加算 *2:100億企業要件を満たす場合、 2,000万円まで補助上限額を拡大	PMI専門家活用類型: 150万円 <sup>*1</sup> 事業統合投資類型:800〜1,000万円 <sup>*2</sup> *1:専門家活用枠と同時申請可能 *2:一定の賃上げを実施する場合、補助 上限を1,000万円に引き上げ	150万円 <sup>*</sup> *事業承継促進枠、専門家活用枠、 事業統合投資類型と併用申請する場 合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3 <sup>*</sup> *中小企業者等のうち、小規模事業 者に該当する場合:2/3	買手支援類型: 1/3・1/2or2/3 <sup>*1</sup> 売手支援類型: 1/2・2/3 <sup>*2</sup> *1:100億企業要件を満たす場合: 1,000万円以 下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 *2:①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響 等) のいずれかに該当する場合: 2/3	PMI専門家活用類型:1/2 事業統合投資類型:1/2・2/3 <sup>*</sup> *中小企業者等のうち、小規模事業者に 該当する場合:2/3	1/2・2/3 <sup>*</sup> *事業承継促進枠、専門家活用枠、事 業統合投資類型と併用申請する場合は、 各事業における事業費の補助率
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、 旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム 利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、 原状回復費、リースの解約費、移 転・移設費用(併用申請の場合の
昨年からの 主な変更点	<ul><li>経営革新枠から改変</li><li>5年以内事業承継する事業者が対象</li></ul>	・800万円を上限に、DD費用の申請する 場合200万円を加算 ・100億企業要件を満たす場合は補助上 限額を2,000万円まで引き上げ	• 新設	

### (1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

経済産業関係 2024年度 税制改正について(抜粋)

• 3 0 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。

改正後【措置期間:3年間】

改正前【措置期間:2年間】

+		継続雇用者**4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費*7 <sup>(前年度比)</sup>	- - - 税額 - - - - - - - - - - - - - - - -	両立支援 女性活躍	税額控除率	最大 控除率		継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	   税額   控除率	最大 控除率
大 企 業 *1		+ 3 % + 4 % + <b>5</b> % + <b>7</b> %	10% 15% 20% 25%	+10%	   5%  上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5%  上乗せ	35%	<b>—</b>	+ 3 % + 4 % - -	15% 25% - -	+20%	   5%  上乗せ 	30%
中堅	ſ	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	/	•				
中 堅 企 業 ※2		+ 3 % + 4 %	<b>10%</b> 25%	+10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん o r えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%						
中		全雇用者 <sup>※5</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	- 税額 - 控除率	両立支援 女性活躍	税額	最大 控除率		全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	教育訓練費	· - 税額 - 投除率	最大 控除率
小企業		+1.5% +2.5%	15% 30%	+ 5%	10%  上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%		+1.5% +2.5%	15% 30%	+10%	¦ 10% ¦上乗せ	40%

- ※ 1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うこと が適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)が適用可能。 ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※3 中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※ 4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者(雇用保険の一般被保険者に限る)。
- ※ 5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※ 6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

### 賃金上昇と物価上昇の関係についての周知(消費者庁)

- 成長と分配の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、<u>コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整</u>備が必要です。
- 消費者庁では、<u>賃金上昇が巡り巡ると物価上昇をもたらし得るという共通理解</u>を消費者を含めた社会全体 で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

#### 動画コンテンツ「教えて、探偵さん 物価上昇!どうする?」

「物の値段はどうやって決まる?」「日本の物価・賃金、世界と比べてここが変!」「物価をウォッチしよう!」 などをテーマにわかりやすく解説。

#### **<メインストーリー>**



- ✓ 日本は2022年からパン等が値上が りしている
- ✓ 30年位、物価も賃金も横ばい
- ✓ 企業は、原材料費が高騰しても、消費者離れをおそれ値上げせず、賃上げもされず
- ✓ 物価が緩やかに上がりながら、賃金が上がっていくのが望ましい姿
- ✓ 値上がりしても商品を購入して応援 する気持ちが大切

### くサブストーリー>

#### #1 物の値段はどうやって決まる?

物の値段は基本的に「需給バランス」で決まる。物価が下がる/上がる状態を、
デフレ/インフレという

#### **# 2 物価が上がらないのは、なぜ良く** ないの?

✓ 日本は長い間値上げを避けた結果、 90年代の終わり頃から物価も賃金もあまり上がらず、外国と差がついてしまった。 これがデフレの良くない理由の一つ。

#### #3 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変!

✓ 日本では、海外諸国とは対照的に、この30年、 物価も賃金も上がっていない。物価が上がらないデフレの状態が続いていたのが原因。

#### #4 物価はなんで上がらないの?

✓ 原材料費が高騰しても、値上げに敏感な消費者 が離れることをおそれ、価格転嫁ができなかった。

#### # 5 物価をウォッチしよう!

✓ 買い物をするとき、その値段となっている理由や 背景を意識して考えてみることが重要。

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、 SNS(X等)を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、 当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。





### 「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上 や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、 取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
  - ※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議(PS会議)」(2020年5月)において、導入を決定。
  - ※宣言の公表は賃上げ促進税制(大企業向け)の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先(下請企業)に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。

### 1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄と新たな連携**(オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行 (「振興基準」) の遵守、特に、取引適正化の重点5課題 (※) への取組
  - ※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、
    - ⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

### 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議(PS会議)

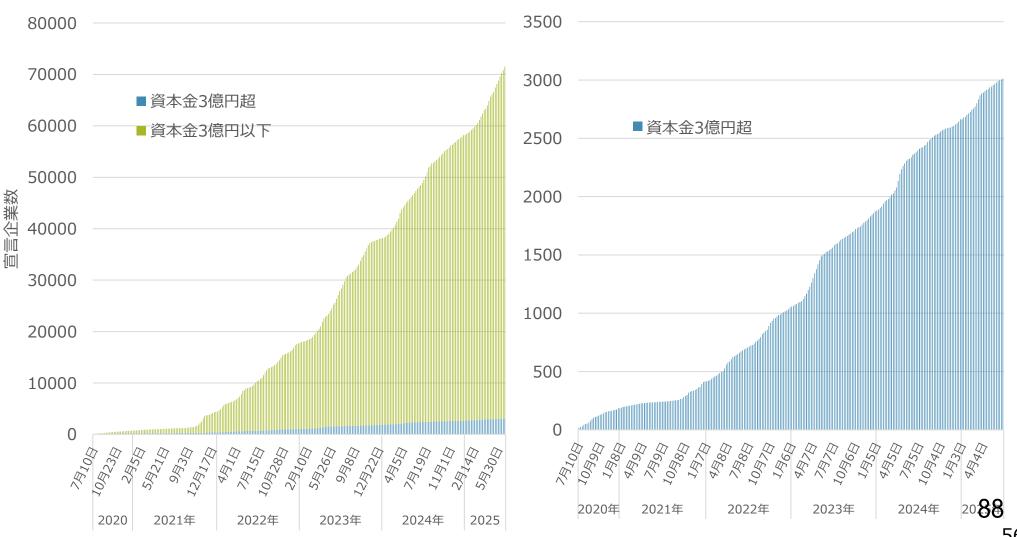
- ✓ 【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
  - 【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官(政務)、経団連会長、日商会頭、連合会長
    - ※第5回は、**臨時議員として全国知事会・村井会長(宮城県知事)及び矢田補佐官**が出席。
- √ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、 第5回は2023年12月21日、第6回は2025年2月21日に開催。

構築宣言⊞曹

### パートナーシップ構築宣言の宣言数

■ 2025年6月27日時点で71,560社が宣言(うち、資本金3億円超の大企業は3,012社)

### ■宣言数の推移



### 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

#### 背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格 転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等 の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

#### 1. 規制の見直し(下請代金支払遅延等防止法)

#### 【規制内容の追加】

#### (1)協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要 な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

#### (2) 手形払等の禁止

- ●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得る ことが困難な支払手段も併せて禁止。
- ※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

#### 【規制対象の追加】

#### (3) 運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

#### (4)従業員基準の追加【適用基準の追加】

●従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

#### 2. 振興の充実(下請中小企業振興法)

#### (1) 多段階の事業者が連携した取組への支援

●多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階に ある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

#### (2)適用対象の追加

●①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加 ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

#### 【執行の強化等】

#### (5)面的執行の強化

●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定 等を新設。

#### ※その他

- ●製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- ●書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- ●遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- ●既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

#### (3)地方公共団体との連携強化

●国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を 講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

#### (4)主務大臣による執行強化

●主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

#### 3. 「下請」等の用語の見直し(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等)

- ●用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- ●題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、 「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 2026

2026年1月1日(一部の規定を除く)

### 地方版政労使会議での「労務費の指針」の広報状況



#### 「地方版政労使会議」での周知(2025年)

〇 「地方版政労使会議」の機会を活用し、都道府県労働局からの依頼に応じ、44の都道府県において公正取引委員会から「労務費転嫁指針」を説明。 ※の滋賀県、兵庫県、山口県は資料対応

	都道府県名	開催日 (2025年)		都道府県名	開催日 (2025年)		都道府県名	開催日 (2025年)
01	北海道	1/22	16	富山	2/3	31	岡山	1/31
02	青森	1/23	17	石川	2/6	32	広島	1/31
03	岩手	2/10	18	福井	1/17	33	徳島	1/20
04	宮城	2/6	19	山梨	2/6	34	香川	1/15
05	秋田	1/30	20	長野	2/17	35	愛媛	2/20
06	山形	2/14	21	岐阜	12/23 (2024)	36	高知	2/20
07	福島	2/4	22	静岡	2/3	37	福岡	1/15
08	茨城	1/30	23	愛知	2/6	38	佐賀	2/4
09	栃木	3/7	24	三重	1/29	39	長崎	2/6
10	群馬	3/27	25	京都	3/18	40	熊本	1/15
11	埼玉	2/6	26	大阪	2/17	41	大分	1/31
12	千葉	1/17	27	奈良	2/26	42	宮崎	2/18
13	東京	1/29	28	和歌山	2/14	43	鹿児島	2/17
14	神奈川	1/20	29	鳥取	1/24	44	沖縄	1/21
15	新潟	2/14	30	島根	2/12			

### (参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。

### 本指針 の性格

- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

### 発注者として採るべき行動/求められる行動

#### ★行動①:本社(経営トップ)の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる<u>取組</u> <u>方針を具体的に経営トップまで上げて決定する</u>こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で<u>社内外に</u> <u>示す</u>こと、③その後の<u>取組状況を定期的に経営トップに報告</u>し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

#### ★行動②:発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、スポット取引と称して**長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

#### ★行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上 昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して 希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして<u>尊</u> 重すること。

#### ★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライ <u>チェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う</u>ため、 直接の取引先である<u>受注者がその先の取引先との取引価格を適正化</u> <u>すべき立場にいることを常に意識</u>して、そのことを受注者からの<u>要</u> **請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

#### **★行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと**

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた** 場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

#### ★行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**94要 に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。 59

### (参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

### 受注者として採るべき行動/求められる行動

#### ★行動①:相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

#### ★行動②:根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最** 低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公 表資料を用いること。

#### ★行動③:値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交 渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が 価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期な ど**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

### ★行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら 希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

### 発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

★行動①:定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の<u>記録を作成し</u>、発注者と受注者と双方で<u>保管する</u>こと。



(一部抜粋)

# 価格交渉促進月間 (2025年3月) フォローアップ 調査結果

2025年6月20日 中小企業庁

### 2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、**多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備** のため、2021年9月より**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」**と設定。2025年3月で**8回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**の実施状況について、中小企業に対して「① アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

#### ①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2024年10月~2025年3月末までの期間における、発注企業(最大3社分)との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合(BtoC取引が中心の業種を除く)を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 <u>2025年4月21日~5月30日</u>

○回答企業数 **65,725社**(回答から抽出される**発注企業数**は延べ76,894社)

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考: **2024年9月**調査: **51,282社** (延べ54,430社)

**2024年3月**調査:**46,461社**(延べ67,390社)

○回収率 21.9% (※回答企業数/配布先の企業数)

※参考:2024年9月調査:**17.1%**、2024年3月調査:**15.5%** 

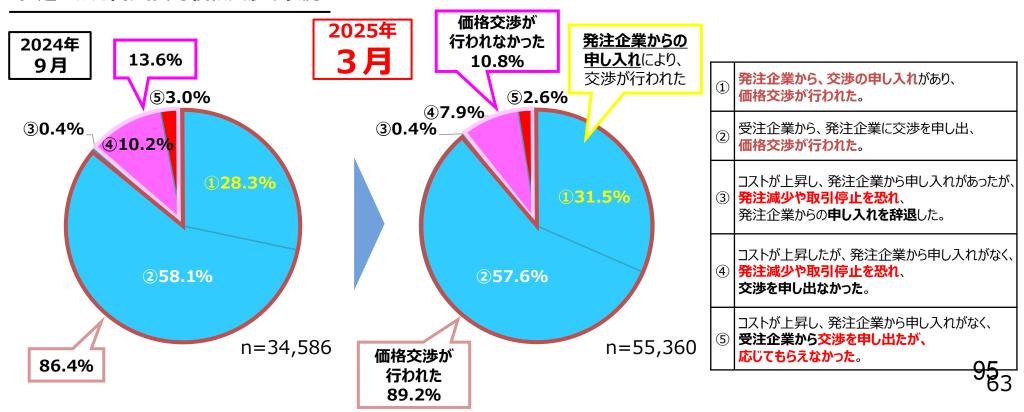
#### ②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合(①)は、前回から約3ポイント増の31.5%。
- 「**価格交渉が行われた**」割合(①②)も前回から約3ポイント増の89.2%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合(③④⑤)は減少(前回13.6%→10.8%)。
  - 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

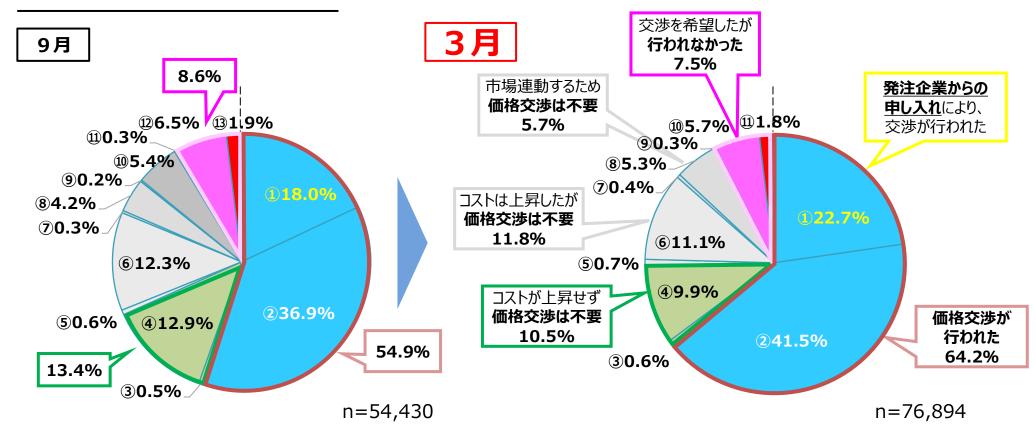
#### 直近6か月間における価格交渉の状況



# (参考)「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超 (前回18.0%→22.7%)。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、6割超(前回54.9%→64.2%)。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は減少(前回8.6%→7.5%)。

#### 直近6か月間における価格交渉の状況



# (参考) 価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

#### 直近6か月間における価格交渉の状況

**9月** n= 54,430

3月

n=76,894

発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	18.0%
受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.9%
コストが上昇せず、 <b>価格交渉は不要と判断</b> し、 発注企業からの <b>申し入れを辞退</b> した。	0.5%
コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、 <b>価格交渉は不要と判断</b> し、 <b>交渉を申し出なかった</b> 。	12.9%
コストが上昇したが、価格交渉は <b>不要と判断</b> し、 発注企業からの <b>申し入れを辞退</b> した。	0.6%
コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は <b>不要と判断</b> し、交渉を <b>申し出なかった</b> 。	12.3%
支払代金が市場価格に <b>連動して自動的に設定</b> されるため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの <b>申し入れを辞退した</b> 。	0.3%
支払代金が市場価格に <b>連動して自動的に設定</b> されるため、 価格交渉は <b>不要と判断</b> し、交渉を <b>申し出なかった</b> 。	4.2%
入札方式により価格を決定しているため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%
<b>入札方式</b> により価格を決定しているため、 価格交渉は <b>不要と判断</b> し、交渉を <b>申し出なかった</b> 。	5.4%
コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	6.5%
コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 <b>受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった</b> 。	1.9%
	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。 コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。 コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。 コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。 コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。 支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。 支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。 入れ方式により価格を決定しているため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。 入れ方式により価格を決定しているため、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。 コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。 コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。 コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。

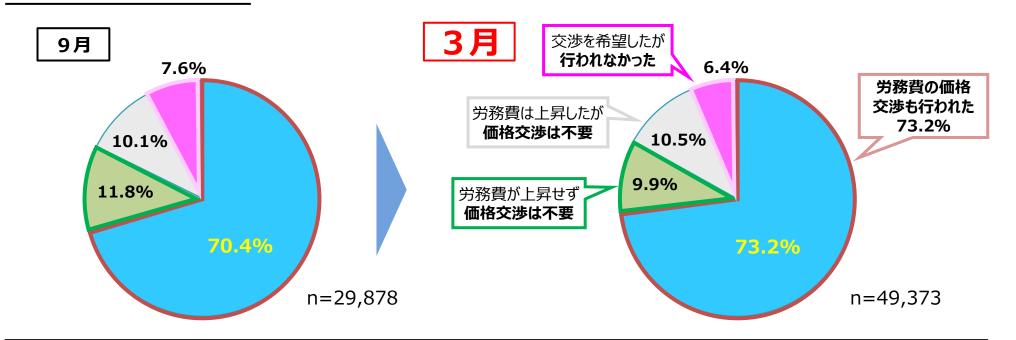
1	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%
2	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%
3	コストが上昇せず、 <b>価格交渉は不要と判断</b> し、 発注企業からの <u>申し入れを辞退した</u> 。	0.6%
4	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%
(5)	コストが上昇したが、価格交渉は <b>不要と判断</b> し、 発注企業からの <u>申し入れを辞退した</u> 。	0.7%
6	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は <b>不要と判断</b> し、交渉を <b>申し出なかった</b> 。	11.1%
7	支払代金が市場価格に <b>連動して自動的に設定</b> されるため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの <b>申し入れを辞退した</b> 。	0.4%
8	支払代金が市場価格に <b>連動して自動的に設定</b> されるため、 価格交渉は <b>不要と判断</b> し、交渉を <b>申し出なかった</b> 。	5.3%
_	_	_
1	_	-
9	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの <u>申し入れを辞退した</u> 。	0.3%
10	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、 <u>交渉を申し出なかった</u> 。	5.7%
11)	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 <b>受注企業から交渉を申し出たが、<u>応じてもらえなかった</u>。</b>	1.897

### 労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針** (労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針) 」が策定・公表されたことを踏まえ、 今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業 (64.2%) のうち **7割超**において、 **労務費についても交渉を実施** (前回70.4%→73.2%) 。
- 一方で、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業は依然として存在(前回7.6%→6.4%)。
  - ▶ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費指針」を周知・徹底していく。

#### 労務費の交渉状況



#### アンケート回答企業からの具体的な声

▲ 労務費については**自助努力で解決すべき**部分であるとして、**交渉の協議を拒否された**。

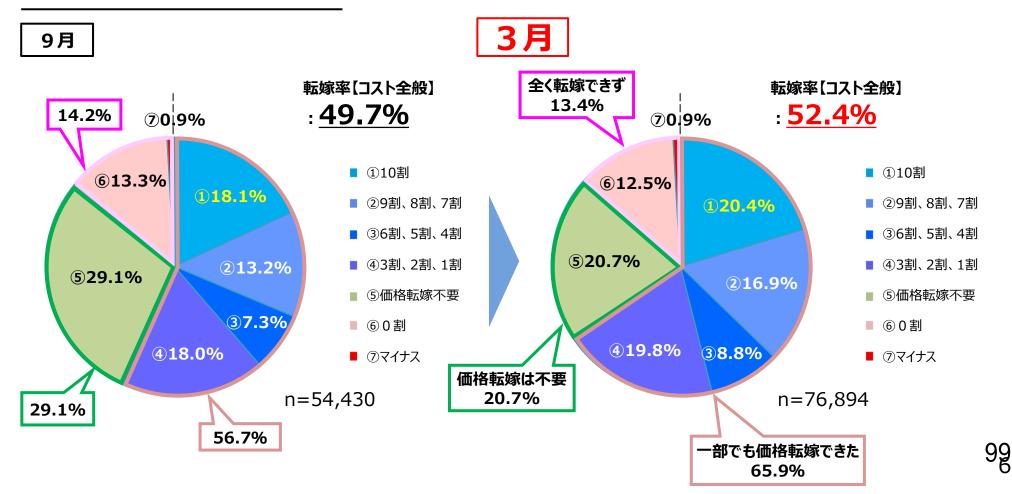
▲ 労務費の価格交渉に際して、値上げの根拠・証拠資料の提示要求があり、非常に時間がかかった。

【凡例】○:よい事例、▲:問題のある事例

# (参考)「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

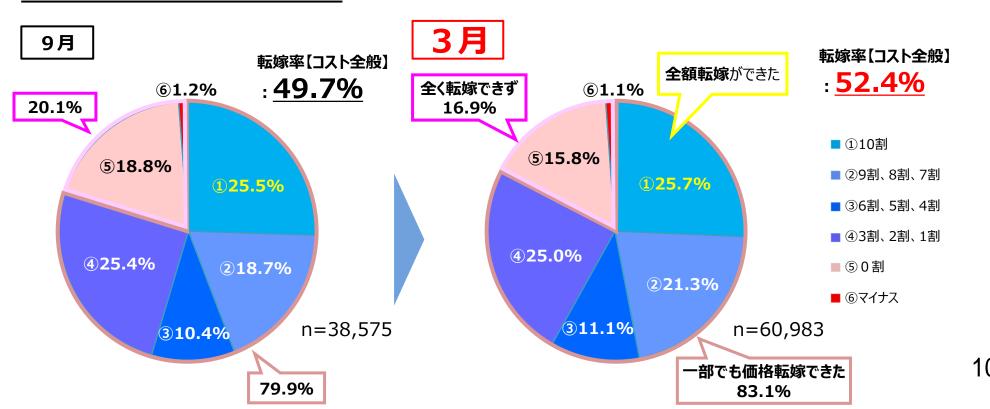
- 「全額転嫁できた」割合は、前回から約2ポイント増の20.4%。
- 「一部でも転嫁できた」割合は、<u>6割超</u>(前回56.7%→**65.9%**)。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少(前回14.2%→13.4%)。

#### 直近6か月間における価格転嫁の状況



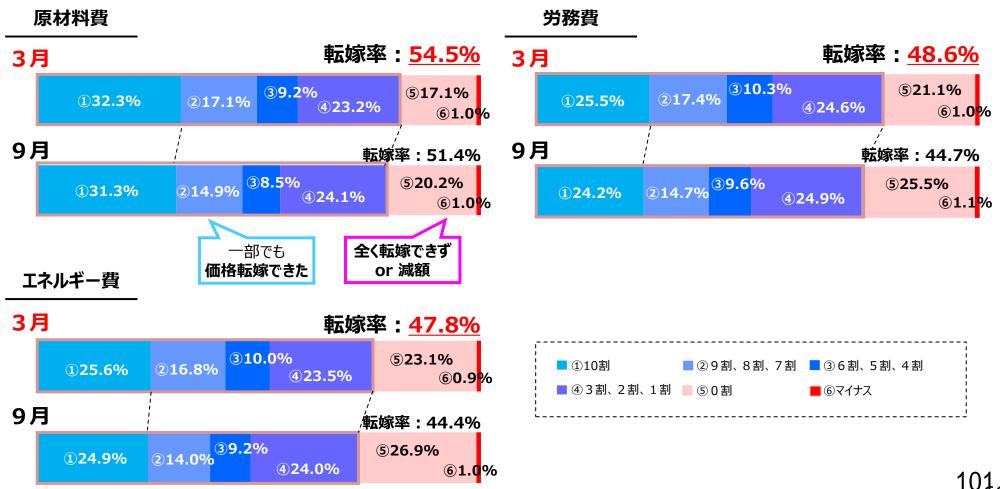
- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加(前回49.7%→52.4%)。
- 「一部でも転嫁できた」割合(①②③④)は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合(⑤⑥)は減少(前回20.1%→16.9%)。
  - ▶ 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

#### 直近6か月間における価格転嫁の状況



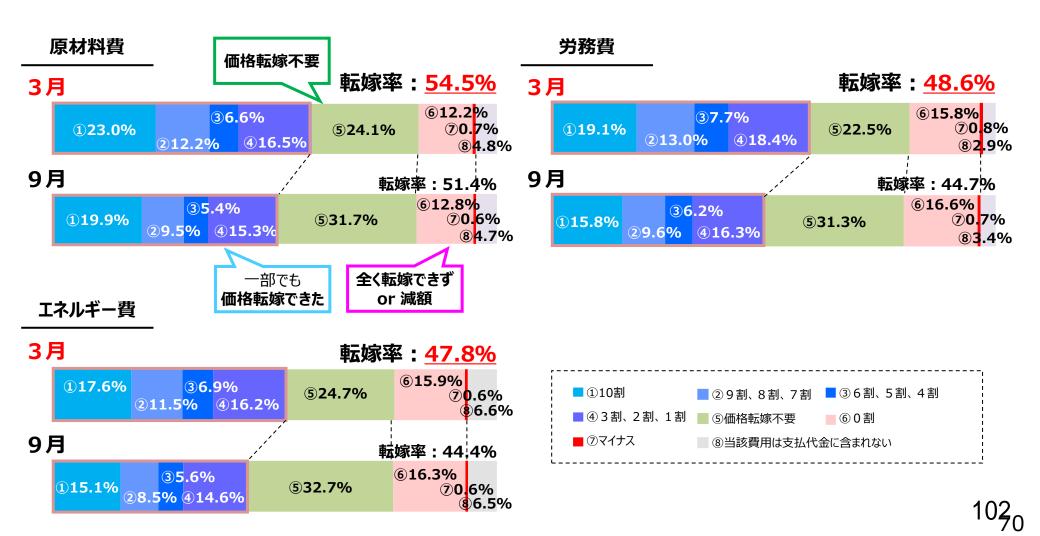
### 価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- ※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布
- **労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇**したものの、原材料費と比較して**約6ポイント低い水準**。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
  - 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。



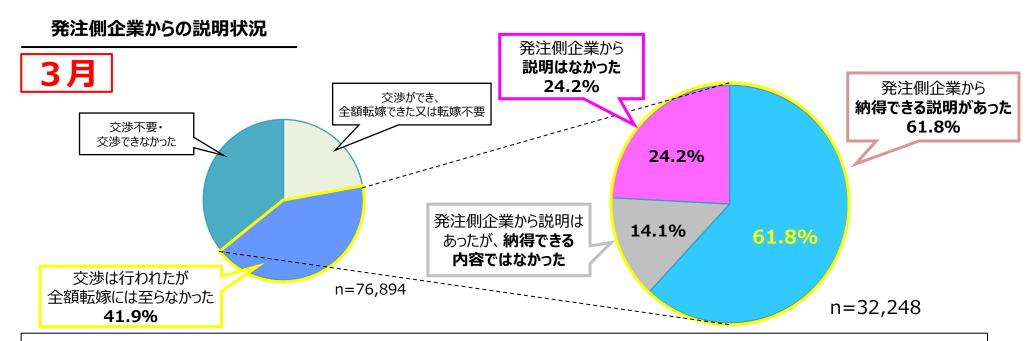
# 価格転嫁の状況②【コスト要素別】(「価格転嫁不要」の回答を含む)

- コスト増加分を「**全額転嫁できた**」割合は、それぞれ約2~3ポイント増加
- 「一部でも転嫁できた」割合は、いずれの要素においても約8~10ポイント増加。



### 価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業 (全体の41.9%) のうち、「発注側企業から説明 はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割 (前回39.6%→38.2%)。
  - ▶ 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。 協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適 正化法」の周知を徹底していく。



#### アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった**。
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、根拠の説明がない価格を一方的に通知された。

### 価格交渉の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

• 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

- 全体 6.75 7.18 ↑ 1位 製薬 7.13 8.40 ↑↑↑ 2位 電気・ガス・熱供給・水道 7.22 7.67 ↑ 2位 飲食サービス 6.45 7.67 ↑↑↑ 4位 建設 7.15 7.65 ↑↑ 5位 運輸・郵便(トラック運送除く)6.75 7.54 ↑↑ 6位 化学 7.41 7.52 ↑ 7位 造船 7.51 7.46 ↓ 8位 情報サービス・ソフトウェア 6.94 7.40 ↑ 9位 鉱業・採石・砂利採取 6.70 7.39 ↑↑ 10位 電機・情報通信機器 6.63 7.38 ↑↑ 11位 卸売 7.17 7.36 ↑ 12位 小売 6.38 7.27 ↑↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 14位 広告 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 30位 廃棄物処理 6.74 6.15 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	加五人士	業種	***	今回平均点
1位 製薬 7.13 8.40 ↑↑↑ 2位 電気・ガス・熱供給・水道 7.22 7.67 ↑ 2位 飲食サービス 6.45 7.67 ↑↑↑ 4位 建設 7.15 7.65 ↑↑ 5位 運輸・郵便(トラック運送除く) 6.75 7.54 ↑↑ 6位 化学 7.41 7.52 ↑ 7位 造船 7.51 7.46 ↓ 8位 情報サービス・ソフトウェア 6.94 7.40 ↑ 9位 鉱業・採石・砂利採取 6.70 7.39 ↑↑ 10位 電機・情報通信機器 6.63 7.38 ↑↑ 11位 却売 7.17 7.36 ↑ 12位 小売 6.38 7.27 ↑↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 14位 広告 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 30位 廃棄物処理 6.74 6.15 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	順位		前回	,
2位 電気・ガス・熱供給・水道 7.22 7.67 ↑ 2位 飲食サービス 6.45 7.67 ↑↑↑ 4位 建設 7.15 7.65 ↑↑ 6位 化学 7.41 7.52 ↑ 7位 造船 7.51 7.46 ↓ 8位 情報サービス・ソフトウェア 6.94 7.40 ↑ 9位 鉱業・採石・砂利採取 6.70 7.39 ↑↑ 10位 電機・情報通信機器 6.63 7.38 ↑↑ 11位 卸売 7.17 7.36 ↑ 12位 小売 6.38 7.27 ↑↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 14位 広告 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	- 4 /4			
2位 飲食サービス 6.45 7.67 ↑↑↑ 4位 建設 7.15 7.65 ↑↑				
4位 建設 7.15 7.65 ↑↑	<del></del>			2 1 0 2
5位       運輸・郵便(トラック運送除く)       6.75       7.54       ↑ ↑ ↑         6位       化学       7.41       7.52       ↑         7位       造船       7.51       7.46       ↓         8位       情報サービス・ソフトウェア       6.94       7.40       ↑         9位       鉱業・採石・砂利採取       6.70       7.39       ↑ ↑         10位       電機・情報通信機器       6.63       7.38       ↑ ↑         11位       卸売       7.17       7.36       ↑         12位       小売       6.38       7.27       ↑ ↑         13位       食品製造       6.72       7.19       ↑         15位       自動車・自動車部品       6.60       7.05       ↑         16位       農業・林業       6.41       7.01       ↑ ↑         18位       強機・無       6.41       7.01       ↑ ↑         18位       強機・保険       7.30       6.86       ↓         18位       機械製造       6.67       6.86       ↑         20位       放送コンテンツ       5.32       6.84       ↑ ↑ ↑         23位       金属       6.27       6.44       ↑         24位       通信       6.27       6.44       ↑         25位				
6位 化学 7.41 7.52 ↑				7.00
7位 造船 7.51 7.46 ↓ 7.40 ↑ 9位 鉱業・採石・砂利採取 6.70 7.39 ↑ ↑ 1.0位 電機・情報通信機器 6.63 7.38 ↑ ↑ 1.1位 卸売 7.17 7.36 ↑ 1.2位 小売 6.38 7.27 ↑ ↑ ↑ 1.3位 食品製造 7.27 ↑ ↑ 1.3位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 1.5位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 1.5位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 1.8位 無業・林業 6.41 7.01 ↑ ↑ 1.7位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 1.8位 無融・保険 7.30 6.86 ↓ 1.8位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 2.2位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 金属 6.27 6.44 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 量材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 2.3位 無額 6.27 6.44 ↑ 2.3位 通信 6.20 6.36 ↑ 2.3位 量材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 2.3位 基材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 2.3位 無額 6.20 6.30 ↑ 2.3位 未可以到出まる。 5.20 6.30 ↑ 2.3位 未可以到出まる。 5.20 6.30 ↑ 2.3位 未可以到出まる。 5.20 6.30 ↑ 2.3位 未可以到出まる。 6.21 ↑ ↑ 6.02 ♠ 6.30 ← 6.15 ↓ ↓ 3.0位 有油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑ 3.00 ← 6.15 ↓ ↓ 3.0位 有油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑ 3.00 ← 6.15 ↓ ↓ 3.0位 有油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑ 3.00 ← 6.15 ↓ ↓ 3.0位 有油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑ 3.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 3.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 3.00 ← 6.15 ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ← 6.15 ↓ ↓ 4.00 ← 6.15 ← 6.15 ← 6.15 ← 6.15 ← 6.15 ←				7 .0 .
8位 情報サービス・ソフトウェア 6.94 7.40 ↑ 9位 鉱業・採石・砂利採取 6.70 7.39 ↑↑ 10位 電機・情報通信機器 6.63 7.38 ↑↑ 11位 卸売 7.17 7.36 ↑ 12位 小売 6.38 7.27 ↑↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 13位 広告 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑		化学	7.41	
9位 鉱業・採石・砂利採取 6.70 7.39 ↑↑ 10位 電機・情報通信機器 6.63 7.38 ↑↑ 11位 卸売 7.17 7.36 ↑ 12位 小売 6.38 7.27 ↑↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 14位 広告 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	7位	造船	7.51	
10位 電機・情報通信機器 6.63 7.38 ↑↑ 11位 卸売 7.17 7.36 ↑ 12位 小売 6.38 7.27 ↑↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 14位 広告 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	8位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	
11位 卸売 7.17 7.36 ↑ 12位 小売 6.38 7.27 ↑↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 14位 広告 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	9位	鉱業·採石·砂利採取	6.70	
12位 小売 6.38 7.27 ↑↑ 13位 食品製造 6.72 7.19 ↑ 14位 広告 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	10位	電機・情報通信機器	6.63	)
13位 食品製造 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	11位	卸売	7.17	7.36 ↑
13位 食品製造 7.50 7.13 ↓ 15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	12位	小売	6.38	7.27 ↑↑
14位 広告	13位	食品製造	6.72	7.19 ↑
15位 自動車・自動車部品 6.60 7.05 ↑ 16位 農業・林業 6.41 7.01 ↑↑ 17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	14位	広告	7.50	
17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	15位	自動車·自動車部品	6.60	7.05 ↑
17位 紙・紙加工 6.70 6.97 ↑ 18位 金融・保険 7.30 6.86 ↓ 18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑ ↑ ↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑ ↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓ ↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	16位	農業・林業	6.41	7.01 ↑↑
18位 機械製造 6.67 6.86 ↑ 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	17位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↑
18位 機械製造 20位 放送コンテンツ 5.32 6.84 ↑↑↑ 21位 不動産・物品賃貸 6.56 6.60 ↑ 22位 生活関連サービス 6.07 6.54 ↑ 23位 金属 6.27 6.44 ↑ 24位 通信 6.20 6.36 ↑ 25位 建材・住宅設備 6.68 6.31 ↓ 26位 印刷 5.90 6.30 ↑ 27位 トラック運送 5.28 6.21 ↑↑ 28位 繊維 6.89 6.19 ↓↓ 30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑	18位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
20位       放送コンテンツ       5.32       6.84       ↑ ↑ ↑         21位       不動産・物品賃貸       6.56       6.60       ↑         22位       生活関連サービス       6.07       6.54       ↑         23位       金属       6.27       6.44       ↑         24位       通信       6.20       6.36       ↑         25位       建材・住宅設備       6.68       6.31       ↓         26位       印刷       5.90       6.30       ↑         27位       トラック運送       5.28       6.21       ↑ ↑         28位       繊維       6.89       6.19       ↓         29位       廃棄物処理       6.74       6.15       ↓         30位       石油製品・石炭製品製造       5.77       6.02       ↑	18位	機械製造	6.67	
21位       不動産・物品賃貸       6.56       6.60       ↑         22位       生活関連サービス       6.07       6.54       ↑         23位       金属       6.27       6.44       ↑         24位       通信       6.20       6.36       ↑         25位       建材・住宅設備       6.68       6.31       ↓         26位       印刷       5.90       6.30       ↑         27位       トラック運送       5.28       6.21       ↑         28位       繊維       6.89       6.19       ↓         29位       廃棄物処理       6.74       6.15       ↓         30位       石油製品・石炭製品製造       5.77       6.02       ↑	20位			
22位       生活関連サービス       6.07       6.54       ↑         23位       金属       6.27       6.44       ↑         24位       通信       6.20       6.36       ↑         25位       建材・住宅設備       6.68       6.31       ↓         26位       印刷       5.90       6.30       ↑         27位       トラック運送       5.28       6.21       ↑         28位       繊維       6.89       6.19       ↓         29位       廃棄物処理       6.74       6.15       ↓         30位       石油製品・石炭製品製造       5.77       6.02       ↑	21位		6.56	6.60 ↑
23位       金属       6.27       6.44       ↑         24位       通信       6.20       6.36       ↑         25位       建材・住宅設備       6.68       6.31       ↓         26位       印刷       5.90       6.30       ↑         27位       トラック運送       5.28       6.21       ↑ ↑         28位       繊維       6.89       6.19       ↓         29位       廃棄物処理       6.74       6.15       ↓         30位       石油製品・石炭製品製造       5.77       6.02       ↑				
24位       通信       6.20       6.36 ↑         25位       建材・住宅設備       6.68       6.31 ↓         26位       印刷       5.90       6.30 ↑         27位       トラック運送       5.28       6.21 ↑ ↑         28位       繊維       6.89       6.19 ↓ ↓         29位       廃棄物処理       6.74       6.15 ↓ ↓         30位       石油製品・石炭製品製造       5.77       6.02 ↑				
25位     建材・住宅設備     6.68     6.31       26位     印刷     5.90     6.30     ↑       27位     トラック運送     5.28     6.21     ↑       28位     繊維     6.89     6.19     ↓       29位     廃棄物処理     6.74     6.15     ↓       30位     石油製品・石炭製品製造     5.77     6.02     ↑				_
26位     印刷     5.90     6.30 ↑       27位     トラック運送     5.28     6.21 ↑ ↑       28位     繊維     6.89     6.19 ↓ ↓       29位     廃棄物処理     6.74     6.15 ↓ ↓       30位     石油製品・石炭製品製造     5.77     6.02 ↑				
27位       トラック運送       5.28       6.21       ↑ ↑         28位       繊維       6.89       6.19       ↓ ↓         29位       廃棄物処理       6.74       6.15       ↓ ↓         30位       石油製品・石炭製品製造       5.77       6.02       ↑				
28位       繊維       6.89       6.19       ↓ ↓         29位       廃棄物処理       6.74       6.15       ↓ ↓         30位       石油製品・石炭製品製造       5.77       6.02       ↑				
29位       廃棄物処理       6.74       6.15       ↓ ↓         30位       石油製品・石炭製品製造       5.77       6.02       ↑				
30位 石油製品・石炭製品製造 5.77 6.02 ↑		1-4-1-		
- 代の他   -   -	_	その他	_	_

- ※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係
  - ↑: 0.1~0.4ポイント 上昇、 ↑↑: 0.5~0.9ポイント 上昇、 ↑↑↑: 1.0ポイント以上 上昇
- ※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
  - (例) 家電メーカー (発注者) が、トラック運送業者 (受注者) に運送委託するケースは、「電機・ 情報通信機器 に集計。

<b>質問①</b> 交渉有無	<b>質問②</b> 交渉申し入れ 有無	<b>質問</b> ③ 交渉が実現しなかった理由	点数			
行われた	申し入れが <b>あった</b>	_	10点			
13424176	申し入れが <b>なかった</b>	_	8点			
		<b>コストが上昇せず、交渉は不要と判断</b> し、辞退したため	10点			
	申し入れが <b>あった</b>	コストが上昇したが、 <b>交渉は不要と判断</b> し、辞退したため				
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外			
		コストが上昇したが、 <b>発注量減少や取引停止を恐れ</b> 、辞退したため	5点			
行われ なかった	申し入れが <b>なかった</b>	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外			
		コストが上昇したが、 <b>交渉は不要と判断</b> し、交渉を申し出なかったため	対象外			
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外			
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	- 5点 <b>104</b>			
		コストが上昇し、 <b>交渉を申し出たが、応じてもらえなかった</b> ため	-10点			

## 価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

• 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送 は約6ポイント、広告は約7ポイント上昇。

2025年2日				各要素別の転嫁率							
2025 <del>年</del> 3月			コスト増に対する。	原材料費	エネルギー費	<b>労務費</b>					
		<b>①全体</b>	<b>↑</b> 52.4% (49.7%)	<b>↑</b> 54.5% (51.4%)	<b>1</b> 47.8% (44.4%)	<b>1</b> 48.6% (44.7%)					
	1位	化学	<b>↑</b> 64.8% (61.9%)	<b>1</b> 69.3% (65.0%)	<b>1</b> 62.4% (57.9%)	↑↑ 61.3% (54.6%)					
	2位	製薬	↑↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	<b>↑</b> 56.6% (54.2%)	↑↑↑ 61.7% (46.5%)					
	3位	食品製造	↑↑ 60.3% (55.3%)	<b>1</b> 62.7% (58.3%)	<b>↑</b> 52.2% (47.6%)	<b>1</b> 51.7% (47.2%)					
	4位	電機・情報通信機器	<b>↑</b> 58.4% (54.8%)	<b>1</b> 62.8% (58.9%)	<b>↑</b> 52.7% (49.6%)	<b>↑</b> 53.3% (48.7%)					
	5位	造船	<b>↑</b> 57.6% (57.0%)	↓ 60.2% (62.1%)	<b>↑</b> 57.9% (56.5%)	<b>51.0%</b> (53.2%)					
	6位	飲食サービス	<b>↓ 57.3% (59.0%)</b>	↓ 58.4% (61.2%)	<b>48.2%</b> (49.0%)	<b>46.1% (49.4%)</b>					
	7位	自動車·自動車部品	<b>↑</b> 56.6% (51.9%)	<b>↑</b> 63.7% (59.8%)	<b>↑</b> 55.0% (51.8%)	<b>↑</b> 53.4% (48.9%)					
	8位	機械製造	<b>↑</b> 56.2% (54.3%)	<b>↑</b> 63.3% (60.7%)	<b>52.2%</b> (49.1%)	<b>↑</b> 50.6% (47.4%)					
	9位	卸売	<b>↑</b> 54.4% (51.2%)	<b>↑</b> 56.5% (51.7%)	<b>1</b> 48.1% (43.9%)	<b>1</b> 47.4% (42.9%)					
	10位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)					
	11位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)					
	12位	建設	<b>↑</b> 52.6% (50.3%)	<b>↑</b> 53.7% (51.6%)	<b>1</b> 48.2% (46.0%)	<b>↑</b> 50.4% (47.4%)					
	13位	小売	<b>↑</b> 52.5% (48.8%)	<b>↑</b> 53.4% (49.2%)	↑↑ 46.8% (41.7%)	↑↑ 46.3% (40.5%)					
	14位	鉱業·採石·砂利採取	<b>↑</b> 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)					
	15位	運輸・郵便(トラック運送除く)	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)					
<b>耒</b>	16位	紙・紙加工	<u>† 51.4% (50.2%)</u>	<b>↑</b> 52.5% (49.9%)	<b>1</b> 46.8% (43.0%)	<b>1</b> 46.7% (42.7%)					
②   業   種   別	17位	金融・保険	<u>↑↑↑</u> 51.1% (40.9%)	↑↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑↑ 47.7% (37.4%)					
נימ	18位	金属	<u>† 50.9% (50.3%)</u>	↑ 56.4% (55.4%)	<b>1</b> 47.5% (44.5%)	<b>1</b> 46.3% (42.6%)					
	19位	生活関連サービス	<u>† 50.2% (48.4%)</u>	↑ 48.9% (48.2%)	<b>1</b> 44.5% (41.2%)	<b>1</b> 43.4% (42.7%)					
	20位	不動産·物品賃貸	<u> </u>	<b>1</b> 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	<b>1</b> 47.0% (45.4%)					
	21位	印刷	<b>↓ 47.7% (48.5%)</b>	↓ 48.9% (49.0%)	<b>1</b> 41.3% (41.1%)	↓ 39.6% (40.6%)					
	22位	繊維	<b>↓ 47.5% (49.0%)</b>	↑ 49.1% (48.8%)	<b>↓ 41.6% (45.3%)</b>	↓↓ 41.7% (46.8%)					
	23位	建材·住宅設備	↓↓ 46.6% (51.6%)	↓ 48.3% (51.6%)	<b>↓ 41.3% (44.9%)</b>	<b>↓ 39.5% (42.8%)</b>					
	24位	石油製品·石炭製品製造	<b>↓ 46.0% (47.6%)</b>	<b>↑</b> 55.6% (55.5%)	<b>42.4% (42.9%)</b>	<b>1</b> 41.2% (41.0%)					
	25位	農業・林業	<b>1</b> 45.0% (41.2%)	<b>1</b> 44.6% (39.9%)	<b>1</b> 41.3% (37.3%)	<b>↑</b> 38.9% (36.1%)					
	26位	放送コンテンツ	<u>† 43.2% (39.8%)</u>	↑ 44.6% (40.4%)	↓ 36.0% (36.2%)	<b>1</b> 41.7% (36.8%)					
	27位	廃棄物処理	↓↓↓ 39.3% (50.7%)	↓ ↓ 37.2% (43.1%)	↓↓↓ 34.4% (47.0%)	↓↓↓ 35.3% (48.7%)					
	28位	広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑↑ 37.8% (26.4%)	<b>↑</b> 36.3% (32.1%)					
	29位	通信	↓↓ 37.7% (47.0%)	↓ ↓ 37.2% (44.7%)	↓ ↓ 34.1% (40.5%)	↓↓ 37.3% (45.7%)					
	30位	トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% ( <b>2</b> 16 <b>19%</b> 5)					
	_	その他	_	_	_	_ 100 *-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					

## 価格転嫁の実施状況の業種別ランキング(受注企業の業種毎に集計)

- **受注者として、価格転嫁してもらえている業種**(上位にある業種)は、発注者としても**価格転嫁に応じている**傾向。
- 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、金融・保険は約3ポイント、通信は約1ポイント上昇

2025年3月				各要素別の転嫁率							
			コスト増に対する。	原材料費	エネルギー費	労務費					
		<b>①全体</b>	<b>↑</b> 52.4% (49.7%)	<b>↑</b> 54.5% (51.4%)	<b>1</b> 47.8% (44.4%)	<b>1</b> 48.6% (44.7%)					
	1位	化学	↑↑ 64.4% (55.3%)	↑↑↑ 69.8% (59.0%)	↑↑ 60.9% (51.7%)	↑↑↑ 58.9% (47.0%)					
	2位	卸売	<b>1</b> 61.3% (60.3%)	<b>↑</b> 63.7% (61.9%)	<b>↑</b> 52.9% (51.2%)	<b>1</b> 51.8% (49.6%)					
	3位	機械製造	<b>↑</b> 61.0% (57.3%)	<b>↑</b> 66.7% (62.1%)	<b>↑</b> 56.8% (52.7%)	<b>↑</b> 55.9% (51.8%)					
	4位	電機・情報通信機器	<b>↑</b> 57.3% (54.9%)	<b>↑</b> 62.5% (58.8%)	<b>↑</b> 52.8% (48.4%)	↑↑ 53.5% (48.3%)					
	5位	小売	<b>↑</b> 55.7% (52.6%)	<b>↑</b> 56.7% (54.0%)	<b>1</b> 46.9% (44.5%)	<b>1</b> 46.1% (44.7%)					
	5位	紙・紙加工	↑↑↑ 55.7% (44.7%)	↑↑↑ 58.3% (45.8%)	↑↑ 49.3% (40.3%)	↑↑↑ 49.6% (38.5%)					
	7位	食品製造	↑↑ 55.4% (50.0%)	↑↑ 57.4% (51.4%)	<b>1</b> 49.2% (44.5%)	<b>↑ 19.4%</b> (43.8%)					
	8位	造船	↑↑ 54.8% (49.5%)	↑↑ 62.0% (53.0%)	↑↑↑ 61.8% (47.7%)	<b>1</b> 49.3% (46.8%)					
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.0% (47.8%)	↑↑ 50.1% (41.8%)	↑↑ 45.4% (37.0%)	↑↑ 53.4% (47.3%)					
	10位	自動車·自動車部品	<b>↑</b> 53.4% (49.7%)	<b>↑</b> 63.2% (59.6%)	<b>↑</b> 53.4% (51.7%)	<b>↑</b> 52.3% (48.4%)					
	11位	鉱業·採石·砂利採取	↑↑ 53.0% (43.1%)	↑↑ 50.1% (40.3%)	↑↑↑ 50.3% (36.5%)	↑↑ 45.8% (36.8%)					
	12位	建設	<b>↑</b> 52.5% (49.8%)	<b>↑</b> 53.9% (51.6%)	<b>1</b> 49.4% (46.3%)	<b>↑</b> 51.5% (48.0%)					
	13位	金属	<b>1</b> 51.9% (52.3%)	<b>↑</b> 59.8% (59.7%)	<b>1</b> 48.5% (47.7%)	<b>1</b> 47.0% (45.1%)					
	14位	印刷	<b>J</b> 51.0% (53.1%)	<b>52.3% (54.2%)</b>	<b>1</b> 44.7% (44.3%)	<b>43.9% (44.3%)</b>					
<u>(2)</u>	15位	運輸・郵便(トラック運送除く	<b>↑</b> 50.7% (47.7%)	<b>1</b> 48.7% (44.8%)	<b>1</b> 48.3% (44.1%)	<b>1</b> 48.6% (43.7%)					
耒	16位	繊維	<b>↑</b> 50.6% (49.7%)	<b>↑</b> 51.6% (49.3%)	<b>1</b> 45.0% (44.9%)	<b>1</b> 45.0% (44.1%)					
② 業 種 別	17位	建材·住宅設備	<b>1</b> 49.4% (48.3%)	<b>↑</b> 51.1% (49.8%)	<b>1</b> 44.3% (43.8%)	<b>1</b> 43.1% (40.8%)					
別	18位	広告	↓ 48.3% (50.4%)	<b>↓ 52.8% (53.7%)</b>	<b>1</b> 47.4% (44.7%)	<b>↓ 43.5% (45.4%)</b>					
	19位	不動産·物品賃貸	↑↑ 47.8% (42.8%)	↑↑↑ 50.8% (34.3%)	↑↑↑ 50.6% (35.1%)	↑↑ 48.6% (40.1%)					
	20位	石油製品·石炭製品製造	<b>1</b> 46.8% (46.7%)	<b>↑</b> 58.4% (55.6%)	<b>1</b> 42.4% (41.7%)	<b>↑ 39.9% (39.3%)</b>					
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	<b>↑</b> 45.5% (42.1%)	<b>↑</b> 47.2% (43.6%)	<b>1</b> 42.1% (37.5%)	↑↑ 43.7% (37.2%)					
	22位	製薬	↓↓↓ 45.0% (58.6%)	↓↓↓ 66.7% (80.0%)	↓↓↓ 41.7% (72.9%)	<b>1</b> 43.3% (40.0%)					
	23位	農業・林業	↑↑ 44.8% (36.5%)	↑↑ 43.4% (34.3%)	↑↑ 40.6% (32.7%)	↑↑ 39.8% (32.5%)					
	24位	生活関連サービス	<b>1</b> 42.1% (38.1%)	↑↑ 41.8% (34.5%)	↑↑ 38.1% (29.3%)	<u>↑</u>					
	25位	放送コンテンツ	<b>1</b> 41.0% (38.0%)	↑↑ 45.4% (38.0%)	<b>1</b> 38.2% (34.6%)	<b>1</b> 40.4% (37.9%)					
	26位	廃棄物処理	<b>1</b> 40.1% (38.4%)	<b>1</b> 37.6% (36.5%)	<b>1</b> 38.8% (36.5%)	<u>↑ 37.4% (35.4%)</u>					
	27位	トラック運送	<b>↑</b> 37.6% (34.4%)	<b>↑</b> 33.6% (29.6%)	<b>1</b> 35.4% (32.0%)	<b>↑</b> 34.1% (31.1%)					
	28位	飲食サービス	↓↓↓ 36.9% (55.0%)	↓↓↓ 42.8% (53.6%)	<b>↓ 44.6% (47.0%)</b>	↓↓↓ 33.9% (49.0%)					
	29位	通信	<u> </u>	↑↑ 35.7% (30.7%)	↑↑ 34.5% (27.0%)	<b>↓ 36.3% (38.0%)</b>					
	30位	金融·保険	<b>↑</b> 28.5% (25.2%)	↑↑ 30.6% (21.2%)	↑↑↑ 32.1% (19.4%)	↑↑ 27.5% ( <b>2</b> 1 <b>(0)</b> 6)					
	_	その他	-	_	_						

## 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策(2024年11月22日閣議決定)

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 ~全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす~

内閣府作成

#### 経済の現状・課題

- ●600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- ●国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- ●賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

#### 経済対策の基本的考え方

①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、 速やかに万全の措置を講ずる。

### 第1の柱

## 全ての世代の

現在・将来の賃金・所得を増やす

日本経済・地方経済の成長

- •賃上げ環境の整備
- 中堅・中小企業の生産性向上 (足元の賃上げ)
- 地方創生2.0 (全国津々浦々の賃金・所得増加)
- •成長力の強化 (将来の賃金・所得増加)

### 3本の柱

## 第2の柱

#### <u>誰一人取り残されない</u> 成長型経済への移行に道筋をつける

物価高の克服

- ・物価高の影響を受ける低所得者への支援
- ・地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- •物価高の影響を受ける業種の支援
- •エネルギーコスト上昇への耐性強化

### 第3の柱

#### 成長型経済への移行の礎を築く

国民の安心・安全の確保

- •自然災害からの復旧・復興 (能登半島地震等への対応も含む。)
- 防災・減災及び国土強靱化
- •外交・安全保障環境の変化への対応
- •都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- ・こども・子育て支援、女性・高齢者の活 躍・参画推進 など

#### 経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、

「経済あっての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、 財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

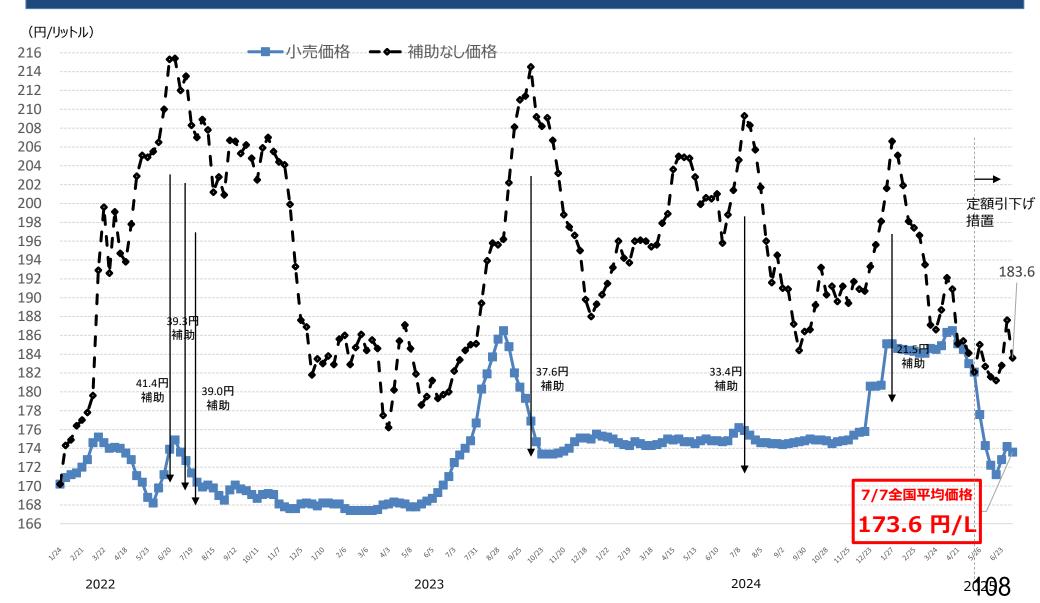
日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

107

75

## ガソリン全国平均価格の推移

## レギュラーガソリン・全国平均価格



## 電気・ガス料金支援の概要

- 足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月 から9月まで電気・ガス代の支援を行う。特に、電力使用量がピークになる8月使用分の負担軽減を重点化する。
- これにより、標準的な家庭において、3ヶ月3,000円程度の負担引下げ効果が実現。
- これまでの国際的な燃料価格の動向及び直近の為替水準を前提とすれば、**7月から9月の** 電気料金等は、昨年同時期よりも下がることが見込まれる。

	電気	都市ガス*
7月使用分 9月使用分	低圧 : 2.0円/kWh 高圧 : 1.0円/kWh	8円/㎡
8月使用分	低圧 : 2.4円/kWh 高圧 : 1.2円/kWh	10円/㎡

## 「年収の壁」への当面の対応策(「年収の壁・支援強化パッケージ」)概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策(支援強化パッケージ)に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

### 106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)

短時間労働者が被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った 事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、 賃上げや所定労働時間の延長のほか、 被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当 (社会保険適用促進手当)として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、 適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、 新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として 被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

## 130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準(年収130万円)について、 **労働時間延長等に伴う一時的な収入変動**による被扶 養者認定の判断に際し、**事業主の証明の添付による 迅速な判断**を可能とする。

## 配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) **見直しの手順をフローチャートで示す等 わかりやすい資料**を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」の周知・広報について

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」は、労働者が壁を意識することなく、希望どおり働くことのできる環境づくりに資するとともに、企業にとっても労働力確保につながるもの。
- パート・アルバイトの方々や雇用する事業主の皆さまに、本パッケージの内容・メリットについてご理解いただき、 実際にご活用いただくことが肝要であり、厚生労働省としては、積極的に周知・広報の取組を進めている。

マス 向け 本パッケージへの関心や認知を広げるため、広く国民の目に触れる機会の多い媒体 (SNS・バナー等のWeb広告、テレビCM等)を通じた発信を行っている。 首相官邸及び厚生労働省のホームページに、本パッケージに関する特設サイトを開設。

相談 体制 労働者・事業主等からのお問い合わせをワンストップで受け付ける「**年収の壁突破・ 総合相談窓口」(コールセンター)を2023(令和5)年10月より開設**。営業時間外 の対応等、利便性向上を図るため、**チャットボット**を導入。



【 Web広告・テレビCM】

団体周知

各府省庁と連携し、パート・アルバイトを多く雇用する業界団体(1,232団体)に、 周知用リーフレットを提供するとともに、会員企業・労働者への周知協力を依頼。 各団体のニーズに合わせて、きめ細かいサポートを実施。各都道府県労働局でも、 同様に、個別企業を含めた働きかけを実施。

説明会

業界団体等と協力し、会員企業向けに、**説明会や団体等の会合における説明**等を実施。 事業主からの相談を受ける機会の多い**社会保険労務士**の方々に、各支援策への理解を 深めていただくことを目的に、**説明会の開催や研修動画の配信等**に取り組んでいる。



【厚生労働省特設サイト】

## キャリアアップ助成金

労働政策審議会雇用環境・均等分科会(第82回)

令和7年6月24日

資料2-3 より抜粋

令和7年度当初予算額 1,025億円 (1,106億円) ※() 內diff年度当初予算額

令和5年度実績:65,598件

労働特会 会計 雇用 徴収 育休

※国(都道府県労働局)で支給事務を実施

事業の目的

正社員化

支援

処遇改善

支援

うち雇用環境・均等局計上分 1,020億円(1,101億円) うち職業安定局計上分 5億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」)といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、 正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

#### コース名/コース内容

#### 正社員化コース

有期雇用労働者等を下計員転換(※)

※多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)を含む

▶ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の 賃金と比較して3%以上増額していることが必要

#### 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

#### 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定 を3%以上増額改定し、その規定を適用

#### 賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との 共通の賃金規定等を新たに規定・適用

#### 賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度 を導入し、支給又は積立てを実施

#### 社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支 給、賃上げ、労働時間の延長(调当たり4時間以上等)を実 塩 (D7年度士士での世景)

#### 支給額(1人当たり)

【重点支援対象者※】 有期→正規:

80万円 (60万円) 40万円 (30万円)

40万円 (30万円) 20万円 (15万円)

※ a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者

無期→正規:

- b:雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
  - ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
- 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
- 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数:20人

【左記以外】

- ①有期→正規: **90万円** (67.5万円) **②有期→無期: 45万円**( 33万円)
- ③無期→正規: **45万円** ( 33万円)
- ① 3 %以上 4 %未満: **4万円** (2.6万円) ② 4 %以上 5 %未満: **5万円** (3.3万円)
- ③ 5%以上6%未満: 6.5万円 (4.3万円)
- ④6%以上 7万円 (4.6万円)

上限人数:100人

1事業所当たり 60万円 (45万円)

1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円 (30万円)

1事業所当たり1回のみ

- 50万円 (37.5万円) (※) (1)手当等支給メニュー
- 30万円 (22.5万円) (2)労働時間延長メニュー
  - ※1~3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額

#### **60万円**(45万円) **<75万円>**(※)

※1~2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象(令和7年度中に施行予定)

#### 加算措置等/加算額

#### 正社員化コース

- ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
- 1事業所当たり **20万円** (15万円)
- ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換
- 1事業所当たり 40万円 (30万円)

#### 賃金規定等改定コース

- 1事業所当たり 20万円 (15万円) ■「職務評価」の活用により実施
- 1事業所当たり 20万円 (15万円) ■昇給制度を新たに設けた場合

#### 賞与・退職金制度導入コース

■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり**16.8万円** (12.6万円)

- ※( )は、大企業の場合の額。く>は、小規模事業所の場合の額。
- ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
- ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、 ①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。
- ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコース は上限はない。



130万の壁 対応

年収の壁・

支援強化 パッケージ

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、 労働時間の延長(週当たり5時間以上等)を実施

## キャリアアップ助成金の拡充(「年収130万円の壁」への対応)

#### 現行の労働時間延長メニュー

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1 人 当 た り 助 成 額
1	4 時間以上	-	
2	3時間以上 4時間未満	5%以上	
3	2時間以上 3時間未満	10%以上	30万円
4	1 時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
  - ・取組から6ヶ月後に支給申請。
  - ・賃金は基本給。

#### 短時間労働者労働時間延長支援コース

#### 【1年目】

	週所定労働	賃金の増額	1 人 当 た り 助 成 額				
	時間の延長	貝並の相領	中小企業	小規模事業者			
1	5 時間以上	_					
2	4 時間以上 5 時間未満	5%以上		5 0 万円			
3	3 時間以上 4 時間未満	10%以上	4 0 万円				
4	2 時間以上 3 時間未満	15%以上					

- (注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
  - ・取組から6ヶ月後に支給申請。
  - ・賃金は基本給。
  - ・現行のメニューからの切り替え可。複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。

#### 【2年目】

	週所定労働	賃金の増額	1 人 当 た り 助 成 額				
	時間の延長	貝並の増設	中小企業	小規模事業者			
1	労働時間を更に 2時間以上延長	_					
2	-	基本給を更に5% 以上増加又は昇給、 賞与若しくは退職 金制度の適用	20万円	25万円			

- (注)・被用者保険への継続加入が必要。
  - ・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
  - ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。 (被用者保険適用後1年目と2年目で比較)
  - ・賃金は基本給。



## 被用者保険の適用拡大

#### 改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険(被用者保険)の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

#### [短時間労働者(パート労働者など)の厚生年金等の適用要件を改正]

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円(年収106万円相当)以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上(雇用契約で判断)
- ③ 学牛は適用対象外

段階的に撤廃

④ 51人以上の企業が適用対象

#### 賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件(年額換 算で約106万円)を満たすことから、全国の最低賃金が1.016円以上となる ことを見極めて撤廃 〈公布から3年以内の政令で定める日から施行〉

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

#### 企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

·		
企業規模(常勤の従業	実施時期	
500人超		2016年10月
100人超	約107万人 	2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	> 約25万人	2035年10月

#### 〔個人事業所の適用業種を拡大(フルタイムも含めた適用拡大)〕

適用(現行どおり)

常時5人以上の者を使用する事業所

ト法律で定める17業種

L上記以外の業種(※) 非適用 ⇒ 適用

5 人未満の事業所 非適用 (現行どおり)

<2029年10月施行> ただし、経過措置として、 施行時に存在する事業所 は当面期限を定めず適用 ※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等 除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、 〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

#### 被保険者への支援(就業調整を減らすための保険料調整)

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、 社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険 の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の 定める割合(下表)に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。 (事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援)

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)		
労働者の	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
負担割合	→25%	→30%	→36%	→41%	→45%	→48%	

※3年目は軽減割合を半減

#### 事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収 入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討 (令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成) 82

## 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、2025年12月の年末調整から適用

## 所得税の基礎控除の引上げ

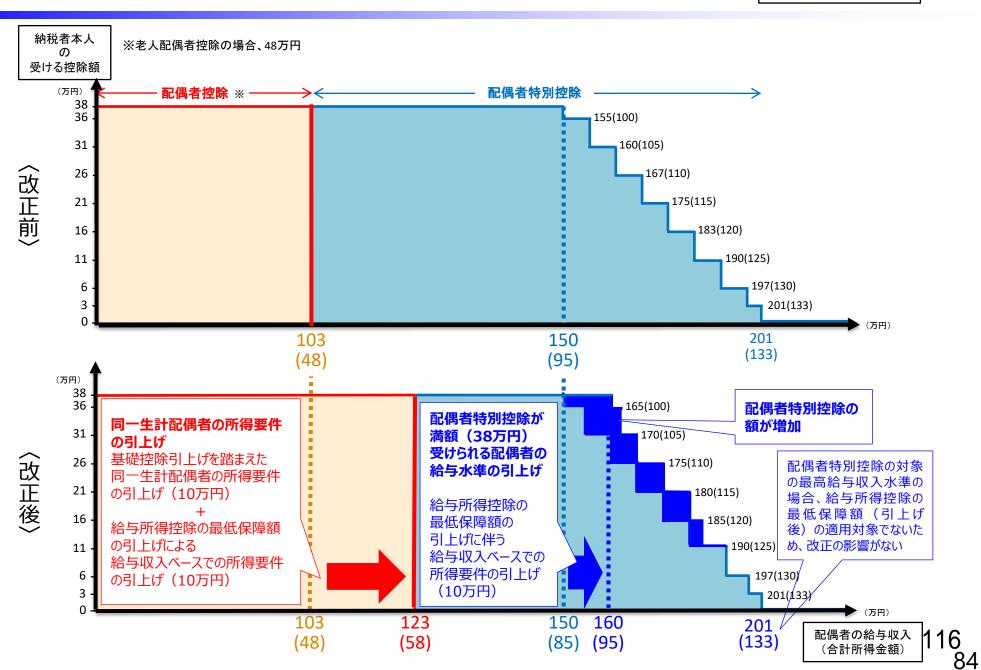
- 物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引き上げ、最高58万円に。
  - ※扶養親族等の所得要件について、基礎控除と同額の 48 万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58 万円に。
- 低~中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せ。

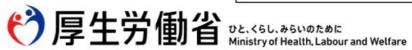
### 給与所得控除の最低保障額の引上げ

- 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応
- 最低保障額を55万円から10万円引き上げ、65万円に。

### 大学生年代の子の親への特別控除の創設

- 人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応
- 大学生年代(19~22歳)の親向けの特別控除の創設。
  - ▶子の給与収入が、 150万円以下→63万円
  - ▶子の給与収入が、150万円超 →控除額が段階的に逓減





# 主要統計資料

#### 資料標題

#### I 全国統計資料編

	主要指標の推移(暦年・四半期・月) (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金(現金給与総額)指数		•		_
	有効求人倍率、完全失業率の推移 (1) 有効求人倍率の推移(全国・ランク別、暦年・月) (2) 性・年齢別完全失業率の推移(全国、暦年・月)		•		
	賃金・労働時間の推移 (1) 賃金 イ 賃金(現金給与総額・定期給与額)増減率の推移(規模別(30人以上・5~29人)、暦年・月)	•	•	•	5
	ロ パートタイム労働者比率の推移(規模別(30人以上・5~29人)、暦年・月) ハ 初任給額、上昇額等の推移(年度、学歴別) (2) 賃金・労働時間	•	•	•	6
	イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移(暦年、規模別(10人以上・10~99人・5~9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) 月間労働時間の動き(暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間(規模別(30人以上・5~29人)))	•	•	•	9 1(
	春季賃上げ妥結状況等 (1) 春季賃上げ妥結状況(2025年)等(連合(規模別、方式別)、経団連(大手・中小別)、日商) (2) 賃上げ額・率の推移 イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移(暦年、賃金の改定額・改定率) ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合(2024年)		•		
5	夏季賞与・一時金妥結状況(2025年)(連合、経団連)	•	•	• :	14
6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移(全国・ランク別、暦年・月)	•	•	•	15
7	1月あたりの消費支出額の推移(暦年)	•	•	•	16

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移	• • • 17
9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	• • • 18
10 地域別最低賃金と賃金水準との関係 (1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10~99人)) (2) 短時間労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10~99人)) (3) 毎月勤労統計調査(暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上)	· · · 19 · · · 20 · · · 21
11 企業の業況判断及び収益 (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益 イ 業況判断(DI) (企業規模別、四半期) ロ 経常利益増減(企業規模別、年度) ハ 売上高経常利益率(企業規模別、年度) (2) 法人企業統計による企業収益①(資本金規模別、年度) 法人企業統計による企業収益②(資本金規模別、四半期) (3) 中小企業景況調査による業況判断(DI)(産業別、四半期)	· · · · 22 · · · · 23 · · · · 26 · · · · 27 · · · 28
12 労働生産性 (1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移(年度) (2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移(暦年)	· · · 30
<ul> <li>■ 都道府県統計資料編</li> <li>1 各種関連指標(ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者(高卒)の所定内給与額</li> <li>2 有効求人倍率の推移(ランク別・都道府県別、暦年)</li> <li>3 失業率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・四半期)</li> </ul>	· · · · 35 · · · · 34 · · · · 35
4 賃金・労働時間の実情と推移 (1) 賃金 イ 定期給与の推移 [事業所規模 5 人以上] (ランク別・都道府県別、暦年) ロ パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金平均額	• • • 36

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額 (2) 労働時間	• • • 38
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移[調査産業計、事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	• • • 39
<ul><li>5 消費者物価指数等の推移</li><li>(1) 消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)</li><li>(2) 消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)</li><li>消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)</li></ul>	· · · 40 · · · 41 · · · 42
6 消費支出額の推移 (1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年) (2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	· · · 43
<ul><li>7 労働者数等の推移</li><li>(1) 常用労働者数 [事業所規模 5 人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)</li><li>(2) 雇用保険の被保険者数 (ランク別・都道府県別・暦年)</li><li>(3) 就業者数 (ランク別・都道府県別・暦年)</li></ul>	• • • 45 • • • 46 • • • 47
<ul> <li>■ 業務統計資料編</li> <li>1 地域別最低賃金改定状況</li> <li>(1) 2024年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)</li> <li>(2) 目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)</li> <li>(3) 効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)</li> <li>(4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)</li> <li>(5) 最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)</li> <li>(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)</li> </ul>	• • • 48 • • • 49 • • • 50 • • • 51 • • • 52 • • • 53
<ul><li>2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果</li><li>(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)</li><li>(2) 業種別法違反の状況(2025年1月~3月、全国計)</li></ul>	• • • 54 • • • 55

# I 全国統計資料編



### 1 主要指標の推移(1)GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP(国内総生産)			鉱工業生産指数製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全				
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	失業率
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
2015 年	5, 380, 323	3.7	_	5, 380, 812	1.6	110.5	△ 1.2	116. 5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
2016 年	5, 443, 646	1.2	_	5, 421, 374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8, 446	△ 4.2	208	△ 14	3. 1
2017 年	5, 530, 730	1.6	_	5, 512, 200	1.7	114.0	3. 1	119. 2	3. 9	8, 405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5, 566, 301	0.6	_	5, 547, 665	0.6	114.6	1. 1	119.3	0.8	8, 235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5, 579, 108	0.2	_	5, 525, 354	△ 0.4	111.6	$\triangle$ 2.6	114.8	△ 3.8	8, 383	1.8	162	$\triangle$ 5	2.4
2020 年	5, 396, 460	$\triangle$ 3.3	_	5, 295, 015	$\triangle$ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7, 773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5, 530, 683	2.5	_	5, 437, 799	2.7	105.4	5. 4	108. 5	8. 5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5, 604, 643	1.3	_	5, 488, 634	0.9	105.3	△ 0.1	108. 1	△ 0.4	6, 428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	5, 913, 791	5. 5	_	5, 564, 874	1.4	103.9	△ 1.3	107. 0	△ 1.0	8,690	35. 2	178	$\triangle$ 1	2.6
2024 年	6, 094, 588	3. 1		5, 574, 454	0.2	101.2	$\triangle$ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15. 1	176	$\triangle$ 2	2.5
2024 年 1~3月	5, 952, 082	<i>0.</i> 1	<i>0. 3</i>	<i>5, 521, 792</i>	<i>△</i> 0.3	99. 0	$\triangle$ 5.2	100. 1	$\triangle$ 6.2	2, 319	18.6	175	$\triangle$ 2	2.5
4~6月	6, 096, 643	2. 4	<i>10. 1</i>	<i>5, 574, 544</i>	1. 0	101. 1	2. 1	101. 9	1.8	2,612	25. 2	189	4	2.7
7~9月	6, 128, 740	<i>0. 5</i>	<i>2.</i> 1	5, 586, 547	<i>0. 2</i>	101. 4	<i>0. 3</i>	100. 4	$\triangle$ 1.5	2, 483	10.9	179	$\triangle$ 5	2.6
10~12月	6, 198, 058	<i>1. 1</i>	<i>4. 6</i>	5, 617, 658	0. 6	101.8	0. 4	101. 4	1. 0	2, 592	7. 6	163	$\triangle$ 4	2.3
2025 年 1~3月	<i>6, 253, 212</i>	<i>0. 9</i>	<i>3. 6</i>	<i>5, 615, 418</i>	0. 0	<i>101. 5</i>	<i>△</i> 0.3	103. 7	2. 3	2, 457	6.0	169	$\triangle$ 6	2.4
4~6月										2, 533	△ 3.0			
2025 年 1月	_	_	_	_	-	99. 9	$\triangle$ 1.1	<i>105. 3</i>	4. 5	840	19.8	174	2	<i>2. 5</i>
2月	_	_	_	_	_	<i>102. 2</i>	<i>2. 3</i>	<i>104. 1</i>	△ 1.1	764	7.3	168	$\triangle$ 6	2. 4
3月	=	_	_	=	_	102. 4	<i>0. 2</i>	101. 6	△ 2.4	853	△ 5.8	173	5	<i>2. 5</i>
4月	=	_	_	=	_	101. 3	$\triangle$ 1. 1	102. 9	<i>1. 3</i>	828	5. 7	176	3	<i>2. 5</i>
5月	-	_	-	-	_	101.8	<i>0. 5</i>			857	△ 15.1	172	$\triangle$ 4	<i>2. 5</i>
6月	-	_	_	-	-					848	3. 4			
資料出所		内閣府	「国民経済	計算」		彩	E済産業省	「鉱工業指数	()	東京商工リ	サーチ調べ	総務省	î「労働力i	調査」

<sup>(</sup>注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、 季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。また、鉱工業生産指数の2025年5月分の数値は速報値である。

<sup>2</sup> GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2015暦年連鎖価格である。

<sup>3 2017</sup>年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。 また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは 必ずしも一致しない。

### 1 主要指標の推移(2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金(現金給与総額)指数

	求人	倍率	消費者物	勿価指数	国内企業	物価指数			1	賃金(現金	給与総額	)指数、/	ペート比響	ž.		
			(持家の帰属家	賃を除く総合)				Ī	調査産業語	+				製造業		
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	ト パ 比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート 比率
	(倍)	(倍)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)
2015 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99. 7	$\triangle$ 2.4	99. 1	0.1	101.3	△ 0.8	30. 41	99.8	0.4	102.0	$\triangle$ 0.5	14. 29
2016 年	2.04	1.36	97. 7	$\triangle$ 0.1	96. 2	$\triangle$ 3.5	99. 7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102. 9	0.8	14. 14
2017 年	2. 24	1.50	98. 3	0.6	98. 4	2.3	100.2	0.4	101.9	$\triangle$ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13. 31
2018 年	2. 39	1.61	99. 5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104. 3	0.6	12.74
2019 年	2. 42	1.60	100.0	0.6	101. 2	0.2							13. 37			
2020 年	1. 95	1.18	100.0	0.0	100.0	$\triangle$ 1.2	100.0	$\triangle$ 1.2	100.0	$\triangle$ 1.2	31. 13	100.0	$\triangle$ 3.4	100.0	$\triangle$ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1. 13	99. 7	$\triangle$ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31. 28	101.9	2.0	102. 2	2.2	13.45
2022 年	2. 26	1.28	102.7	3.0	114. 9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	$\triangle$ 1.3	13. 57
2023 年	2. 29	1.31	106.6	3.8	119. 9	4. 4	103.5	1.2	97. 1	$\triangle$ 2.5	32. 24	105. 4	1.7	98. 9	$\triangle$ 2.0	13.47
2024 年	2. 25	1. 25	110.0	3. 2	122.6	2.3	109. 2	2.8	99. 3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99. 4	△ 0.1	12.95
2024 年 1~3月	2. 29	<i>1. 26</i>	108. 3	0.1	120.6	0.6	<i>104. 5</i>	0.8	<i>96. 5</i>	<i>0. 5</i>	30. 91	105. 9	0. 4	97. 7	0. 0	13.03
$4\sim6$ 月	2. 22	<i>1. 25</i>	109. 4	1.0	122. 2	1.3	<i>106. 4</i>	1.8	97. 2	0. 7	30.63	108. 6	2. 5	99. 3	<i>1. 6</i>	12.97
7~9月	<i>2. 25</i>	<i>1. 24</i>	110. 4	1.0	123. 3	0.9	<i>106. 4</i>	0.0	<i>96. 3</i>	$\triangle$ 0.9	30. 77	108. 6	0. 0	98. 4	△ 0.9	12.87
10~12月	<i>2. 26</i>	<i>1. 25</i>	111. 9	1.3	124. 5	1.0	107. 4	0.9	96. 1	$\triangle$ 0.2	31. 11	109. 6	0. 9	98. 1	<i>△</i> 0.3	12.94
2025 年 1~3月	<i>2. 31</i>	<i>1. 25</i>	113.0	1.0	125. 7	1.0	<i>106. 9</i>	$\triangle$ 0.5	94. 5	<i>△</i> 1. 7	31. 53	<i>110. 1</i>	<i>0. 5</i>	97. 3	<i>△ 0.8</i>	13. 19
$4\sim6$ 月					126. 4	0.6										
2025 年 1月	<i>2. 32</i>	<i>1. 26</i>	113. 2	0.6	125.3	0.2	<i>106. 3</i>	$\triangle$ 1.6	94. 1	<i>△</i> 2. 1	31. 43	109. 1	$\triangle$ 1.9	<i>96. 5</i>	<i>△</i> 2.4	13. 14
2 月	<i>2. 30</i>	<i>1. 24</i>	112.7	$\triangle$ 0.4	125.7	0.3	107. 4	1. 0	<i>95.</i> 1	<i>1. 1</i>	31.65	<i>110. 1</i>	0. 9	97. 5	<i>1. 0</i>	13. 20
3月	<i>2. 32</i>	<i>1. 26</i>	113. 1	0.3	126. 1	0.3	<i>106. 9</i>	$\triangle$ 0.5	94. 4	<i>△</i> 0. 7	31. 51	111. 0	0.8	98. 0	<i>0. 5</i>	13. 22
4月	2. 24	<i>1. 26</i>	113. 5	0.4	126. 5	0.3	107. 4	<i>0. 5</i>	94. 7	<i>0. 3</i>	31.04	<i>110. 7</i>	$\triangle$ 0.3	97. 6	<i>△</i> 0.4	13.06
5月	2. 14	<i>1. 24</i>	113. 9	0.4	126. 4	△ 0.1	<i>106. 6</i>	<i>△</i> 0.7	93. 6	$\triangle$ 1.2	31. 11	<i>110. 6</i>	<i>△</i> 0. 1	97. 1	$\triangle$ 0.5	13.00
6月					126. 2	$\triangle$ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業	(安定業務統計)	総務省「消費	者物価指数」	日本銀行「企		<sup>物価指数」</sup> 厚生労働省「毎月勤労統計調査」							/ /		

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。
  - 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。 2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の 影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。また、2025年5月の数値は速報値である。
  - 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
  - 4 国内企業物価指数の2025年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、 掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

## 2 有効求人倍率、完全失業率の推移

#### (1) 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			2025年		
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1月	2月	3月	4月	5月
全国		1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1. 13	1. 28	1.31	1.25	1. 26	1.24	1.26	1. 26	1. 24
	Aランク	1. 18	1.34	1. 47	1. 56	1.55	1. 10	0.96	1. 10	1. 18	1.14	1. 15	1. 14	1. 15	1. 16	1. 15
	Bランク	1.25	1.40	1.55	1. 67	1.66	1.25	1.22	1. 39	1.38	1.32	1.31	1.31	1.32	1. 33	1.31
	Cランク	1.08	1. 25	1.44	1. 54	1.52	1. 19	1.25	1. 41	1.40	1.33	1.32	1.31	1.32	1. 31	1.30

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
  - 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
  - 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
  - 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
  - 5 各月の数値は季節調整値である。

## (2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位:%)

			:	男女計							男性							女性			
	年齢計	15~ 24歳	25~ 34歳	35~ 44歳	45~ 54歳	55~ 64歳	65歳 以上	年齢計	15~ 24歳	25~ 34歳	35~ 44歳	45~ 54歳	55~ 64歳	65歳 以上	年齢計	15~ 24歳	25~ 34歳	35~ 44歳	45~ 54歳	55~ 64歳	65歳 以上
2015 年	3. 4	5. 5	4.6	3. 1	2.8	3. 1	2.0	3.6	5. 9	4.8	3.0	2.9	3. 7	2. 4	3. 1	5. 1	4. 3	3. 2	2.7	2.3	1.0
2016 年	3. 1	5. 1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5. 7	4. 4	2.9	2.6	3. 4	2.5	2.8	4.5	4. 1	2. 9	2.4	2.3	1.3
2017 年	2.8	4.6	3. 7	2.6	2.4	2. 7	1.8	3.0	4. 7	3.8	2.6	2.4	3.0	2. 2	2. 7	4. 5	3. 5	2.6	2.3	2.2	1.2
2018 年	2. 4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4. 1	3. 4	2.3	2. 1	2.5	2. 1	2. 2	3. 1	3. 3	2. 2	2.0	2.0	0.8
2019 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2. 1	1.5	2.5	3. 9	3. 5	2. 1	2.0	2. 4	2.0	2. 2	3. 7	2. 9	2. 1	1.9	1.9	0.8
2020 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4. 1	2.7	2.4	2.9	2. 4	2. 5	4. 2	3. 7	2. 3	2.3	2. 1	1.1
2021 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2. 7	1.8	3. 1	5. 1	4. 2	2.5	2.4	3. 1	2. 4	2.5	4.2	3. 3	2. 3	2.3	2.5	1.1
2022 年	2.6	4. 4	3.6	2.4	2. 1	2. 5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2. 7	2.0	2.4	3. 5	3. 2	2. 3	2.0	2.2	1.1
2023 年	2.6	4. 1	3.6	2.4	2.0	2. 5	1.7	2.8	4. 4	3.8	2.3	2.0	2.8	2. 4	2. 3	3.8	3. 4	2. 2	2.0	2. 1	1.0
2024 年	2. 5	4.0	3. 4	2.3	2. 1	2.5	1.7	2.7	4.0	3. 5	2.4	2.0	2.6	2. 2	2. 4	3. 7	3. 5	2. 2	2.0	2.2	1.0
2025 年 1月	2. 5	4. 1	3. 3	2.4	1.9	2.5	1.5	2.6	3. 7	3. 5	2.5	2.0	2.6		2. 3	4. 2	3.0	2. 3	1.9	2.5	
2月	2. 4	4. 2	3.2	2.4	2.0	2. 2	1.4	2.5	4. 5	3. 4	2.4	1.9	2.3		2.3	3.8	3.0	2. 3	2.0	2.0	
3月	2. 5	4.0	3. 2	2.6	2. 2	2. 2	1.6	2.7	4.6	3. 3	2.7	2.4	2.3		2. 2	3. 4	3. 2	2.6	1.9	2.2	
4月	2. 5	4.0	3.3	2.4	2. 2	2.4	1.9	2.7	4.6	3. 2	2.4	2.3	2.5		2. 3	3. 2	3.6	2. 3	2.2	2.3	
5月	2. 5	4. 4	3.3	2.2	1.8	2.4	1.8	2.6	4. 5	3. 4	2.5	1.8	2.4		2. 3	4. 1	3. 2	2. 1	1.6	2.3	

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

## 3 賃金・労働時間の推移

### (1) 賃金

#### イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移

(単位:%)

		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			2025年		
		年	年	年	年	年	年	年	1月	2月	3月	4月	5月
	30人以上	1. 2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3. 1	1.8	3. 3	2. 2	3. 3	2. 1	2.4	0.3
現金	500人以上	4. 0	△ 1.1	△ 1.5	1. 3	2. 9	0.6	1. 7	1.8	2. 1	2.4	2.6	0.6
現金給与	100~499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4. 3	2.3	3. 0	0.1	4. 1	1.9	2.4	0.0
総額	30~99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3. 1	1.6	3. 9	3.6	2.6	1.6	1.2	△ 0.2
	5~29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2. 4	1. 2	1. 9	3. 1	1.8	2.9
	30人以上	0.7	0.1	△ 1.1	1.2	2. 4	1.6	2.6	2.6	1.8	1.4	2.3	2. 1
	30八以上	(0.7)	(0.1)	(0.1)	(0.8)	(2.0)	(1.8)	(2.7)	(2.6)	(1.6)	(1.6)	(2.4)	(2.2)
	500人以上	3. 0	△ 0.4	△ 0.7	1. 7	1. 5	0.9	1. 7	2.0	1.4	1.5	2. 2	2. 1
定	500八丛上	(3. 1)	(△ 0.3)	(0.5)	(1. 1)	(1.4)	(1.0)	(1.7)	(1.7)	(1.3)	(1.7)	(2.2)	(2.3)
定期給与額	100~499人	2.0	0.2	△ 1.9	0.7	3. 4	1.9	2. 0	2.3	1.4	1.3	2. 1	2. 1
与	100 433/	(2.2)	(0.4)	(△ 1.0)	(0.2)	(2.7)	(2.3)	(2. 2)	(2.7)	(1.5)	(1.7)	(2.4)	(2.3)
額	30~99人	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.1	0.9	3. 1	1.3	3. 0	2.5	1.6	0.8	1.8	1.4
	30 - 99/	(△ 1.3)	(△ 0.7)	(0.2)	(0.8)	(3.0)	(1.1)	(3. 3)	(2.5)	(1.5)	(0.9)	(1.8)	(1.4)
	5~29人	△ 0.6	△ 0.2	0. 2	△ 0.1	△ 0.3	0.5	1.3	1.7	1. 2	1.5	2.0	2. 3
	0 - 20/	(△ 0.5)	(△ 0.1)	(0.8)	(0.0)	(△ 0.5)	(0.4)	(1.3)	(1.7)	(1. 1)	(1.5)	(2.0)	(2.4)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ( ) 内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 2025年5月の数値は速報値である。

#### ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位:%)

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			2025年		
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25. 22	25. 09	25. 09	25. 59	25. 27	25.05	24. 53	24.68	24. 82	25. 53	25. 68	25. 54	25. 10	25. 28
500人以上	17. 05	16. 63	15.85	16. 03	15. 39	15. 30	14. 97	15. 37	15. 74	16. 13	16. 07	15. 92	15. 57	15. 62
100~499人	24. 46	24. 99	24. 59	24. 78	24. 92	24. 40	23. 54	23.71	23. 78	24. 97	24. 85	24. 85	24. 44	24. 74
30~99人	30. 39	29. 95	30. 28	31. 47	31. 15	31. 31	30. 56	30.82	30. 51	31. 13	31. 64	31. 37	30. 97	31. 17
5~29人	37. 80	37. 90	39. 06	39. 77	39. 14	39. 52	41.01	42.07	40. 31	40. 59	40. 90	40. 70	40. 29	40. 20

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 2025年5月の数値は速報値である。

#### ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段:初任給額(単位:円)、下段:上昇額·率(単位:円、%)

		高村	交卒		高専卒	短大卒		大学卒		大学院
		(事務・技術)		(現業)	(技術)	(事務)		(事務・技術)		(修士)
	一律	差な	あり				一律	差流	あり	卒
		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
2015 年度	163, 737	167, 472	159, 382	165, 054	184, 173	175, 591	205, 914	207, 854	184, 169	222, 083
	1, 239 (0.8)	904 (0.5)	706 (0.4)	1, 151 (0.7)	1,579 (0.9)	1, 342 (0.8)	1,574 (0.8)	1,933 (0.9)	1,318 (0.7)	1,875 (0.9)
2016 年度	164, 828	167, 370	159, 246	166, 617	185, 186	176, 197	207, 163	209, 785	184, 691	223, 684
	824 (0.5)	582 (0.3)	616 (0.4)	748 (0.5)	995 (0.5)	767 (0.4)	880 (0.4)	1, 263 (0.6)	631 (0.3)	1, 153 (0.5)
2017 年度	165, 977	167, 090	159, 497	167, 568	186, 402	177, 546	208, 235	211, 051	186, 004	224, 212
	1,093 (0.7)	565 (0.3)	532 (0.3)	834 (0.5)	966 (0.5)	851 (0.5)	1, 109 (0.5)	1, 132 (0.5)	745 (0.4)	930 (0.4)
2018 年度	168, 286	170, 104	161, 889	168, 085	187, 652	179, 334	208, 929	213, 500	188, 362	225, 362
	1, 361 (0.8)	2,618 (1.6)	2, 385 (1.5)	1,386 (0.8)	1,660 (0.9)	1, 493 (0.8)	1,637 (0.8)	2, 171 (1.0)	1,511 (0.8)	1,707 (0.8)
2019 年度	168, 696	170, 298	161, 058	170, 066	187, 941	180, 431	209, 173	214, 378	188, 111	225, 732
	1,670 (1.0)	1,737 (1.0)	1,641 (1.0)	1,613 (1.0)	1, 490 (0.8)	1,642 (0.9)	1,544 (0.7)	1, 251 (0.6)	1,041 (0.6)	1,569 (0.7)
2020 年度	170, 663	174, 719	163, 383	171, 892	190, 068	182, 648	209, 561	214, 974	189, 037	225, 729
	1,681 (1.0)	1,098 (0.8)	1, 160 (0.7)	1,443 (0.8)	1, 597 (0.8)	1, 202 (0.7)	1,408 (0.7)	1,608 (0.8)	1, 231 (0.7)	1,498 (0.7)
2021 年度	171, 550	173,527	162, 731	171, 894	190, 262	183, 068	210, 092	215, 665	189, 113	226, 262
	634 (0.4)	781 (0.5)	603 (0.4)	505 (0.3)	867 (0.5)	797 (0.4)	727 (0.3)	904 (0.4)	544 (0.3)	778 (0.3)
2022 年度	174, 214	177, 922	167, 016	172, 803	192, 547	185, 158	212, 129	216, 397	190, 808	228, 266
	1,967 (1.1)	2,050 (1.2)	2, 109 (1.3)	1,871 (1.1)	1,883 (1.0)	1,669 (0.9)	1,789 (0.9)	1, 375 (0.6)	1, 275 (0.7)	1,817 (0.8)
2023 年度	180, 494	185, 320	174, 104	178, 920	200, 791	193, 240	219, 946	225, 971	198, 124	237, 300
	5, 988 (3.4)	6, 238 (3.5)	6, 139 (3.7)	6,084 (3.5)	6,673 (3.4)	6, 361 (3.4)	6, 161 (2. 9)	7, 567 (3.5)	6,007 (3.1)	7, 158 (3.1)
2024 年度	191, 455	197, 345	184, 337	190, 625	214, 621	203, 873	231, 127	241, 085	211, 616	250, 449
	10, 490 (5.8)	8,807 (4.7)	7,884 (4.5)	10, 946 (6. 1)	11, 111 (5.5)	10,072 (5.2)	10, 544 (4. 8)	13, 644 (6.0)	10, 757 (5.4)	12, 287 (5. 2)
2025 年度	206, 523	220, 192	200, 733	205, 272	231, 638	221, 640	255, 115	260, 438	226, 043	273, 327
	12, 907 (6.7)	17, 530 (8.6)	12, 100 (6.4)	12,640 (6.6)	14,658 (6.8)	14, 484 (7. 0)	15, 226 (6.3)	15, 893 (6. 5)	12,616 (5.9)	16,066 (6.2)

資料出所 労務行政研究所(労政時報)「決定初任給の最終結果(各年度)」

- (注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。
  - 2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。 このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の 額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。
  - 3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。
  - 4 2025年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

#### (2) 賃金・労働時間

#### イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

			指数(2020年	<b></b> =100)				実数 (参考)	
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	1	前年比	2	前年比	1)/2	前年比	3	4	3/4
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
2017 年	99. 2	0.6	104. 7	△ 0.1	94. 7	0.6	268, 736	135. 7	1,980
2018 年	99.9	0.7	104. 1	△ 0.6	96.0	1.4	270, 694	134. 9	2,007
2019 年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98. 0	2. 1	270, 847	132. 0	2, 052
2020 年	100.0	0.1	100.0	$\triangle$ 1.7	100.0	2.0	271, 025	129. 6	2, 091
2021 年	100.8	0.8	100.9	0.8	99. 9	△ 0.1	273, 186	130.8	2, 089
2022 年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278, 687	131.0	2, 127
2023 年	104. 7	1.8	101.6	0.5	103. 1	1.4	283, 594	131. 7	2, 153
2024 年	107.2	2.7	101.2	△ 0.6	105. 9	3. 2	290, 654	131. 1	2, 217
2023 年 1~3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104. 3	0.5	280, 054	128. 3	2, 183
4~6月	105.0	1.7	103.6	0.9	101.4	0.9	284, 610	134. 2	2, 121
7~9月	104.9	1.9	101.3	△ 0.2	103.6	2. 2	284, 131	131. 3	2, 164
10~12月	105. 4	2.0	102.6	0.5	102.7	1.5	285, 545	133. 0	2, 147
2024 年 1~3月	105. 1	2.0	98. 1	△ 1.1	107. 1	3. 2	284, 691	127. 1	2, 240
4~6月	107.6	2.8	103. 2	△ 0.6	104. 3	3.4	291, 658	133. 8	2, 180
7~9月	107.8	3. 1	100.8	△ 0.7	106. 9	3. 7	292, 274	130. 6	2, 238
10~12月	108. 4	3.0	102.7	△ 0.2	105. 6	3. 3	293, 922	133. 1	2, 208
2025 年 1~3月	107. 1	1.9	96. 3	△ 1.8	111. 2	3.8	290, 283	124.8	2, 326

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。
  - 2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
  - 3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を 比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
  - 4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに 時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

#### イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5~29人]

			指数(2020年	==100)				実数 (参考)	
	所定内給与		所定内労働時間 [		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	1	前年比	2	前年比	1/2	前年比	3	4	3/4
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
2017 年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94. 2	1.3	208, 956	128. 2	1,630
2018 年	99.3	$\triangle$ 0.5	104.8	△ 1.3	94.8	0.6	207, 902	126. 4	1,645
2019 年	99. 2	$\triangle$ 0.1	102.1	$\triangle$ 2.4	97. 2	2. 5	207, 780	123. 5	1,682
2020 年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209, 379	120. 9	1,732
2021 年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100. 2	0.2	209, 351	120.6	1,736
2022 年	99. 5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208, 367	119. 4	1,745
2023 年	99.9	0.4	98.6	△ 0.1	101.3	0.5	209, 202	119. 3	1,754
2024 年	104.0	1.3	99.4	△ 1.2	104.6	2. 4	217, 877	120. 2	1,813
2023 年 1~3月	98.6	0. 1	96. 1	0.5	102.6	△ 0.4	206, 362	116. 2	1,776
4~6月	100.8	0.8	100.8	0.3	100.0	0.5	211,070	121.8	1, 733
7~9月	100. 1	0.4	98.4	△ 0.8	101. 7	1.2	209, 522	118.9	1, 762
10~12月	100.2	0.3	99.3	△ 0.4	100. 9	0.7	209, 816	120.0	1,748
2024 年 1~3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106. 1	2.5	214, 593	116.8	1,837
4~6月	104.5	1.0	101.2	△ 1.5	103. 3	2.5	218, 802	122. 4	1,788
7~9月	104.4	1.5	99. 1	△ 1.3	105. 3	2. 7	218, 563	119.8	1,824
10~12月	104.8	1.6	100.7	△ 0.7	104. 1	2.4	219, 489	121.7	1,804
2025 年 1~3月	103.9	1. 4	94.9	△ 1.8	109. 5	3.2	217, 582	114.7	1,897

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 事業所規模5~29人、調査産業計の数値である。
  - 2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
  - 3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を 比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
  - 4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに 時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

#### ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

		10人	.以上			10~	99人			5 ~	9人	
	所定内給与	所定内	時間当たり		所定内給与	所定内	時間当たり		所定内給与	所定内	時間当たり	
	別定的和子	実労働時間	所定内給与	상/도 Ha	別定的和子	実労働時間	所定内給与	상左 Uz	別处的和子	実労働時間	所定内給与	<del>사</del> 左네.
	1	2	1)/2	前年比	3	4	3/4	前年比	(5)	6	5/6	前年比
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
2015 年	304.0	164	1,854	0.8	264. 4	172	1, 537	0.2	264. 6	174	1, 521	1.7
2016 年	304.0	164	1,854	0.0	266. 4	171	1,558	1.3	260. 5	173	1,506	△1.0
2017 年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1, 573	1.0	262.6	172	1, 527	1.4
2018 年	306. 2	164	1,867	1.2	268.3	171	1, 569	△0.3	268.6	171	1, 571	2.9
2019 年	307.7	160	1,923	3.0	273. 2	168	1,626	3. 6	270.6	169	1,601	1.9
2020 年	307.7	165	1,865	_	278.0	170	1, 635	_	282.0	171	1, 649	-
2021 年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276. 1	170	1,624	$\triangle 1.5$
2022 年	311.8	165	1,890	1.4	284. 5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
2023 年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1
2024 年	330.4	160	2,065	7. 7	299. 3	166	1,803	3.6	296.8	165	1, 799	4. 7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。
  - 2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
  - 3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。
  - 4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
  - 5 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より集計方法の見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を単純比較することができない。

#### ハ 月間労働時間の動き

		所定内外	労働時間					所定外统	労働時間 (			
Ī	30人	以上	5 ~ 2	29人		30人	以上			5 ~	·29人	
[	調査産	業計	調査産	<b>E業計</b>	調査層	<b>E業計</b>	製造	業	調査産	<b>E業計</b>	製造	告業
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2017 年	135. 7	△ 0.1	128. 2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17. 9	2.4	8. 7	4.7	11. 2	5. 4
2018 年	134. 9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18. 0	0.6	8.3	$\triangle$ 4.7	11.5	2. 5
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16. 7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13. 4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7. 6	△ 24.5
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15. 3	14.7	7. 1	1.7	8.5	11.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12. 2	5. 2	16. 0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12. 1	$\triangle$ 1.2	15. 2	$\triangle$ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
2024 年	131. 1	△ 0.6	120. 2	$\triangle$ 1.2	11.7	$\triangle$ 2.6	14. 6	$\triangle$ 3.5	7.4	△ 1.9	8.5	△ 4.9
2025 年 1月	123. 9	0.2	111.3	△ 0.5	11. 1	△ 0.9	13. 9	3.0	6.8	△ 2.9	7. 5	2.7
2月	124. 2	△ 3.0	116.2	△ 2.3	11.4	$\triangle$ 2.5	15. 0	2.7	7. 2	△ 3.9	9. 1	5. 7
3月	126. 3	△ 2.6	116.7	△ 2.3	11.8	$\triangle$ 3.3	15. 1	1.3	7.6	△ 3.8	8.8	△ 2.2
4月	133. 4	△ 1.4	122.8	△ 1.1	12.0	$\triangle$ 1.7	15. 1	3.4	7.6	△ 1.3	8.6	2.4
5月	129.0	△ 2.4	117.8	△ 0.9	11.3	△ 1.8	13. 9	2.2	6. 9	△ 2.8	7. 5	2.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
  - 2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。また、2025年5月の数値は速報値である。
  - 3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

#### 4 春季賃上げ妥結状況等

#### (1) 春季賃上げ妥結状況(2025年)等

連合 第7回(最終)回答集計結果(2025年7月3日)

<u>Æ U</u>	平均賃金方式 個別賃金方式(組合数による単純平均)									
	平均賃金方式		合数による単純平均)							
	(加重平均)	35歳	30歳							
1 000 /	461組合 1,982,177人	14組合 54,936人	22組合 76,387人							
1,000人	17,611円(16,619円)	13,086円(11,853円)	12, 794円(10, 485円)							
以上	5.41% (5. 27%)	<b>3.98%</b> (3.74%)	4.06% (3.52%)							
000	848組合 459,333人	51組合 28,241人	40組合 20,799人							
300~ 999人	15,428円(14,588円)	14,079円(10,669円)	13,441円(9,910円)							
000)(	5.25% (5. 14%)	<b>4.66%</b> (3.65%)	<b>4.96%</b> (3.84%)							
100	1,104組合 198,304人	80組合 13,604人	78組合 13,051人							
100~	13,924円(12,871円)	10,056円(8,937円)	9,566円 (8,568円)							
299人	5.06% (4.85%)	3.67% (3.36%)	3.80% (3.50%)							
	1,181組合 60,402人	87組合 4,057人	99組合 4,738人							
~99人	12,304円(11,125円)	9,463円 (6,570円)	9,487円(7,149円)							
	4.72% (4.39%)	3.69% (2.60%)	3.92% (3.04%)							
	3,594組合 2,700,216人	232組合 100,838人	239組合 114,975人							
規模計	16,842円(15,818円)	10,904円(8,678円)	10,479円(8,458円)							
	5.35% (5. 20%)	3.94% (3. 20%)	<b>4.08%</b> (3.39%)							

- (注) 1 ( )内の数値は、2024年7月3日付 第7回(最終)回答集計結果。
  - 2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
  - 3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
  - 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第7回(最終)回答集計結果(2025年7月3日)

			単純平均	加重平均
	00495	賃上げ額	59.65円(53.78円)	66.98円(62.70円)
時給	384組合 861, 305人	引上げ率	5. 17% (4. 91%)	5. 81% (5. 74%)
	001, 000) (	平均時給	1,213.28円 (1,148.92円)	1,219.70円(1,155.02円)
月給	127組合	賃上げ額	9,914円 (9,137円)	10,004円(10,869円)
\(\frac{1}{4}\rightarrow\tau\)	25, 167人	賃上げ率	4. 32% (4. 23%)	4. 35% (4. 98%)

(注) ( )内の数値は、2024年7月3日付 第7回(最終)回答集計結果。

**経団連(大手企業)**第1回集計(2025年5月22日)

性凹连(八丁	<b>"正未</b> ) 第 1 四条町 (2020年 5 月 22 日 )								
	平均賃上げ方式								
	(加重平均)								
主要22業種 大手244社	97社 19, 342円(19, 480円) <b>5.38%</b> (5. 58%)								

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
  - 2 調査対象244社のうち160社(65.6%)の回答を把握したが、 うち63社は平均金額不明などのため、集計より除外。
  - 3 ( ) 内の数値は、2024年5月20日付第1回集計 結果(89社)。

**経団連(中小企業)**第1回集計(2025年6月20日)

	平均賃上げ方式									
	(加重平均)									
17業種 754社	251社 11,826円(10,420円) <b>4.35%</b> (3.92%)									

- (注)1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
  - 2 264社(35.0%)から回答を把握したが、このうち13社は 平均金額不明等のため、集計より除外。
  - 3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

		(加重平均)
	全体	11,074円(9,662円)
正社員	2,389社	4.03% (3.62%)
(月給)	20人以下	9,568円 (8,801円)
(21 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1,111社	3.54% (3.34%)
パート・	全体	46.5円(37.6円)
アルバイト	1,537社	4.21% (3.43%)
	20人以下	37.4円(43.3円)
(時給)	728社	<b>3.30%</b> (3.88%)

- (注)1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や 労働時間の変更が無い従業員が対象。
  - 2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

#### (2) 賃上げ額・率の推移

#### イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定	定額(円)	賃金の改定	官率(%)
+	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2015 年	5, 282	4, 231	1.9	1. 7
2016 年	5, 176	4, 559	1.9	1.8
2017 年	5, 627	4, 920	2.0	1. 9
2018 年	5, 675	4, 952	2.0	1. 9
2019 年	5, 592	5, 080	2.0	1. 9
2020 年	4, 940	4, 250	1.7	1.6
2021 年	4, 694	4, 087	1.6	1.5
2022 年	5, 534	4, 818	1.9	1. 9
2023 年	9, 437	7, 755	3. 2	3.0
2024 年	11, 961	10, 078	4.1	3. 7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人 平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数 による平均である。

#### ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した 要素別企業割合(2024年)

(単位:%)

	1人当たり平均賃 金を引き上げた・ 引き上げる企業		賃金の改定を 実施しない企業
# <del> </del>	(97. 5)	(0.1)	(2.5)
рI	100.0	100.0	100.0
企業の業績	35. 5	91. 7	42. 4
世間相場	7. 6	_	_
雇用の維持	12. 4	_	1.2
労働力の確保・定着	14. 3	_	1.2
物価の動向	7. 4	_	0.8
労使関係の安定	1. 7	_	_
親会社又は関連(グループ) 会社の改定の動向	6. 2	_	23. 9
前年度の改定の実績	1.0	_	_
その他の要素	2. 2	-	0.9
重視した要素はない	7. 3	8. 3	7. 7
不詳	4. 3	_	21.8

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 ( ) 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施 しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
  - 2 表中の は当該集計値がないものを示す。

#### 5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終)回答集計結果(2025年7月3日)

	·時金		2025年回答		2024年	<b></b>	
	可变	集計対象組合 対象組合員数		(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数	
	回答月数		2.50ヶ月	△0.02ヶ月		2.52ヶ月	
夏	四合万数	2,430組合	1,731,267人	四0.027万	2,485組合	1,723,125人	
季	回答額		772, 523円	29, 778円	742, 745円		
	四合領	1,495組合	822, 236人	29, 110[]	1,598組合	819,811人	
	回答月数		5.11ヶ月	0.02ヶ月		5.09ヶ月	
年	四合万数	2,296組合	2,016,100人	0.027 /3	2,349組合	1,964,110人	
間	回答額	1, 650, 685円		11, 962円	1, 638, 723円		
	四合银	1,068組合	852,740人	11, 902  1	1,252組合	945,007人	

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。
  - 2 2024年回答の数値は2024年7月3日付 第7回(最終)回答集計結果

#### 経団連第1回集計(2025年7月3日)

		2025年夏季		2024年夏季					
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率			
総平均	107社	990,848円	4. 37%	97社	983, 112円	4. 31%			
製造業平均	93社	1, 035, 889円	4. 49%	84社	1,001,780円	3. 52%			
非製造業平均	14社	857, 602円	3.76%	13社	925, 249円	6.79%			

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
  - 2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。
  - 3 21業種128社 (52.5%) の妥結を把握しているが、うち21社は平均額不明等のため集計より除外。
  - 4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの(同対象比較)。
  - 5 2024年夏季の数値は2024年7月12日付第1回集計。

## 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移(全国・ランク別)

(単位:%)

		2015 2016		2016 2017 2018 2019			2020	2020 2021 2022			2023 2024	2025年				
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1月	2月	3月	4月	5月
4	三国	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3. 0	3.8	3.2	4. 7	4. 3	4. 2	4. 1	4.0
	Aランク	1. 1	△ 0.1	0.3	1. 1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3. 9	3. 1	4.6	4.0	4.0	3. 9	3. 9
	Bランク	1. 1	△ 0.1	0.6	1. 2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3. 7	3.2	4. 7	4. 3	4. 3	4. 0	3.8
	Cランク	0.9	0. 1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	5. 0	4. 5	4. 4	4. 2	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
  - 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
  - 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

#### 7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位:円、人)

	単身	世帯			総世帯			
		勤労者世帯					勤労者世帯	
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費 支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費 支出額
2015 年	160, 057	178, 355	247, 126	2. 38	160, 188	276, 567	2.71	168, 002
2016 年	158, 911	171, 455	242, 425	2. 35	158, 141	268, 289	2.68	163, 884
2017 年	161, 623	170, 816	243, 456	2. 33	159, 493	271, 136	2.66	166, 244
2018 年	162, 833	178, 801	246, 399	2. 33	161, 421	275, 706	2.65	169, 365
2019 年	163, 781	181, 784	249, 704	2.30	164, 650	280, 531	2.60	173, 978
2020 年	150, 506	168, 965	233, 568	2. 27	155, 025	262, 359	2.57	163, 655
2021 年	155, 046	171, 816	235, 120	2. 25	156, 747	263, 907	2. 52	166, 246
2022 年	161, 753	178, 434	244, 231	2. 22	163, 917	273, 417	2.50	172, 924
2023 年	167, 620	182, 114	247, 322	2. 20	166, 744	272, 285	2.47	173, 251
2024 年	169, 547	183, 950	250, 929	2. 17	170, 342	275, 568	2.45	176, 054

#### 前年比

2015 年	<b>▲</b> 1.2%	▲ 0.7%	<b>▲</b> 1.7%	<b>▲</b> 1.2%	<b>▲</b> 1.1%	<b>▲</b> 1.5%	<b>▲</b> 1.1%	<b>▲</b> 1.0%
2016 年	▲ 0.7%	<b>▲</b> 3.9%	<b>1</b> .9%	<b>▲</b> 1.3%	<b>▲</b> 1.3%	<b>▲</b> 3.0%	<b>▲</b> 1.1%	<b>▲</b> 2.5%
2017 年	1.7%	<b>▲</b> 0.4%	0.4%	<b>▲</b> 0.9%	0.9%	1.1%	<b>▲</b> 0.7%	1.4%
2018 年	0.7%	4. 7%	1.2%	0.0%	1.2%	1. 7%	<b>▲</b> 0.4%	1.9%
2019 年	0.6%	1. 7%	1.3%	<b>▲</b> 1.3%	2.0%	1.8%	<b>▲</b> 1.9%	2.7%
2020 年	▲ 8.1%	<b>▲</b> 7.1%	<b>▲</b> 6.5%	<b>▲</b> 1.3%	<b>▲</b> 5.8%	<b>▲</b> 6.5%	<b>▲</b> 1.2%	<b>▲</b> 5.9%
2021 年	3.0%	1. 7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	<b>▲</b> 1.9%	1.6%
2022 年	4. 3%	3.9%	3.9%	<b>▲</b> 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023 年	3. 6%	2. 1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	<b>▲</b> 1.2%	0.2%
2024 年	1.1%	1.0%	1.5%	<b>▲</b> 1.4%	2.2%	1.2%	<b>▲</b> 0.8%	1.6%

資料出所 総務省「家計調査」

- (注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。
  - 2 「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、 時系列比較をする際には注意が必要である。

## 8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
地域別最低賃金(円)	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1, 055
未満率(%)	1.9	2. 7	1. 7	1.9	1.6	2. 0	1. 7	1.8	1. 9	1.8
影響率(%)	9. 0	11. 1	11. 9	13. 8	16. 3	4. 7	16. 2	19. 2	21. 6	23. 2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
  - 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
  - 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
  - 4 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

### 9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

2020年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位:%)

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
未満率	1.7	1.3	1.3	1. 3	1.8	2.0	1.9	2. 3	2. 4	2. 2
影響率	4.0	4. 3	4.8	4.8	6. 1	2. 5	5. 9	6. 9	8. 1	8.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
  - 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
  - 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1~4人は含まれていない。
  - 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(全ての産業・事業所規模で通勤手当、 精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 5 2015年~2019年の値は、時系列比較を行うため、2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特別集計値

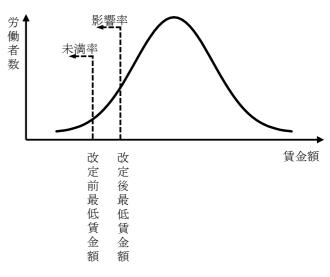
(単位:%)

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
未満率	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	_	_	_	_	_
影響率	4.0	4. 5	4.9	5. 1	6.0	_	_	_	_	_

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
  - 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
  - 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1~4人は含まれていない。
  - 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(一部の産業・事業所規模で 通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 5 賃金構造基本統計調査では、2020年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、 なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

#### 未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

## 10 地域別最低賃金と賃金水準との関係(一般労働者)

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10~99人))

	地域別最低賃金			一般労働者(男女計)								
	(全国加重平均額		(全国加重平均額)	産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10~99人				
			時間額	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	
			①	2	3	4=2/3	1/4	5	6	7=5/6	1/7	
見直し前の集計・			(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
	2015	年	798	304.0	164	1,854	43. 1	264. 4	172	1, 537	51.9	
	2016	年	823	304.0	164	1,854	44. 4	266. 4	171	1,558	52.8	
	2017	年	848	304.3	165	1,844	46.0	269. 0	171	1, 573	53.9	
	2018	年	874	306. 2	164	1,867	46.8	268.3	171	1, 569	55. 7	
方法	2019	年	901	307.7	160	1,923	46. 9	273. 2	168	1,626	55. 4	
見直し後の集計方法	2015	年	798	303. 5	165	1,839	43. 4	267. 1	172	1, 553	51.4	
	2016	年	823	303.6	165	1,840	44. 7	268. 7	171	1, 571	52.4	
	2017	年	848	303.8	165	1,841	46. 1	271.6	171	1, 588	53.4	
	2018	年	874	305.3	164	1,862	46. 9	270.7	171	1, 583	55. 2	
	2019	年	901	306.0	161	1, 901	47.4	276. 2	168	1,644	54.8	
	2020	年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55. 2	
	2021	年	930	307. 4	165	1,863	49. 9	279. 9	169	1,656	56. 2	
	2022	年	961	311.8	165	1,890	50. 9	284. 5	169	1,683	57. 1	
	2023	年	1,004	318.3	166	1,917	52. 4	294. 0	169	1,740	57. 7	
	2024	年	1, 055	330. 4	160	2,065	51. 1	299. 3	166	1,803	58. 5	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

<sup>(</sup>注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

<sup>2</sup> 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、 2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2015年~2019年の数値について、 見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

### (2) 短時間労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10~99人))

			地域別最低賃金				短時間	労働者			
			(全国加重平均額)		産業計・企業	規模10人以上			産業計・企業	規模10~99人	
			時間額	所定内給与 (時間額)	時間額比	所定内給与 (時間額)	時間額比	所定内給与 (時間額)	時間額比	所定内給与 (時間額)	時間額比
				(男女計)		(女性)		(男女計)		(女性)	
			1	2	1/2	3	1/3	4	1/4	5	1/5
見声			(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
直し	2015	年	798	1, 059	75.4	1,032	77. 3	1,069	74. 6	1, 032	77.3
前の	2016	年	823	1, 075	76.6	1,054	78. 1	1,068	77. 1	1, 037	79. 4
集	2017	年	848	1, 096	77.4	1,074	79. 0	1, 089	77. 9	1, 055	80. 4
計方	2018	年	874	1, 128	77.5	1, 105	79. 1	1, 117	78. 2	1, 082	80.8
法	2019	年	901	1, 148	78. 5	1, 127	79. 9	1, 147	78.6	1, 115	80.8
	2015	年	798	1, 200	66. 5	1, 089	73. 3	1, 154	69. 2	1,070	74.6
1_	2016	年	823	1, 238	66. 5	1, 116	73. 7	1, 180	69. 7	1, 086	75.8
見直	2017	年	848	1, 235	68.7	1, 130	75.0	1, 172	72.4	1, 091	77.7
し	2018	年	874	1, 280	68.3	1, 171	74. 6	1, 234	70.8	1, 132	77. 2
後 の	2019	年	901	1, 304	69. 1	1, 184	76. 1	1, 256	71.7	1, 153	78. 1
集	2020	年	902	1, 412	63.9	1, 321	68. 3	1, 378	65. 5	1, 306	69. 1
計方	2021	年	930	1, 384	67. 2	1, 290	72. 1	1, 366	68. 1	1, 274	73. 0
法	2022	年	961	1, 367	70. 3	1, 270	75. 7	1, 339	71.8	1, 250	76. 9
	2023	年	1,004	1, 412	71.1	1, 312	76. 5	1, 396	71.9	1, 291	77.8
	2024	年	1,055	1, 476	71.5	1, 387	76. 1	1, 424	74. 1	1, 358	77. 7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

<sup>(</sup>注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

<sup>2</sup> 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、 2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2015年~2019年の数値について、 見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

# (3) 毎月勤労統計調査(暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上)

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)			産業計・事業原	所規模 5 人以上		
	時間額	所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比
	1	2	3	4	2/3	5=2/4	1)/5
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
2017 年	848	242, 646	18. 5	132. 4	13, 116	1,833	46. 3
2018 年	874	244, 670	18. 4	131. 4	13, 297	1,862	46. 9
2019 年	901	244, 432	18.0	128. 5	13, 580	1,902	47. 4
2020 年	902	244, 968	17. 7	125. 9	13, 840	1, 946	46. 4
2021 年	930	245, 709	17. 7	126. 4	13, 882	1, 944	47.8
2022 年	961	248, 529	17. 6	126. 0	14, 121	1,972	48. 7
2023 年	1,004	251, 257	17. 6	126. 3	14, 276	1, 989	50. 5
2024 年	1, 055	262, 325	17. 7	126. 9	14, 821	2,067	51.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

<sup>(</sup>注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

<sup>2</sup> 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

# 11 企業の業況判断及び収益

- (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益
  - イ 業況判断(DI)

(「良い」-「悪い」・%ポイント)

												( )		. ] /0 .	1 , 1 ,	
			202	22年			202	3年			202	4年		2025年		
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計	製造業	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4	5	5	8	7	7	4
/允1天日	非製造業	-2	4	5	10	12	14	16	18	18	19	20	20	21	21	15
大企業	製造業	14	9	8	7	1	5	9	12	11	13	13	14	12	13	12
八正未	非製造業	9	13	14	19	20	23	27	30	34	33	34	33	35	34	27
中堅	製造業	3	0	0	1	-5	0	0	5	6	8	8	11	11	10	6
企業	非製造業	0	6	7	11	14	17	19	20	20	22	23	22	25	25	17
中小	製造業	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	1	2	1	-2
企業	非製造業	-6	-1	2	6	8	11	12	14	13	12	14	16	16	15	9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2025年6月調査の時点で、8,911社である。

	資	本		金
大企業	10 億	円	以	上
中堅企業	1億円以	上10亿	意円ぇ	未満
中小企業	2千万円	以上1	億円:	未満

- 2 業況判断(DI)
  - (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、 季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1.良い」、「2.さほど良くない」、「3.悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
  - (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI= (第1選択肢の回答者数構成百分比) - (第3選択肢の回答者数構成百分比)

#### 口 経常利益増減

(前年度比・%)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
					(計画)
規模計	製造業	8.0	9.6	5.8	-8.4
/允/天日	非製造業	24. 0	14. 6	5. 5	-3.7
大企業	製造業	11.7	9. 1	6.0	-8.4
八正未	非製造業	32. 7	15. 5	2. 4	-1.3
中堅	製造業	-3.4	10.5	4. 2	-8.7
企業	非製造業	18.0	13.3	9.0	-2.8
中小	製造業	-7.8	12.7	6.3	-8.0
企業	非製造業	8. 4	13. 2	11. 1	-10. 7

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

#### (注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務 諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度 の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社 当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計し た推計値を前期値と比較して率を算出する。

#### ハ 売上高経常利益率

(%)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
					(計画)
規模計	製造業	8. 64	9. 10	9. 32	8. 42
/允1天日	非製造業	5. 57	6. 14	6. 23	5. 91
大企業	製造業	10. 52	11.50	11.82	10.66
八正未	非製造業	7. 61	8. 71	8. 59	8. 31
中堅	製造業	5. 55	5. 45	5. 48	4. 94
企業	非製造業	4. 11	4. 46	4. 66	4. 42
中小	製造業	4. 24	4. 71	4.82	4. 42
企業	非製造業	3. 79	4. 10	4. 38	3. 92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

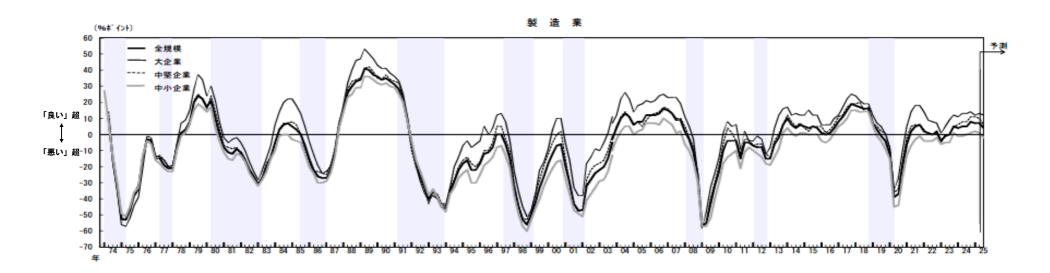
#### (注) 売上高経常利益率

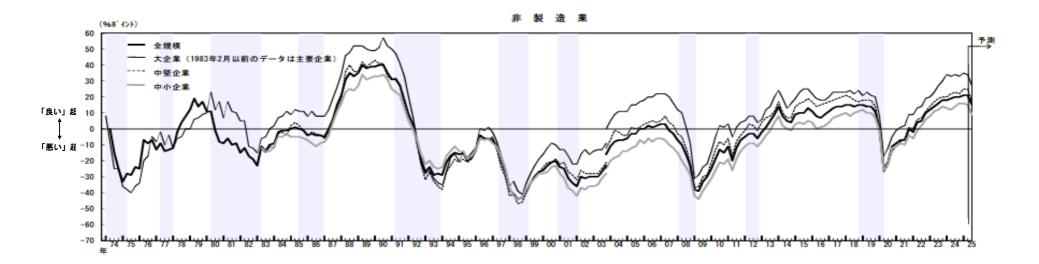
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

#### (参考)

- (注) 1. シャドーは、景気後退期(内閣府調べ)。以下同じ。
  - 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査 については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

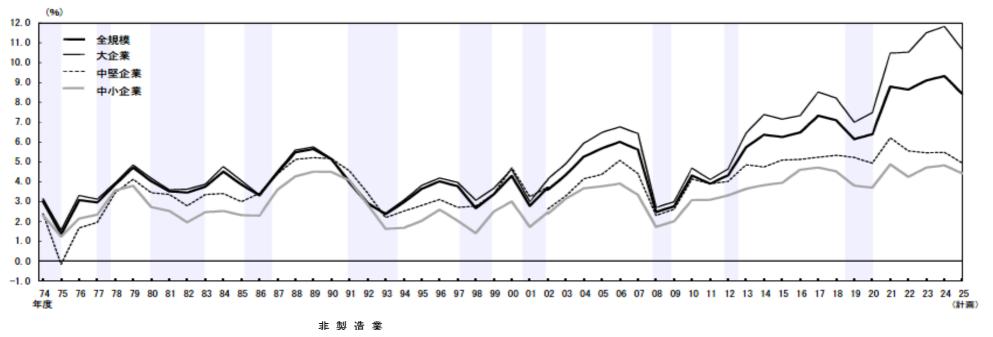
#### ▽業況判断の推移

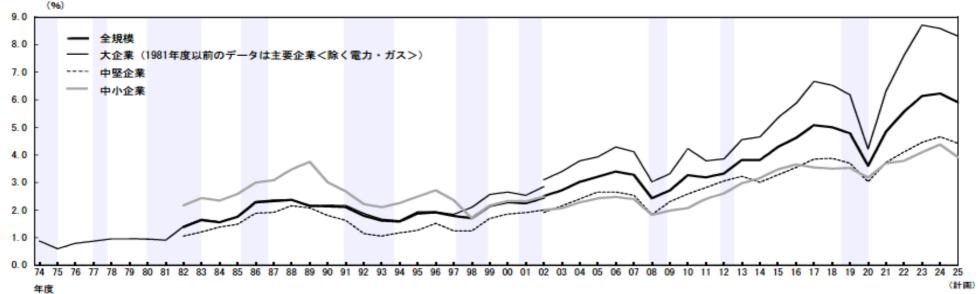




#### ▽売上高経常利益率の推移







資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2025年6月調査)

# (2) 法人企業統計による企業収益① (年度)

(単位:億円、%)

9年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度
005 000 000 007 000 1 007 004
, 385   628, 538   839, 247   952, 800   1, 067, 694
14. 9   ▲ 12. 0   33. 5   13. 5   12. 1
, 739   600, 970   814, 644   910, 804   1, 013, 605
14. 5 <b>A</b> 12. 5      35. 6      11. 8      11. 3
, 995 370, 705 495, 341 573, 614 639, 560
13. 6   ▲ 11. 1   33. 6   15. 8   11. 5
, 306 104, 222 140, 200 150, 904 174, 204
15. 6 <b>A</b> 9. 6 34. 5 7. 6 15. 4
, 438 126, 043 179, 103 186, 286 199, 840
16. 0     ▲ 18. 4     42. 1     4. 0     7. 3
, 646 27, 568 24, 603 41, 996 54, 090
24. 0 <b>A</b> 0. 3 <b>A</b> 10. 8 70. 7 28. 8
4. 8 4. 6 5. 8 6. 0 6. 5
5. 1 4. 8 6. 2 6. 4 6. 9
7.4 7.2 9.1 9.6 10.7
4.0 3.9 5.0 5.0 5.3
3. 1 2. 7 3. 6 3. 5 3. 7
2. 2 2. 3 2. 0 2. 9 3. 3

資料出所 財務省「法人企業統計」

<sup>(</sup>注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

<sup>2 「</sup>資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

# (2) 法人企業統計による企業収益②(四半期)

(単位:億円、%)

			202	3年			202	4年		2025年
		1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
	資本金規模1,000万円以上	238, 230	316, 061	237, 975	252, 754	274, 279	357, 680	230, 124	286, 919	284, 694
	前年同期比	4. 3	11. 6	20. 1	13.0	15. 1	13. 2	<b>▲</b> 3.3	13. 5	3.8
経	〃 10億円以上	123, 862	220, 392	140, 332	152, 326	136, 516	254, 157	146, 106	162, 227	138, 830
常	前年同期比	▲ 0.2	9. 7	15. 9	21.7	10. 2	15. 3	4. 1	6. 5	1.7
利益	〃 1億円~10億円	39, 747	40, 227	44, 412	46, 316	49, 086	44, 612	42, 556	53, 125	53, 105
1001.	前年同期比	<b>▲</b> 1.3	7.6	26.8	15. 1	23. 5	10.9	<b>▲</b> 4.2	14. 7	8.2
	〃 1,000万円~1億円	74, 621	55, 442	53, 231	54, 112	88,677	58, 911	41, 461	71, 567	92, 759
	前年同期比	16.8	23. 5	26.8	<b>▲</b> 7.3	18.8	6. 3	<b>▲</b> 22.1	32. 3	4.6
売上	資本金規模1,000万円以上	6. 3	8. 9	6. 5	6.5	7. 1	9. 7	6. 1	7. 2	7.0
高経	〃 10億円以上	7. 9	15. 0	9. 4	9.5	8.8	16.6	9. 4	10. 2	8.4
常利	〃 1億円~10億円	4.8	4. 9	5. 1	5. 2	5. 5	5. 2	4.7	5. 6	5. 6
益率	″ 1,000万円~1億円	5. 4	4. 3	4. 1	3. 9	6. 2	4. 5	3. 1	4. 9	6. 4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

#### (3) 中小企業景況調査による業況判断(DI)

(「好転」-「悪化」・%ポイント、前年同期比)

					Т				1					
		202	2年			202	3年			202		2025年		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月
合計	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17. 1	-18.0	-21.4	-16.3
製造業	-21.6	-14.6	-18. 5	-15. 9	-19. 4	-11.5	-15. 1	-15. 1	-19. 9	-18.8	-19. 7	-20. 2	-20.8	-17.9
建設業	-22.6	-20.6	-18. 7	-17.4	-18. 7	-13. 7	-15.6	-12.9	-14. 5	-11.8	-11.7	-9. 7	-14.8	-8.5
卸売業	-25. 2	-12.5	-18.5	-12.7	-16. 3	-6. 7	-7.9	-10.3	-15. 1	-12.4	-14. 3	-13. 7	-16. 2	-13.8
小売業	-47.6	-31.0	-33. 2	-30. 1	-31.5	-21.5	-25. 4	-26. 4	-28.4	-25.0	-26.9	-29. 2	-31.2	-26.8
サービス業	-41.4	-15. 2	-19.9	-15. 5	-16. 6	-0.9	-4. 2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12. 2	-18.4	-11.1

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり(全国で約1万9千社)である。

製造業、建設業:資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業:資本金1億円以下又は従業員100人以下

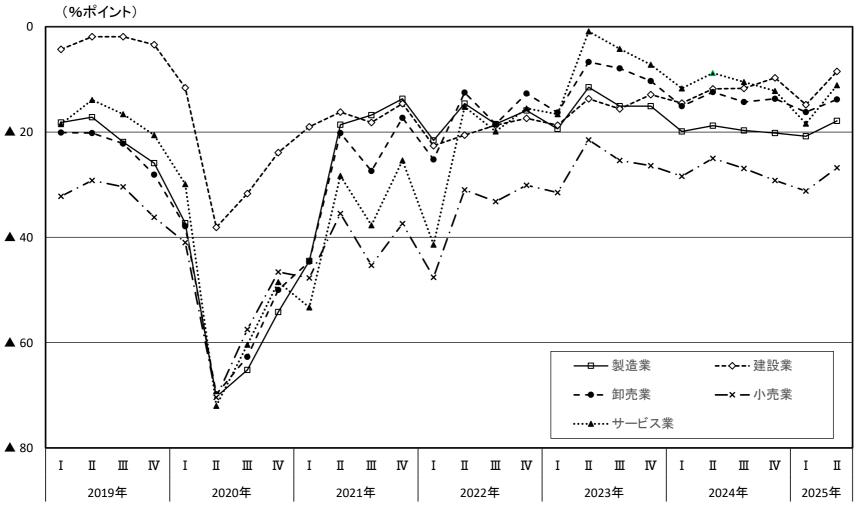
小売業:資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業:資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合(百分率)から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合(百分率)を引いた値である。

# 業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」 (注) 前年同期比 「好転」-「悪化」

# 12 労働生産性

#### (1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

#### 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

					製造	告業					非製	造業	\ I  -	L. /J 🖂 、 /0/
	産業・資本	金規模計	資本金1位	億円以上		- 万円以上 日未満	資本金1刊	一万円未満	資本金1	億円以上		- 万円以上 日未満	資本金1=	千万円未満
		前年度比	前年度比		前年度比			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2014 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	<b>▲</b> 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015 年度	725	2.8	1,137	<b>▲</b> 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	<b>▲</b> 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	<b>▲</b> 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	<b>▲</b> 1.2	1,201	<b>▲</b> 2.1	570	<b>▲</b> 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	<b>▲</b> 4.2	494	<b>▲</b> 1.6
2019 年度	715	<b>▲</b> 2.1	1,104	▲ 8.1	551	<b>▲</b> 3.3	467	<b>▲</b> 3.7	1,035	<b>▲</b> 2.3	551	<b>▲</b> 2.7	496	0.4
2020 年度	688	<b>▲</b> 3.8	1,064	<b>▲</b> 3.6	540	<b>▲</b> 2.0	436	<b>▲</b> 6.6	957	<b>▲</b> 7.5	536	<b>▲</b> 2.7	483	<b>▲</b> 2.6
2021 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	<b>▲</b> 2.8	995	4.0	552	3.0	457	<b>▲</b> 5.4
2022 年度	738	2.2	1,279	<b>▲</b> 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

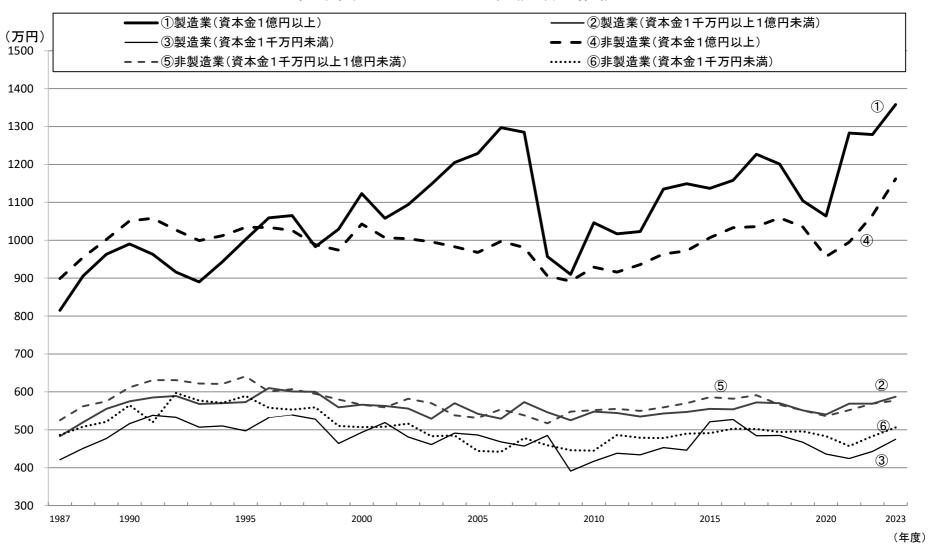
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与

+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

# 従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」) 従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数 「付加価値額」の算出は下記のとおり

「2006年度調査以前]

付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+役員給与+従業員給与 +福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課 [2007年度調査以降]

付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与 +福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

### (2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移

		2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	全産業	4, 476	4,661	4, 703	4, 724	4, 721	4, 791	4, 781	4, 861	4, 914	5, 170
	農林水産業	1, 115	1, 213	1, 411	1, 454	1, 326	1, 426	1, 494	1, 457	1, 361	1, 534
就	鉱業	5, 644	5, 645	4, 966	5, 401	5, 450	5, 848	5, 458	5, 201	6, 252	6, 138
業	製造業	4, 995	5, 353	5, 338	5, 387	5, 444	5, 456	5, 560	5, 889	5, 704	6, 183
1   時	電気・ガス・水道	11,803	13, 896	13, 930	14, 234	14, 593	15, 470	15, 445	13, 669	12, 089	14, 316
間間	建設業	2,633	2,833	3,022	3, 081	3, 075	3, 163	3, 308	3, 401	3, 412	3, 446
当	卸売・小売業	3, 975	4, 123	4, 143	4, 221	4, 182	4, 220	4, 277	4, 511	4, 956	5, 191
たり	運輸・郵便業	3, 573	3, 723	3, 727	3, 826	3, 846	3, 941	3, 163	3, 107	3, 436	3, 811
労労	宿泊・飲食サービス業	2,606	2,629	2,855	2, 976	2, 862	2, 815	2, 174	1,850	2, 084	2, 827
働	情報通信業	7, 638	7, 723	7, 995	7, 790	7, 768	7, 567	7, 295	6,808	6, 442	6, 308
生	金融・保険業	8, 198	8, 266	7, 567	7, 373	7, 722	7, 708	7, 746	8,006	9, 015	10, 384
産性	不動産業	36, 143	33, 652	32, 736	32, 596	31, 241	32, 359	29, 721	29, 030	30, 258	30, 005
(	専門・業務支援サービス業	3, 342	3, 505	3, 540	3, 454	3, 436	3, 550	3, 699	3, 714	3, 752	3, 919
円	公務	7, 569	7,677	7, 920	7, 889	8, 049	8, 352	8, 286	8, 318	8, 437	8, 379
	教育	6, 405	6, 362	6, 293	6, 164	6, 251	6, 415	6, 273	6, 256	6, 519	6, 685
	保健衛生·社会事業	3,006	3, 057	3, 122	3, 087	3, 110	3, 193	3, 190	3, 314	3, 244	3, 278
	その他のサービス	2, 384	2, 445	2, 410	2, 434	2, 418	2, 404	2, 242	2, 286	2, 334	2, 406
	全産業	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	<b>▲</b> 0.1%	1.5%	<b>▲</b> 0.2%	1.7%	1.1%	5. 2%
	農林水産業	<b>▲</b> 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	4.8%	<b>▲</b> 2.5%	<b>▲</b> 6.6%	12.7%
	鉱業	15.3%	0.0%	<b>▲</b> 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	<b>▲</b> 6.7%	<b>▲</b> 4.7%	20. 2%	<b>▲</b> 1.8%
	製造業	1.4%	7.2%	<b>▲</b> 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.9%	5.9%	<b>▲</b> 3.1%	8.4%
	電気・ガス・水道	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	<b>▲</b> 0.2%	<b>▲</b> 11.5%	<b>▲</b> 11.6%	18.4%
	建設業	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	<b>▲</b> 0.2%	2.9%	4.6%	2.8%	0.3%	1.0%
	卸売・小売業	<b>▲</b> 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	<b>▲</b> 0.9%	0.9%	1.4%	5.5%	9.9%	4.8%
前	運輸・郵便業	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	<b>▲</b> 19.8%	<b>▲</b> 1.7%	10.6%	10.9%
年	宿泊・飲食サービス業	3.2%	0.9%	8.6%	4. 2%	<b>▲</b> 3.8%	<b>▲</b> 1.6%	<b>▲</b> 22.8%	<b>▲</b> 14.9%	12.7%	35. 7%
比	情報通信業	<b>▲</b> 4.7%	1.1%	3.5%	<b>▲</b> 2.6%	<b>▲</b> 0.3%	<b>▲</b> 2.6%	<b>▲</b> 3.6%	<b>▲</b> 6.7%	<b>▲</b> 5.4%	<b>▲</b> 2.1%
	金融・保険業	5. 1%	0.8%	<b>▲</b> 8.5%	<b>▲</b> 2.6%	4.7%	<b>▲</b> 0.2%	0.5%	3.4%	12.6%	15. 2%
	不動産業	<b>▲</b> 1.3%	<b>▲</b> 6.9%	<b>▲</b> 2.7%	<b>▲</b> 0.4%	<b>▲</b> 4.2%	3.6%	<b>▲</b> 8.2%	<b>▲</b> 2.3%	4. 2%	▲ 0.8%
	専門・業務支援サービス業	3.5%	4.9%	1.0%	<b>▲</b> 2.4%	<b>▲</b> 0.5%	3.3%	4.2%	0.4%	1.0%	4.4%
	公務	1.6%	1.4%	3.2%	<b>▲</b> 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.4%	1.4%	<b>▲</b> 0.7%
	教育	2.2%	<b>▲</b> 0.7%	<b>▲</b> 1.1%	<b>▲</b> 2.1%	1.4%	2.6%	<b>▲</b> 2.2%	<b>▲</b> 0.3%	4. 2%	2.5%
	保健衛生・社会事業	<b>▲</b> 1.6%	1.7%	2.1%	<b>▲</b> 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.1%	3.9%	<b>▲</b> 2.1%	1.0%
L	その他のサービス	1.2%	2.6%	<b>▲</b> 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	<b>▲</b> 6.7%	2.0%	2. 1%	3. 1%

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

<sup>(</sup>注) 1 内閣府「2023年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

<sup>2</sup> 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編



# 1 各種関連指標(ランク別・都道府県別)

ランク	都道府県	1人当たり	) 県民所得(2	2021年度)	標準生計費	費(月額、202	24年4月)	新規学卒	者(高卒)の所	「定内給与額(	産業計、企業	規模10人以上、	2024年)
729	40 担 川 州		指数	順位	4人世帯	指数	順位	男性	指数	順位	女性	指数	順位
		(千円)	(東京=100)	(位)	(円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(位)
	東京	5, 761	100.0	1	265, 670	100.0	2	209. 5	100.0	4	206.6	100.0	3
A	神奈川	3, 199	55. 5	10	253, 520	95. 4	6	208. 4	99. 5	6	202. 2	97. 9	5
ラン	大 阪	3, 051	53. 0	18	199, 970	75. 3	34	213. 9	102. 1	1	209. 1	101. 2	2
<i>&gt;</i>	愛知	3, 597	62. 4	2	215, 450	81. 1	17	211. 4	100. 9	3	201. 3	97.4	6
2	埼 玉	3, 049	52. 9	19	272, 540	102.6	1	204. 3	97. 5	9	206. 6	100.0	3
	千 葉	3, 059	53. 1	17	223, 240	84. 0	14	200. 3	95. 6	15	185. 9	90.0	24
	兵 庫	2, 997	52. 0	21	188, 330	70. 9	39	203. 6	97. 2	10	190. 1	92. 0	19
	京都	3, 026	52. 5	20	237, 440	89. 4	7	198. 9	94. 9	17	192. 7	93. 3	15
	茨 城	3, 438	59. 7	3	196, 542	74. 0	37	201. 3	96. 1	12	192. 8	93. 3	14
	静岡	3, 314	57. 5	4	211, 611	79. 7	23	204. 8	97. 8	8	198. 5	96. 1	9
	富山	3, 291	57. 1	6	233, 420	87. 9	8	191. 7	91. 5	31	184. 3	89. 2	26
	広島	3, 179	55. 2	12	226, 880	85. 4	11	194. 2	92. 7	25	214. 4	103. 8	1
-	滋賀	3, 161	54. 9	13	263, 980	99. 4	3	202. 9	96. 8	11	199. 8	96. 7	7
	栃木	3, 307	57. 4	5	197, 992	74. 5	35	199. 6	95. 3	16	192. 9	93. 4	13
-	群馬	3, 187	55. 3	11	261, 980	98. 6	4	209. 2	99. 9	5	194. 3	94. 0	10
-	宮城	2, 865	49. 7	28	201, 900	79. 0	27	194. 9	93. 0	22	173. 7	84. 1	43
-	山梨	3, 243	56. 3	8	211, 390	79. 6	24	194. 9	94. 4	18	199. 7	96. 7	8
H		3, 111	54. 0	14	172, 910	65. 1	45	194. 2	92. 7	25	199. 7	93. 9	11
ъ -										19	179.8		
B 7		2, 963	51.4	22	225, 080	84. 7	13	196. 3	93. 7			87. 0	34
シ ト	福岡	2, 733	47. 4	37	220, 430	83. 0	15	192. 3	91.8	29	191. 6	92. 7	16
<i>7</i>	香川	2, 851	49. 5	31	214, 726	80.8	19	212. 1	101. 2	2	178. 1	86. 2	36
· · ·	岡山	2, 743	47.6	36	215, 330	81. 1	18	195. 2	93. 2	21	191.6	92. 7	16
<u> </u>	福井	3, 263	56.6	7	187, 740	70.7	40	189. 6	90. 5	35	181. 3	87.8	32
-	奈 良	2, 549	44. 2	44	202, 900	76. 4	33	188. 0	89. 7	37	177. 1	85. 7	37
-	山口	2, 960	51. 4	23	196, 520	74. 0	38	200.6	95. 8	14	180. 7	87. 5	33
_	長野	2, 949	51. 2	24	204, 750	77. 1	32	192. 2	91. 7	30	181. 8	88. 0	30
_	北海道	2, 811	48. 8	32	227, 000	85. 4	10	194. 4	92. 8	24	186. 2	90. 1	23
-	岐阜	3, 092	53. 7	15	212, 160	79. 9	22	194. 9	93. 0	22	191. 6	92. 7	16
L	徳島	3, 202	55. 6	9	215, 540	81. 1	16	195.8	93. 5	20	176. 0	85. 2	40
L	福島	2, 921	50. 7	25	205, 190	77. 2	30	184. 5	88. 1	43	177. 0	85. 7	39
-	新 潟	2, 919	50. 7	26	226, 690	85. 3	12	191. 4	91. 4	33	187. 4	90. 7	20
L	和歌山	3, 084	53. 5	16	174, 616	65. 7	44	207. 4	99. 0	7	193. 6	93. 7	12
Ļ	愛媛	2,670	46. 3	40	164, 940	62. 1	47	186.8	89. 2	41	182. 0	88. 1	29
	島根	2, 909	50. 5	27	213, 250	80. 3	21	187. 7	89. 6	38	187. 1	90.6	21
Ļ	大 分	2, 769	48. 1	33	209, 910	79. 0	26	200. 9	95. 9	13	177. 1	85. 7	37
L	熊本	2,746	47. 7	34	256, 617	96. 6	5	190.8	91. 1	34	179. 2	86. 7	35
L	山 形	2,861	49. 7	29	209, 610	78. 9	29	184. 3	88. 0	44	173. 3	83. 9	44
L	佐 賀	2, 744	47.6	35	209, 780	79. 0	28	192. 5	91. 9	28	182. 3	88. 2	28
С	長崎	2, 571	44. 6	43	231, 770	87. 2	9	185.6	88.6	42	185. 5	89.8	25
ラー	岩 手	2,685	46. 6	39	176, 430	66. 4	43	191. 7	91.5	31	174. 4	84. 4	41
ン	高 知	2,653	46. 1	41	214, 230	80.6	20	189. 3	90.4	36	181.6	87. 9	31
ク	鳥 取	2, 507	43. 5	45	205, 140	77. 2	31	176. 2	84. 1	46	171. 3	82. 9	47
í [	秋 田	2, 689	46. 7	38	185, 945	70.0	41	187. 4	89. 5	40	174. 1	84. 3	42
	鹿児島	2,605	45. 2	42	172, 030	64. 8	46	193. 1	92. 2	27	186. 7	90.4	22
	宮崎	2, 409	41.8	46	197, 590	74. 4	36	187. 5	89. 5	39	171.8	83. 2	46
<u> </u>	青 森	2, 858	49. 6	30	184, 360	69. 4	42	181. 6	86. 7	45	173. 2	83.8	45
<b>⊢</b>	沖 縄	2, 258	39. 2	47	210, 850	79. 4	25	170. 0	81. 1	47	183. 4	88.8	27
	17 / / / / /												

<sup>(</sup>注) 1 各ランクは、2023年度からの適用区分である(以下同じ)。 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。 3 1人あたり県民所得は、2015年基準(2008SNA)。

# 2 有効求人倍率の推移 (ランク別・都道府県別)

(単位:倍)

ランク         精道解析器         2016年         2017年         2018年         2019年         2020年         2021年         2022年         2024年           東東 所         1.55         1.55         1.67         0.90         1.06         1.18         1.13           A         押余川         1.10         1.28         1.34         1.40         1.40         1.03         0.91         1.02         1.11         1.11         1.15           大 阪         1.10         1.28         1.34         1.40         1.40         1.03         0.91         1.02         1.11         1.01         1.05         1.18         1.10         1.04         1.10         1.04         1.10         1.04         1.10         1.02         1.18         1.10         1.04         1.14         1.13         1.28         1.28         1.28         1.28         1.28         1.28         1.28         1.28         1.28         1.28         1.28         1.18         1.10         1.02         1.18         1.10         1.02         1.14         1.16         1.18         1.12         1.18         1.12         1.18         1.12         1.18         1.12         1.18         1.12         1.18         1.12         1.18         1.2												(単位:倍)
A         執奈川         1.10         1.26         1.34         1.40         1.03         0.91         1.02         1.11         1.11         1.05         2         要         1.04         1.07         1.23         1.37         1.51         1.59         0.94         1.04         1.10         1.05         2         2         2         1.60         1.78         1.91         1.88         1.20         1.14         1.33         1.33         1.26           月         五         1.08         1.24         1.40         1.65         1.63         1.10         1.02         1.13         1.18         1.17           月         日         1.08         1.24         1.40         1.64         1.11         1.02         1.13         1.23         1.23         1.20         1.59         1.59         1.63         1.18         1.04         1.18         1.23	ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A         執奈川         1.10         1.26         1.34         1.40         1.03         0.91         1.02         1.11         1.10         1.05         ン         乗         1.07         1.23         1.37         1.51         1.09         0.94         1.04         1.10         1.05         ン         乗         1.10         1.09         0.94         1.04         1.01         1.05         2         1.64         1.60         1.78         1.91         1.88         1.20         1.14         1.33         1.33         1.26         1.17         1.02         1.23         1.41         1.51         1.47         1.10         1.02         1.13         1.23         1.17         1.50         1.50         1.53         1.55         1.53         1.15         0.98         1.13         1.23         1.23         1.20         1.59         1.63         1.18         1.04         1.18         1.23         1.23         1.23         1.20         1.59         1.63         1.18         1.04         1.18         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23         1.23		東京	1. 25	1.41	1.49	1.55	1. 52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13
夕         埼末         1.02         1.23         1.44         1.51         1.47         1.10         1.02         1.12         1.18         1.37         1.22           兵庫         は         1.08         1.24         1.40         1.54         1.54         1.15         1.98         1.13         1.23         1.23         1.50         1.59         1.76         1.83         1.18         1.04         1.18         1.23         1.23         1.23         1.50         1.59         1.76         1.80         1.43         1.43         1.61         1.60         1.53         1.23         1.60         1.53         1.89         1.76         1.80         1.43         1.43         1.61         1.60         1.53         1.27         1.83         1.89         1.16         1.50         1.73         1.64         1.57           広島         1.14         1.66         1.78         1.99         2.15         2.14         1.46         1.50         1.73         1.34         1.27           広島         1.26         1.44         1.63         1.55         1.69         1.41         1.13         1.32         1.34         1.25         1.43         1.33         1.25         1.43 <t< td=""><td>Α</td><td>神奈川</td><td>1. 10</td><td>1. 26</td><td>1. 34</td><td>1.40</td><td>1.40</td><td>1.03</td><td>0.91</td><td>1.02</td><td>1. 11</td><td>1.11</td></t<>	Α	神奈川	1. 10	1. 26	1. 34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1. 11	1.11
夕         埼末         1.02         1.23         1.44         1.51         1.47         1.10         1.02         1.12         1.18         1.37         1.22           兵庫         は         1.08         1.24         1.40         1.54         1.54         1.15         1.98         1.13         1.23         1.23         1.50         1.59         1.76         1.83         1.18         1.04         1.18         1.23         1.23         1.23         1.50         1.59         1.76         1.80         1.43         1.43         1.61         1.60         1.53         1.23         1.60         1.53         1.89         1.76         1.80         1.43         1.43         1.61         1.60         1.53         1.27         1.83         1.89         1.16         1.50         1.73         1.64         1.57           広島         1.14         1.66         1.78         1.99         2.15         2.14         1.46         1.50         1.73         1.34         1.27           広島         1.26         1.44         1.63         1.55         1.69         1.41         1.13         1.32         1.34         1.25         1.43         1.33         1.25         1.43 <t< td=""><td>ラ</td><td>大 阪</td><td>1.07</td><td>1. 23</td><td>1. 37</td><td>1.51</td><td>1. 53</td><td>1.09</td><td>0.94</td><td>1.04</td><td>1.10</td><td>1.05</td></t<>	ラ	大 阪	1.07	1. 23	1. 37	1.51	1. 53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05
夕         埼末         1.02         1.23         1.44         1.51         1.47         1.10         1.02         1.12         1.18         1.37         1.22           兵庫         は         1.08         1.24         1.40         1.54         1.54         1.15         1.98         1.13         1.23         1.23         1.50         1.59         1.76         1.83         1.18         1.04         1.18         1.23         1.23         1.23         1.50         1.59         1.76         1.80         1.43         1.43         1.61         1.60         1.53         1.23         1.60         1.53         1.89         1.76         1.80         1.43         1.43         1.61         1.60         1.53         1.27         1.83         1.89         1.16         1.50         1.73         1.64         1.57           広島         1.14         1.66         1.78         1.99         2.15         2.14         1.46         1.50         1.73         1.34         1.27           広島         1.26         1.44         1.63         1.55         1.69         1.41         1.13         1.32         1.34         1.25         1.43         1.33         1.25         1.43 <t< td=""><td>ン</td><td>愛 知</td><td>1.49</td><td>1.60</td><td>1. 78</td><td>1.91</td><td>1. 88</td><td>1. 20</td><td>1. 14</td><td>1.33</td><td>1.33</td><td>1. 26</td></t<>	ン	愛 知	1.49	1.60	1. 78	1.91	1. 88	1. 20	1. 14	1.33	1.33	1. 26
兵 龍         1.08         1.24         1.49         1.54         1.54         1.11         1.02         1.14         1.16         1.14         1.14         1.16         1.14         1.23         1.50         1.59         1.76         1.80         1.18         1.04         1.18         1.23         1.24         1.26         1.41         1.66         1.78         1.99         2.15         2.14         1.46         1.50         1.73         1.66         1.57           J. A. B. B. B. J. A. B. J. B. J. B. J. B. J. S.	ク		1.02	1. 23	1.41	1.51	1. 47	1. 10	1.02	1.12	1. 18	1. 17
京都         1,17         1,32         1,59         1,69         1,63         1,18         1,04         1,123         1,23         1,23         1,26         1,69         1,13         1,43         1,61         1,60         1,52         1,43         1,61         1,60         1,12         1,16         1,17         1,34         1,27         2,14         1,16         1,15         1,173         1,66         1,57         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,33         1,32         1,33         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,25         1,36         1,25         1,44         1,65         1,68         1,79         1,37         1,56         1,56         1,52         1,44         1,61         1,60         1,18         1,33         1,58         1,50         1,44         1,62         1,44         1,63         1,19         1,19         1,32         <		千 葉	1. 18	1. 33	1.45	1.55	1. 53	1. 15	0.98	1. 13	1.23	1.22
京都         1,17         1,32         1,59         1,69         1,63         1,18         1,04         1,123         1,23         1,23         1,26         1,69         1,13         1,43         1,61         1,60         1,52         1,43         1,61         1,60         1,12         1,16         1,17         1,34         1,27         2,14         1,16         1,15         1,173         1,66         1,57         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,34         1,27         1,33         1,32         1,33         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,43         1,25         1,36         1,25         1,44         1,65         1,68         1,79         1,37         1,56         1,56         1,52         1,44         1,61         1,60         1,18         1,33         1,58         1,50         1,44         1,62         1,44         1,63         1,19         1,19         1,32         <		兵 庫	1.08	1. 24	1.40	1.54	1. 54	1. 11	1.02	1.14	1.16	1.14
茨城         1.23         1.37         1.59         1.76         1.80         1.43         1.43         1.61         1.60         1.53           富川         1.26         1.44         1.63         1.78         1.69         1.12         1.16         1.37         1.34         1.27           富川         1.66         1.78         1.99         2.15         2.14         1.46         1.50         1.73         1.66         1.67           高         1.41         1.58         1.72         1.83         1.62         1.41         1.13         1.24         1.43         1.43         1.37           積         1.66         1.65         1.69         1.64         1.14         1.13         1.29         1.29         1.29           損         1.77         1.16         1.50         1.48         1.65         1.80         1.79         1.37         1.50         1.26         1.25         1.29         1.27         1.29         1.26         1.44         1.65         1.80         1.79         1.37         1.50         1.44         1.65         1.80         1.79         1.37         1.29         1.26         1.43         1.24         1.43         1.56         1.29<		京 都	1. 17	1. 32	1.50	1.59	1.63	1. 18	1.04	1.18	1. 23	1. 23
## 開		茨 城	1. 23	1. 37	1. 59	1.76	1.80	1. 43	1.43	1.61	1.60	1.53
接触 1、41 1、1.58 1、72 1、83 1、82 1、31 1、24 1、43 1、43 1、33 1、33 2 2 2 1、44 1、1.69 1、1.64 1、1.16 1、1.30 1、1.25 1、25 1 1、25 1、25 1、25 1、26 1 1、26 1、44 1、1.65 1、80 1、79 1、37 1、1.56 1、56 1、52 1、44 1 1、13 1、22 1、35 1、25 1、29 1、26 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		静岡	1. 26	1. 44	1.63	1. 78	1.69	1. 12	1. 16	1.37	1.34	1. 27
遊 賀 1.22		富山	1.66	1. 78	1. 99	2. 15	2. 14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57
接 質		広 島	1.41	1. 58	1.72	1.83	1.82	1. 31	1. 24	1.43	1.43	1.33
横 木 1.16 1.30 1.48 1.58 1.56 1.16 1.13 1.29 1.29 1.26 群馬 1.26 1.44 1.65 1.80 1.79 1.37 1.36 1.56 1.52 1.44 28 4 1.37 1.37 1.36 1.56 1.52 1.44 28 4 1.37 1.37 1.36 1.56 1.52 1.44 28 4 1.37 1.37 1.37 1.36 1.56 1.52 1.44 1.45 1.45 1.45 1.45 1.45 1.45 1.45		滋賀	1. 22	1. 38	1.55	1.69	1.64	1. 14	1. 13	1.32	1.35	
群 馬 1.26 1.44 1.65 1.80 1.79 1.37 1.36 1.56 1.52 1.44 1.45		栃木				1.58	1. 56	1. 16	1. 13		1.29	
宮 城         1,37         1,50         1,64         1,70         1,63         1,25         1,29         1,37         1,37         1,27         1,25         1,29         1,37         1,37         1,25         1,29         1,37         1,25         1,29         1,37         1,37         1,25         1,39         1,49         1,61         1,83         1,96         1,91         1,32         1,34         1,59         1,53         1,38           月 福 間 1,06         1,25         1,39         1,46         1,90         1,26         1,30         1,54         1,52         1,48           カ		群馬					1. 79		1. 36			
山 契         1.08         1.32         1.54         1.67         1.60         1.18         1.33         1.58         1.50         1.49           三重         1.48         1.62         1.83         1.96         1.91         1.32         1.34         1.59         1.53         1.38           万川         1.48         1.62         1.83         1.96         1.90         1.26         1.30         1.54         1.52         1.43           万         福岡         1.06         1.25         1.39         1.46         1.43         1.05         0.98         1.08         1.16         1.09           少         香川         1.47         1.67         1.81         1.91         1.93         1.51         1.47         1.64         1.60         1.60           万         田川         1.43         1.59         1.73         1.92         2.02         1.58         1.41         1.54         1.60		宮城										
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		山 梨										
日野 石 川 1.49 1.61 1.83 1.96 1.90 1.26 1.30 1.54 1.52 1.43 1.60 1.25 1.39 1.46 1.43 1.05 0.98 1.08 1.16 1.09   香 川 1.47 1.67 1.81 1.91 1.93 1.51 1.47 1.64 1.60 1.60 1.60   回間 山 1.43 1.59 1.73 1.92 2.02 1.58 1.41 1.54 1.54 1.54 1.59   藻 艮 1.11 1.29 1.48 1.67 1.89 2.07 2.20 2.18 1.71 1.84 2.04 1.94 1.90   藻 艮 1.11 1.29 1.48 1.67 1.70 1.36 1.28 1.36 1.33 1.32   山山 口 1.33 1.56 1.69 1.83 1.87 1.45 1.50 1.72 1.72 1.70   長 野 1.32 1.49 1.68 1.78 1.67 1.22 1.40 1.65 1.59 1.45		三 重	1.48	1.62		1.96	1. 91	1. 32	1. 34	1.59	1.53	1.38
福   岡	В		1.49	1.61	1.83	1.96	1. 90	1. 26	1.30	1.54	1.52	1.43
福井 1.67 1.89 2.07 2.20 2.18 1.71 1.84 2.04 1.94 1.90 奈良 1.11 1.29 1.48 1.67 1.70 1.36 1.28 1.36 1.33 1.32 山口 1.33 1.56 1.69 1.83 1.87 1.45 1.50 1.72 1.72 1.70 長野 1.32 1.49 1.68 1.78 1.67 1.22 1.40 1.65 1.59 1.45 1.46 1.67 1.22 1.40 1.65 1.59 1.45 1.46 1.67 1.50 1.72 1.72 1.70 岐阜 阜 1.59 1.78 1.91 2.11 2.14 1.47 1.47 1.72 1.65 1.58 1.58 1.50 1.72 1.61 1.60 1.67 1.59 1.24 1.28 1.38 1.32 1.27 1.66 1.59 1.38 1.32 1.27 1.61 1.60 1.67 1.67 1.39 1.39 1.53 1.51 1.41 1.41 1.55 1.55 1.57 1.49 1.59 1.44 1.53 1.50 1.72 1.65 1.58 1.59 1.38 1.32 1.27 1.50 1.59 1.24 1.28 1.38 1.32 1.27 1.47 1.61 1.60 1.67 1.67 1.39 1.39 1.39 1.53 1.51 1.41 1.41 1.55 1.25 1.25 1.23 1.38 1.32 1.55 1.57 1.49 1.59 1.59 1.59 1.59 1.59 1.59 1.59 1.5	ラ	福岡	1.06	1. 25	1.39	1.46	1. 43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09
福井 1.67 1.89 2.07 2.20 2.18 1.71 1.84 2.04 1.94 1.90 奈良 1.11 1.29 1.48 1.67 1.70 1.36 1.28 1.36 1.33 1.32 山口 1.33 1.56 1.69 1.83 1.87 1.45 1.50 1.72 1.72 1.70 長野 1.32 1.49 1.68 1.78 1.67 1.22 1.40 1.65 1.59 1.45 1.46 1.67 1.22 1.40 1.65 1.59 1.45 1.46 1.67 1.50 1.72 1.72 1.70 岐阜 阜 1.59 1.78 1.91 2.11 2.14 1.47 1.47 1.72 1.65 1.58 1.58 1.50 1.72 1.61 1.60 1.67 1.59 1.24 1.28 1.38 1.32 1.27 1.66 1.59 1.38 1.32 1.27 1.61 1.60 1.67 1.67 1.39 1.39 1.53 1.51 1.41 1.41 1.55 1.55 1.57 1.49 1.59 1.44 1.53 1.50 1.72 1.65 1.58 1.59 1.38 1.32 1.27 1.50 1.59 1.24 1.28 1.38 1.32 1.27 1.47 1.61 1.60 1.67 1.67 1.39 1.39 1.39 1.53 1.51 1.41 1.41 1.55 1.25 1.25 1.23 1.38 1.32 1.55 1.57 1.49 1.59 1.59 1.59 1.59 1.59 1.59 1.59 1.5	ン	香川	1.47	1. 67	1.81	1.91	1. 93	1.51	1. 47	1.64	1.60	1.60
奈良         1.11         1.29         1.48         1.67         1.70         1.36         1.28         1.36         1.33         1.32           山口         1.33         1.56         1.69         1.83         1.87         1.45         1.50         1.72         1.70         1.70           長野         1.32         1.49         1.68         1.78         1.67         1.22         1.40         1.65         1.59         1.45         1.50         1.72         1.70         1.68         1.78         1.67         1.22         1.40         1.65         1.59         1.45         1.47         1.60         1.65         1.59         1.44         1.40         1.65         1.59         1.44         1.47         1.72         1.66         1.58         1.41         1.07         1.65         1.58         1.41         1.07         1.65         1.58         1.51         1.41         1.07         1.65         1.58         1.51         1.41         1.07         1.65         1.52         1.65         1.53         1.24         1.28         1.38         1.32         1.27         1.41         1.47         1.61         1.60         1.67         1.65         1.23         1.39         1.53	ク	岡山	1.43	1. 59	1. 73	1.92	2. 02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45
世 日 1.33 1.56 1.69 1.83 1.87 1.45 1.50 1.72 1.72 1.70 長野 1.32 1.49 1.68 1.78 1.67 1.22 1.40 1.65 1.59 1.45 1.49		福 井	1. 67	1.89	2.07	2. 20	2. 18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90
長野 1.32 1.49 1.68 1.78 1.67 1.22 1.40 1.65 1.59 1.45 北海道 0.97 1.08 1.16 1.23 1.29 1.08 1.08 1.03 1.18 1.14 1.07 岐阜 1.59 1.78 1.91 2.11 2.14 1.47 1.47 1.72 1.65 1.58 徳島 1.24 1.43 1.52 1.57 1.59 1.24 1.28 1.38 1.32 1.27 福島 1.72 1.61 1.60 1.67 1.67 1.39 1.39 1.53 1.51 1.41 新潟 1.12 1.21 1.35 1.40 1.65 1.23 1.32 1.55 1.57 1.49 和歌山 1.12 1.21 1.35 1.44 1.53 1.14 1.14 1.25 1.25 1.25 1.23 1.32 1.55 1.57 1.49 金媛 1.33 1.57 1.47 1.61 1.73 1.75 1.41 1.36 1.52 1.50 1.46 1.59 基据 1.18 1.44 1.28 1.52 1.69 1.68 1.28 1.25 1.47 1.57 1.53 1.40 1.59 1.41 1.28 1.28 1.52 1.69 1.68 1.28 1.25 1.47 1.57 1.53 1.49 1.39 1.39 1.53 1.70 1.59 1.88 1.36 1.55 1.47 1.57 1.53 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.47 1.57 1.53 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.47 1.57 1.53 1.49 1.39 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.47 1.56 1.48 1.58 1.49 1.39 1.39 1.39 1.40 1.21 1.28 1.28 1.29 1.08 1.17 1.32 1.38 1.36 1.28 1.36 1.50 1.48 1.50 1.49 1.39 1.39 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.47 1.56 1.48 1.50 1.50 1.48 1.50 1.50 1.48 1.50 1.50 1.48 1.50 1.50 1.49 1.39 1.30 1.50 1.50 1.50 1.50 1.48 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50		奈 良	1. 11	1. 29	1.48	1.67	1.70	1. 36	1. 28	1.36	1.33	1.32
という は 道			1. 33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70
岐 阜 1.59		長 野	1. 32	1.49	1.68	1. 78	1. 67	1. 22	1.40	1.65	1.59	1. 45
徳 島			0.97	1.08	1. 16	1. 23	1. 29	1.08	1.03		1.14	1.07
福島 1.72 1.61 1.60 1.67 1.67 1.39 1.39 1.53 1.51 1.41 新潟 1.24 1.34 1.53 1.70 1.65 1.23 1.32 1.55 1.57 1.49 和歌山 1.12 1.21 1.35 1.44 1.53 1.14 1.14 1.25 1.25 1.23 1.36 1.50 1.46 息 根 1.33 1.57 1.74 1.61 1.73 1.75 1.41 1.36 1.52 1.50 1.46 息 根 1.33 1.57 1.74 1.86 1.85 1.55 1.59 1.83 1.70 1.59 1.46 1.57 1.41 1.28 1.52 1.69 1.68 1.28 1.25 1.47 1.57 1.53 1.49 1.39 由 1.88 1.44 1.76 1.83 1.76 1.33 1.42 1.55 1.47 1.57 1.53 1.49 1.39 由 1.88 1.44 1.76 1.83 1.76 1.33 1.42 1.55 1.49 1.39 由 1.88 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.47 1.56 1.49 1.39 由 1.66 1.28 1.29 1.46 1.56 1.57 1.26 1.36 1.54 1.56 1.48 1.49 1.39 由 1.68 1.28 1.29 1.46 1.56 1.48 1.35 1.09 1.17 1.32 1.38 1.36 1.36 1.54 1.56 1.48 1.49 自.60 1.28 自.60 1.23 1.38 1.36 1.54 1.56 1.48 1.49 自.60 1.28 日 1.28 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.54 1.56 1.48 1.36 1.28 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.54 1.56 1.48 1.36 1.28 1.28 1.37 1.51 1.59 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.54 1.56 1.48 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.36 1.36 1.51 1.29 1.31 1.45 1.45 1.68 1.59 1.45 1.45 1.45 1.45 1.45 1.45 1.45 1.45			1. 59	1. 78	1. 91	2. 11	2. 14	1. 47	1. 47	1.72	1.65	1.58
新潟 1.24 1.34 1.53 1.70 1.65 1.23 1.32 1.55 1.57 1.49 和歌山 1.12 1.21 1.35 1.44 1.53 1.14 1.14 1.25 1.25 1.23 愛媛 1.27 1.47 1.61 1.73 1.75 1.41 1.36 1.52 1.50 1.46 島 根 1.33 1.57 1.74 1.86 1.85 1.55 1.59 1.83 1.70 1.59 大分 1.14 1.28 1.52 1.69 1.68 1.28 1.25 1.47 1.57 1.53 此本 1.18 1.44 1.76 1.83 1.76 1.33 1.42 1.55 1.49 1.39 山形 1.28 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.56 1.49 1.39 佐 賀 1.09 1.29 1.46 1.56 1.57 1.26 1.36 1.54 1.56 1.48 長 崎 1.06 1.23 1.28 1.36 1.35 1.09 1.17 1.32 1.38 1.36 岩 手 1.28 1.37 1.51 1.59 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 青 知 0.90 1.08 1.21 1.28 1.29 1.08 1.11 1.18 1.20 1.15 鳥 取 1.21 1.46 1.72 1.76 1.82 1.42 1.45 1.68 1.59 1.45 秋 田 1.07 1.22 1.44 1.62 1.60 1.36 1.53 1.64 1.51 1.42 1.51 1.42 1.55 1.42 1.55 1.42 1.55 1.45 1.45 1.65 1.57 1.26 1.36 1.51 1.51 1.51 1.51 1.51 1.51 1.51 1.5							1. 59	1. 24	1. 28			
和歌山 1.12 1.21 1.35 1.44 1.53 1.14 1.14 1.25 1.25 1.23 1.46 夏媛 1.27 1.47 1.61 1.73 1.75 1.41 1.36 1.52 1.50 1.46 1.46 1.33 1.57 1.74 1.86 1.85 1.55 1.59 1.83 1.70 1.59 1.50 1.46 1.55 1.47 1.57 1.53 1.44 1.28 1.52 1.69 1.68 1.28 1.25 1.47 1.57 1.53 1.44 1.76 1.83 1.76 1.33 1.42 1.55 1.49 1.39 1.49 1.39 1.40 形 1.28 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.47 1.56 1.49 1.39 1.46 1.56 1.57 1.26 1.36 1.54 1.56 1.48 1.58 1.47 1.56 1.48 1.36 1.58 1.47 1.56 1.48 1.36 1.58 1.37 1.51 1.59 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.36 1.36 1.36 1.36 1.38 1.38 1.38 1.38 1.38 1.38 1.38 1.38												
受 媛 1.27 1.47 1.61 1.73 1.75 1.41 1.36 1.52 1.50 1.46 島 根 1.33 1.57 1.74 1.86 1.85 1.55 1.59 1.83 1.70 1.59 大分 1.14 1.28 1.52 1.69 1.68 1.28 1.25 1.47 1.57 1.53 熊 本 1.18 1.44 1.76 1.83 1.76 1.33 1.42 1.55 1.49 1.39 山 形 1.28 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.47 佐 賀 1.09 1.29 1.46 1.56 1.57 1.26 1.36 1.54 1.56 1.48 長崎 1.06 1.23 1.28 1.36 1.35 1.09 1.17 1.32 1.38 1.36 1.48 1.36 1.54 1.56 1.48 1.36 1.56 1.23 1.38 1.36 1.35 1.09 1.17 1.32 1.38 1.36 1.36 1.54 1.56 1.48 1.36 1.59 1.46 1.56 1.57 1.59 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.36 1.36 1.35 1.09 1.17 1.32 1.38 1.36 1.36 1.28 1.37 1.51 1.59 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.37 1.51 1.59 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.28 1.37 1.51 1.59 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 1.29 1.46 1.36 1.28 1.29 1.08 1.11 1.18 1.20 1.15 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50 1.50 1.5			1.24	1. 34	1.53	1.70	1.65	1. 23	1. 32	1.55	1.57	
島 根   1.33   1.57   1.74   1.86   1.85   1.55   1.59   1.83   1.70   1.59     大 分   1.14   1.28   1.52   1.69   1.68   1.28   1.25   1.47   1.57   1.53     熊 本   1.18   1.44   1.76   1.83   1.76   1.33   1.42   1.55   1.49   1.39     山 形   1.28   1.40   1.67   1.78   1.65   1.23   1.38   1.68   1.58   1.47     佐 賀   1.09   1.29   1.46   1.56   1.57   1.26   1.36   1.54   1.56   1.48     長 崎   1.06   1.23   1.28   1.36   1.35   1.09   1.17   1.32   1.38   1.36     岩 手   1.28   1.37   1.51   1.59   1.51   1.17   1.29   1.46   1.36   1.28     高 知   0.90   1.08   1.21   1.28   1.29   1.08   1.11   1.18   1.20   1.15     鳥 取   1.21   1.46   1.72   1.76   1.82   1.42   1.45   1.68   1.59   1.45     萩 田   1.07   1.22   1.44   1.62   1.60   1.36   1.53   1.64   1.51   1.42     鹿児島   0.92   1.09   1.28   1.40   1.43   1.21   1.31   1.43   1.32   1.25     宮 崎   1.12   1.33   1.53   1.65   1.61   1.29   1.41   1.54   1.48   1.41     青 森   0.97   1.16   1.33   1.41   1.36   1.08   1.15   1.29   1.31   1.25     沖 縄   0.91   1.06   1.22   1.31   1.34   0.90   0.80   0.98   1.16   1.13				1. 21	1.35		1. 53	1. 14			1. 25	1. 23
大分         1.14         1.28         1.52         1.69         1.68         1.28         1.25         1.47         1.57         1.53           熊本         1.18         1.44         1.76         1.83         1.76         1.33         1.42         1.55         1.49         1.39           山形         1.28         1.40         1.67         1.78         1.65         1.23         1.38         1.68         1.58         1.47           佐賀         1.09         1.29         1.46         1.56         1.57         1.26         1.36         1.54         1.56         1.48           長崎         1.06         1.23         1.28         1.36         1.35         1.09         1.17         1.32         1.38         1.36           岩手         1.28         1.37         1.51         1.59         1.51         1.17         1.29         1.46         1.36         1.28           高知         0.90         1.08         1.21         1.28         1.29         1.08         1.11         1.18         1.20         1.15           鳥取         1.21         1.46         1.72         1.76         1.82         1.42         1.45         1.68         1.59		愛媛										
度 本 1.18 1.44 1.76 1.83 1.76 1.33 1.42 1.55 1.49 1.39 山 形 1.28 1.40 1.67 1.78 1.65 1.23 1.38 1.68 1.58 1.47 佐 賀 1.09 1.29 1.46 1.56 1.57 1.26 1.36 1.54 1.56 1.48 長 崎 1.06 1.23 1.28 1.36 1.35 1.09 1.17 1.32 1.38 1.36 1.36 岩 手 1.28 1.37 1.51 1.59 1.51 1.17 1.29 1.46 1.36 1.28 高 知 0.90 1.08 1.21 1.28 1.29 1.08 1.11 1.18 1.20 1.15 鳥 取 1.21 1.46 1.72 1.76 1.82 1.42 1.45 1.68 1.59 1.45 秋 田 1.07 1.22 1.44 1.62 1.60 1.36 1.53 1.64 1.51 1.42 鹿児島 0.92 1.09 1.28 1.40 1.43 1.21 1.31 1.43 1.32 1.25 宮 崎 1.12 1.33 1.53 1.65 1.61 1.29 1.41 1.54 1.48 1.41 1.55 沖 縄 0.91 1.06 1.22 1.31 1.34 0.90 0.80 0.98 1.16 1.13												
内       形       1.28       1.40       1.67       1.78       1.65       1.23       1.38       1.68       1.58       1.47         佐       賀       1.09       1.29       1.46       1.56       1.57       1.26       1.36       1.54       1.56       1.48         長崎       1.06       1.23       1.28       1.36       1.35       1.09       1.17       1.32       1.38       1.36       1.36         岩手       1.28       1.37       1.51       1.59       1.51       1.17       1.29       1.46       1.36       1.28         高知       0.90       1.08       1.21       1.28       1.29       1.08       1.11       1.18       1.20       1.15         鳥取       1.21       1.46       1.72       1.76       1.82       1.42       1.45       1.68       1.59       1.45         秋田       1.07       1.22       1.44       1.62       1.60       1.36       1.53       1.64       1.51       1.42         鹿児島       0.92       1.09       1.28       1.40       1.43       1.21       1.31       1.43       1.32       1.25         宮崎       1.12       1.33       1.53<		大 分										
佐賀       1.09       1.29       1.46       1.56       1.57       1.26       1.36       1.54       1.56       1.48         長崎       1.06       1.23       1.28       1.36       1.35       1.09       1.17       1.32       1.38       1.36         岩手       1.28       1.37       1.51       1.59       1.51       1.17       1.29       1.46       1.36       1.28         高知       0.90       1.08       1.21       1.28       1.29       1.08       1.11       1.18       1.20       1.15         鳥取       1.21       1.46       1.72       1.76       1.82       1.42       1.45       1.68       1.59       1.45         秋田       1.07       1.22       1.44       1.62       1.60       1.36       1.53       1.64       1.51       1.42         鹿児島       0.92       1.09       1.28       1.40       1.43       1.21       1.31       1.43       1.32       1.25         宮崎       1.12       1.33       1.53       1.65       1.61       1.29       1.41       1.54       1.48       1.41         青森       0.97       1.16       1.33       1.41       1.36 <t< td=""><td></td><td>熊本</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>		熊本										
長崎       1.06       1.23       1.28       1.36       1.35       1.09       1.17       1.32       1.38       1.36         岩手       1.28       1.37       1.51       1.59       1.51       1.17       1.29       1.46       1.36       1.28         高知       0.90       1.08       1.21       1.28       1.29       1.08       1.11       1.18       1.20       1.15         鳥取       1.21       1.46       1.72       1.76       1.82       1.42       1.45       1.68       1.59       1.45         秋田       1.07       1.22       1.44       1.62       1.60       1.36       1.53       1.64       1.51       1.42         鹿児島       0.92       1.09       1.28       1.40       1.43       1.21       1.31       1.43       1.32       1.25         宮崎       1.12       1.33       1.53       1.65       1.61       1.29       1.41       1.54       1.48       1.41         青森       0.97       1.16       1.33       1.41       1.36       1.08       1.15       1.29       1.31       1.25         沖縄       0.91       1.06       1.22       1.31       1.34 <td< td=""><td></td><td>山形</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>		山形										
岩 手     1. 28     1. 37     1. 51     1. 59     1. 51     1. 17     1. 29     1. 46     1. 36     1. 28       高 知     0. 90     1. 08     1. 21     1. 28     1. 29     1. 08     1. 11     1. 18     1. 20     1. 15       鳥 取     1. 21     1. 46     1. 72     1. 76     1. 82     1. 42     1. 45     1. 68     1. 59     1. 45       秋 田     1. 07     1. 22     1. 44     1. 62     1. 60     1. 36     1. 53     1. 64     1. 51     1. 42       鹿児島     0. 92     1. 09     1. 28     1. 40     1. 43     1. 21     1. 31     1. 43     1. 32     1. 25       宮崎     1. 12     1. 33     1. 53     1. 65     1. 61     1. 29     1. 41     1. 54     1. 48     1. 41       青森     0. 97     1. 16     1. 33     1. 41     1. 36     1. 08     1. 15     1. 29     1. 31     1. 25       沖縄     0. 91     1. 06     1. 22     1. 31     1. 34     0. 90     0. 80     0. 98     1. 16     1. 13												
秋 田     1.07     1.22     1.44     1.62     1.60     1.36     1.53     1.64     1.51     1.42       鹿児島     0.92     1.09     1.28     1.40     1.43     1.21     1.31     1.43     1.32     1.25       宮崎     1.12     1.33     1.53     1.65     1.61     1.29     1.41     1.54     1.48     1.41       青森     0.97     1.16     1.33     1.41     1.36     1.08     1.15     1.29     1.31     1.25       沖縄     0.91     1.06     1.22     1.31     1.34     0.90     0.80     0.98     1.16     1.13		長崎										
秋 田     1.07     1.22     1.44     1.62     1.60     1.36     1.53     1.64     1.51     1.42       鹿児島     0.92     1.09     1.28     1.40     1.43     1.21     1.31     1.43     1.32     1.25       宮崎     1.12     1.33     1.53     1.65     1.61     1.29     1.41     1.54     1.48     1.41       青森     0.97     1.16     1.33     1.41     1.36     1.08     1.15     1.29     1.31     1.25       沖縄     0.91     1.06     1.22     1.31     1.34     0.90     0.80     0.98     1.16     1.13	9											
秋 田     1.07     1.22     1.44     1.62     1.60     1.36     1.53     1.64     1.51     1.42       鹿児島     0.92     1.09     1.28     1.40     1.43     1.21     1.31     1.43     1.32     1.25       宮崎     1.12     1.33     1.53     1.65     1.61     1.29     1.41     1.54     1.48     1.41       青森     0.97     1.16     1.33     1.41     1.36     1.08     1.15     1.29     1.31     1.25       沖縄     0.91     1.06     1.22     1.31     1.34     0.90     0.80     0.98     1.16     1.13	<u>ب</u> ک											
鹿児島     0.92     1.09     1.28     1.40     1.43     1.21     1.31     1.43     1.32     1.25       宮崎     1.12     1.33     1.53     1.65     1.61     1.29     1.41     1.54     1.48     1.41       青森     0.97     1.16     1.33     1.41     1.36     1.08     1.15     1.29     1.31     1.25       沖縄     0.91     1.06     1.22     1.31     1.34     0.90     0.80     0.98     1.16     1.13	ク											
宮崎     1.12     1.33     1.53     1.65     1.61     1.29     1.41     1.54     1.48     1.41       青森     0.97     1.16     1.33     1.41     1.36     1.08     1.15     1.29     1.31     1.25       沖縄     0.91     1.06     1.22     1.31     1.34     0.90     0.80     0.98     1.16     1.13												
青森     0.97     1.16     1.33     1.41     1.36     1.08     1.15     1.29     1.31     1.25       沖縄     0.91     1.06     1.22     1.31     1.34     0.90     0.80     0.98     1.16     1.13												
沖縄 0.91 1.06 1.22 1.31 1.34 0.90 0.80 0.98 1.16 1.13												
次心山式		神 縄			1. 22	1.31	1. 34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

<sup>(</sup>注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

<sup>2</sup> 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

#### 3 失業率の推移(ランク別・都道府県別)

(単位 <u>: %)</u>

1										,		(単位:%)
ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年1~3月
	東京	3.6	3. 2	2. 9	2.6	2.4	3. 1	3. 0	2.6	2.5	2.6	2. 5
A	神奈川	3. 3	3. 1	2. 7	2. 3	2. 1	2.8	3. 0	2.8	2.9	2. 5	2. 3
ラン	大 阪	4. 2	4. 0	3. 4	3. 2	2.9	3. 4	3. 5	3. 1	3. 2	3. 1	2.8
	愛知	2. 5	2. 4	2. 4	1. 7	1.8	2.5	2. 5	2.0	2.0	2. 0	2. 0
ク	埼 玉	3. 2	3. 1	2.8	2. 4	2. 2	2. 9	3. 0	2. 7	2. 7	2. 7	2. 6
	千 葉	3.0	2. 9	2.6	2. 3	2. 1	2. 7	2.8	2.5	2. 5	2. 5	2. 2
	兵 庫	3. 7	3. 4	2. 7	2.6	2.3	2. 7	2.8	2.6	2.6	2. 4	2. 4
	京 都	3. 3	3. 1	2.6	2. 4	2.3	2.6	2. 7	2.5	2.4	2. 2	2.6
	茨 城	3. 2	2.8	2. 5	2. 2	2.4	2. 4	2.6	2.4	2.5	2. 4	2. 1
	静岡	2.7	2. 5	2. 3	1. 9	2.0	2. 4	2. 4	2. 2	2. 1	2. 2	2. 3
	富山	2.5	2. 3	2. 1	1.8	1.7	1. 9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
	広 島	3.0	2. 7	2. 4	2. 4	2.4	2. 4	2. 4	2. 2	2. 1	2. 1	2. 3
	滋賀	2.5	2. 5	2. 0	2.0	1.8	2. 3	2. 3	2.3	2.3	2. 3	2. 2
	栃木	3. 1	2. 7	2. 3	2. 1	2. 2	2. 3	2.6	2.4	2.3	2. 2	2. 1
	群馬	2.8	2. 5	2. 1	1. 9	2. 2	2. 1	2. 3	1.9	2.0	2. 0	1.8
	宮城	3.8	3. 3	2. 9	2.6	2.6	3. 1	3. 0	2.9	3. 0	3. 2	3. 1
	山梨	2.8	2. 3	2.0	1. 7	2.0	1.8	2. 2	1.8	2.0	1.8	1. 5
	三重	2.3	2. 1	2.0	1. 4	1.4	1. 9	2. 1	1.9	1.8	1.8	1. 9
В	石 川	2.3	2. 1	1.8	1. 3	1.6	1.8	1.9	2. 1	1.9	1. 9	1.8
ラ	福岡	4. 1	3. 5	3. 3	2. 9	2.9	3. 1	3. 0	2.9	2. 7	2. 9	2. 7
ン	香川	2.8	2.6	2. 4	2.0	2.0	2. 2	2. 2	2.0	2.0	1.8	1. 5
ク	岡山	3. 2	2.8	2. 4	2. 3	2.4	2. 5	2.6	2.4	2. 3	2. 5	2. 6
	福井	1.8	1. 9	1.6	1.4	1.4	1.6	1. 4	1.7	1.4	1. 2	1. 2
	奈 良	3. 1	2. 9	2. 4	2. 2	1.9	2. 5	2. 5	2. 2	2.4	2. 2	2. 3
	山 口	2.7	2. 4	2. 0	1.8	1.8	1. 9	1.9	1.8	1.6	1.6	1.5
	長 野	2.7	2. 5	2.0	1. 7	1.9	2. 1	2. 3	2.0	2.0	1.8	1.8
	北海道	3.5	3. 6	3. 3	2. 9	2.6	2. 9	3. 0	3. 2	2.8	2.6	2.6
	岐阜	2.5	2. 3	2. 1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	2.0
	徳島	3.0	2. 7	2. 4	1. 9	1.9	2. 2	2. 7	2. 2	1.7	1.4	1. 4
	福島	3. 2	2.8	2. 4	2. 2	2. 2	2. 5	2. 4	2.4	2.5	2. 5	2.6
	新 潟	2.9	2.8	2.6	2. 1	2. 1	2. 3	2. 3	2. 2	2. 1	2.0	2. 2
	和歌山	2.6	2. 2	1.8	1. 9	1.6	2. 3	2. 3	2.3	2. 1	1. 9	2. 4
	愛媛	2.8	2.6	2. 5	1. 9	1. 7	2. 1	2. 2	2.0	2. 2	2. 2	2. 1
	島根	2.6	1.4	1. 1	1.4	1.9	1. 4	1. 7	1. 3	1.4	1.8	1. 7
	大 分	3. 2	2. 9	2.8	2. 5	2. 1	2. 1	2. 2	2.0	2.4	2. 4	2. 1
	熊本	3. 4	3. 1	2.8	2. 5	2.5	2. 6	2. 6	2.4	2.4	2. 5	2. 5
	山 形	2. 7	2. 4	1. 9	1. 7	1. 7	2. 0	2. 0	1. 9	1. 7	1. 9	1.8
	佐 賀	3. 0	2. 1	2. 0	1.6	1. 9	1.8	1. 6	1.6	1. 3	1. 4	1. 9
	長崎	3. 1	2.8	2. 5	2. 0	2.0	2. 3	2. 2	1. 9	1.9	2. 1	2. 0
C	岩 手	3. 0	2. 5	2. 2	1. 9	1.9	2. 2	2. 3	2. 2	2. 2	2. 4	2. 4
ランク	高 知	3. 0	3. 3	3. 0	2. 2	1. 9	2. 5	2. 2	2.0	2.0	1. 7	1. 5
ク	鳥 取	2. 7	2. 4	2. 0	2. 0	2.4	2. 3	2. 0	2.0	2. 1	1. 7	2. 1
	秋 田	3. 5	3. 0	2.8	2. 4	2.6	2.8	2. 6	2.3	2.5	2. 7	3. 0
	鹿児島	3. 5	2.8	2.8	2. 4	2.4	2. 7	2. 7	2. 3	2. 2	2. 5	2. 0
	宮崎	3. 2	2. 5	2. 3	1. 9	1.9	2. 1	2. 5	2.4	2.4	2. 2	2. 2
	青森	4.0	3. 6	3. 1	2. 7	2.5	3. 0	2. 9	2. 9	2.9	3. 1	3. 3
	沖縄	5. 1	4. 3	3. 7	3. 4	2. 7	3. 3	3. 7	3. 2	3. 3	3. 2	2.8
資料出所 絲	総務省統計局	「労働力調本共										

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果(モデル推計値)」

- (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計)
  - 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
  - 3 毎年1~3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

# 4 賃金・労働時間の実情と推移 (1) 賃金

#### イ 定期給与の推移

(単位:円)

											(単位:円)
ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	東京	326, 216	326, 130	327, 748	327, 195	328, 799	327, 112	331, 358	336, 842	344, 041	354, 305
A	神奈川	270, 514	272, 255	275, 844	279, 926	278, 106	270, 953	270, 441	268, 379	277, 323	284, 673
ラ	大 阪	272, 862	272, 022	271, 893	273, 292	270, 755	268, 279	271, 922	275, 029	277, 642	290, 531
ン	愛知	273, 306	275, 552	276, 157	276, 353	279, 033	276, 974	276, 994	279, 653	285, 759	287, 947
ク	埼 玉	235,030	236, 774	240, 178	242, 882	242, 672	243, 163	245, 049	245, 190	245, 539	260, 304
	千 葉	245, 925	247, 041	247, 322	248, 096	252, 473	252, 347	248, 958	246, 734	252, 202	260, 907
	兵 庫	240,681	241,536	245, 930	250, 359	256, 207	247, 528	246, 160	249, 584	254, 873	258, 373
	京 都	241,606	244, 550	246, 723	244, 066	243, 213	237, 246	239, 296	245, 060	245, 148	254, 069
	茨 城	257, 278	258, 109	267, 194	263, 978	262, 740	263, 255	265, 845	262, 502	266, 071	271, 385
	静岡	251, 982	249, 488	251, 876	251, 757	251, 793	252, 566	255, 749	256, 609	261, 385	268, 988
	富山	252, 781	253, 441	252, 135	251, 201	247, 927	245, 428	245, 914	250, 484	253, 324	264, 461
	広 島	260, 886	261, 423	262, 635	259, 342	260, 062	257, 212	260, 127	265, 093	261, 807	267, 912
	滋賀	259, 278	265, 535	266, 082	257, 877	259, 900	249, 855	248, 582	250, 613	248, 362	257, 855
	栃木	255, 015	259, 764	256, 137	252, 149	252, 490	253, 253	253, 135	267, 047	262, 289	269, 835
	群馬	247, 784	250, 866	258, 726	260, 793	250, 947	249, 493	252, 944	257, 532	266, 787	270, 707
	宮城	244, 715	248, 718	239, 226	243, 715	244, 738	243, 191	251, 811	249, 119	250, 838	267, 392
	山 梨	238, 266	238, 841	242, 513	244, 746	245, 386	243, 020	248, 073	246, 143	250, 496	253, 262
	三重	256, 338	254, 884	256, 000	254, 300	257, 322	257, 608	260, 969	259, 064	260, 405	267, 600
В	石 川	250, 928	253, 905	255, 923	249, 812	248, 453	246, 857	245, 395	246, 755	246, 036	254, 110
ラ	福岡	246, 369	252, 310	254, 535	247, 517	240, 768	241, 707	246, 834	252, 978	255, 023	259, 377
ン	香川	244, 907	244, 907	243, 849	247, 966	250, 519	244, 928	247, 080	249, 258	248, 280	259, 654
ク	岡山	253, 161	255, 127	252, 863	243, 374	241, 277	243, 680	241, 708	246, 002	251, 383	263, 083
	福井	254, 385	255, 390	250, 729	250, 219	255, 583	253, 012	258, 061	252, 345	248, 490	251, 415
	奈 良	224, 887	225, 242	231, 259	225, 666	222, 947	222, 410	213, 503	226, 816	221, 483	237, 668
	山口	249, 845	250, 290	248, 323	240, 929	235, 983	238, 981	242, 759	249, 757	248, 181	252, 321
	長 野	249, 565	253, 178	250, 228	249, 503	246, 667	246, 691	246, 099	248, 007	252, 743	259, 359
	北海道	232, 239	236, 227	236, 689	241,656	241, 911	238, 909	244, 013	245, 553	247, 305	253, 921
	岐阜	240, 951	230, 126	239, 143	237, 765	240, 398	237, 145	233, 949	244, 767	245, 579	250, 838
	徳島	245, 375	244, 575	242, 817	244, 527	244, 042	243, 370	251, 701	245, 326	244, 457	259, 990
	福島	251, 523	250, 785	249, 230	245, 230	248, 948	242, 261	245, 080	250, 413	246, 752	254, 428
	新 潟	240, 857	241,862	244, 034	242, 140	232, 186	240, 395	241, 501	239, 291	245, 053	251, 496
	和歌山	241, 796	239, 637	241, 371	240, 244	231,856	227, 325	241, 328	243, 084	247, 214	246, 367
	愛媛	238, 038	233, 926	233, 978	228, 905	226, 569	231, 420	231, 266	238, 238	242, 441	253, 104
	島根	232, 473	240, 542	238, 373	234, 592	236, 479	236, 106	236, 625	234, 055	238, 481	242, 479
	大 分	224, 544	224,670	227, 310	229, 562	226, 804	230, 377	229, 275	236, 077	242, 209	242, 890
	熊本	233, 833	231, 445	232, 999	228, 118	230, 788	230,670	235, 635	235, 428	236, 996	245, 403
	山 形	236, 601	233, 022	235, 331	233, 171	232, 870	226, 619	234, 346	243, 381	247, 304	252, 749
	佐 賀	233, 502	234, 074	231, 737	231, 763	231,840	223, 388	222, 548	226, 046	227, 037	237, 434
	長 崎	220, 579	217, 999	220, 483	221, 336	231, 402	227, 562	226, 153	223, 673	224, 509	233, 943
C ラ	岩 手	237, 563	234, 948	230, 731	231, 830	234, 292	233, 696	235, 956	239, 502	239, 030	248, 799
ン	高 知	249, 692	245, 878	248, 660	226, 158	229, 064	227, 675	224, 108	226, 330	230, 372	243, 357
ク	鳥 取	236, 397	236, 719	239, 962	229, 840	225, 040	224, 571	225, 696	228, 507	221, 845	233, 088
	秋 田	219, 566	221, 805	235, 880	235, 792	225, 045	225, 517	231, 897	226, 760	235, 573	240, 344
	鹿児島	215, 449	217, 632	218, 144	217, 089	217,609	220, 750	223, 935	221, 306	224, 419	241, 970
	宮崎	221,031	220, 270	223, 575	223, 326	222, 281	219, 412	224, 209	226, 362	223, 818	232, 960
	青 森	216, 034	216, 477	223, 533	219, 852	221, 518	222, 451	223, 805	226, 180	227, 669	234, 642
	沖 縄	210, 967	217, 096	217, 989	213, 358	214, 023	220, 161	216, 783	218, 261	216, 848	216, 907
次业山記	同		and the first term to								

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

<sup>(</sup>注) 事業所規模5人以上の数値である。

#### ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位:円)

									(単位:円)
ランク	都道府県	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
	東 京	1, 217	1, 238	1, 236	1, 267	1, 296	1, 309	1, 308	1, 342
Α	神奈川	1, 236	1, 256	1, 271	1, 303	1, 340	1, 376	1, 384	1, 378
ラ	大 阪	1, 158	1, 167	1, 187	1, 218	1, 262	1, 286	1, 305	1, 316
ン	愛 知	1, 149	1, 158	1, 176	1, 206	1, 249	1, 277	1, 275	1, 275
ク	埼 玉	1, 146	1, 155	1, 177	1, 208	1, 251	1, 287	1, 292	1, 277
1	千 葉	1, 158	1, 168	1, 182	1, 210	1, 255	1, 286	1, 294	1, 292
	兵 庫	1, 134	1, 151	1, 160	1, 187	1, 229	1, 260	1, 256	1, 268
	京都	1, 118	1, 132	1, 139	1, 173	1, 225	1, 257	1, 256	1, 262
ļ ļ	茨 城	1,066	1, 078	1, 094	1, 130	1, 180	1, 236	1, 222	1, 220
ŀ	静岡	1,093	1, 103	1, 122	1, 156	1, 205	1, 256	1, 242	1, 236
l l	富山	1,040	1, 050	1, 063	1, 095	1, 141	1, 183	1, 176	1, 167
H	広島	1,037	1, 042	1, 057	1,096	1, 145	1, 190	1, 184	1, 188
H	滋賀	1, 078	1, 082	1, 101	1, 129	1, 181	1, 231	1, 244	1, 243
<u> </u>	栃 木	1,069	1,075	1, 091	1, 125	1, 174	1, 197	1, 199	1,210
<u> </u>	群馬	1,052	1, 056	1, 071	1, 100	1, 136	1, 176	1, 175	1, 176
	宮 城	1, 025	1,037	1, 052	1, 084	1, 131	1, 178	1, 162	1, 179
F	 山 梨	1, 045	1,050	1, 073	1, 107	1, 152	1, 199	1, 186	1, 195
l l	三 重	1,069	1,073	1, 098	1, 129	1, 179	1, 224	1, 214	1, 228
В		1,009	1,023	1, 041	1, 074	1, 179	1, 171	1, 160	1, 166
ラ		1,030	1,065	1, 041	1, 118	1, 165	1, 218	1, 189	1, 228
ン	 香 川	1,024	1,032	1, 048	1, 116	1, 125	1, 177	1, 169	1, 157
ク	 岡 山	1, 024	1,032	1, 049	1,074	1, 125	1, 162	1, 153	1, 157
		1,005	1,013	1, 036	1,074	1, 120	1, 160	1, 152	1, 169
	奈良	1,076	1,092	1, 106	1, 138	1, 183	1, 211	1, 229	1, 219
	ЩП	1,003	1, 011	1, 036	1,071	1, 124	1, 184	1, 150	1, 155
	長 野	1,022	1, 025	1, 047	1,080	1, 125	1, 163	1, 167	1, 160
	北海道	1,010	1, 024	1, 049	1, 084	1, 137	1, 190	1, 172	1, 175
	岐阜	1,047	1, 054	1, 075	1, 102	1, 150	1, 186	1, 199	1, 197
_	徳島	1,041	1, 053	1, 064	1, 095	1, 133	1, 181	1, 185	1, 196
	福島	1,000	993	1,009	1, 040	1, 083	1, 129	1, 127	1, 122
	新 潟	1,001	1,007	1, 024	1, 061	1, 107	1, 149	1, 146	1, 140
	和 歌 山	1,034	1, 043	1, 054	1, 086	1, 132	1, 189	1, 161	1, 176
	愛媛	988	997	1, 017	1,050	1, 099	1, 138	1, 141	1, 146
	島根	982	990	1,004	1,036	1,086	1, 133	1, 110	1, 122
	大 分	967	980	1,000	1, 038	1,088	1, 144	1, 125	1, 127
	熊本	990	1,005	1, 029	1,065	1, 117	1, 155	1, 160	1, 167
	山 形	973	974	992	1,021	1,068	1, 122	1, 109	1, 120
[	佐 賀	972	981	1,004	1,036	1,088	1, 127	1, 110	1, 120
	長 崎	961	976	991	1,027	1,081	1, 135	1, 123	1, 122
C ラ	岩 手	945	947	969	1,008	1,050	1, 116	1,094	1,083
フン	高 知	971	982	997	1,035	1, 089	1, 165	1, 115	1, 141
クク	鳥取	987	989	1,006	1,037	1,095	1, 137	1, 110	1, 129
~	秋 田	938	956	977	1,007	1,057	1, 131	1, 111	1, 105
ļ	鹿児島	955	973	993	1,031	1, 083	1, 125	1, 115	1, 126
ļ	宮崎	946	960	989	1,027	1,070	1, 113	1, 108	1, 119
ļ	青森	928	942	960	990	1,044	1, 098	1, 085	1, 089
ļ	<u></u>	1,010	1,030	1, 048	1,087	1, 142	1, 313	1, 181	1, 205
	全国	1, 082	1,092	1, 110	1, 145	1, 192	1, 230	1, 226	1, 235
L	1 0	1, 000	1,	1,110	1, 110	1, 100	1,	1,	1,200

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

<sup>(</sup>注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

<sup>2</sup> 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

<sup>3 1</sup>求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

# ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位:円)

									(単位:円)
ランク	都道府県	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
	東京	1, 157	1, 176	1, 180	1, 209	1, 241	1, 259	1, 258	1, 282
A	神 奈 川	1, 163	1, 184	1, 199	1, 231	1, 273	1, 307	1, 315	1,310
ラ	大 阪	1, 099	1, 108	1, 129	1, 163	1, 209	1, 238	1, 248	1, 259
ン	愛 知	1,070	1,079	1, 099	1, 127	1, 174	1, 203	1, 204	1, 200
ク	埼 玉	1,083	1,090	1, 112	1, 145	1, 191	1, 225	1, 228	1, 222
	千 葉	1,097	1, 106	1, 123	1, 151	1, 196	1, 228	1, 234	1,237
	兵 庫	1,071	1,086	1, 100	1, 130	1, 171	1, 206	1, 200	1, 214
	京 都	1,057	1,069	1,080	1, 113	1, 166	1, 199	1, 198	1, 202
	茨 城	1,003	1,017	1, 034	1,070	1, 119	1, 169	1, 160	1, 163
	静  岡	1,034	1,043	1,064	1,096	1, 143	1, 194	1, 179	1, 176
Ī	富山	983	996	1,011	1,043	1,088	1, 129	1, 120	1, 112
	広 島	987	993	1,011	1, 049	1,095	1, 137	1, 136	1, 140
	滋賀	1,024	1,028	1, 047	1,076	1, 125	1, 181	1, 189	1, 178
Ī	栃木	1,011	1,017	1, 034	1,066	1, 114	1, 142	1, 143	1, 151
	群馬	990	995	1,013	1,041	1,079	1, 115	1, 118	1, 116
	宮 城	974	982	1,000	1,034	1,081	1, 127	1, 108	1, 126
	山梨	983	987	1,012	1,043	1,089	1, 136	1, 120	1, 128
	三 重	1,013	1,017	1, 043	1,072	1, 120	1, 162	1, 153	1, 171
В	 石 川	970	970	991	1,023	1,069	1, 116	1, 105	1, 108
ラ	福岡	973	1,001	1,018	1,053	1, 100	1, 144	1, 127	1, 147
ン	香川	968	974	989	1,019	1,067	1, 116	1, 111	1,095
ク	岡山	968	975	996	1,022	1,072	1, 107	1, 101	1, 103
	福井	955	963	984	1,021	1,065	1, 105	1, 094	1, 108
	奈 良	1,015	1,030	1, 044	1,078	1, 123	1, 151	1, 165	1, 154
	ЩП	958	964	989	1,024	1,074	1, 131	1, 100	1, 103
Ī	長 野	971	976	998	1,030	1,074	1, 113	1, 115	1, 116
Ī	北海道	969	982	1,007	1,043	1,094	1, 143	1, 129	1, 130
ŀ	岐阜	988	996	1, 017	1, 045	1, 092	1, 129	1, 139	1, 137
ŀ	徳島	970	982	997	1, 029	1, 068	1, 122	1, 120	1, 126
ŀ	福島	950	944	964	995	1, 037	1, 087	1, 081	1,072
ŀ	新潟	954	960	977	1, 012	1, 058	1, 104	1, 093	1,088
İ	和歌山	977	986	1, 002	1, 033	1,079	1, 131	1, 107	1, 124
İ	愛媛	936	945	969	1,001	1, 048	1, 087	1, 091	1,091
	島根	932	942	958	988	1,038	1, 083	1,065	1,077
	大 分	924	934	957	994	1,042	1, 097	1,078	1,079
ļ	熊本	935	949	975	1,009	1, 058	1, 100	1, 103	1, 106
ļ	山形	923	928	948	974	1,022	1, 074	1, 063	1,077
ŀ	佐賀	925	936	958	989	1, 039	1, 084	1, 068	1,075
_	長 崎	917	934	951	985	1, 037	1, 088	1, 078	1,077
C		901	906	928	963	1,007	1, 073	1,052	1,042
ラ	高 知	930	942	958	995	1, 044	1, 112	1,070	1,091
ンク	鳥取	935	941	961	993	1, 049	1, 090	1,072	1,087
<i>"</i>	秋 田	900	917	941	968	1,018	1, 088	1, 072	1,062
ŀ	鹿児島	909	925	948	984	1,032	1, 075	1, 063	1,075
ŀ	宮崎	902	916	946	982	1,026	1, 067	1, 063	1,070
ŀ	青森	893	906	927	956	1,007	1, 062	1, 047	1,051
ŀ		957	973	994	1, 029	1, 084	1, 257	1, 127	1, 136
-		1, 025	1, 035	1, 054	1, 023	1, 136	1, 175	1, 171	1, 177
L	土 凶	1,040	1,000	1,004	1,000	1, 100	1, 110	1, 1/1	1,111

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

<sup>(</sup>注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

<sup>2</sup> 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

<sup>3 1</sup>求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間 常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)

(単位:時間)

	10H 134 11					総実労	·働時間									所定外第	労働時間			(1 124	. 时间)
ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	東		143. 2	143. 0	141. 1	138. 1	134. 5	137. 6	138. 4	139. 9	139. 6	12. 0	11.4	11.3	10. 9	11. 4	10. 3	11. 2	11. 7	11.7	11.6
Α	神奈」	139.7	139. 5	138.6	135. 2	133. 6	128. 7	129. 4	129. 3	130. 2	129. 8	11.8	11. 5	11. 1	10. 9	11. 4	9. 4	9.8	9. 7	10. 5	10. 5
ラ		x 142.0	141. 6	141.0	139. 3	136. 4	131. 6	133. 0	132. 9	133. 1	135. 2	10. 5	10.6	10.8	10. 2	10. 0	8. 5	8.7	9. 0	8. 9	9. 3
シ	爱知	-	144. 6	144. 2	144. 0	140. 9	137. 5	138. 1	137. 3	138. 5	135. 4	13. 7	13. 3	13. 2	13. 5	13. 1	11. 3	11. 7	11. 7	11. 7	11. 0
ク	埼		136. 8	137. 1	136. 7	131. 9	129. 0	130. 5	130. 1	130. 1	131. 1	10.6	10. 2	10.6	10. 4	10. 0	8. 6	9. 9	9. 9	9. 2	9. 1
	千 芽		139. 8	139.0	136. 1	134. 8	131. 0	128. 5	127. 7	130. 5	130. 5	11. 0	10. 9	10.9	10. 3	10. 1	8. 7	8. 4	9. 0	9. 4	9. 5
	兵 厘		136. 7	136.0	136. 4	134. 1	129. 6	129. 5	131. 1	131.6	129.8	10. 5	9.9	9.8	10. 5	10. 2	8. 7	9.0	9. 2	9. 3	9. 2
	京		138. 2	138. 4	135. 3	130.6	123.6	124. 1	127. 5	126.8	128. 4	10.4	10. 1	10.9	9. 7	8. 4	7. 6	8.3	9.8	9. 1	9.6
	茨切		146. 9	147.5	145. 7	141. 7	140. 3	142.0	140. 3	139. 2	139. 9	11.8	11. 4	12.8	12. 7	11. 4	10.8	10.5	10.8	10. 1	11.0
	静	148.6	147. 6	146.6	144. 3	142. 4	137. 5	138. 5	138. 6	140.5	141.6	12. 2	11.9	12.0	11. 2	11. 1	9. 3	9.4	10. 3	10.9	11.4
	富」	-	151.8	151.3	148. 7	144. 9	140.3	140. 1	139. 4	141. 2	142. 9	11. 2	10. 9	11.1	10. 7	10.0	8. 1	8.3	8. 5	8. 7	9. 3
	広 !		148. 9	148.5	146. 4	144. 3	139. 3	140. 2	139. 6	137.5	138. 1	12. 1	12. 4	12. 4	12. 1	11. 9	10. 1	11.0	10. 9	10.7	10. 2
	滋	₹ 142.4	143.0	144. 4	141.1	138. 9	132.0	130. 4	131. 9	130. 3	131.0	10.6	10.5	12. 2	12. 2	12. 3	9. 2	9.5	10.8	9. 9	9.5
	栃った	-	149.3	147.8	144. 9	142. 2	141.0	141.8	142. 7	140. 1	139. 4	11.9	12. 3	12.5	10. 9	11. 0	9. 6	10.3	11. 4	10.8	10. 3
	群		148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142. 1	142.3	144. 5	141. 4	11.3	11. 2	11.4	11. 7	11.5	9. 7	10.5	11. 3	11.7	10.3
	宮切	丸 149.7	149.0	143. 4	146. 1	144.7	140.9	144. 3	141.8	140.5	141. 2	11.7	11. 1	9.7	10.2	10.2	8. 9	9.5	9. 7	9.4	10.0
	山		145. 7	145. 1	144. 0	142. 5	136. 2	140. 3	139. 0	137.4	134. 8	10.3	10. 1	10.8	11. 2	10.8	8. 7	10.9	11. 4	11.0	9.8
	三重	146.3	145. 7	146. 1	143. 2	140.6	137.7	138. 5	137. 5	136.7	136.8	12. 2	11.9	12.9	12. 2	12.0	10. 4	11.3	11. 3	10.0	10.2
В	石 丿	151.1	150. 5	151.7	148.0	144.6	139. 1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11. 1	11.8	10.4	9. 9	7.8	8.3	9.3	9.6	9. 1
ラ	福	147.9	149. 2	148.1	142.3	138.8	136. 0	137. 2	136. 4	136. 1	136. 3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9. 0	9.0	9. 4	8.6	9.3
ン	香 丿	147.5	148. 7	148.0	146. 5	143.9	139. 4	142. 4	139. 3	139.8	141. 4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6
ク	畄 上	150.2	151.0	150.1	147. 2	142.5	138. 5	139. 7	139. 1	141.0	142.6	11.6	12. 5	12. 1	11.8	10.9	9. 3	10.2	10.5	10.4	10.5
	福力	‡ 153. 0	148. 1	148.4	150.6	148.7	142.7	144. 3	141. 2	139.0	138. 7	11.2	10.4	10.5	11. 2	10.0	8. 4	9.6	9.9	8.9	9. 1
	奈 身	134.4	134. 5	136. 2	131. 1	127.6	126. 3	121.6	126. 7	124. 1	125.3	7.3	7. 5	7.7	6. 9	7. 2	6. 5	5.7	7. 1	6.7	6.6
	Д Г	146.8	146. 9	147.1	146. 4	142. 2	138. 2	140.0	139. 7	137.3	136. 5	11.3	11. 1	11.3	11.0	10.5	9. 3	9.8	10.2	9.0	8.7
	長 野	₹ 149.1	150.0	148.5	146.8	142. 1	140.3	141.8	140. 1	140.3	139. 4	10.3	10.2	10.5	10.6	9. 2	8. 0	9.6	9.9	10.1	8.9
	北海i	147.3	148. 1	147.0	144.8	141. 2	135.8	138.5	137.6	137. 9	138. 3	9.8	10.1	10.0	9. 7	9.6	8. 7	9.0	9.0	9.0	9.0
	岐	上 147.4	141.8	143. 2	141.5	142.9	136. 4	135.6	137.5	135. 7	136. 2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9. 1	9.6	9.6	9. 2	9.5
	徳	島 151.4	151. 2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139. 4	138. 3	141.5	10.6	10.4	10.1	11. 1	9. 1	7. 9	9.2	9. 1	8.4	8.9
	福島	島 157.3	154.6	153.4	152.4	147. 9	144. 7	145.6	145. 7	144. 9	142.8	13.0	11.9	11.6	11. 9	11. 1	9. 4	10.2	11. 2	10.5	9.0
	新	易 151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6
	和歌」	148.6	145. 9	145.6	141.4	138. 5	134.6	139.8	138. 1	139.8	137. 9	11.9	10.8	10.5	10.6	9. 2	8. 6	9.4	10.3	11.5	9. 1
	愛	爰 150.6	151.1	149. 2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142. 2	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8. 7	9.4	9.9	9.6	10.3
	島	艮 149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144. 2	142.0	141.0	138.6	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9. 1	8.8	8.2
	大 タ	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142. 1	140.5	139. 9	141.1	138.7	9.1	9. 1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7
	熊		146. 9	147.9	145. 9	144. 1	141. 2	141.7	139. 5	141.7	141.0	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9. 1	9.4	9.4	9.6	9.2
	山 刑	多 153.7	153. 2	153. 2	151.8	148.6	143. 9	148. 1	150.0	146. 9	146. 7	10.8	10.5	10.7	10. 2	9.3	8. 5	9.8	10.9	10.1	10.1
	佐 貧	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	10.7	10.7	10.7	12. 1	11.0	9.3	9.0	8. 1	8.7	8.6
C	長 🏴	*	152. 1	152. 1	148. 2	146.6	141.9	141.4	140.6	139. 7	139. 4	10.2	10.0	10.1	9. 9	10. 1	9. 7	9.4	9.0	9. 2	8. 7
C ラ	岩 =	£ 155.9	154. 5	154.9	153. 4	151.0	148. 2	146.8	145. 7	145. 2	144. 1	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9. 7	9.5	9.8	9. 5	8.8
シ	高 知	151.6	148. 2	149.1	146. 3	141.1	140.6	137.5	137. 4	135. 2	136.6	10.1	10.1	10.0	8. 9	9. 1	8. 3	7.0	6. 7	7. 2	7.7
ク	鳥 耳	प्रे 152. 7	151.3	152.4	150.3	145. 1	141. 4	142.6	142. 2	139.0	139. 3	8.8	8. 7	8.8	9. 7	9. 5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6
	秋 目		151.1	153.8	154. 2	149.0	145.4	146. 9	144. 7	144.6	143. 2	8.3	8. 2	8.9	9.6	8. 5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3
	鹿児島	号 148.0	149.8	148.0	146.0	144. 9	141.9	139. 9	136.6	138.5	141.9	9.4	10.1	10.2	9.3	8. 9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3
	宮	•	150.9	148.7	147.7	144.0	142. 9	143.5	143. 3	140.3	139.0	10.6	10.0	10.3	9.0	8. 9	8. 4	8.5	9.4	9.3	8.5
	青 系		152.5	155.5	153. 9	150.0	147. 4	148.3	145. 2	146.1	147. 1	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9. 4	9.0	8.9	7.9	8.6
	沖 糸	_	149.3	148.8	144. 7	142.9	137.7	139. 9	140.5	138.3	136. 7	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1
次料. 中部		KI NA FA	出兴练到	The Late I																	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」 (注) 事業所規模5人以上の数値である。

#### 5 消費者物価指数等の推移

#### (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位:%)

															(	単位:%)
ランク	都道府県	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			2025年		
127	印旭川州	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1月	2月	3月	4月	5月
	東京	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3. 0	3. 9	2. 7	4. 0	3. 3	3. 4	4.0	3.9
Α	神奈川	1. 1	△ 0.2	0.3	1. 2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2. 9	3. 9	3. 5	4. 7	4. 1	4. 1	3. 7	3. 9
ラ	大 阪	1. 2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2. 9	3. 9	3. 2	4.8	4. 2	4. 4	4. 5	4. 2
シ	愛 知	1. 2	△ 0.3	0.4	1. 1	0. 1	△ 0.1	△ 0.4	3. 2	3. 7	3. 2	5. 1	4. 5	4. 3	3. 9	4. 2
ク	埼 玉	1. 0	△ 0.4	0. 4	1. 1	0. 7	△ 0.3	△ 0.6	3. 1	3. 6	3. 0	4. 4	3. 9	3. 9	3. 6	3. 6
	千 葉	1. 4	0.3	0.6	1. 0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4. 2	2. 7	4. 2	3. 9	3. 8	3. 4	3. 5
	兵 庫	1. 2	0.3	0. 2	0. 9	0.7	0.8	△ 0.7	2. 5	3. 9	3. 3	4. 8	4. 4	4. 0	4. 0	4. 3
	京都	1. 0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0. 1	3. 0	3. 7	3. 3	5. 1	4. 6	4. 4	4. 3	4. 0
	茨城	1. 0	△ 0.4	0.7	1. 3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2. 8	3. 8	2. 7	4. 8	4. 9	4. 5	4. 1	4. 3
	静岡	1. 2	△ 0.3	0.6	1. 2	0.3	0.0	△ 0.2	3. 1	3. 7	3. 2	5. 0	4. 5	4. 2	3. 7	3. 7
	富山	1. 2	0.0	1.1	1. 3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2. 9	4. 2	3. 2	4. 3	4. 0	4. 3	3. 9	3. 9
	広島	1. 2	0.0	0.3	0.9	0.0	0. 2	△ 0. 5	2. 9	3. 6	3. 1	4. 5	4. 0	4. 5	4. 7	4. 2
		1. 8	0.0	0. 8	1.0	0. 1	△ 0. 4	$\triangle$ 0.4 $\triangle$ 0.7		3. 1	3. 1	4. 1	3. 7	3. 5	3. 3	3. 4
									2.3							
	板 木	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3. 7	3. 2	4. 7	4. 2	4. 1	4.0	3.3
	群馬	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4. 3	2.9	4. 3	4. 3	4. 2	3.7	3.4
	宮城	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4. 4	3.6	5. 0	4. 4	4. 4	4. 3	4. 1
	山梨	1.0	△ 0.5	0.5	1. 7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3. 0	3.8	3. 1	5. 0	4. 2	4. 4	4. 0	4.0
	三重	1.0	△ 0.4	0.4	1. 3	0. 2	△ 0.1	△ 0.3	3. 0	3. 4	3. 0	4. 2	4. 3	4. 2	3. 6	3. 5
В	石 川	1.0	△ 0.3	0.6	1. 2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2. 3	3. 9	3. 6	4. 4	4.6	4.6	4. 4	3. 9
ラ	福岡	2. 1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2. 2	3. 7	3. 4	4.8	4. 3	4. 3	4. 0	4. 3
ンク	香川	1. 1	0.3	0.5	1. 3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2. 4	3. 4	3. 4	4. 4	4. 1	3. 8	4. 0	3. 0
2	岡山	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3. 5	2. 6	4. 7	4. 3	4. 4	4. 3	4.0
	福井	1. 1	0.3	0.5	1. 3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3. 0	5. 5	4. 7	4. 9	4. 3	3. 7
	奈 良	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2. 9	3. 9	4. 0	5. 2	4. 6	4. 4	3.6	3. 3
	山口	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3. 1	3. 6	3. 1	4. 8	4. 2	4. 7	3. 9	3. 7
	長 野	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1. 1	0.3	0.0	3. 7	4. 2	3. 4	4.8	4.0	4. 2	3. 9	3. 5
	北 海 道	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3. 5	4. 3	3. 3	4.3	3. 9	4. 2	4.3	4. 1
	岐阜	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2. 9	3.8	3. 6	5. 6	5. 0	4.8	4. 3	4.8
	徳島	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3. 3	3. 4	4.5	4. 1	3. 9	3.6	3.6
	福 島	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3. 2	3. 9	3. 0	4. 2	4.0	4. 1	3.6	3. 7
	新 潟	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3. 1	5.0	4. 9	4.6	4.5	4.3
	和歌山	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2. 2	3. 1	2.8	4. 1	4. 2	4. 5	4.5	4.2
	愛 媛	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3. 5	4. 1	4.0	4.3	3.6	3. 4
	島根	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3. 0	4. 5	4. 3	4.0	3.6	3.1
	大 分	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2. 1	3. 3	3. 2	4.6	4. 1	4. 1	4.0	3.8
	熊本	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3. 7	3. 3	5. 1	4.6	4.6	3. 9	3. 7
	山 形	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2. 7	3.8	3. 9	5. 2	4.5	4.3	4.0	3. 7
	佐 賀	1. 1	0.3	0.5	1.4	0.5	0. 2	△ 0.8	2. 7	4.0	3. 5	4. 7	4. 6	4. 7	4.8	5. 0
	長 崎	1. 3	0. 2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3. 7	3. 5	5. 4	4. 6	4. 6	4.6	4. 4
C	岩 手	0. 5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0. 2	2.8	4. 5	3. 4	4. 3	3. 9	4. 1	3.8	3. 7
ラン	高 知	1. 3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2. 2	4. 0	3. 5	5. 1	4. 3	4. 6	4. 4	4. 2
ク	鳥 取	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2. 9	4. 0	3. 0	4.0	4. 2	4. 0	3.8	3. 5
	秋 田	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4. 0	4. 0	3. 3	4.8	4. 5	3.8	3. 4	3. 3
	鹿児島	1.4	0.1	0.5	0.8	0. 2	0.2	△ 0.4	2. 1	3. 1	3. 5	6. 2	5. 1	4. 9	4. 7	4. 4
	宮崎	1. 1	0.3	0. 9	0.6	0. 4	0.0	△ 0.5	2.6	3. 6	3. 6	5. 2	5. 0	4. 7	4. 4	4. 3
	青 森	0. 2	△ 0.6	1. 3	1. 6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4. 0	3. 9	3. 2	4. 9	4. 5	4. 3	4. 1	4. 1
	沖縄	0.8	0.3	0. 5	1. 3	0. 4	△ 0.7	0.0	3. 2	4. 3	3. 8	5. 6	5. 1	5. 0	4. 4	4. 0
次业山市		*************************************					1									

資料出所 総務省「消費者物価指数」

<sup>(</sup>注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

<sup>2</sup> 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

### (2) 消費者物価地域差指数の推移①(都道府県庁所在都市)

	47 Y 17 18				消費者物	勿価地域差指	数(全国平均	J=100)			
ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東京	104. 3	105. 2	105. 1	105. 1	105. 4	106. 0	105. 3	105. 5	105. 4	104. 9
Α	神奈川	103. 9	104. 9	104. 8	105. 1	104. 7	103. 7	103.6	103. 7	103.7	104. 0
ラ	大 阪	101. 0	100. 7	100. 2	99. 9	99. 7	100. 7	100.7	100.3	100.0	99. 4
ン	愛 知	99. 7	99. 4	99. 0	98. 9	98. 5	98. 5	98. 9	99. 2	99. 2	99. 1
ク	埼 玉	103. 2	103. 1	102.8	102.8	102. 7	101. 6	101.1	101. 4	101.3	101.3
	千 葉	100. 2	100.7	100.8	101.1	101.3	101. 1	100.6	100.7	101.1	100.9
	兵 庫	101.6	101.5	101. 2	101.2	100.9	100.3	99. 9	99. 4	99.0	99. 1
	京 都	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101. 6	101.1	100.8	100.7	101. 2
	茨 城	99. 2	98. 4	98. 6	98.6	98. 7	98. 3	98.6	98. 9	99. 0	98. 4
	静 岡	99.3	99. 1	99. 2	99. 2	99. 7	99. 9	99. 9	100.0	100.1	99. 9
	富山	98. 7	98.8	99. 2	99. 5	98. 9	99. 0	99. 0	98. 6	98.8	98. 9
	広 島	99. 3	99. 0	99. 2	98. 9	98. 9	98. 7	98.8	98. 9	99. 0	99. 0
	滋賀	100.7	100. 4	101. 0	100.4	100.5	100.0	100. 4	100.0	99. 5	99. 0
	栃 木	100. 4	99. 4	99. 4	99. 2	99. 1	99. 7	99. 5	99. 4	98. 5	98. 5
	群 馬	96. 6	95. 9	96. 1	96. 4	96. 7	96. 6	96. 5	96. 1	96. 5	96. 7
	宮 城	98. 5	98. 7	99. 1	99. 2	99. 9	99. 4	99. 6	99. 7	100.1	100.8
	山 梨	99. 0	98. 9	98. 9	99.4	99. 4	98. 2	98. 3	98. 9	98.6	98. 9
	重	97. 9	98. 3	98. 0	98. 2	98. 1	98. 0	98. 2	98. 5	98. 2	98. 2
В	石 川	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99. 9	99. 9	99. 4	99.8	100.3
ラ	福岡	98. 3	97. 6	97. 4	97.0	97. 5	97.8	98. 0	97.8	97. 7	98. 5
ン	香川	99. 1	98. 9	98. 9	98. 9	98. 7	98. 7	99. 3	99. 1	98. 6	99. 1
ク	岡山	98. 9	98. 5	98.8	98. 5	97. 6	97. 6	98. 0	97. 9	98. 0	97. 7
	福井	99. 4	99. 0	98. 9	99. 3	99. 4	99. 0	99. 0	98.8	98. 7	98. 9
	奈 良	96. 9	96. 0	96. 4	96. 7	97. 1	96. 7	96. 9	96. 7	96. 6	98. 3
	ЩП	99. 1	99. 0	99. 0	98. 5	99. 2	99. 9	100.3	100.5	100.3	100.5
	長 野	97. 4	97. 2	97. 1	97. 5	98. 3	98. 3	98. 0	98. 2	98. 4	98. 5
	北海道	98. 7	99. 1	99. 5	99. 6	99. 5	100. 1	100.6	100.9	101.6	101. 7
	岐阜	98. 3	98. 0	98. 3	98. 1	98. 2	98. 3	98. 1	97. 9	97.8	97. 8
	徳島	99. 3	99.8	99. 8	100. 2	100. 5	99. 9	100. 1	99. 3	98. 7	99. 2
	福島	101.5	101. 2	101. 1	100.3	100. 4	100. 4	100.6	100.7	100.6	100.6
	新 潟	99. 5	99. 3	99. 2	98. 9	98. 9	98. 7	98. 7	99. 0	98. 7	98. 2
	和歌山	99. 7	99. 9	100. 1	99.8	99. 2	99. 2	99. 1	98. 9	98. 1	97. 9
	愛媛	98. 4	98.3	98. 3	98. 0	97. 9	98. 4	98.6	98. 7	98.8	99.0
	島根	100. 7	100.5	100. 1	99.8	99. 9	99. 5	100. 2	99.8	100. 2	100. 2
	大 分	98. 4	98. 0	97. 7	98. 0	98. 4	98. 5	98. 1	97. 7	97.3	97.6
	熊本	98. 3	98.6	98. 6	98. 4	98. 4	98. 7	99.0	99.0	98.9	99.8
	山形	100. 4	100. 4	100. 4	99. 4	100.1	100. 3	100.5	100.3	100.9	101. 3
	佐 賀	96. 9	96.5	96. 5	96. 9	97. 2	98. 0	98. 0	97. 9	97.8	97. 8
С	長 崎 岩 手	102. 0	101.8	101. 7	101. 2	100.8	100. 3	99. 9	99. 9	99. 7	100.0
ラ		99. 3 99. 2	99. 0	99. 4	99. 4 99. 2	99. 2	99. 0 99. 3	99.5	99. 1	99.7	99. 8 99. 9
ン			99. 2	99. 5 98. 1		99. 8 98. 2	99. 3 97. 6	100. 1 97. 8	99. 5	100.0	99. 9
ク	<u>鳥</u> 取 秋 田	97. 9 98. 2	98. 0 97. 7	98. 1	98. 3 98. 2	98. 2			97. 9	98. 3 99. 1	98. 2
	秋    田 鹿 児 島	98. 2 97. 5		98. 1	98. 2	98. 2	98. 1 97. 4	98. 6 97. 6	99. 1	99. 1	99. 2 96. 5
	宮 崎	97. 5	96. 6 96. 9	97. 3	96.8	97. 3	97. 4	96.9	96. 8 96. 9	96. 1	96. 5
	青森	97. 3	98. 9	98.4	98.6	98. 5	96. 7	96. 9	98. 1	98.3	98. 2
	<u>育                                    </u>	99. 0	98. 9	98. 4	98.6	98. 5	97. 9	97.8	100. 0	98. 3 100. 5	98. 5 100. 7
次业山武			(##、生信)	98. 9	99. 4	99. b	99. 1	99.0	100.0	100.5	100.7

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」

<sup>(</sup>注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

<sup>2</sup> 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

#### (2) 消費者物価地域差指数の推移②(都道府県下全域)

					消費者物	物価地域差指:	数(全国平均	J=100)			
ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東京	104. 0	104. 4	104. 4	104. 4	104. 7	105. 2	104. 5	104. 7	104. 5	104. 0
Α	神奈川	103. 5	104. 3	104. 2	104. 3	104. 0	103. 2	103. 0	103. 1	103. 1	103. 3
ラ	大 阪	100.3	100.0	100.0	99.8	99. 7	99. 8	99.8	99. 4	99. 3	99. 3
ン	愛 知	98. 4	98. 2	98. 0	98. 0	97.6	97. 6	98. 0	98. 4	98. 5	98. 1
ク	埼 玉	101. 7	101.5	101. 2	101. 1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3
	千 葉	99. 8	100.0	100. 2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101. 2
	兵 庫	101. 1	100.8	100.3	100.3	100.3	99. 6	99. 7	99. 4	99. 1	99. 2
	京 都	100.6	100.8	100. 7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101. 1
	茨 城	98. 1	97. 6	97. 9	97. 9	98. 1	97. 7	97.8	98. 2	98. 0	97. 5
	静 岡	98. 1	97. 9	98. 3	98.5	98. 5	98. 3	98. 4	98.4	98.5	98. 3
	富山	98. 4	98. 5	99. 0	99. 1	98. 6	98. 7	98.8	98. 6	98.8	98. 6
	広 島	99. 2	99. 1	99. 1	98.9	99. 0	98. 7	98. 7	98. 7	98.8	98. 7
	滋賀	99. 9	99. 5	100.0	99. 4	99. 5	99. 3	100.0	99. 6	99. 3	98.6
	栃木	99.0	98. 4	98. 4	98. 2	98. 2	98. 3	98. 1	98. 3	97.6	97.6
	群馬	96. 4	95. 9	96. 2	96. 3	96. 6	96. 7	96. 6	96. 2	96. 4	96. 2
	宮城	98. 1	98. 4	98. 7	98.8	99. 3	99. 3	99. 4	99. 5	99. 9	100.6
	山 梨	98. 5	98. 3	98. 2	98. 7	98. 7	97. 5	97. 7	98. 1	97.8	97. 7
	三重	98. 3	98. 5	98. 6	98.6	98. 7	98. 8	99. 3	99. 3	99. 1	98. 7
В	石 川	100.6	100.4	100. 4	100.3	100. 2	100. 2	100.1	99. 4	99. 4	99. 5
ラ	福岡	97. 7	97. 0	96. 8	96. 6	96.8	97. 4	97. 5	97. 3	97. 1	98.0
ンク	香川	98. 5	98. 5	98. 3	98. 4	98. 3	98. 2	98. 5	98. 2	97.8	98. 6
2	岡山	98. 4	98. 0	98. 4	98. 3	97.6	97. 5	97.8	97.8	98. 1	97. 7
	福井	99. 7	99. 3	99. 3	99.4	99. 3	99. 4	99.5	99. 4	99. 1	99. 3
	奈 良	97. 3	96.6	96.8	97. 1	97. 5	97. 3	97. 3	97. 0	97. 1	98. 1
	山口口	98. 8	99. 1	98. 9	98. 5	98. 7	99. 4	100.0	99. 9	99. 7	99. 9
	長野	97. 3	96. 9	96.8	97. 1	97. 7	97. 7	97. 4	97. 5	97. 9	97. 9
	北海道岐阜	99. 2	99. 2 96. 8	99. 8 97. 2	99. 8 97. 4	99. 9 97. 3	100. 3 97. 4	100. 8 97. 3	101. 1 97. 2	101. 7	101. 9
	徳島	97. 0 98. 8	96. 8	97. 2	97.4	100.1	97. 4	97. 3	97. 2	97. 2 98. 8	97. 1 99. 3
	福島	100. 1	99. 8	99. 4	99. 6	99. 6	99. 6	99. 8	99. 2	99.3	99. 3
	新潟	99. 1	99. 8	99. 9	99. 4	99. 6	99. 4	99. 4	99. 3	99. 3	98.0
	和歌山	99. 9	100. 0	100. 0	99.6	99. 2	99. 4	99. 4	99. 2	98. 6	98. 2
	愛媛	98. 4	98. 6	98. 5	98. 1	97. 9	97. 9	98. 2	98. 1	98. 4	98. 6
	島根	100. 1	99. 9	99. 7	99.3	99. 5	99. 5	99. 9	99. 6	100.1	100. 0
	大 分	97. 4	97. 1	97. 0	97. 3	97. 7	97. 9	97. 8	97. 4	97. 0	97. 4
	熊本	98. 2	98. 6	98. 6	98. 6	98. 8	98. 7	99. 0	98. 9	98. 9	99. 4
	山形	100. 8	100. 7	101. 0	100.0	100. 2	100. 5	100.8	100. 7	101. 2	101. 4
	佐賀	97. 2	96. 8	96. 7	97. 2	97. 5	98. 2	98. 2	97. 9	97. 5	97. 7
	長崎	100. 4	100. 2	100. 1	99. 9	99.8	99. 5	99. 2	99. 1	98.8	99. 3
C	岩手	99. 0	98. 5	98. 9	99. 1	99. 1	99. 0	99. 4	99. 1	99. 7	100.0
ラン	高知	99. 2	99. 2	99. 5	99. 2	99.8	99. 2	99. 9	99. 4	100.0	100.0
クク	鳥 取	98. 5	98. 7	98.8	98.8	98.6	98. 2	98. 3	98. 2	98.8	98. 9
	秋 田	98. 5	98. 1	98. 4	98.3	98. 4	97. 9	98. 4	98. 7	98.9	99. 2
	鹿児島	96. 7	96. 1	96. 4	96. 1	96. 3	97. 2	97. 2	96. 6	95. 9	96. 4
	宮崎	96. 4	96. 1	96. 4	96.0	96. 0	95. 9	96. 2	96. 1	96. 1	97.0
	青 森	98. 9	98.8	98. 3	98. 6	98. 4	98. 1	97. 9	98. 3	98.6	98. 5
	沖 縄	98. 0	98. 3	98. 3	98. 5	98. 4	98. 0	98. 5	99. 0	99. 6	100.2

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」

<sup>(</sup>注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移 (1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯)

122			$\Box$	
(単	11	•	ш 1	
( +	1/-		1 1/	

				消費支	出額					等価消費	・支出額		<u> </u>
	•	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	東京	276, 514	262, 047	277, 592	277, 332	279, 319	280, 260	189, 464	179, 552	188, 009	192, 295	189,614	195, 742
Α	神奈川	259, 694	252, 266	232, 059	246, 388	263, 825	272, 943	176, 292	168, 177	161, 292	170, 839	181, 625	186, 580
ラ	大 阪	228, 779	203, 959	196, 663	211, 308	222, 395	232, 032	156, 757	139, 424	137, 692	151, 321	154, 950	157, 152
ン	愛知	243, 795	236, 692	221, 606	249, 640	254, 012	252, 735	164, 741	156, 070	151, 487	169, 859	172, 435	167, 746
ク	埼 玉	269, 795	257, 407	238, 081	249, 555	255, 697	273, 497	192, 711	178, 910	167, 929	182, 007	186, 486	196, 867
	千 葉	226, 781	220, 121	216, 715	225, 587	208, 876	229,018	168, 565	164, 069	164, 765	176, 693	165, 131	173, 618
	兵 庫	225, 195	195, 776	241, 334	244, 944	221, 983	218, 241	153, 582	139, 840	171, 077	169, 431	161, 898	159, 594
	京 都	226, 956	217, 123	229, 655	244, 352	247, 571	250, 958	154, 068	145, 396	151, 760	168, 619	177, 289	183, 519
	茨 城	258, 527	249, 114	252, 168	240, 726	261, 988	270,029	169,004	167, 194	171, 579	167, 316	178, 260	184, 588
	静岡	224, 760	217, 225	221,676	217, 550	232, 366	243, 591	154, 366	154, 375	152, 248	155, 791	169, 470	172, 245
	富山	257, 579	262, 443	265, 734	264, 279	264, 541	286, 405	167, 670	166, 316	171, 174	170, 948	177, 150	183, 352
	広 島	239, 054	235, 660	221, 238	228, 948	240, 977	235, 142	160, 805	159, 609	149, 841	155, 063	170, 396	164, 230
	滋賀	260, 842	259, 834	262, 346	277, 837	250, 989	261,720	166, 307	163, 356	180, 180	188, 608	174, 030	183, 241
	栃木	271, 032	257, 320	258, 105	260, 323	280, 396	284, 819	171, 416	159, 583	168, 729	168, 038	180, 995	188, 626
	群馬	220, 919	244, 909	246, 285	257, 081	252, 685	258, 233	148, 944	162, 911	162, 396	172, 931	169, 210	170, 645
	宮城	212, 499	195, 700	204, 233	202, 684	223, 996	234, 560	149, 514	139, 078	147, 778	149, 421	163, 366	176, 806
	山 梨	241, 745	200, 504	192, 344	236, 719	223, 439	242, 950	169, 255	144, 326	142, 575	168, 655	157, 211	172, 657
_	三重	262, 717	236, 638	244, 592	232, 109	281, 715	243, 206	171, 743	155, 696	161, 985	153, 048	182, 609	162, 499
В	石 川	285, 851	254, 653	257, 606	265, 122	265, 079	262, 394	181, 883	162, 361	161, 319	165, 379	165, 352	169, 023
ラ	福岡	222, 768	241, 256	230, 718	231, 705	245, 679	233, 333	156, 739	166, 482	155, 550	157, 292	172, 859	161, 787
ン	香 川	266, 327	237, 873	226, 112	239, 155	232, 989	248, 910	172, 634	152, 283	150, 076	162, 349	163, 125	168, 198
ク	岡山	238, 047	205, 392	206, 621	237, 183	249, 763	264, 115	167, 489	144, 157	143, 266	166, 061	173, 179	184, 917
-	福井	235, 460	208, 259	222, 110	219, 015	234, 708	245, 958	154, 921	139, 774	149, 070	147, 325	157, 882	167, 742
-	奈 良	280, 514	266, 620	264, 018	253, 130	262, 528	271, 052	185, 369	176, 187	176, 404	171, 049	176, 197	179, 509
-	ЩП	234, 208	204, 766	214, 792	252, 464	215, 452	229, 133	164, 382	147, 394	151, 881	184, 128	155, 489	169, 380
	長野	282, 190	232, 057	251, 065	235, 092	262, 284	268, 343	180, 654	153, 348	168, 126	158, 140	178, 876	178, 499
-	北海道	235, 836	239, 078	218, 534	217, 347	244, 480	234, 854	160, 466	166, 979	153, 004	155, 645	169, 110	166, 067
-	岐阜	256, 803	260, 046	256, 353	261, 480	269, 015	245, 523	165, 079	165, 463	163, 445	169, 492	179, 343	159, 149
-	徳島	220, 490	233, 981	227, 113	234, 076	253, 435	234, 728	151, 792	159, 574	159, 011	161, 145	180, 108	160, 083
-	福島	249, 189	223, 135	266, 672	248, 991	261, 274	248, 721	159, 527	148, 427	173, 958	161, 397	185, 212	170, 421
-	新潟	227, 906 204, 221	225, 955	224, 096	237, 714	241, 794	218, 285	148, 987	152, 339	157, 285	161,000	166, 065	154, 738 159, 675
-	和歌山		194, 712	187, 273	225, 787 220, 403	225, 446 200, 072	231, 942 231, 961	144, 046	132, 179 131, 922	124, 572 141, 077	149, 860	150, 970	
-	<u>愛媛</u> 島根	223, 357 225, 078	212, 308 222, 590	222, 616 207, 750	218, 660	225, 273	247, 231	142, 698 162, 015	151, 922	151, 922	143, 167 156, 186	130, 236 161, 321	149, 730 180, 793
	大 分	208, 701	231, 051	233, 686	227, 246	252, 847	241, 231	162, 015	153, 017	151, 922	150, 180	180, 146	163, 121
	熊本	220, 261	227, 359	213, 032	205, 418	215, 310	229, 100	153, 092	161, 577	159, 003	151, 436	153, 793	170, 761
	山形	230, 428	236, 045	254, 178	218, 569	235, 685	254, 785	153, 092	154, 971	168, 704	148, 374	161, 489	173, 762
-	佐賀	247, 280	198, 835	214, 267	187, 405	208, 851	210, 801	177, 537	149, 033	156, 688	146, 374	154, 387	153, 742
	長崎	238, 713	212, 528	209, 987	216, 962	225, 799	235, 153	164, 728	143, 613	143, 881	151, 904	150, 533	161, 124
C -	岩手	245, 443	212, 326	247, 962	230, 202	245, 926	268, 175	155, 856	143, 613	161, 069	151, 904	165, 803	182, 470
ラー	高 知	246, 385	223, 433	238, 316	230, 233	232, 139	240, 214	162, 461	150, 297	161, 779	159, 255	161, 348	163, 445
ン	鳥取	233, 897	206, 039	206, 360	208, 806	206, 405	235, 310	165, 390	145, 692	145, 194	151, 087	148, 574	170, 712
ク	秋 田	245, 246	211, 447	221, 509	241, 404	228, 649	237, 634	161, 710	148, 043	149, 003	159, 874	158, 922	165, 971
	鹿児島	241, 722	233, 253	256, 502	243, 020	238, 439	256, 513	160, 437	152, 809	168, 402	160, 944	162, 237	172, 160
	宮崎	207, 951	214, 248	199, 923	228, 582	229, 687	215, 172	144, 536	142, 201	146, 591	154, 110	158, 499	147, 433
	青森	209, 346	213, 278	211, 193	207, 625	212, 623	226, 112	138, 340	138, 539	145, 048	144, 659	145, 687	157, 540
	沖縄	180, 004	176, 895	195, 871	202, 555	207, 763	199, 249	125, 720	123, 851	132, 966	140, 785	146, 182	139, 845
	全国計	249, 704	233, 568	235, 120	244, 231	247, 322	250, 929	164, 650	155, 025	156, 747	163, 917	166, 744	170, 342
		公 「 会 計 調 本	200, 000	200, 120	211, 201	21,,022	200,020	101, 000	100, 020	100, 111	100,011	100, 111	1,0,012

資料出所 総務省「家計調査」

165 -43-

<sup>(</sup>注) 1. 各都道府県の教値は都道県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。 2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

#### (2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯)

(単位:円)

				消費支	出額					等価消費	支出額	\.	<u> </u>
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	東京	296, 144	271, 417	319,634	299, 562	302, 955	295, 158	199, 660	182, 575	200, 556	202, 889	195, 557	200, 830
Α	神奈川	299, 782	278, 380	248, 706	259, 721	287, 940	273, 383	189, 979	178, 581	166, 921	172, 383	190, 276	173, 598
ラ	大 阪	250, 980	228, 993	224, 200	225, 259	247, 376	254, 603	160, 019	147, 814	147, 513	154, 345	163, 829	162, 993
ン	愛 知	261, 840	254, 940	227, 628	251, 860	262, 325	255, 346	172, 652	164, 563	153, 119	170, 581	176, 459	165, 170
ク	埼 玉	294, 867	336, 541	269, 050	284, 894	275, 676	337, 033	196, 578	206, 347	179, 767	200, 451	190, 235	218, 926
	千 葉	246, 163	239, 398	237, 123	253, 996	241, 371	291, 846	171, 510	170, 133	166, 839	186, 742	178, 427	197, 211
	兵 庫	255, 452	209, 510	270, 524	249, 137	233, 980	234, 079	163, 873	139, 673	180, 349	155, 711	165, 864	165, 519
	京 都	256, 162	257, 160	296, 999	259, 533	341, 844	263, 534	156, 476	154, 234	171, 472	161, 892	210, 390	185, 883
	茨 城	283, 640	271, 934	283, 178	280, 446	295, 271	303, 931	172, 618	174, 088	182, 411	183, 726	183, 119	195, 374
	静岡	279, 559	250, 251	262, 488	272, 026	250, 593	265, 288	165, 018	163, 594	166, 345	173, 791	175, 450	176, 467
	富山	277, 671	275, 334	295, 152	295, 180	286, 790	325, 963	171, 219	167, 253	178, 308	175, 777	182, 851	192, 746
	広 島	259, 187	244, 926	219, 205	239, 638	246, 310	242, 778	163, 924	158, 429	142, 690	159, 759	167, 593	161, 852
	滋賀	300, 600	273, 248	273, 492	302, 772	265, 738	268, 342	166, 743	158, 288	182, 328	191, 490	176, 377	180, 506
	栃木	302, 997	293, 971	288, 273	301, 179	324, 973	292, 499	182, 053	170, 579	181, 956	180, 311	194, 906	186, 113
	群 馬	230, 894	284, 092	268, 818	316, 056	297, 513	321, 244	152, 579	180, 036	167, 684	192, 703	182, 761	191, 298
	宮城	264, 508	233, 711	236, 531	205, 171	258, 889	269, 494	164, 996	146, 933	157, 338	146, 551	180, 377	195, 511
	山梨	262, 544	203, 962	206, 804	272, 458	265, 863	314, 447	178, 639	144, 223	152, 045	184, 957	174, 925	196, 914
_	三重	295, 768	250, 458	285, 063	268, 983	330, 179	276, 591	179, 007	152, 142	173, 163	163, 095	196, 968	166, 187
$\bar{\mathbf{B}}$	石 川	288, 076	265, 855	270, 008	297, 533	307, 423	277, 579	179, 348	163, 006	162, 232	164, 788	177, 491	168, 929
ラ	福岡	236, 958	251, 736	250, 987	243, 864	261, 880	242, 776	159, 757	163, 866	159, 057	157, 414	179, 017	157, 700
ン	香川	304, 012	267, 055	265, 346	265, 497	260, 254	274, 960	177, 303	157, 913	163, 931	172, 096	176, 672	178, 606
ク	岡山	249, 245	228, 922	239, 485	253, 776	277, 839	282, 301	173, 657	156, 488	152, 073	168, 809	172, 975	187, 370
	福井	283, 794	269, 528	272, 934	275, 708	269, 852	273, 982	171, 760	156, 660	158, 372	161, 346	163, 622	176, 122
	奈良	308, 161	314, 862	310, 093	271, 321	303, 167	317, 075	186, 850	188, 842	186, 317	171, 256	185, 884	192, 966
	山 口	281, 822	235, 539	252, 234	273, 786	251, 284	262, 012	172, 472	161, 769	168, 531	185, 431	159, 565	176, 248
	長野	309, 929	243, 745	283, 252	252, 615	287, 871	288, 705	187, 578	156, 042	182, 081	167, 666	182, 066	180, 441
	北海道	259, 400	252, 685	230, 308	241, 186	294, 841	254, 429	163, 407	171, 534	149, 287	163, 352	187, 224	170, 378
	<u>岐阜</u> 徳島	312, 901 304, 562	299, 204	329, 679 266, 998	325, 145	302, 080 283, 974	266, 531 283, 556	175, 191 179, 154	173, 909	186, 049	190, 932 171, 518	189, 542	163, 729
	福島	311, 331	256, 659 246, 354	309, 297	286, 492 284, 519	277, 321	267, 668	179, 154	162, 325 152, 489	173, 801 186, 175	171, 518	186, 038 189, 131	173, 533 172, 420
	新潟	268, 017	254, 052	258, 446	272, 085	277, 479	247, 389	159, 039	152, 469	173, 458	174, 185	171, 755	167, 553
	和歌山	228, 865	294, 393	229, 816	278, 480	272, 151	248, 882	153, 951	169, 404	136, 853	169, 165	165, 626	162, 353
	愛媛	263, 638	253, 554	247, 895	259, 441	229, 230	245, 527	150, 222	139, 577	146, 328	150, 039	134, 841	144, 930
	島根	236, 185	262, 148	230, 561	254, 736	250, 556	248, 525	158, 517	169, 925	166, 393	163, 751	170, 088	174, 430
<b>—</b>	大 分	234, 142	264, 462	258, 477	254, 730	282, 243	266, 753	144, 930	162, 458	167, 546	167, 661	196, 172	174, 430
	熊本	281, 918	294, 626	247, 624	235, 625	255, 933	286, 323	171, 253	185, 230	161, 532	155, 367	161, 543	189, 622
	山形	253, 719	286, 256	281, 545	250, 202	257, 493	273, 263	165, 157	175, 515	179, 507	158, 242	171, 662	177, 503
	佐賀	309, 562	211, 265	238, 649	213, 578	233, 008	269, 177	200, 659	158, 350	167, 499	152, 556	161, 175	171, 273
	長崎	279, 959	236, 922	251, 078	246, 557	279, 109	289, 014	182, 238	148, 952	155, 117	159, 484	165, 621	183, 895
C	岩手	288, 790	231, 071	286, 825	274, 348	290, 513	306, 546	171, 972	153, 031	179, 970	167, 585	176, 801	193, 490
ラ	高 知	261, 788	252, 957	263, 497	258, 493	249, 942	270, 462	162, 982	155, 980	170, 800	174, 276	165, 166	174, 582
ン	鳥取	276, 075	215, 070	225, 412	248, 863	250, 393	249, 722	177, 836	149, 846	148, 310	171, 324	166, 559	177, 920
ク	秋 田	281, 663	291, 388	255, 676	293, 133	272, 867	271, 886	166, 843	177, 662	157, 358	177, 088	171, 212	174, 415
	鹿児島	284, 339	259, 830	289, 971	269, 254	258, 121	285, 837	165, 549	156, 117	176, 798	163, 560	161, 326	177, 610
	宮 崎	228, 297	257, 561	207, 153	263, 996	279, 399	248, 438	149, 242	152, 834	148, 727	162, 478	177, 062	157, 126
		268, 359	249, 053	237, 527	233, 006	248, 362	249, 710	156, 245	147, 268	156, 621	151, 354	161, 670	160, 852
	沖 縄	221, 422	205, 939	249, 796	250, 691	228, 194	234, 420	142, 042	137, 293	149, 549	160, 488	155, 990	150, 691
	全国計	280, 531	262, 359	263, 907	273, 417	272, 285	275, 568	173, 978	163, 655	166, 246	172, 924	173, 251	176, 054
	宮 崎    青 森     沖 縄	228, 297 268, 359 221, 422 280, 531	257, 561 249, 053 205, 939	207, 153 237, 527 249, 796	263, 996 233, 006 250, 691	279, 399 248, 362 228, 194	248, 438 249, 710 234, 420	149, 242 156, 245 142, 042	152, 834 147, 268 137, 293	148, 727 156, 621 149, 549	162, 478 151, 354 160, 488	177, 062 161, 670 155, 990	157, 126 160, 852 150, 691

資料出所 総務省「家計調査」

**-44- 166** 

<sup>(</sup>注) 1. 各都道府県の数値は都道県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

<sup>2. 「</sup>等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

#### 7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

					人数(	万人)					前年比増	減(%)		
ランク	都证	首府県	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	東	京	812	806	800	797	810	861	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6	6. 4
Α		奈川	303	302	299	306	309	310	1. 3	△ 0. 7	$\triangle$ 0.8	2. 4	0.8	0.4
ラ	大	<del>灰</del> 灰	394	394	394	379	382	389	1. 2	0.0	0.1	△ 3. 8	0.6	1. 9
ン			320	319	318	318	316	327	0.4		△ 0. 5	0.0	△ 0. 4	3. 3
ク	<u>愛</u> 埼	知 玉	214	215	214		224	225	1.5	△ 0.3 0.2	$\triangle$ 0. 5 $\triangle$ 0. 4	3. 6	1.1	0.7
	千	英	172	172	172	222 177	179	187	1. 5 △ 0. 9	0. 2 △ 0. 1	0.0	2. 7	1. 1	4. 3
		庫		180	178	182	183		0.9	△ 0. 1 △ 1. 0		2. 7	0.5	3. 2
	<u>兵</u>		182 95	95		95	95	189		△ 1.0 △ 0.8	△ 1.0 1.2		0. 3	0.7
	京	都	99	98	96		102	96	4.1			△ 0.6		
	茨	城			98	102		104	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0		2. 5
	静	岡	141	141	141	142	144	144	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9	0.0
	富立	山	42	42	42	43	44	44	0.1	0.9	0.4	1.8	2. 1	△ 0.6
	広	島	107	107	107	112	115	111 53	1.7	0.2	△ 0.1	4. 2	2.6	△ 2.9
	滋	賀士	51	50 70	50	50	52 74		△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6	2.7
	栃	木	70		71	74		72	0.6	0.2	1.0	3. 7	0.6	△ 2.4
	群	馬	73	71	72	73	75 70	76	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2. 2	2.9	0.5
	宮	城	80	80	80	77	79	84	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1	6.9
	<u> </u>	梨	29	29	29	29	28	28	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5	△ 2.1
	_	重	65	65	66	67	69	69	0.1	0.8	0.6	2. 6	2.6	0.5
В	石	川	44	43	42	43	43	44	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1. 9	△ 1.4	2. 1
ラン	福	岡	180	182	182	187	190	196	△ 0.3	1.0	0. 2	3. 0	1.5	3. 3
ク	<u>香</u>	Щ	35	34	34	35	36	35	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3. 6	2. 2	△ 0.8
9	岡	山	68	68	67	68	70	72	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0. 9	2. 9	2.8
	福	井	30	30	30	30	31	30	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	1.7	△ 2.9
	奈	良	39	39	39	39	39	36	0. 2	1. 1	0.8	△ 1.6	△ 0.2	△ 7.5
	Щ	口	49	48	48	47	47	49	0. 2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0	2. 9
	長	野	74	75	76	76	77	78	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	2.3	0. 4
		海道	179	180	179	181	182	180	1.4	0. 5	△ 0.3	1. 0	0.4	△ 1.3
	岐	阜	68	68	67	68	68	72	0.2	0.0	△ 0.8	1. 7	△ 0.3	6. 0
	徳	島	23	24	25	24	24	24	△ 1.4	1. 9	2.8	△ 3.1	2. 2	0. 4
	福	島	66	66	65	67	67	67	1. 7	0. 5	△ 1.7	2. 4	1.4	△ 0.8
	新	潟	82	82	81	83	83	82	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2. 0	0.5	△ 1.4
		歌山	29	29	28	29	28	29	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2. 7	△ 1.4	3. 5
	愛島	媛	46	45	45	46	46	46	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3. 3	0.8	△ 0.3
	島	根	24	23	23	24	24	25	1.1	△ 1.8	0. 9	2.0	0. 9	2. 3
	大	分	38	38	38	37	38	38	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2. 3	△ 0.7
	熊	本	58	57	56	56	56	59	0. 9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8	5. 4
	<u>  </u>	形	38	38	38	39	39	38	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3. 3	0.9	△ 3.5
	佐	賀	28	28	28	29	29	30	0.3	1.1	△ 0.8	2. 9	1.9	3. 5
С	長岩	崎	43	42	42	41	40	41	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 1.4	2. 1
ラ	岩	手	42	42	42	41	42	42	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2. 2	△ 0.1
シ	高	知	23	23	23	23	23	22	0. 9	△ 0.4	△ 0.5	0. 3	0.8	△ 3.6
ク	鳥	取	18	18	18	19	19	19	1.2	0.0	1. 2	4. 6	1.0	1.3
	秋	田	33	33	32	32	32	31	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 2.8
		児島	53	53	53	57	58	55	4.0	△ 1.2	1. 2	7. 8	1.6	△ 5.6
	宮	崎	35	35	34	35	36	37	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4. 0	1. 9	1.8
	青	森	42	42	42	40	41	40	△ 0.5	△ 1.0	0. 9	△ 4.0	0. 5	△ 1.2
L .	沖	縄	47	47	48	49	49	50	2. 2	0.8	1.0	2. 1	0. 7	1. 0
200 Me 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	全国計	4L 24 FL 7E	5, 078	5, 130	5, 189	5, 134	5, 228	5, 081	1.2	0.2	0.5	0.8	1. 9	1. 2

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

<sup>(</sup>注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

<sup>2</sup> 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、全国計の前年比の数値は、指数の前年比であり、人数の前年比と一致しない。なお、全国計の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

<sup>3</sup> 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

<sup>4</sup> ランク区分は2023年の見直し後のもの。

#### (2) 雇用保険の被保険者数 (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	±1217	7.芳克里	,			人数(万人)				前	j年比増減(%)	)	
129	伯	道府県	4	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	東		京	1,039	1,056	1,065	1,081	1,099	1.0	1.6	0.9	1.5	1.6
Α	神	奈	Щ	226	228	229	232	235	1.3	1.0	0.8	0.9	1.6
ラ	大		阪	370	373	375	377	379	0. 7	0.9	0.4	0.5	0.6
ン	愛		知	293	294	294	295	297	0.5	0.4	0.1	0.1	0.7
ク	埼		玉	156	159	159	159	161	1.5	1.7	0. 2	0.3	0.8
	千		葉	126	128	128	129	130	1. 5	1. 3	0. 2	0.4	1.0
	兵		庫	143	144	143	143	143	0.6	0. 3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1
	京		都	77	77	77	77	77	0.8	0. 1	△ 0.0	△ 0.1	0.1
	茨		城	81	82	82	82	82	0. 9	1. 0	0.6	0. 3	△ 0.2
	静		岡	118	119	119	119	119	0.2	0.5	0. 1	0. 1	△ 0.2
	富		Щ	37	37	37	37	36	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3
	広		島	102	103	102	102	102	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6
	滋妊		賀士	40 58	40 59	40 59	40 59	40 59	0.3	△ 0.0	0. 3	△ 0.0	△ 0.5
	栃 群		木馬	63	63	64	64	64	0.8	1. 0 0. 2	0. 3 1. 1	0. 6 0. 7	△ 0.1 0.4
	宮		<u></u> 城	74	74	73	73	73	0.8	0. 2	1. 1 △ 0. 8	0. <i>t</i> △ 0. 3	0. 4 \( \triangle 0. 5
	山		梨	23	23	23	23	23	0.0	0. 1	0.6	0.0	0.3
	블		重	51	51	51	51	51	0. 1	0. 0	0.6	△ 0. 2	△ 0.2
В	石		黒川	39	39	38	38	38	0. 1	△ 0. 3	△ 0. 7	0. 1	0.3
5	福		岡	177	178	177	177	178	1. 4	0.6	△ 0.1	△ 0. 1	0.3
シ	香		]]]	33	32	32	32	32	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2
ク	岡		山	61	60	60	60	60	0.9	△ 0. 4	△ 0.5	△ 0. 4	0. 1
	福		井	26	26	26	26	26	0. 3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0. 7	0.0
	奈		良	25	25	25	25	25	0.8	0. 2	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	Ш		П	41	41	40	40	40	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5
	長		野	64	64	64	64	64	0. 2	0.3	0. 1	0. 2	△ 0.0
	北	海	道	157	157	156	155	155	0.8	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3
	岐		阜	61	61	61	61	60	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5
	徳		島	20	20	20	20	20	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3
	福		島	58	58	58	57	56	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.3
	新		潟	73	73	72	72	71	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.9
	和	歌	頂	24	25	24	24	24	0. 3	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6
	愛		媛	41	41	40	40	39	0. 2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5
	島		根	21	20	20	20	20	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7
	大		分十	33	33	33	33	33	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3
	熊		本形	50	50	50	50	50	0.7	0.7	0.1	0.4	0.2
	佐		賀	32 24	32 24	32 24	32 24	32 24	△ 0.6 0.4	△ 0. 4 0. 2	△ 0.6 △ 0.4	△ 0.7 0.2	△ 1.2 0.1
	長		順崎	37	37	36	36	36	0. 4 △ 0. 1	0. 2 △ 0. 5	△ 0.4 △ 1.0	0. 2 △ 0. 9	0. 1 △ 0. 5
С	岩		手	37	37	36	36	36	△ 0. 1 △ 0. 4	△ 0. 5 △ 0. 7	△ 1. 0 △ 0. 9	△ 0.9	△ 0.5
ラ	石高		知	20	20	19	19	19	△ 0.4 △ 0.2	△ 1. 0	△ 0.9	△ 0.8	$\triangle$ 1.4 $\triangle$ 0.9
ン	鳥		取	16	16	16	16	16	△ 0. 2 △ 0. 1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1. 7	△ 0.9
ク	秋		田田	29	29	29	28	28	0.4	0.0	△ 0. 1 △ 0. 2	△ 1. 4	△ 1.4
	鹿	児	島	46	46	46	46	46	0. 3	0.3	△ 0. 2	△ 0.5	△ 0.5
	宮	/ -	崎	30	30	30	30	30	0. 3	0. 2	△ 0. 4	△ 0.2	△ 0.2
	書		森	36	35	35	35	34	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 1. 2	△ 1.5
	沖		縄	44	45	45	45	45	2. 0	1. 2	0. 2	0. 0	0. 7
	全国語	H	Ť	4, 430	4, 461	4, 469	4, 484	4, 506	0. 7	0. 7	0. 2	0. 4	0.5
次业山市		- 14 14 15	W	「雇用保除事業									

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

- (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して 適用事業所の届出を行う場合がある。(=雇用保険における一括適用)
  - 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
  - 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に 必ずしも一致しない。
  - 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。
  - 5 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

#### (3) 就業者数 (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	-tzi	道府県			人数(万人)					前年比(%)		.6         0.8           .0         2.1           .4         1.5           .8         0.1           .4         0.6           .8         0.7           .4         0.3           .5         0.3           .1         0.6           .1         0.0           .2         0.2           .1         0.6           .1         0.7           .4         0.3           .0         0.6           .4         0.2           .4         0.2           .4         0.5           .2         0.2           .2         0.2           .4         0.0           .5         0.6           .7         △ 1.0           .6         1.2           .0         △ 0.3           .1         0.4           .4         0.3           .5         △ 0.1           .6         0.0           .8         △ 0.3           .1         △ 0.4           .4         △ 0.3           .1         △ 0.4           .4         △ 0.1			
ソンク	有	)坦桁県	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年			
	東	疗	£ 816	823	833	838	845	0.7	0.9	1.2	0.6	0.8			
Α	神	奈 川	505	500	503	508	518	△ 0.8	△ 1.0	0.6	1.0	2. 1			
ラ	大	阴	ž 463	463	465	467	474	0.7	0.0	0.6	0.4	1. 5			
ン	愛	矢	414	417	418	422	422	0.0	0.6	0.4	0.8	0.1			
ク	埼	Ξ	₹ 396	399	403	404	407	△ 0.2	0.7	1.0	0.4	0.6			
	千	芽	₹ 337	338	339	342	344	0.2	0.1	0.4	0.8	0. 7			
	兵	庫	ž 275	276	277	278	279	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3			
	京	者	136	135	134	135	135	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.7	0. 5	0.3			
	茨	坂		152	152	152	153	0.0	△ 0.2	△ 0.4	0.1	0.6			
	静	社	198	198	197	197	197	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3	0.1	△ 0.3			
	富	Ц		56	55	55	55	$\triangle$ 0.5	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2				
	広	島		145	145	145	145	0.3	$\triangle$ 0.2	△ 0.2	0.2				
	滋	7		75	76	78	77	△ 0.5	△ 1.6	1. 5	2. 1	△ 0.6			
	栃	オ		102	103	104	105	△ 1.0	△ 0.9	1.0	1.1				
	群	馬		103	103	103	104	0.0	△ 0.1	0.0	0.4				
	宮	坂		122	121	122	123	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.8	1. 0				
	山	季		44	44	44	45	△ 2.7	0.7	△ 0.9	1.4				
	Ξ	重		95	94	93	92	△ 2.8	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4				
В	石	Л		61	60	61	60	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	0.2				
ラ	福	社		262	262	263	265	0.4	0.1	0.1	0.2				
ン	香	Л		49	48	48	48	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4				
ク	岡	Ц		97	97	98	98	0.4	0.1	0.3	0.5	0.6			
	福	ŧ		42	41	41	41	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7				
	奈	Ė		66	66	66	66	0.2	0.2	△ 0.2	△ 0.6				
	山	F		68	67	67	66	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.8	△ 1.0				
	長	里		112	111	111	111	△ 0.5	△ 1.2	△ 1.2	0.1				
	北	海 道		261	260	264	265	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	1.4				
	岐	阜		109	108	107	107	0.2	0.2	△ 1.0	△ 0.5				
	徳	島		36	36	35	35	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.6				
	福	島		97	96	95	95	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.8				
	新	源		116	116	116	115	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.1				
	和	歌山		46	46	46	46	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.6	0.4				
	愛	媛		68	68	67	67	△ 0.3	△ 1.3	0.0	△ 0.4				
	島	植		35	37	35	33	△ 4.4	1.4	5. 4	△ 4.9				
	大	<u> </u>		59	59	58	57	0.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0				
	熊	<u></u>		91	91	91	91	0.2	0.1	0.0	0.1				
	山	开		58	58	57	57	△ 1.5	△ 0.2	0.7	△ 0.9				
	佐	7		44	44	44	43	3. 1	0.9	0.0	△ 0.5	△ 1.8			
С	長	峄		66	66	65	65	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3			
ラ	岩宝	手		64	64	63	62	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.8			
ン	高			35	35	34	34	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.4	0.0			
ク	鳥	耳		30	30	28	28	2.1	0.7	△ 0.7	△ 4.7	0.7			
	秋	H		49	47	47	47	△ 1.4	△ 0.2	△ 2.7	△ 1.3	0.6			
	鹿	児島		80	80	79	79	△ 0.5	0.1	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.3			
	宮	峄	•	55	54	54	54	0.2	△ 1.8	△ 2.2	0.0	0. 2			
	青	<u></u>		64	63	63	63	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5			
	神	組		74	75	76	77	0.4	0.5	0.8	1.7	1. 2			
次料.山市	全国語	计 致坐纭卦	6,710	6,713	6,723 B (エデル機計を	6, 747	6,781	△ 0.6	0.0	0. 1	0.4	0.5			

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果(モデル推計値)」、「労働力調査」

<sup>(</sup>注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

<sup>2</sup> 毎年1~3月期平均公表時に,新たな結果を追加して再計算を行い,前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。

<sup>3</sup> 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

<sup>4</sup> ランク区分は2023年の見直し後のもの。

<sup>5</sup> 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

# Ⅲ 業務統計資料編



#### 1 地域別最低賃金改定状況

#### (1) 2024年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

				改定最低	氏賃金額				
ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	最低賃金額	前年度比	引上げ額	引上げ率	· 結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
Ĺ		(1.17	(円)	(%)	(円)	(%)	(67-67		
Α	東京	1, 113	1, 163	104	50	4. 5%	8月5日	■ 使側3名採決不 参加	10月1日
Α	神奈川	1, 112	1, 162	104	50	4. 5%	8月5日	0	10月1日
Α	大 阪	1, 064	1, 114	105	50	4. 7%	8月1日	0	10月1日
Α	愛知	1, 027	1, 077	105	50	4. 9%	8月5日	<b>A</b>	10月1日
Α	埼玉	1, 028	1, 078	105	50	4. 9%	8月5日	0	10月1日
Α	千 葉	1, 026	1, 076	105	50	4. 9%	8月5日	0	10月1日
В	京都	1, 008	1, 058	105	50	5.0%	8月5日	•	10月1日
В	兵 庫	1, 001	1, 052	105	51	5. 1%	8月5日	•	10月1日
В	静岡	984	1, 034	105	50	5. 1%	8月5日	•	10月1日
В	三重	973	1, 023	105	50	5. 1%	8月5日	▲ 労側3名反対	10月1日
В	広島	970	1, 020	105	50	5. 2%	8月5日	▲ 労側3名反対	10月1日
В	滋 賀	967	1, 017	105	50	5. 2%	8月5日	<ul><li>▲ 労側2名</li><li>● 使側2名反対</li></ul>	10月1日
В	北海道	960	1, 010	105	50	5. 2%	8月5日	● <b>区</b> 断 2 日 <b>区</b> 内	10月1日
В	茨 城	953	1, 005	105	52	5. 5%	8月5日	•	10月1日
В	栃木	954	1, 004	105	50	5. 2%	8月5日	0	10月1日
В	岐阜	950	1, 001	105	51	5. 4%	8月5日	•	10月1日
В	 長野	948	998	105	50	5. 3%	8月5日	0	10月1日
В	富山	948	998	105	50	5. 3%	8月5日	•	10月1日
В	福岡	941	992	105	51	5. 4%	8月9日	•	10月5日
В	山梨	938	988	105	50	5. 3%	8月5日	△ 労側2名	10月1日
						,-		● 使側2名反対	
B B	奈 良 群 馬	936 935	986 985	105 105	50 50	5. 3% 5. 3%	8月5日	<b>A</b>	10月1日
_					54	5. 8%	8月8日	<b>A</b>	10月4日
B B	新 <u>潟</u> 石 川	931 933	985 984	106 105	51	5. 5%	8月5日 8月9日	● 使側 2 名反対	10月1日 10月5日
В	<del>'口'川</del> 福 井	933	984	106	53	5. 7%	8月9日	● 映画2石及対	10月5日
В		931	982	105	50	5. 4%	8月6日	<b>A</b>	10月3日
В	<u></u> 和歌山	929	980	105	51	5. 5%	8月5日	•	10月2日
<b>-</b>								▲ 労側2名	
В	徳 島	896	980	109	84	9. 4%	8月29日	€ 使側2名反対	11月1日
В	μп	928	979	105	51	5. 5%	8月5日	• W find - 4n	10月1日
В	宮城	923	973	105	50	5. 4%	8月5日	▲ 労側1名 ● 使側3名反対	10月1日
В	香川	918	970	106	52	5. 7%	8月6日	0	10月2日
В	島根	904	962	106	58	6. 4%	8月16日	•	10月12日
В	愛媛	897	956	107	59	6. 6%	8月19日	0	10月13日
В	福島	900	955	106	55	6. 1%	8月9日	•	10月5日
С	鳥取	900	957	106	57	6. 3%	8月9日	•	10月5日
С	佐賀	900	956	106	56	6. 2%	8月20日	•	10月17日
С	山 形	900	955	106	55	6. 1%	8月21日	•	10月19日
С	大 分	899	954	106	55	6. 1%	8月9日	•	10月5日
С	青森	898	953	106	55	6. 1%	8月9日	•	10月5日
С	長 崎	898	953	106	55	6. 1%	8月16日	•	10月12日
С	鹿児島	897	953	106	56	6. 2%	8月9日	•	10月5日
С	岩 手	893	952	107	59	6.6%	8月28日	•	10月27日
С	高 知	897	952	106	55	6. 1%	8月13日	0	10月9日
С	熊本	898	952	106	54	6.0%	8月9日	•	10月5日
С	宮崎	897	952	106	55	6. 1%	8月9日	•	10月5日
С	沖縄	896	952	106	56	6. 3%	8月13日	•	10月9日
С	秋 田	897	951	106	54	6.0%	8月5日	■ 使側3名退席 2名反対	10月1日
全	国加重平均額	1, 004	1, 055	105	51	5. 1%	_		_

#### 備考

- 1 全国加重平均額 1,055円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致9件 ●使用者側反対25件 ▲労働者側反対4件 ■使用者側退席等2件
  - ●使用者側一部反対1件 A労働者側一部反対2件 A●使用者側・労働者側双方一部反対4件
- 3 答申時期 前年より早い34件 前年より遅い12件 前年と同じ1件
- 4 発効日 前年より早い10件 前年より遅い12件 前年と同じ25件
- 5 目安との比較 目安を上回る27件
- 6 異議申出状況 47局(前年度47局)

#### (2) 目安と改定額との関係の推移(都道府県別)

(単位:円)

										(単位:円)
都 道 府 県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
神 奈 川阪知玉葉	+ 1 + 1	+ 1				+ 1 + 1 + 2 + 2			+1	
兵 庫		+1		+ 1	+ 1	+ 1		+ 1	+ 1	+ 1
京 都 茨 城 静 岡						+ 2		+ 1	+ 2	+ 2
富山						+ 1				
宮 城	+1			+ 1 + 1		+ 2 + 1 + 2 + 1 + 1		+ 1	+ 1	
福 岡 香 川 岡 山	+ 1	+ 1		+ 1 + 1	+ 1	$   \begin{array}{c}     +1 \\     +1 \\     +2 \\     +1   \end{array} $			+ 2 + 1 + 3	+ 1 + 1 + 2 + 3
山口					+ 1	+ 1 + 1		+ 1 + 1		+ 1
岐徳福新和愛島 歌 歌		+ 1	+ 1	+ 1 + 1 + 1 + 2 + 1	+ 1 + 1 + 1	$\begin{array}{c} +1\\ +3\\ +2\\ +1\\ +1\\ +3\\ +2 \end{array}$	+ 4	+ 1 + 1 + 2	+ 1 + 2 + 1 + 4 + 7	$   \begin{array}{r}     +1 \\     +3     4 \\     +5 \\     +4 \\     +1 \\     +9 \\     +8 \end{array} $
大熊山佐長岩高鳥秋鹿宮青 児 男	+ 1 + 1 + 1 + 1	+ 1 + 1 + 1	+ 1 + 1	$\begin{array}{c} +2\\ +2\\ +1\\ +2\\ +2\\ +1\\ +2\\ +1\\ +1\\ +1\\ +2\\ +1\end{array}$	+ 2 + 2 + 1 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 3 + 2 + 2	+ 2 + 3 + 3 + 2 + 3 + 2 + 2 + 2 + 3 + 3 + 3	+ 4 + 2 + 1 + 1 + 1 + 2 + 1	$     \begin{array}{r}       +2 \\       +2 \\       +2 \\       +2 \\       +3 \\       +3 \\       +3 \\       +1 \\       +2 \\       +1   \end{array} $	+ 6 + 6 + 7 + 8 + 6 + 5 + 7 + 5 + 5 + 5 + 6	+ 5 + 4 + 5 + 6 + 5 + 9 + 5 + 7 + 4 + 6 + 5 + 6
	東神大愛埼千兵京茨静富広滋栃群宮山三石福香岡福奈山長北岐徳福新和愛島大熊山佐長岩高鳥秋鹿宮青奈 海 歌 児 別	東神大愛埼千兵京茨静富広滋栃群宮山三石福香岡福奈山長北岐徳福新和愛島大熊山佐長岩高鳥秋鹿宮青京川阪知玉葉庫都城岡山島賀木馬城梨重川岡川山井良口野道阜島島潟山媛根分本形賀崎手知取田島崎森京川阪知玉葉庫都城岡山島賀木馬城梨重川岡川山井良口野道阜島島潟山媛根分本形賀崎手知取田島崎森京川阪知玉葉庫都城岡山島賀木馬城梨重川岡川山井良口野道阜島島潟山媛根分本形賀崎手知取田島崎森京川阪知玉葉庫都城岡山島賀木馬城梨重川岡川山井良口野道阜島島潟山媛根分本形賀崎手知取田島崎森京川阪知玉葉庫都城岡山島賀木馬城梨重川岡川山井良口野道阜島島潟山媛根分本形賀崎手知取田島崎森京川阪和玉葉庫都城岡山島賀木馬城梨重に	東神大愛埼千兵京茨静富広滋栃群宮山三石福香岡福奈山長北岐徳福新和愛島大熊山佐長岩高鳥秋鹿宮青京川阪知玉葉 庫都城岡山島賀木馬城梨重川岡川山井良口野道阜島島鴻山媛根分本形賀崎手知取田島崎森 十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	東神大愛埼千兵京茨静富広滋栃群宮山三石福香岡福奈山長北岐徳福新和愛島大熊山佐長岩高鳥秋鹿宮青奈	東神大愛埼千氏京次静富広送栃群宮山三石福香岡福奈山長北岐徳福新和愛島大熊山佐長岩高鳥秋鹿宮青         東神大愛埼千氏京次静富広送栃群宮山三石福香岡福奈山長北岐徳福新和愛島大熊山佐長岩高鳥秋鹿宮青	東神大愛術       +1         兵京 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	東 京 川     -1       大 愛 知知 下 東 東 都	東 京     京       市 大 豪     中1       大 豪     中1       中1     中1       中1     中1       中2     中2       中2     中2       中2     中2       中2     中3       京     市       市     中3       市     中3       市     中3       市     中3       中     中3	東 京 八     -1       大 安 短     +1       大 安 短     +1       本 京 遊 坂     +1       お 京 遊 坂     +1       お 京 遊 坂     +1       お 京 遊 坂     +1       お 京 遊 塚     +1       お 京 返 塚     +1       お 京 返 塚     +1       お 古 京 京 塚     +1       お 古 京 京 塚     +1       お 古 京 京 塚     +1       お 古 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京	東

(注) 2020年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、 表では便宜的に引上げ額を記載している。

### (3) 効力発生年月日の推移

ランク	都	道府	県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	東		京	10.1	10. 1	10.1	10.1	10. 1		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
Α	神	奈	Л	10. 18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1
ラン	大		阪	10.1	10. 1	9.30	10.1	10.1		10.1	10. 1	10. 1	10. 1
ン	大愛		知	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1
ク	埼		玉	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1
	千		葉	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
	兵		庫	10.1	10. 1	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1	10. 1	10.1	10. 1
	京		都	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1		10.1	10.9	10.6	10. 1
	茨		城	10.4	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1
	静		岡	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4		10.2	10.5	10.1	10. 1
	富		Щ	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1
	広		島	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.1		10.1	10. 1	10.1	10. 1
	滋		賀	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	10.6	10.1	10. 1
	栃		木	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1
	群		馬	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	10.5	10.4
	宮		城	10.3	10.5	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
	Ш		梨	10.1	10. 1	10. 14	10.3	10. 1	10.9	10. 1	10.20	10. 1	10. 1
	三石		重	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10.1	10. 1
В	石		Ш	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	10.8	10.5
ラ	福		岡	10.4	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10.8	10.6	10.5
ン	香		Ш	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.1	10.1	10. 1	10. 1	10.1	10. 2
ク	岡		Щ	10.2	10. 1	10.1	10.3	10. 2	10.3	10. 2	10. 1	10. 1	10. 2
	福		井	10.1	10. 1	10.1	10.1	10.4	10.2	10. 1	10. 2	10. 1	10. 5
	奈		良	10.7	10.6	10.1	10.4	10. 5	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
	Щ			10.1	10. 1	10.1	10.1	10.5		10. 1	10. 13	10. 1	10. 1
	長		野	10. 1	10. 1	10.1	10. 1	10.4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
	北	海	道	10.8	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3		10. 1	10. 2	10. 1	10. 1
	岐徳		阜	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
	徳		島	10. 4	10. 1	10. 5	10. 1	10. 1	10.4	10. 1	10. 6	10. 1	11. 1
	福		島	10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 1	10. 6	10.1	10. 5
	新	ਜ਼/-	潟	10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10.6	10. 1	10. 1	10. 1	10.1	10. 1
	和亚	歌	山	10.2	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10.1	10. 1	10. 1	10.1	10. 1
	愛白		媛	10.3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10.3	10. 1	10.5	10.6	10. 13
	島大		根分	10.4	10. 1	10.1	10.1	10. 1 10. 1	10.1	10. 2	10. 5 10. 5	10.6	10.12
	熊		本	10. 17 10. 17	10. 1 10. 1	10. 1 10. 1	10. 1 10. 1	10. 1	10. 1 10. 1	10. 6 10. 1	10. 5	10. 6 10. 8	10. 5 10. 5
	川		形	10. 17	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 8	10. 5
	佐		習	10. 16	10. 7	10.6	10. 1	10. 1	10. 3	10. 2	10. 6	10. 14	10. 19
	巨		順崎	10. 4	10. 2	10.6	10. 4	10. 4	10. 2	10. 6	10. 2	10. 14	10. 17
С	長岩		手	10. 7	10. 6	10. 0	10. 0	10. 3	10. 3	10. 2	10. 8	10. 13	10. 12
ランク	石高		知	10. 18	10. 3	10. 1	10. 1	10. 4	10. 3	10. 2	10. 20	10. 4	10. 27
×	鳥		取	10. 16	10. 10	10. 13	10. 5	10. 5	10. 3	10. 2	10. 6	10. 5	10. 5
7	秋		田田	10. 7	10. 12	10. 0	10. 1	10. 3	10. 2	10. 1	10. 0	10. 3	10. 1
	鹿	児	島	10.8	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	10. 3	10. 2	10. 6	10. 6	10. 5
	宮	/ [	崎	10. 16	10. 1	10. 6	10. 5	10. 4	10. 3	10. 6	10.6	10.6	10. 5
	青		森	10. 18	10. 20	10.6	10. 4	10. 4	10.3	10.6	10. 5	10. 7	10. 5
	沖		縄	10. 9	10. 1	10. 0	10. 3	10. 3	10.3	10. 8	10.6	10. 8	10. 9

#### (4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別)

(単位:円)

										\	<u> </u>
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
全	玉	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1, 055
		(2.3)	(3. 1)	(3.0)	(3. 1)	(3. 1)	(0.1)	(3. 1)	(3.3)	(4.5)	(5. 1)
	Aランク	875	900	920	947	975	976	1,004	1,035	1,077	1, 127
	A) > 9	(2.3)	(2.9)	(2.2)	(2.9)	(3.0)	(0.1)	(2.9)	(3. 1)	(4.1)	(4. 6)
	Bランク	781	806	821	847	874	875	903	935	953	1,004
	B729	(2.4)	(3. 2)	(1.9)	(3. 2)	(3. 2)	(0.1)	(3. 2)	(3.5)	(4.5)	(5.4)
	Cランク	742	764	787	812	838	839	867	897	898	953
	C 7 2 9	(2.3)	(3.0)	(3.0)	(3. 2)	(3. 2)	(0.1)	(3.3)	(3.5)	(5.3)	(6. 1)
	Dランク	695	717	739	763	791	793	822	854	_	_
	ロノンク	(2.4)	(3. 2)	(3. 1)	(3.3)	(3.7)	(0.3)	(3.7)	(3.9)	_	_

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
  - 2 ( )内は引上げ率(%)を示す。
  - 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。
  - 4 2017年度はランク区分の入替え(埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

-51-

5 2023年度より3ランクとなっている。2023年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

# (5) 最高額と最低額及び格差の推移

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 最高額 (円)	907	932	958	985	1,013	1,013	1, 041	1,072	1, 113	1, 163
	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
② 最低額 (円)	693	714	737	761	790	792	820	853	893	951
	鳥取 高知 宮崎 沖縄	宮崎 沖縄	高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	鹿児島	青森 岩手 秋田山形 邊媛 島知 佐賀長崎 熊木 大分宮崎 鹿児島沖縄	秋田 鳥取 島根高知 佐賀 大分沖縄	高知 沖縄	青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	岩手	秋田
格差 ②/①×100	76. 4	76. 6	76. 9	77. 3	78. 0	78. 2	78.8	79. 6	80. 2	81.8

-52<del>-</del>

# (6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位:%)

											(単位:%)
2024年度	都道府県	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ランク		年度									
	東京	2. 1	2.8	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8	3. 0	3.8	4. 5
A	神奈川	2. 0	2.8	2.8	2.8	2.8	0. 1	2.8	3. 0	3.8	4. 5
ラン	大 阪	2. 4	2. 9	2. 9	3. 0	3. 0	0.0	2. 9	3. 1	4. 0	4. 7
	愛知	2. 5	3. 0	3. 1	3. 1	3. 1	0. 1	3. 0	3. 2	4. 2	4. 9
ク	埼 玉	2. 2	3. 0	3. 1	3. 1	3. 1	0. 2	3. 0	3. 2	4. 2	4. 9
	千 葉	2.4	3. 1	3. 1	3. 1	3. 1	0. 2	3. 0	3. 3	4. 3	4. 9
	兵 庫	2. 3	3. 1	3. 1	3. 2	3. 2	0. 1	3. 1	3. 4	4. 3	5. 1
	京都	2. 3	3. 0	3. 0	3. 0	3. 1	0.0	3. 1	3. 3	4. 1	5. 0
	茨 城	2. 5	3. 2	3. 2	3. 3	3. 3	0. 2	3. 3	3. 6	4.6	5. 5
	静岡	2. 4	3. 1	3. 1	3. 1	3. 1	0.0	3. 2	3. 4	4. 2	5. 1
	富山	2. 5	3. 2	3. 2	3. 3	3. 3	0. 1	3. 3	3.5	4. 4	5. 3
	広 島	2. 5	3. 1	3. 2	3. 2	3. 2	0.0	3. 2	3. 4	4. 3	5. 2
	滋賀	2. 4	3. 1	3. 2	3. 2	3. 2	0. 2	3. 2	3. 5	4.3	5. 2
	栃木	2. 5	3. 2	3. 2	3. 3	3. 3	0. 1	3. 3	3. 5	4. 5	5. 2
	群馬	2. 2	3. 0	3. 2	3. 3	3. 2	0. 2	3. 3	3. 5	4.5	5. 3
	宮城	2.3	3. 0	3. 2	3. 4	3. 3	0. 1	3. 4	3. 5	4.5	5. 4
	山梨	2. 2	3.0	3.3	3. 3	3. 3	0. 1	3. 3	3. 7	4.5	5. 3
	三 重石 川	2.4	3. 1	3. 1 3. 2	3. 2	3. 2	0. 1	3. 2	3. 4	4.3	5. 1
B		2. 4 2. 2	3. 0		3. 2	3. 2	0.1	3. 4	3.5	4.7	5. 5
ラン	福岡香川	2. 2	3. 0 3. 2	3. 1 3. 2	3. 2	3. 3 3. 3	0. 1 0. 2	3. 3 3. 4	3. 4 3. 5	4. 6 4. 6	5. 4 5. 7
ク	田田山	2. 4	3. 2	3. 2	3. 4 3. 3	3. 3 3. 2	0. 2	3. 4 3. 4	3. 5	4. 6	5. <i>1</i> 5. 4
	福井	2. 2	3.0	3. 2	3. 2	3. 2 3. 2	0. 1	3. 4 3. 4	3. 5	4. 8	5. 4 5. 7
	奈良	2. 2	3. 0	3. 2	3. 2	3. 2	0. 1	3. 3	3. 5	4. 5	5. 7 5. 3
	山 口	2. 2	3. 0	3. 2	3. 2	3. 4	0. 1	3. 4	3. 6	4. 5	5. 5
	長野	2. 5	3. 2	3. 2	3. 3	3. 3	0. 0	3. 3	3. 5	4. 4	5. 3
	北海道	2. 1	2. 9	3. 1	3. 1	3. 1	0. 0	3. 3	3. 5	4. 3	5. 2
	岐阜	2. 2	2. 9	3. 1	3. 1	3. 2	0. 1	3. 3	3. 4	4. 4	5. 4
	徳島	2. 4	3. 0	3. 4	3. 5	3. 5	0. 4	3. 5	3. 8	4. 8	9. 4
	福島	2. 3	3. 0	3. 0	3. 2	3. 4	0. 3	3. 5	3. 6	4. 9	6. 1
	新潟	2. 2	3. 0	3. 3	3. 2	3. 4	0. 1	3. 4	3. 6	4. 6	5. 8
	和歌山	2. 2	3. 0	3. 2	3. 3	3. 4	0. 1	3. 4	3. 5	4. 5	5. 5
	愛媛	2. 4	3. 0	3. 1	3. 4	3. 4	0. 4	3. 5	3. 9	5. 2	6. 6
	島根	2.5	3. 2	3. 1	3. 2	3. 4	0.3	4.0	4.0	5. 5	6. 4
	大 分	2.5	3.0	3. 1	3. 4	3. 7	0.3	3.8	3. 9	5.3	6. 1
	熊本	2.5	3. 0	3. 1	3. 4	3. 7	0.4	3. 5	3. 9	5.3	6.0
	山 形	2.4	3. 0	3. 1	3. 2	3. 5	0.4	3. 7	3. 9	5. 4	6. 1
	佐 賀	2.4	3.0	3. 1	3. 4	3. 7	0.3	3. 7	3. 9	5. 5	6. 2
	長崎	2.5	3.0	3. 1	3. 4	3. 7	0.4	3. 5	3. 9	5. 3	6. 1
U ⇒	岩 手	2.5	3.0	3. 1	3. 3	3. 7	0.4	3. 5	4.0	4.6	6. 6
C ラ ン ク	高 知	2.4	3. 2	3. 1	3. 4	3. 7	0.3	3. 5	4.0	5. 2	6. 1
ク	鳥 取	2.4	3. 2	3. 2	3. 3	3. 7	0.3	3. 7	4.0	5. 4	6. 3
[	秋 田	2.4	3.0	3. 1	3. 3	3. 7	0.3	3.8	3.8	5. 2	6. 0
	鹿児島	2.4	3. 0	3. 1	3. 3	3.8	0.4	3. 5	3. 9	5. 2	6. 2
	宮崎	2.4	3. 0	3. 2	3. 4	3. 7	0.4	3. 5	3. 9	5. 2	6. 1
	青 森	2.4	3. 0	3. 1	3. 3	3. 7	0.4	3. 7	3.8	5. 3	6. 1
	沖縄	2.4	3.0	3. 2	3.4	3. 7	0.3	3. 5	4.0	5.0	6. 3

176

#### 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)

		法違反の状況		法違反	事業場の認識状況	(%)	最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違 反事業場数	違反率(%)	適用される最賃 額を知っている	金額は知らない が、最賃が適用 されることを 知っている	最賃が適用され ることを知らな かった	監督実施事業場 の労働者数	最低賃金未満労 働者数	最低賃金未満労 働者数の比率 (%)
2015 年	13, 295	1, 545	11.6	40. 1	52. 2	7. 6	161, 377	5, 262	3.3
2016 年	12, 925	1, 715	13. 3	39. 4	51. 7	8.9	166, 570	5, 590	3. 4
2017 年	15, 413	2, 166	14. 1	41.8	52. 3	5. 9	196, 039	6, 853	3.5
2018 年	15, 602	1, 985	12.7	47. 3	48. 2	4.6	195, 606	6, 386	3.3
2019 年	15, 671	2, 145	13. 7	52. 4	42. 6	5. 0	198, 108	7, 213	3.6
2020 年	15, 600	2, 080	13. 3	55. 9	38. 6	5. 5	185, 239	5, 910	3. 2
2021 年	9, 308※	751	8. 1	53. 0	41.0	6. 0	96, 730	1,680	1.7
2022 年	14, 965	1,607	10.7	56. 2	36. 7	7. 1	164, 525	4, 389	2.7
2023 年	15, 105	1, 558	10.3	59. 6	35. 2	5. 2	163, 175	3, 786	2.3
2024 年	15, 485	1, 633	10.5	61. 9	32. 2	5. 9	173, 558	4, 053	2.3
2025 年	20, 281	2, 034	10.0	64. 7	30.0	5. 4	220, 060	4, 756	2.2

-54-

177

<sup>(</sup>注) 各年とも1月~3月の結果である。

<sup>※ 2021</sup>年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など 緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

#### 5.5

#### (2) 業種別法違反の状況(2025年1月~3月、全国計)

		合計		地域別:	最低賃金適用	事業場	特定量	<b>是低賃金適用</b>	事業場
業種	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%
01 製造業	<del>事未物效</del> 4,580	<del>事未物奴</del> 477	10.4%	<del>季末物数</del> 4,191	尹未勿奴 424	10.1%	<del>事未物效</del> 389	<del>事表物数</del> 53	13.6%
01 食料品製造業	1, 277	116	9.1%	1, 276	116	9.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	250	30	12.0%	250	30	12.0%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	325	21	6. 5%	325	21	6.5%	0	0	=
04 木材·木製品製造業	114	15	13.2%	114	15	13.2%	0	0	=
05 家具・装備品製造業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	115	19	16.5%	115	19	16.5%	0	0	-
07 印刷・製本業	256	26	10.2%	253	25	9.9%	3	1	33.3%
08 化学工業	250	29	11.6%	248	29	11.7%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	55	3	5. 5%	49	3	6. 1%	6	0	0.0%
10 鉄鋼業	20	2	10.0%	5	0	0.0%	15	2	13. 3%
11 非鉄金属製造業	40	5	12. 5%	22	3	13.6%	18	2	11. 1%
12 金属製品製造業	365	38	10. 4%	350	34	9. 7%	15	4	26. 7%
13 一般機械器具製造業	250	20	8.0%	160	12	7. 5%	90	8	8.9%
14 電気機械器具製造業 15 輸送用機械等製造業	321 130	16	13. 7%	159 68	20 7	12. 6%	162 62	24	14. 8%
16 電気・ガス・水道業	8	10	12. 5%	8	1	10. 5%	0	0	14. 5%
17 その他の製造業	743	84	11. 3%	728	81	11. 1%	15	3	20.0%
02 鉱業	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	20.0%
03 建設業	244	21	8. 6%	244	21	8. 6%	0	0	=
01 土木木工事業	48	7	14. 6%	48	7	14.6%	0	0	_
02 建築工事業	105	6	5. 7%	105	6	5. 7%	0	0	_
03 その他の建設業	91	8	8. 8%	91	8	8.8%	0	0	-
04 運輸交通業	58	9	15. 5%	57	9	15.8%	1	0	0.0%
02 道路旅客運送業	12	0	0.0%	12	1	8.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	44	1	2.3%	43	8	18.6%	1	0	0.0%
04 その他の運輸交通業	0	0	=	0	0	=	0	0	=
05 貨物取扱業	9	2	22. 2%	9	2	22.2%	0	0	-
1号~5号 計	4, 893	510	10.4%	4, 503	457	10.1%	390	53	13.6%
06 農林業	116	27	23. 3%	116	27	23. 3%	0	0	-
01 農業	112	26	23. 2%	112	26	23. 2%	0	0	-
02 林業	4	1	25. 0%	4	1	25. 0%	0	0	-
07 畜産·水産業	29	5	17. 2%	29	5	17. 2%	0	0	-
01 畜産業	25	5	20.0%	25	5	20.0%	0	0	
02 水産業	9 607	0	0.0%	9.500	0	0.0%	0	0	
08 商業 01 卸売業	8, 607 1, 730	824 163	9. 6%	8, 560 1, 730	820 163	9. 6%	47	4 0	8.5%
02 小売業	5, 435	529	9. 7%	5, 388	525	9. 7%	47	4	8. 5%
03 理美容業	1, 230	112	9. 1%	1, 230	112	9. 1%	0	0	-
04 その他の商業	212	20	9. 4%	212	20	9. 4%	0	0	_
09 金融・広告業	102	9	8.8%	102	9	8.8%	0	0	-
01 金融業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	-
02 広告・あっせん業	85	7	8. 2%	85	7	8.2%	0	0	-
10 映画・演劇業	20	5	25.0%	20	5	25.0%	0	0	_
11 通信業	7	1	14.3%	7	1	14.3%	0	0	-
12 教育・研究業	134	17	12.7%	134	17	12.7%	0	0	=
13 保健衛生業	1,823	144	7. 9%	1, 823	144	7. 9%	0	0	-
01 医療保健業	454	35	7. 7%	454	35	7. 7%	0	0	-
02 社会福祉施設	1, 300	105	8. 1%	1, 300	105	8.1%	0	0	=
03 その他の保健衛生業	69	4	5. 8%	69	4	5. 8%	0	0	_
14 接客娯楽業	3, 663	397	10.8%	3,663	397	10.8%	0	0	
01 旅館業	560	57	10. 2%	560	57	10. 2%	0	0	
02 飲食店	2, 894	317	11. 0%	2,894	317	11. 0%	0	0	
03 その他の接客娯楽業 15 清掃・と畜業	209 279	23	11. 0%	209 279	23	11. 0% 11. 1%	0	0	
15 肩畑・と留業 16 官公署	0	0	11.1%	0	0	11.1%	0	0	
16 日公者 17 その他の事業	608	64	10. 5%	606	64	10. 6%	2	0	0.0%
01 派遣業	22	3	13. 6%	21	3	14. 3%	1	0	0.0%
02 その他の事業	586	61	10. 4%	585	61	10.4%	1	0	0.0%
6号~17号 計	15, 388	1, 524	9. 9%	15, 339	1, 520	9. 9%	49	4	8. 2%
合計	20, 281	2, 034	10.0%	19, 842	1, 977	10.0%	439	57	13. 0%
ы ві	20,201	2,004	10.00	10,012	1,011	10.00	103	- 01	10.0/0

山梨地方最低賃金審議会 御中

山梨県弁護士会 会長 (公 印 省 略)

## 会長声明の送付について

当会では、常議員会の議を経て、別紙のとおり「最低賃金の大幅 な引き上げを求める会長声明」を発表しましたので、ご送付させて いただきます。

#### 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される最低賃金審議会の審議・答申を得た後に、都道府県労働局長が決定する。例年どおりであれば、山梨地方最低賃金審議会は、本年8月頃に答申する予定である。

2024年度の山梨県の地域別最低賃金は、時間給988円である。この金額は、前年度から50円の引上げとなったものの、全国の加重平均である1055円を大幅に下回る実態は放置されたままである。時間給が988円だと、正社員を含むフルタイムの労働者(一般労働者)の平均的な月間実労働時間(約152時間)を基準に算定すると、月額給与は約15万円に留まり、手取り額にするとさらに減額される。令和5年の山梨県人事委員会の調査によると、甲府市の一人世帯の平均的な生活費が約12万円であることから、このような最低賃金の水準では、貧困の解消、労働者の生活の安定や向上を図る上で不十分である。

また、直近の消費者物価指数が前年と比べて約3%上昇しており、今後も上昇が続いていくことに照らすと、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、このような物価の上昇を労働者一人一人の賃金に反映させることが重要である。

さらに、同年度における隣接都県の地域別最低賃金は、東京都が1163円、神奈川県が1162円、埼玉県が1078円、静岡県が1034円、長野県が998円となっており、全ての隣接都県よりも最低賃金が低いという、山梨県と隣接都県との最低賃金格差の問題は、解消されていない。

他方で、最低賃金の引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与える。

中小企業の経営を長期的に支援し、従業員の雇用を保護していくためには、 業務改善助成金制度等の充実は勿論として、例えば、社会保険料の使用者負担 分の減免といった思い切った中小企業向けの施策もワンセットで検討されな ければならない。

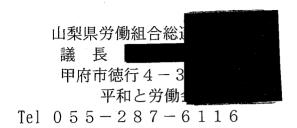
以上のとおり、中小企業に対する施策も重要であるものの、物価が上昇し、 貧困と格差が拡大している状況をふまえ、労働者の健康で文化的な生活の確保 と地域間の経済格差の改善のためにも、山梨地方最低賃金審議会及び山梨県労 働局長に対し、最低賃金の大幅な引上げを求めるものである。

> 2025年(令和7年)6月12日 山梨県弁護士会

> > 会長

2025年6月30日

山梨労働局長様山梨地方最低賃金審議会長様



「中小企業への支援を拡充させて、山梨地方の最低賃金を直ちに1、500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請署名」

■ 集約数 ■ 600人

■ 提出日 ■ 2025年6月30日



# 最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関す る調査」(2024年)の概要(速報)

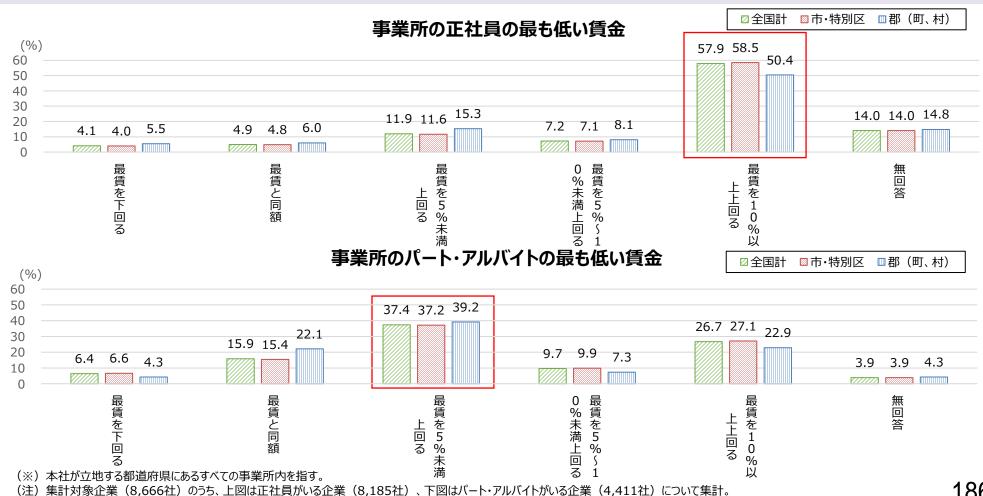


# JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024)の概要(速報)

	実施機関	労働政策研究·研修機構(JILPT)									
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。									
調査の概要	調査の対象	従業員規模1人以上300人未満の全国の企業19,922社(官公営、非営利法人除く)。 ※2023年調査に回答があった企業(8,117社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、 11,805社を抽出。8,117社には、2021~2023年調査とも回答があったパネル接続可能企業(2,513社)を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ(中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA~Cの3ランク区分)ごとに、産業 (15区分)×従業員規模(7区分)別に層化無作為抽出。									
	調査方法	郵送による配布・回収									
	調査期間	2025年1月24日~2月12日(3月上旬までに到着した調査票を集計)									
	集計対象企 業数·割合	集計対象企業数:8,666社 (43.5% /19,922社) (うち、2021年~2023年調査も回答した企業(パネル接続可能)の集計対象企業数:1,843社(73.3% /2,513社)									
集計対象 企業数等	集計対象企 業の主な属 性	ランク Aランク Bランク Cランク  従業員数 1~4人 5~9人 10~19人 20~29人 30~49人 50~99人 100~299人	1,843 4,496 2,327	成比(%) 21.3 51.9 26.9 成比(%) 33.8 24.5 18.4 7.9 7.3 4.9 3.2	業種 建設業 製造業 情報通信業 運輸業 卸売業 小売業 金融業,保険業 不動産業,物品賃貸業 不動産業,物品賃貸業 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	集計対象企業数 1,817 1,503 158 337 876 1,222 108 359 101 356 227 61 89 420 1,032	構成比(%) 21.0 17.3 1.8 3.9 10.1 14.1 1.2 4.1 2.6 0.7 1.0 4.8 11.9				
	備考	労働省労働基準局	にて作成。速報値である	るため、数値だ	げと企業行動に関する調査」 が改訂される可能性がある。 果が母集団の構成比と同様						

## 正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

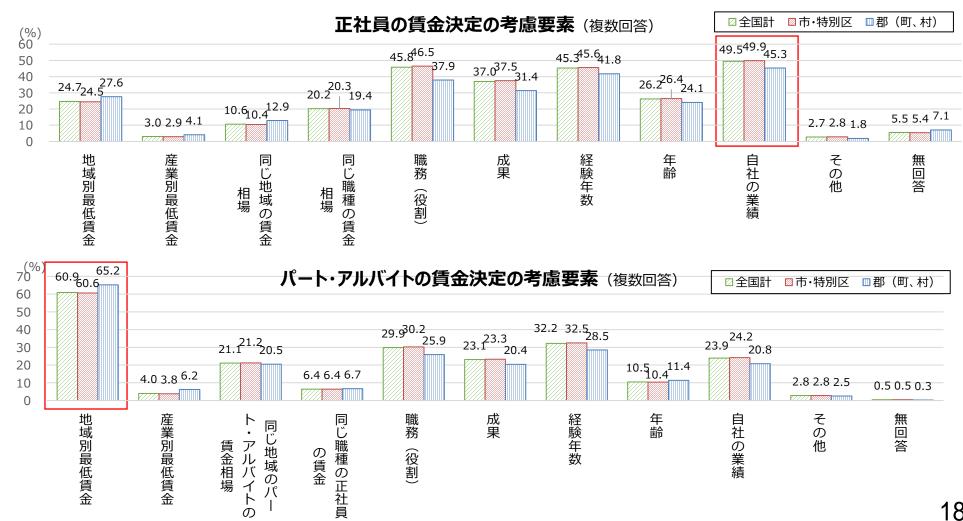
事業所内(※)で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡(町、村)よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡(町、村)では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。



(注) 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当 臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。 186

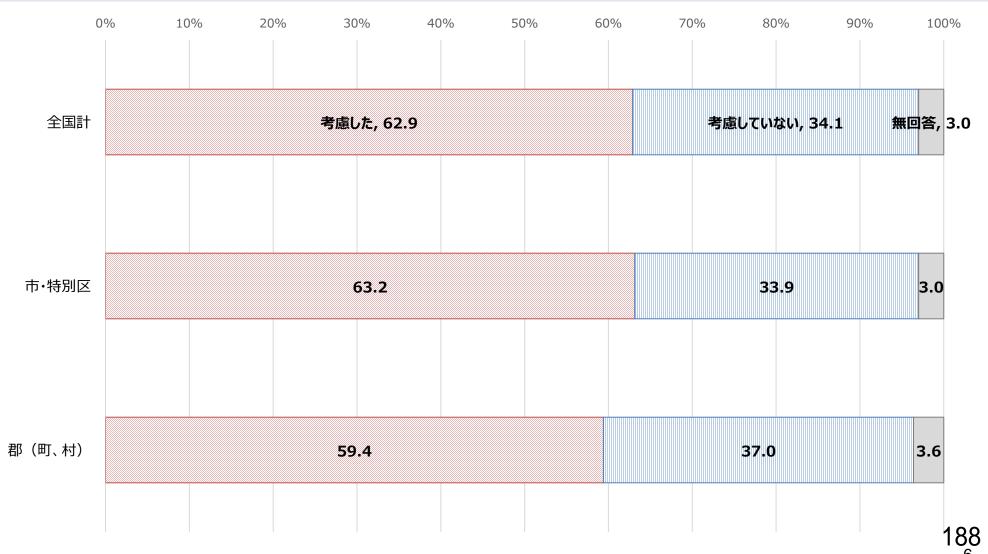
#### 正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。



## 賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。



(注)集計対象企業(8,666社)のうち、直近1年間に従業員(正社員あるいは非正社員のいずれか)の賃金を「引き上げた」企業(6,328社)について集計。

## 最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は41.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

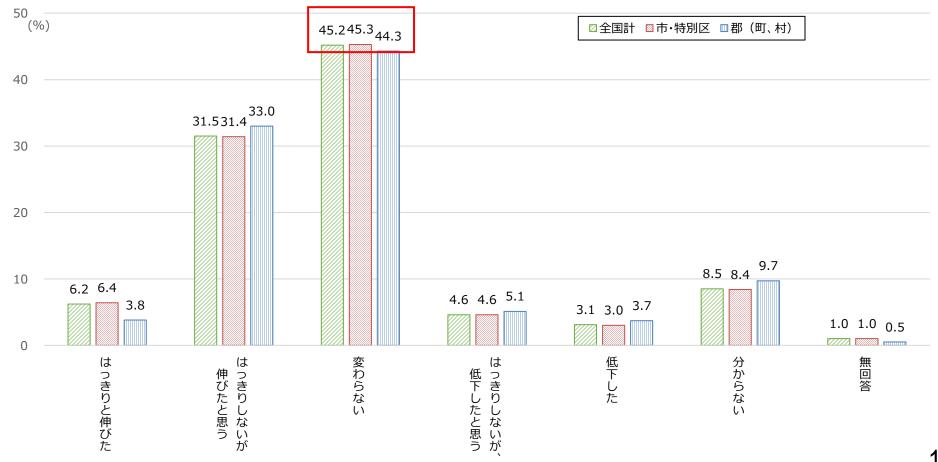
#### 2024年の最低賃金引上げに対する取組の有無



## 最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

#### 最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

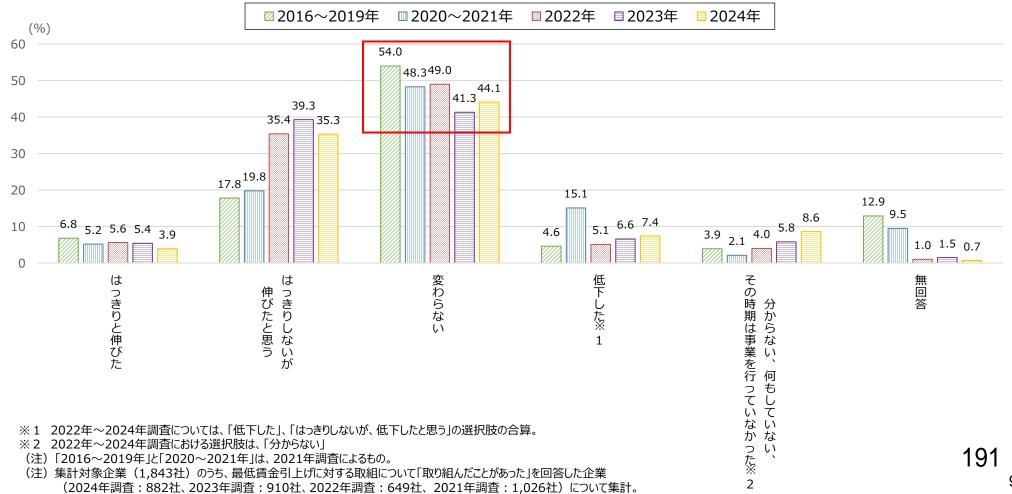


190

## 最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

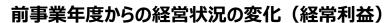
- 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たり の生産や売上が伸びたか尋ねたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はっき りとしないが、伸びたと思う上が、2016~2019年、2020~2021年と比べて増加している。

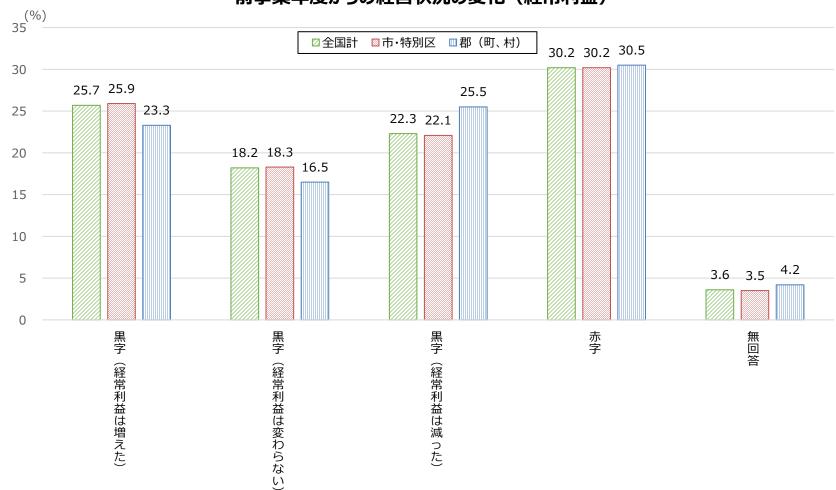
#### 最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



### 前事業年度からの経営状況の変化(経常利益)

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字(経常利益は増えた)」が最も多く、郡(町、村)では「黒字(経常利益は減った)」が最も多かった。





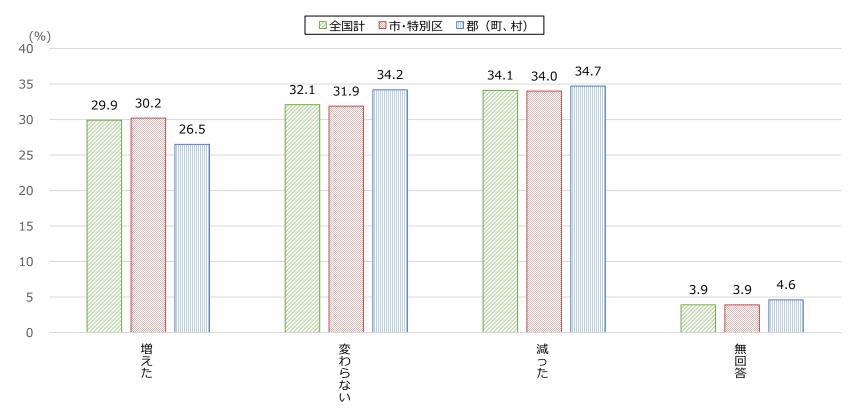
192

10

## 前事業年度からの経営状況の変化(生産・売上額)

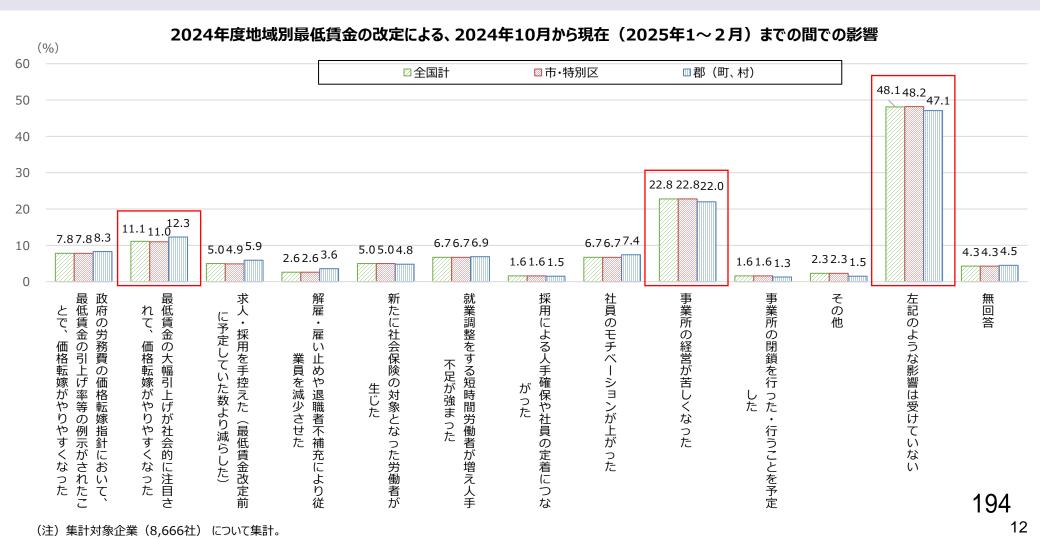
前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」はそれ ぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡(町、村)は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれ ぞ35%程度となっている。

#### 前事業年度からの経営状況の変化(生産・売上高)



#### 2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

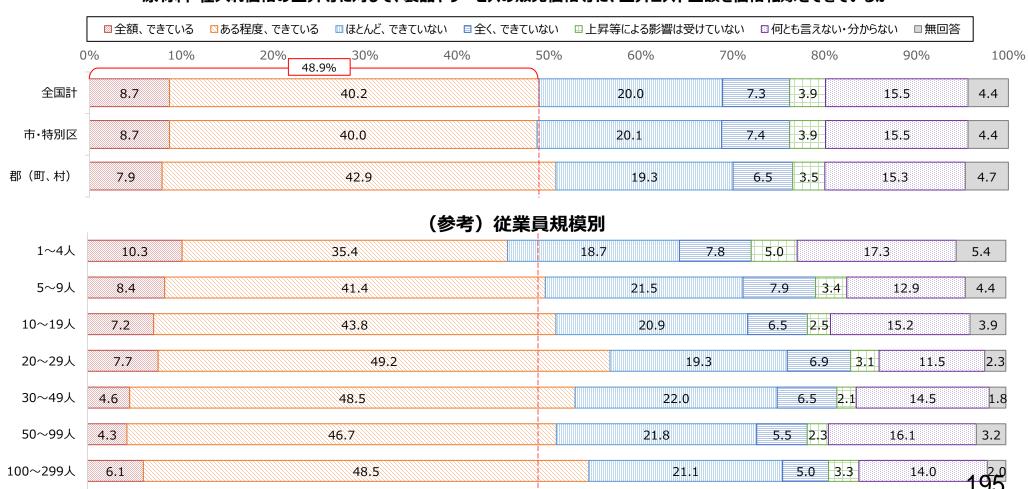
2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在(2025年1~2月)までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。



#### 原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見て取れない。

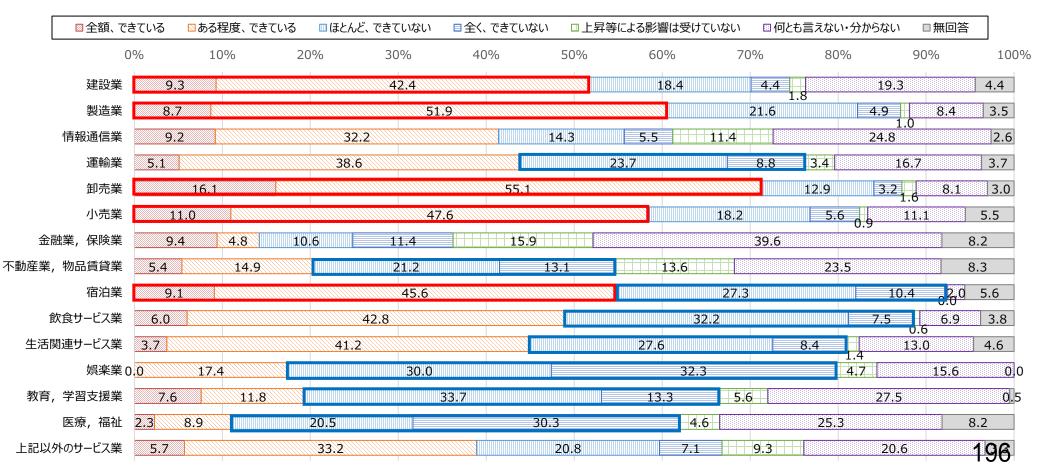
原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁をできているか



## 原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が5割を超える業種(建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業)もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種(運輸業、不動産業,物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉)もある。

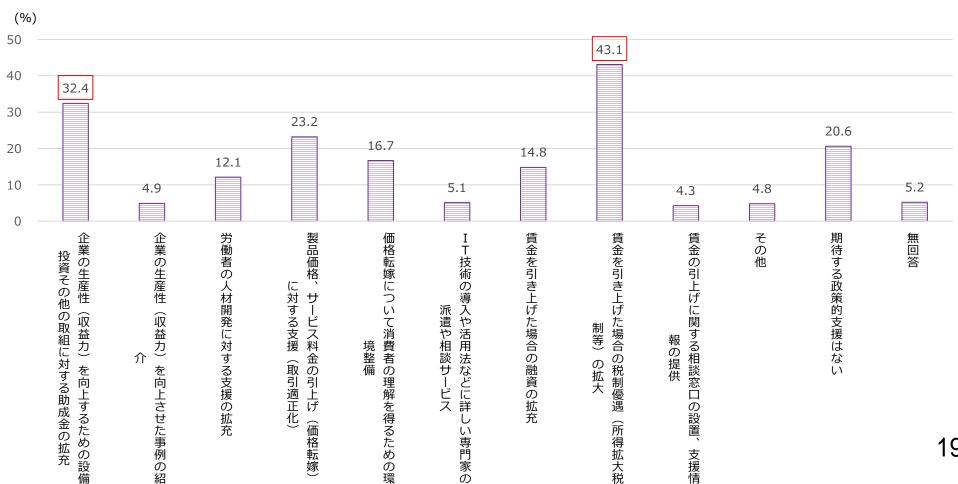
#### (参考) 業種別



### 最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引上げた場合の税制優遇 (所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助 成金の拡充」が多い。

#### 最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援



株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」 (2025年)の概要(速報)

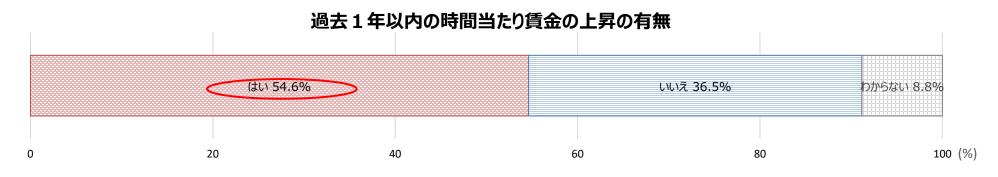


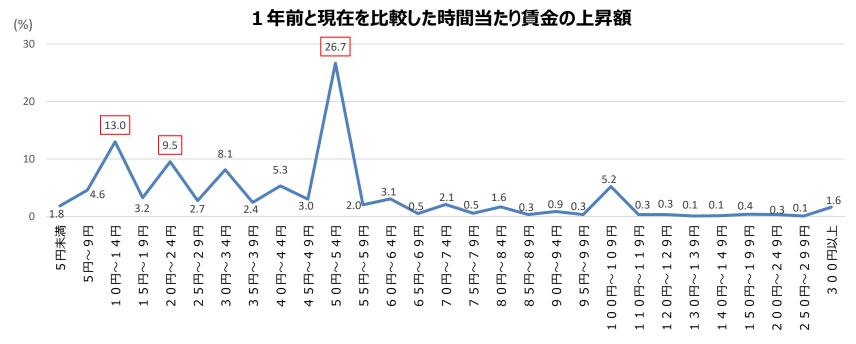
# 株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2025年)の概要(速報)

	実施機関	株式会社ナビット(厚生労働省委託事業)								
調査の概要	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。(本資料中「2025年調査」と表記)なお、株式会社NTTデータ経営研究所(厚生労働省委託事業)「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2024年)は、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。(本資料中「2024年調査」と表記)								
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(以下、本 調査において「最賃近傍雇用者」という。)※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。								
	調査方法	WEB上でのモニター調査								
	調査期間	2025年5月2日~12日								
	集計対象者 数	集計対象者数:3,000人								
	集計対象者 の主な属性	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域	区分】			
		男性	798人	29歳以下	679人	Aランク	1,438人			
		女性	2,202人	30~39歳	277人	Bランク	1,302人			
		合計	3,000人	40~49歳	482人	Cランク	260人			
集計対象				50~59歳	625人	合計	3,000人			
者数等				60歳以上	937人					
		合計 3,000人  ※ 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性(性別・年齢階級・勤務地の地域区分)別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。								
	備考						する実態把握のためのあるため、数値が改訂。			

#### 過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

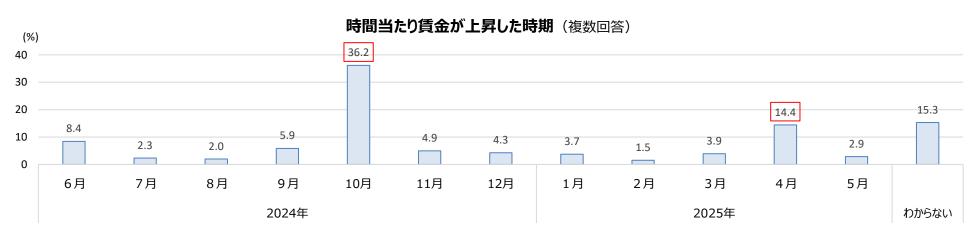
● 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が上昇したのは54.6%であり、賃金上昇額は「50〜54円」 (26.7%)、「10〜14円」(13.0%)、「20〜24円」(9.5%) の順に多くなっている。

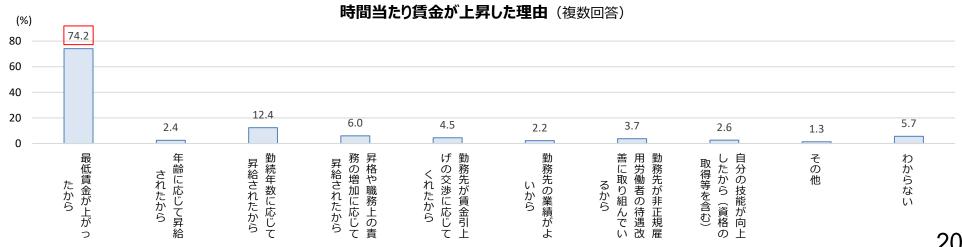




### 過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2024年10月」 (36.2%) が最も多く、 「2025年4月」(14.4%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、 「最低賃金が上がったから」(74.2%)が最 も多くなっている。

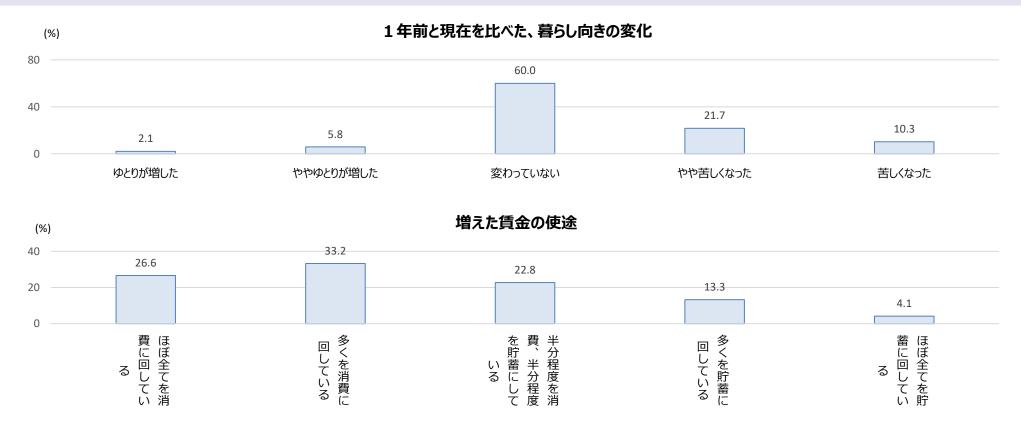




201

## 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、 増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

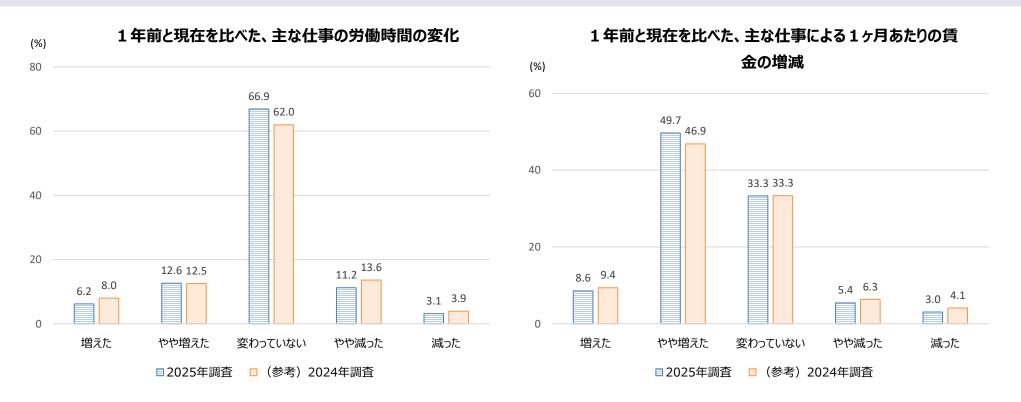


(注)過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,214人)について集計。 増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(707人)について集計 202

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。 20

#### 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

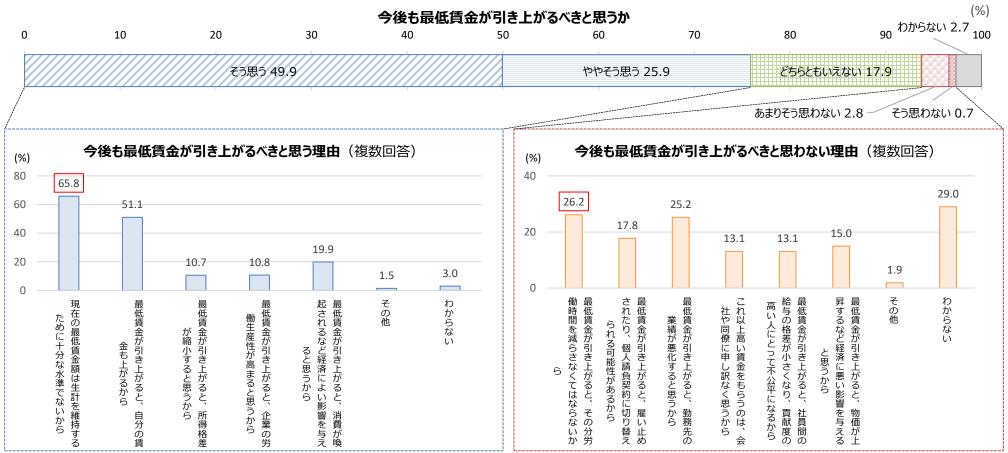
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が66.9%と最も多く、2024年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月 あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計58.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計8.5%となっており、2024年調査の結果と同じ傾向であった。



(注)過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(2025年調査:1,214人、2024年調査:1,187人)について集計。 203 ※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

#### 今後の最低賃金引上げに関する見解

● 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.9%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.6%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が65.8%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が26.2%と最も多くなっている。



(注)今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者(3,000人)について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかに ついて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者(2,276人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「あまりそう思わるしたる」「そう思わない」と回答した者(107人)について集計。

<sup>※</sup> 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。